

山陽小野田市地域防災計画

【資料編】

令和8年6月

山陽小野田市防災会議

【資料編目次】

1 防災組織

(1) 山陽小野田市防災会議条例	1
(2) 山陽小野田市防災会議運営要綱	4
(3) 山陽小野田市災害対策本部条例	6
(4) 山陽小野田市防災会議委員名簿	8
(5) 防災関係機関一覧	9
(6) 災害拠点病院等一覧	11
(7) 宇部・山陽小野田消防局の組織	12
(8) 山陽小野田市消防団の組織	13
(9) 赤十字奉仕団の現況	13

2 観測、予報施設

(1) 水位観測施設一覧	14
(2) 潮位観測施設一覧	15
(3) 雨量観測施設一覧	15
(4) 地震観測施設一覧	16
(5) ダム観測施設一覧	16

3 通信

(1) 山陽小野田市防災無線番号一覧	17
(2) 防災携帯電話番号一覧	18
(3) 災害時用公衆電話設置避難場所一覧	19

4 災害危険区域

(1)-① 重要水防箇所（河川関係）	20
(1)-② 重要水防箇所（海岸関係）	21
(2) 危険ため池一覧	22
(3)-① 山地災害危険地区一覧（山腹崩壊危険地区）	23
(3)-② 山地災害危険地区一覧（崩壊土砂流出危険地区）	25
(4)-① 土砂災害警戒区域数一覧	26
(4)-② 土砂災害特別警戒区域数一覧	26
(4)-③ ア 種類別指定箇所一覧（土砂災害警戒区域・急傾斜地の崩壊）	27
(4)-③ イ 種類別指定箇所一覧（土砂災害警戒区域・土石流）	36
(4)-③ ウ 種類別指定箇所一覧（土砂災害警戒区域・地すべり）	39
(4)-④ ア 種類別指定箇所一覧（土砂災害特別警戒区域・急傾斜地の崩壊）	40
(4)-④ イ 種類別指定箇所一覧（土砂災害特別警戒区域・土石流）	49
(5)-① 土砂災害警戒区域等（土石流危険溪流等一覧）	52
(5)-② 土砂災害警戒区域等（地すべり危険箇所一覧）	54

(5)-③ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地崩壊危険箇所等一覧）	55
(6) 砂防指定地一覧	72
(7) 地すべり防止区域一覧	73
(8) 急傾斜地崩壊危険区域一覧	74
(9) 災害による孤立危険区域一覧	75
(10)-① 水防警報区域（河川関係）	75
(10)-② 水防警報区域（海岸関係）	75
(11) 用途地域、防火地域、準防火地域指定一覧	76
(12) 消防関係防火対象物一覧	77
(13) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	78
(14) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	79
(15) 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	80
(16) 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	81

5 危険物の所在

(1) 危険物製造所、貯蔵所、取扱所等所在数（消防法関係）	83
(2) 危険物等の主要事業所（消防法関係）	83
(3) 液化石油ガス製造事業所の所在状況	84
(4) 高圧ガス製造所、貯蔵所数一覧	84
(5) 毒物劇物製造所	85
(6) 放射性物質の所在状況	85
(7) 火薬類製造所	86
(8) 火薬庫所在状況	86

6 指定緊急避難場所及び指定避難所

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	87
-----------------------	----

7 防災物資・施設・資機材

(1) 市所有車両一覧	89
(2) 火葬場現況一覧	91
(3) 下水処理場一覧	91
(4) 排水機場一覧	92
(5) 樋門・水門・堰一覧	93
(6) 海岸保全施設（陸閘）一覧	94
(7) ごみ収集車保有状況	95
(8) 一般廃棄物処理施設の状況	95
(9) 一般廃棄物最終処分場の状況	95
(10) し尿処理施設の状況	96
(11) 水道事業者防災関係備蓄資機材一覧	96
(12) 消防車両等一覧	97
(13) 消防水利の現況	98

(14) 化学消火剤の備蓄状況（消防）	98
(15) 化学消火剤等の備蓄状況（事業所）	98
(16) 防災倉庫・水防倉庫現況	99
(17) 応急仮設住宅候補地	101

8 輸 送

(1) 緊急輸送道路路線一覧	102
(2) 港湾施設一覧	103
(3) 避難港および避泊地としての適正、収容能力	103
(4) 緊急通行車両標章	104

9 応援協定

(1) 応援協定一覧（市）	105
(1)-1 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定・覚書（小野田市医師会他）	109
(1)-2 災害時等における緊急放送に関する協定（株式会社エフエムきらら）	111
(1)-3 避難所の開設に係る覚書（山口県立小野田高等学校）	113
(1)-4 避難所の開設に係る覚書（山口県立小野田工業高等学校）	115
(1)-5 大規模災害時における応急対策業務に関する協定（小野田建設倶楽部協同組合）	117
(1)-6 大規模災害時における応急対策業務に関する協定（山陽小野田市建設業協会）	119
(1)-7 大規模災害時における応急対策業務に関する協定（あさ建設協同組合）	121
(1)-8 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（石油基地自治体協議会加盟市町）	123
(1)-9 山口県及び市町相互間の災害時相互応援協定書	128
(1)-10 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）	131
(1)-11 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	132
(1)-12 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（山陽小野田電気工事協会）	136
(1)-13 災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書（山口県行政書士会）	138
(1)-14 災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書 （生活協同組合コープやまぐち）	141
(1)-15 災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書 （合資会社山陽清掃社、株式会社小野田公衛社）	145
(1)-16 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書（合資会社山陽清掃社）	148
(1)-17 災害時における物資の供給に関する協定書（山口県LPガス協会宇部・小野田支部）	150
(1)-18 災害時における物資の供給に関する協定書（山口県LPガス協会厚狭支部）	152
(1)-19 特設公衆電話の設置、利用及び管理に関する協定書（NTT西日本株式会社）	154
(1)-20 災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書（山陽小野田市社会福祉協議会）	157
(1)-21 災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書（セツカートン株式会社）	159
(1)-22 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）	163
(1)-23 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）	166
(1)-24 大規模災害時における支援活動に関する協定書（建設労働組合小野田支部）	168
(1)-25 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ）	170
(1)-26 災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書	

	(株式会社丸久)	173
(1)-27	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書 (富士商株式会社)	176
(1)-28	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	180
(1)-29	災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定書 (有限会社アクア)	183
(1)-30	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書 (菊乃関工業株式会社)	187
(1)-31	災害時における支援及び協力に関する協定 (三成建設株式会社)	191
(1)-32	災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ジュンテンドー)	195
(1)-33	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (小野田老人ホーム)	199
(1)-34	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (みつば園)	202
(1)-35	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (小野田心和園)	205
(1)-36	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (長生園)	208
(1)-37	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (ケアタウン フクシア紫苑)	211
(1)-38	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (ケアタウン あさ紫苑)	214
(1)-39	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (長寿園)	217
(1)-40	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (高千帆苑)	220
(1)-41	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (サンライフ山陽)	223
(1)-42	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (あんじゅ)	226
(1)-43	災害時における物資の調達及び供給に関する協定 (株式会社グッデイ)	229
(1)-44	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定 (山口県産業ドローン協会)	234
(1)-45	包括的連携に関する協定 (日本郵便株式会社山陽小野田市内郵便局)	239
(1)-46	災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書 (中国電力ネットワーク株式会社)	241
(1)-47	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定 (日産化学株式会社小野田工場)	245
(1)-48	災害時等における緊急放送に関する協定 (株式会社FM山陽小野田)	250
(1)-49	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設に係る覚書 (山口東京理科大学)	254
(1)-50	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書 (株式会社アクティオ中国支店)	257
(1)-51	災害時等での施設利用の協力に関する協定書 (株式会社ダイナム山口小野田店)	261
(1)-52	指定緊急避難場所の開設に係る覚書 (山口県立厚狭高等学校)	268
(1)-53	災害時における応急対策業務及び一時避難場所としての施設の使用に関する協定書 (嶋田工業株式会社)	271
(1)-54	災害時における施設利用の協力に関する協定書 (株式会社ユニマットプレシヤス山陽グリーンゴルフコース)	275
(1)-55	災害時における施設利用の協力に関する協定書 (株式会社ユニマットプレシヤス厚狭ゴルフ倶楽部)	278
(1)-56	災害時における施設利用の協力に関する協定書 (日本ゴルフ場企画株式会社プレジデントカントリー倶楽部山陽)	281
(1)-57	災害時における施設利用の協力に関する協定書 (長陽観光開発株式会社長陽カントリークラブ)	284
(1)-58	災害時における物資輸送等に関する協定書 (福山通運株式会社 宇部支店)	287
(1)-60	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書 (光東株式会社)	290

(1)-61	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社キロク）	295
(1)-62	津波時の避難番所としての使用に関する協定書（共英製鋼株式会社）	299
(2)	応援協定一覧（消防）	302
(2)-1	中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書	303
(2)-2	山口県内広域消防相互応援協定書	307
(2)-3	山口県消防防災ヘリコプター応援協定	311
(2)-4	宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との船舶消火に関する業務協定	314
(2)-5	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	316
(2)-6	救急車医師同乗システムに関する協定書	317
(2)-7	石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書	319
(2)-8	「母体・新生児救急搬送マニュアル」に係る救急業務相互応援協定書	321
(2)-9	ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ	325
(2)-10	ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ	328
(2)-11	ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ	331
(2)-12	エボラ出血熱患者の移送に関する協定書	334
(2)-13	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	336
(2)-14	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	337
(2)-15	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	338
(3)	応援協定一覧（水道局）	339
(3)-1	中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	340
(3)-2	相互融通配水管の維持管理等に関する覚書	345
(3)-3	公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	347
(3)-4	公益社団法人日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱	353

10 その他

(1)	自主防災組織の現況	362
(2)	電力施設の現況	363
(3)	災害時におけるヘリコプター離着陸場の予定地	363
(4)	指定文化財一覧	364
(5)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	376
(6)	被害程度の認定基準	371
(7)	山口県広域消防応援・受援基本計画	375
(7)-1	山口県内広域消防応援計画	375
(7)-2	山口県緊急消防援助隊受援計画	380
(7)-3	広域航空消防応援の受援実施	386
(7)-4	緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画	388
(8)	災害の記録	395

11 様式集

(1)	事前措置予告通知書	403
(2)	被害発生報告様式	404
(3)	自衛隊の災害派遣要請依頼書	408

(4)	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書	409
(5)	山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書	410
(6)	災害等状況報告書（ヘリコプター緊急運航）	411

1 防災組織

[1-(1)]山陽小野田市防災会議条例

平成17年3月22日

条例第173号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、山陽小野田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山陽小野田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 宇部・山陽小野田消防組合消防長
 - (7) 消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10) その他市長が特に必要があると認めて任命する者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第34号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日後初めて任命される第3条第5項第9号及び第10号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行の日において既に任命されている同条第5項第8号の委員の残任期間と同一とすることができる。

[1-(2)]山陽小野田市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市防災会議条例(平成17年山陽小野田市条例第172号)第6条の規定により、山陽小野田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(委員の代理等)

第3条 防災会議の円滑な運営をはかるため、委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員があらかじめ指定し、会長に届け出ておかなければならない。

(応急な場合の措置)

第4条 会長は次の各号に掲げる場合は関係のある委員の意見を聞いて、次条に掲げる処理事項につき決定することができるものとする。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くことができないとき。

(2) 決定する事項が一部の特定の機関のみ関係がある事項で、早急な措置を要するとき。

(3) その他軽易な事項で、早急な措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議においてその旨を報告しなければならない。

(応急な場合等の処理事項)

第5条 前条第1項の場合において、会長が処理できる事項は次のとおりとする。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

- (2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 市防災会議の協同設置又は不設置の承認について、知事に意見を具申すること。
- (4) 市防災会議の協議会の設置について、知事に意見を具申すること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置について、知事に意見を具申すること。
- (7) 市防災計画の作成又は修正について、知事に意見を具申すること。
- (8) その他緊急を要する事態の発生において、早急な決定を要する事項
(部会)

第6条 部会の設置及び運営について必要な事項は、その都度会長が防災会議に諮って定める。

(幹事会)

第7条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する委員が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、議事の内容に応じ必要な幹事のみ招集することができる。
- 4 幹事会の円滑な運営をはかるため、必要により常任幹事若干人を置くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は平成19年2月8日から施行する。

[1-(3)]山陽小野田市災害対策本部条例

平成17年3月22日

条例第172号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

[1-(4)]山陽小野田市防災会議委員名簿

区分	機関名及び職名
1号委員	九州運輸局下関海事事務所長
1号委員	宇部海上保安署長
1号委員	国土交通省中国地方整備局宇部国道維持出張所長
1号委員	宇部労働基準監督署長
2号委員	山口県宇部県民局長
2号委員	山口県宇部土木建築事務所長
2号委員	山口県美祢農林水産事務所長
2号委員	山口県宇部港湾管理事務所長
2号委員	山口県宇部健康福祉センター所長
3号委員	山口県山陽小野田警察署長
4号委員	山陽小野田市副市長
4号委員	山陽小野田市総務部長
4号委員	山陽小野田市企画部長
4号委員	山陽小野田市市民部長
4号委員	山陽小野田市福祉部長
4号委員	山陽小野田市建設部長
4号委員	山陽小野田市経済部長
4号委員	山陽小野田市山陽総合事務所長
4号委員	山陽小野田市水道局長
4号委員	山陽小野田市病院局長
5号委員	山陽小野田市教育委員会教育長
6号委員	宇部・山陽小野田消防局消防長
7号委員	山陽小野田市消防団長
8号委員	NTT西日本(株)山口支店長
8号委員	西日本旅客鉄道(株)宇部管理駅長
8号委員	中国電力ネットワーク(株)宇部ネットワークセンター所長
8号委員	サンデン交通(株)小月営業所長
8号委員	山陽小野田医師会長
8号委員	日本通運(株)宇部支店長
8号委員	山口合同ガス(株)宇部支店長
8号委員	西日本高速道路(株)中国支社山口高速道路事務所長
9号委員	山陽小野田市地域づくり連合会 会長
10号委員	山陽小野田市女性団体連絡協議会 副会長
10号委員	山陽小野田市民生児童委員協議会 理事
10号委員	山陽小野田市社会福祉協議会 常務理事

[1-(5)]防災関係機関一覧

機 関 名	所 在 地	窓 口	電 話 番 号
山陽小野田市 本 庁	山陽小野田市日の出一丁目1-1	代表	0836-82-1111
山陽小野田市 "	山陽小野田市日の出一丁目1-1	総務課	0836-82-1122
山陽小野田市 山陽総合事務所	山陽小野田市大字鴨庄94		0836-72-1111
山陽小野田市 南 支 所	山陽小野田市赤崎一丁目1-1		0836-88-0151
山陽小野田市 埴 生 支 所	山陽小野田市大字埴生525-1		0836-76-0001
山陽小野田市 公 園 通 出 張 所	山陽小野田市中央二丁目3-1		0836-83-2229
山陽小野田市 厚 陽 出 張 所	山陽小野田市大字郡3226-11		0836-74-8400
山陽小野田市 山陽小野田市水道局	山陽小野田市新生一丁目8-22	総務課	0836-83-4111
山陽小野田市 山陽小野田市病院局	山陽小野田市大字東高泊1863-1	総務課	0836-84-3536
消 防 機 関	宇部・山陽小野田消防局	宇部市港町二丁目3-30	0836-21-6111
消 防 機 関	小 野 田 消 防 署	山陽小野田市高栄一丁目6-1	0836-83-0119
消 防 機 関	山 陽 消 防 署	山陽小野田市大字厚狭487-9	0836-71-0119
山 口 県	防 災 危 機 管 理 課	山口市山口市滝町1-1	防災企画班 083-933-2360
山 口 県	"	山口市山口市滝町1-1	危機対策班 083-933-2370
山 口 県	"	山口市山口市滝町1-1	通信管理班 083-933-2380
山 口 県	消 防 保 安 課	山口市山口市滝町1-1	消防救急班 083-933-2399
山 口 県	"	山口市山口市滝町1-1	産業保安班 083-933-2374
山 口 県	消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	宇部市沖宇部625	0836-37-6422
山 口 県	宇 部 県 民 局	宇部市琴芝町一丁目1-50	0836-38-2116
山 口 県	宇 部 県 税 事 務 所	宇部市琴芝町一丁目1-50	0836-21-2111
山 口 県	宇 部 土 木 建 築 事 務 所	宇部市琴芝町一丁目1-50	0836-21-7125
山 口 県	宇 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー	宇部市琴芝町一丁目1-50	0836-31-3200
山 口 県	美 祢 農 林 水 産 事 務 所	美祢市大嶺町東分3449-5	0837-52-1070
山 口 県	宇 部 港 湾 管 理 事 務 所	宇部市港町一丁目5-5	0836-31-3311
警 察	山 陽 小 野 田 警 察 署	山陽小野田市日の出一丁目6-10	0836-84-0110
指 定 地 方 行 政 機 関	中 国 財 務 局 山 口 財 務 事 務 所	山口市河原町6-16	083-922-2190
指 定 地 方 行 政 機 関	中 国 四 国 農 政 局 山 口 県 拠 点	山口市河原町6-16	083-922-5200
指 定 地 方 行 政 機 関	近 畿 中 国 森 林 管 理 局 山 口 森 林 管 理 事 務 所	山口市野田35-1	083-922-0386
指 定 地 方 行 政 機 関	中 国 經 済 産 業 局	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5615
指 定 地 方 行 政 機 関	中 国 四 国 産 業 保 安 監 督 部	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5753
指 定 地 方 行 政 機 関	中 国 運 輸 局 山 口 運 輸 支 局	山口市宝町1-8	083-922-5335
指 定 地 方 行 政 機 関	九 州 運 輸 局 下 関 海 事 事 務 所	下関市東大和町一丁目7-1	083-266-7151
指 定 地 方 行 政 機 関	大 阪 航 空 局 山 口 宇 部 空 港 出 張 所	宇部市大字沖宇部625番地17	0836-21-9860
指 定 地 方 行 政 機 関	第 七 管 区 海 上 保 安 本 部 宇 部 海 上 保 安 署	宇部市新町10-33	0836-21-2410
指 定 地 方 行 政 機 関	福 岡 管 区 気 象 台 下 関 地 方 気 象 台	下関市竹崎町4-6-1	083-234-4005

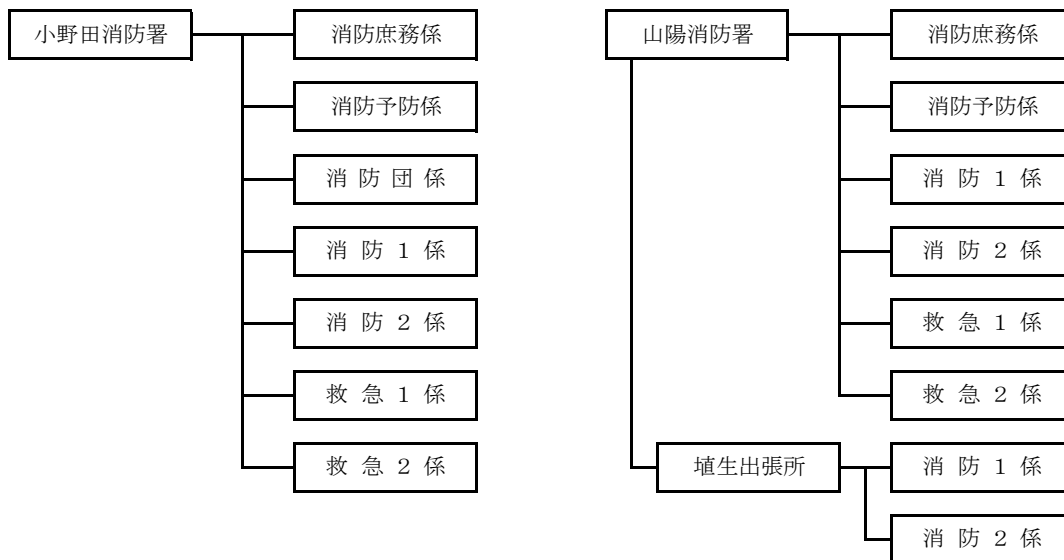
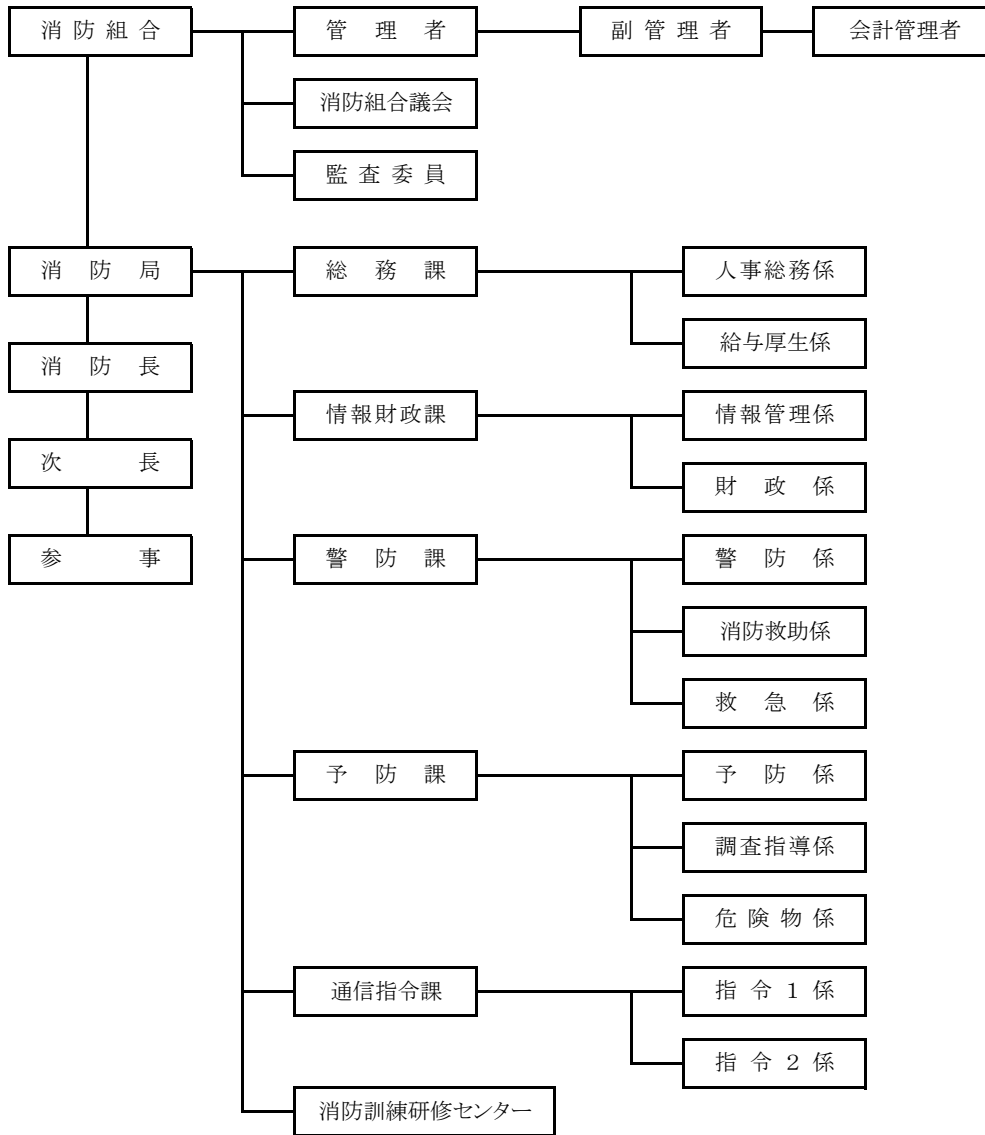
機 関 名	所 在 地	窓 口	電 話 番 号
指 定 地 方 機 関 指 行 政 機 関 中 国 総 合 通 信 局	広 島 市 中 区 東 白 島 町 19-36	無 線 通 信 部	082-222-3425
指 定 地 方 機 関 指 行 政 機 関 山 口 労 働 基 準 監 督 署 宇 部 労 働 基 準 監 督 署	宇 部 市 新 町 10-33		0836-31-4500
指 定 地 方 機 関 指 行 政 機 関 中 国 地 方 整 備 局 宇 部 国 道 維 持 出 張 所	宇 部 市 南 浜 町 一 丁 目 9-18		0836-34-5432
指 定 地 方 機 関 指 行 政 機 関 国 土 地 理 院 中 国 地 方 測 量 部	広 島 市 中 区 上 八 丁 堀 6-30		082-221-9743
自 衛 隊 陸 上 自 衛 隊 第 1 7 普 通 科 連 隊	山 口 市 大 字 上 宇 野 令 784		083-922-2281
自 衛 隊 海 上 自 衛 隊 小 月 教 育 航 空 群	下 関 市 松 屋 本 町 3-2-1		083-282-1180
指 定 公 共 機 関	日 本 銀 行 下 関 支 店	下 関 市 岬 之 町 7-1	083-233-3111
指 定 公 共 機 関	日 本 赤 十 字 社 山 口 県 支 部	山 口 市 野 田 172-5	083-922-0102
指 定 公 共 機 関	日 本 放 送 協 会 山 口 放 送 局	山 口 市 中 園 町 2-1	083-921-3737
指 定 公 共 機 関	西 日 本 高 速 道 路 株 社 中 国 支 社	広 島 市 安 佐 南 区 緑 井 二 丁 目 26-1	082-831-4453
指 定 公 共 機 関	日 本 貨 物 鉄 道 株 社 関 西 支 社 広 島 支 店	広 島 市 中 区 銀 山 町 3-1	082-264-0806
指 定 公 共 機 関	(独) 国 立 病 院 機 構 中 国 四 国 グ ル ー プ	東 広 島 市 西 条 町 寺 家 513	082-493-6606
指 定 公 共 機 関	N T T 西 日 本 株 社 山 口 支 店	山 口 市 熊 野 町 4-5	083-923-4281
指 定 公 共 機 関	株 N T T ド コ モ 中 国 支 社 山 口 支 店	山 口 市 熊 野 町 1-15	083-901-2100
指 定 公 共 機 関	日 本 通 運 株 宇 部 支 店	宇 部 市 明 神 町 1-9-7	0836-21-5135
指 定 公 共 機 関	中 国 電 力 ネットワーク 株 宇 部 ネットワーク センター	宇 部 市 相 生 町 7-36	0836-22-9516
指 定 公 共 機 関	中 国 電 力 株	山 陽 小 野 田 市 新 沖 二 丁 目 1-1	新 小 野 田 発 電 所 0836-88-2460
指 定 公 共 機 関	西 日 本 旅 客 鉄 道 株 中 国 統 括 本 部	広 島 市 東 区 上 大 須 賀 町 15-20	083-972-6955
指 定 公 共 機 関	小 野 田 郵 便 局	山 陽 小 野 田 市 中 川 四 丁 目 4-5	0836-83-2502
指 定 公 共 機 関	厚 狭 郵 便 局	山 陽 小 野 田 市 厚 狭 一 丁 目 6-30	0836-72-1132
指 定 地 方 公 共 機 関	山 陽 小 野 田 医 師 会	山 陽 小 野 田 市 大 字 東 高 泊 1947-1	0836-83-4392
指 定 地 方 公 共 機 関	山 口 合 同 ガ ス 株 宇 部 支 店	宇 部 市 神 原 町 二 丁 目 6-72	0836-31-0200
指 定 地 方 公 共 機 関	山 口 合 同 ガ ス 株 宇 部 支 店 小 野 田 営 業 所	山 陽 小 野 田 市 大 字 小 野 田 7525-32	0836-83-4495
指 定 地 方 公 共 機 関	サ ン デ ン 交 通 株 小 月 営 業 所	下 関 市 王 喜 本 町 四 丁 目 5-1	083-282-0606
指 定 地 方 公 共 機 関	(公 社) 山 口 県 バ ス 協 会	山 口 市 葵 一 丁 目 5-58	083-922-5031
指 定 地 方 公 共 機 関	(社) 山 口 県 ト ラ ッ ク 協 会	山 口 市 宝 町 2-84	083-922-0978
指 定 地 方 公 共 機 関	(公 社) 山 口 県 看 護 協 会	防 府 市 上 右 田 2686	0835-24-5790
指 定 地 方 公 共 機 関	山 口 放 送 株	周 南 市 大 字 徳 山 5853-2	事 件 ・ 事 故 に つ い て 0834-22-2727
指 定 地 方 公 共 機 関	テ レ ビ 山 口 株	山 口 市 大 内 千 坊 六 丁 目 7-1	報 道 083-923-6113
指 定 地 方 公 共 機 関	山 口 朝 日 放 送 株	山 口 市 中 央 三 丁 目 5-25	050-3085-5152
指 定 地 方 公 共 機 関	株 エ フ エ ム 山 口	山 口 市 緑 町 3-31	083-923-2100

[1-(6)]災害拠点病院等一覧

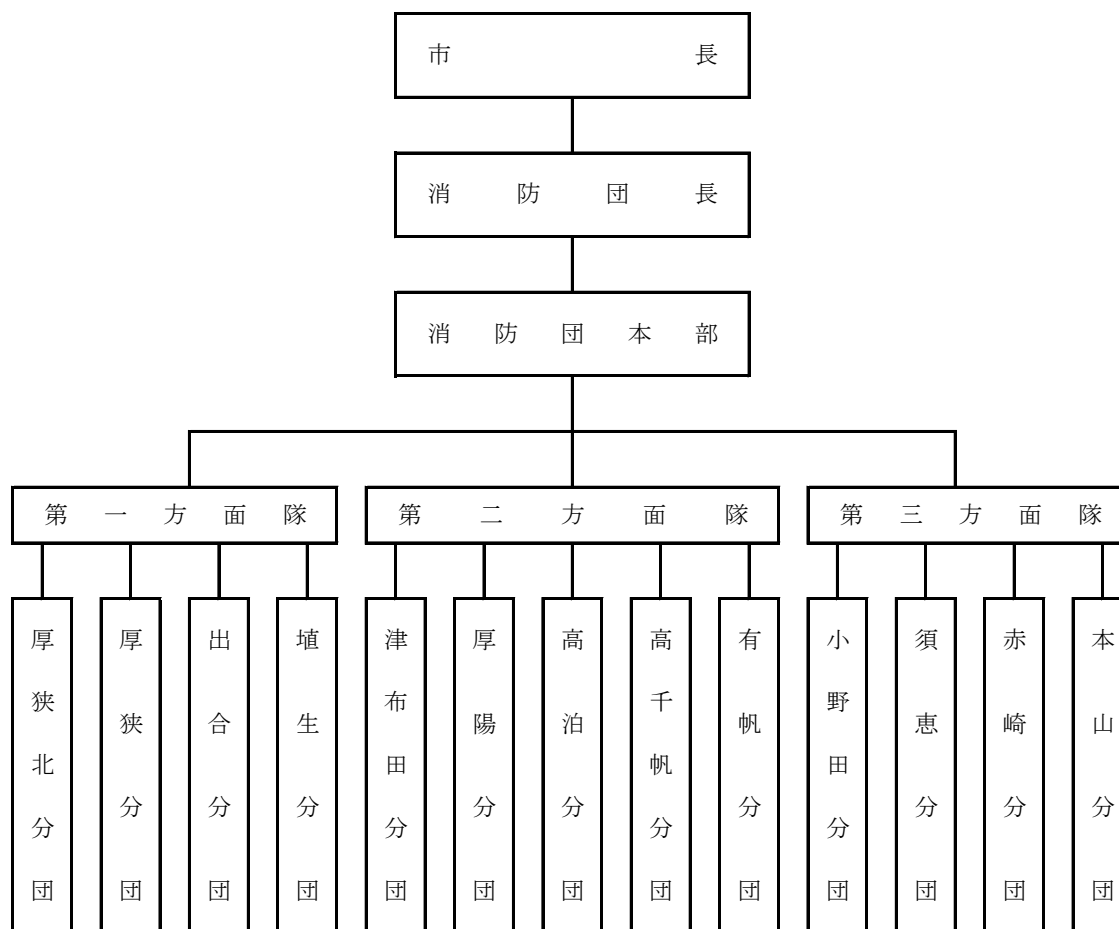
災害 拠点病院	救急 病院	病 院 名	所 在 地	電 話 番 号	保 有 DMAT数	診 療 科 目 (救 急 関 係)	総 病 床 数
○	○	独立行政法人 労働者健康安全機構 山口労災病院	山陽小野田市 大字小野田1315-4	0836-83- 2881	3	外・内・整・脳 外・小・産・その 他	313
○	○	山陽小野田市立 山陽小野田市民病院	山陽小野田市 大字東高泊1863-1	0836-83- 2355	2	外・内・整・産・ その他	215

[1-(7)]宇部・山陽小野田消防局の組織

(宇部・山陽小野田消防組合)



[1-(8)]山陽小野田市消防団の組織



[1-(9)]赤十字奉仕団の現況

団名	結成年月日	分団数	団員数(人)
山陽小野田市赤十字奉仕団	S35.4.1	4	540

2 観測、予報施設

[2-(1)]水位観測施設一覧

河川名	施設名	位置	観測機器	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	堤防高(m)		所管	対応する水防 警報発令区間
								左岸	右岸		
有帆川	有帆新橋 水位局	山陽小野田市大 字有帆字砂河原 762番地3	水位計・カメラ	1.70	2.80	-	5.00	6.58	6.48	山口県(水位計) 山陽小野田市(カメラ)	県道伊佐地橋 ～河口まで
有帆川	沖田 水位局	宇部市大字船木 字地京田	水位計	1.20	2.00	-	2.90	3.40	4.10	山口県	県道伊佐地橋 ～河口まで
有帆川	土井 水位局	宇部市大字西万 倉 字不動	水位計	1.50	2.10	-	3.40	4.20	4.30	山口県	県道伊佐地橋 ～河口まで
厚狭川	第一松ヶ 瀬橋	山陽小野田市厚 狭4443地先	水位計・カメラ	1.60	2.90	-	4.20	5.23	4.94	山口県(水位計) 山陽小野田市(カメラ)	
厚狭川	厚狭大橋 水位局	山陽小野田市大 字郡 字加藤168-1	水位計・カメラ	1.80	3.10	-	4.50	6.80	6.70	山口県	随光川の合流点 ～河口まで
厚狭川	西厚保 水位局	美祿市西厚保町 本郷 字大村沖216番 地先	水位計	1.80	3.20	-	4.60	7.61	4.98	山口県	美祿市役所厚保出 張所～山陽小野田 市境まで
厚狭川	東厚保 水位局	美祿市東厚保町 字和田ノ沖1795- 1	水位計・カメラ	2.20	3.70	-	5.10	7.12	5.91	山口県	祖母ヶ浜内橋 ～美祿市役所厚保 出張所まで
糸根川	糸根川 水位局	山陽小野田市大 字殖生2207地先	水位計・カメラ	1.60	3.00	-	4.10	4.38	4.65	山口県(水位計) 山陽小野田市(カメラ)	
前場川	前場橋 水位局	山陽小野田市大 字殖生832地先	水位計・カメラ	1.20	2.40	-	3.50	5.09	5.10	山口県(水位計) 山陽小野田市(カメラ)	
大正川	石丸橋 水位局	山陽小野田市大 字山川314-1地 先	水位計・カメラ	1.00	2.00	-	2.90	4.74	5.05	山口県(水位計) 山陽小野田市(カメラ)	
大正川	大正川上 流水位局	山陽小野田市大 字山野井2917-3 地先	水位計・カメラ	-	-	-	-	4.50	3.92	山陽小野田市	
桜川	さくら橋 水位局	山陽小野田市桜 二丁目10-4地先	水位計・カメラ	0.70	1.60	-	2.30	3.76	3.87	山口県(水位計) 山陽小野田市(カメラ)	
桜川	桜川上流 水位局	山陽小野田市大 字山川1316-5地 先	水位計・カメラ	-	-	-	-	2.50	2.60	山陽小野田市	
長田屋川	長田屋川 水位局	山陽小野田市新 生三丁目9地先	水位計・カメラ	-	-	-	-	2.47	2.46	山陽小野田市	
沖中川	沖中川 水位局	山陽小野田市大 字東高泊字一ノ 貝柄塚1947-6地 先	水位計・カメラ	-	-	-	-	2.47	2.45	山陽小野田市	

[2-(2)]潮位観測施設一覧

港湾名	施設名	位置	観測機器	高潮注意報潮位	高潮警報潮位	所 管	電話番号
宇部港	宇部港観測所	宇部市沖の山	風向風速計	4.31m	4.81m	国土交通省 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所	0836-37-6700
宇部港	宇部港観測局	宇部市港町	風向風速計	4.31m	4.81m	宇部港湾管理事務所	0836-31-3311
小野田港	小野田港観測局	山陽小野田市新沖	風向風速計	4.47m	4.97m	宇部港湾管理事務所	0836-31-3311
刈屋漁港	刈屋漁港	山陽小野田市刈屋中村196	カメラ	-	-	山陽小野田市	0836-82-1122
梶漁港	梶漁港	山陽小野田市大字郡	カメラ	-	-	山陽小野田市	0836-82-1122
埴生港	前場川潮位局	山陽小野田市大字埴生	風向風速計	4.45m	4.95m	宇部土木建築事務所	0836-21-7125
下関港	弟子待検潮所	下関市彦島弟子待町一丁目5423-6	風向風速計	4.42m	4.82m	国土交通省 九州地方整備局 関門航路事務所	093-512-8091

[2-(3)]雨量観測施設一覧

施設名	位置	所 管	電話番号
大正川雨量局	山陽小野田市大字厚狭1645-3	山口県河川課 (土木防災情報システム)	083-933-3770
竜王雨量局	山陽小野田市須恵一丁目2	山口県河川課 (土木防災情報システム)	083-933-3770
東側雨量局	山陽小野田市大字埴生1726-1	山口県河川課 (土木防災情報システム)	083-933-3770
美祢大橋雨量局	美祢市大嶺町東分362-1	山口県河川課 (土木防災情報システム)	083-933-3770
西厚保雨量局	美祢市西厚保町本郷字大村沖216地先	山口県河川課 (土木防災情報システム)	083-933-3770
東厚保雨量局	美祢市東厚保町川東字和田ノ沖1795-1	山口県河川課 (土木防災情報システム)	083-933-3770
船木雨量局	宇部市大字船木365-1	山口県河川課 (土木防災情報システム)	083-933-3770
今富ダム雨量局	宇部市大字今富字薬師52の1	今富ダム管理所	—
黒五郎雨量局	宇部市大字奥万倉字黒五郎1631	今富ダム管理所	—
稲倉川雨量局	山陽小野田市大字厚狭5112-5 (消防団厚狭北分団庫敷地内)	山陽小野田市	0836-82-1122
山野井雨量局	山陽小野田市大字山野井323-1地先	山陽小野田市	0836-82-1122
埴生雨量局	山陽小野田市大字埴生2681-1地先	山陽小野田市	0836-82-1122
有帆川雨量局	山陽小野田市新有帆町810地先	山陽小野田市	0836-82-1122

[2-(4)]地震観測施設一覧

番号	設置者	設置場所	所在地	備考
1	山口県	山陽小野田市役所	山陽小野田市日の出一丁目1-1	
2	山口県	厚狭地区複合施設	山陽小野田市大字鴨庄94	

[2-(5)]ダム観測施設一覧

ダム名	水系	河川名	管理区分	位置	目的	平常時満水位 (EL・m)	洪水時満水位 (EL・m)	最大放流量 (m ³ /s)
今富ダム	有帆川	今富川	山口県土木建築部	宇部市今富	治水	86.40	93.50	41.0
美祢ダム	厚狭川	日永川	山口県企業局	美祢市大嶺	工業用水	109.0	110.1	-

3 通信

[3-(1)]山陽小野田市防災無線番号一覧

○半固定型無線機

番 号	設 置 場 所	番 号	設 置 場 所
36	市 役 所 (災 対 本 部)	37	山 陽 総 合 事 務 所

○携帯局

番 号	設 置 場 所	番 号	設 置 場 所
01	総務課	19	防災7
02	社会福祉課	20	防災8
03	土木課	21	防災9
04	下水道課	22	防災10
05	都市計画課	23	防災11
06	建築住宅課	24	防災12
07	環境課	25	防災13
08	農林水産課	26	防災14
09	教育総務課	27	防災15
10	地域活性化室	28	防災16
11	消防課	29	防災17
12	水道局総務課	30	防災18
13	防災1	31	防災19
14	防災2	32	防災20
15	防災3	33	防災21
16	防災4	34	防災22
17	防災5	35	防災23
18	防災6		

○ 車載無線機

番 号	設 置 場 所	所 管 課	車 種
38	車 載 局 1	総 務 課	防 災 パ ト ロ ー ル 車
39	車 載 局 2	社 会 福 祉 課	日 赤 フ ィ ッ ト
40	車 載 局 3	土 木 課	道 路 パ ト ロ ー ル 車
41	車 載 局 4	農 林 水 産 課	エ ブ リ イ
42	車 載 局 5	財 政 課	4 5 号 車 (山 口 581 つ 4 6 5 3)

[3-(2)]防災携帯電話番号一覧

No	配 備 課	電 話 番 号	備 考
1	地 域 活 性 化 室	080-1942-1480	災害時優先電話 山陽総合事務所1 bousai01
2	健 康 増 進 課	080-1942-1481	災害時優先電話 健康増進課 bousai02
3	社 会 福 祉 課	080-1942-1482	災害時優先電話 社会福祉課 bousai03
4	社 会 福 祉 課	080-1942-1483	避難場所用 bousai04
5	社 会 福 祉 課	080-1942-1484	避難場所用 bousai05
6	社 会 福 祉 課	080-1942-1485	避難場所用 bousai06
8	社 会 福 祉 課	080-1942-1487	避難場所用 bousai08
10	企 画 課	080-1942-1489	広報対策部1 bousai10
11	企 画 課	080-1942-1490	広報対策部2 bousai11
12	企 画 課	080-1942-1491	広報対策部3 bousai12
14	下 水 道 課	080-2901-1166	建設部3 bousai14
15	土 木 課	080-2901-1167	建設部4 bousai15
16	農 林 水 産 課	080-2901-1168	農林水産課2 bousai16
17	農 林 水 産 課	080-2901-1169	農林水産課3 bousai17
18	総 務 課	080-2901-1170	防災用 bousai18
19	総 務 課	080-2901-1171	防災用 bousai19
20	総 務 課	080-2901-1172	防災用 bousai20
21	総 務 課	080-2901-1173	防災用 bousai21
22	総 務 課	080-2901-1174	防災用 bousai22
23	総 務 課	080-2901-1175	防災用 bousai23
24	総 務 課	090-5370-9210	災害時優先電話 総務課1(代表) bousai24
25	総 務 課	090-5370-9211	災害時優先電話 総務課2 bousai25
26	農 林 水 産 課	090-5370-9212	災害時優先電話 農林水産課1 bousai26
28	土 木 課	090-5370-9214	災害時優先電話 建設部1 bousai28
29	土 木 課	090-5370-9215	建設部2 bousai29
30	消 防 課	090-5370-9216	災害時優先電話 小野田消防署 bousai30
31	社 会 福 祉 課	090-5370-9217	避難所用 bousai31
32	社 会 福 祉 課	090-5370-9218	避難所用 bousai32
33	社 会 福 祉 課	090-5370-9219	避難所用 bousai33
34	社 会 福 祉 課	090-5370-9220	避難所用 bousai34
36	社 会 福 祉 課	090-5370-9222	避難所用 bousai36
37	社 会 福 祉 課	090-5370-9223	避難所用 bousai37
38	社 会 福 祉 課	090-5370-9224	避難所用 bousai38
40	総 務 課	090-5370-9226	総務課3 bousai40
41	デ ジ タ ル 推 進 課	090-5370-9227	デジタル推進課 bousai41

[3-(3)]災害用公衆電話設置避難場所一覧

No	避難場所	所在地	設置年月日
1	本山地域交流センター	山陽小野田市大字小野田275-2	平成28年11月7日
2	赤崎地域交流センター	山陽小野田市赤崎一丁目1-1	平成28年11月7日
3	須恵地域交流センター	山陽小野田市中央四丁目4-1	平成28年11月7日
4	市民館 (地域交流センター併設)	山陽小野田市栄町9-25	平成28年11月7日
5	高泊地域交流センター	山陽小野田市大字西高泊2274-1	平成28年11月2日
6	高千帆地域交流センター分館	山陽小野田市日の出三丁目14-1	平成28年11月2日
7	有帆地域交流センター	山陽小野田市新有帆町1-1	平成28年11月2日
8	厚狭地区複合施設 (地域交流センター併設)	山陽小野田市大字鴨庄94	平成28年11月2日
9	出合地域交流センター	山陽小野田市大字山野井1601-20	平成28年11月1日
10	旧厚陽中学校体育館	山陽小野田市大字郡3250	平成28年11月1日
11	旧津布田小学校	山陽小野田市大字津布田1028-1	平成28年11月1日
12	埴生地域交流センター	山陽小野田市大字埴生275	令和2年11月24日

4 災害危険区域

[4-(1)-①]重要水防箇所(河川関係)

県管理区間 宇部土木建築事務所

番号	水系名	河川名	位置		左右岸	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況			重要度
			大字	小字					人口(戸数)	公共施設数	冠水面積	
1	厚狭川	厚狭川	厚狭	千町	右	500	堤防高	積土のう	57 (17)		0.15	要
2	厚狭川	厚狭川	厚狭	殿町	左	500	堤防高	積土のう	60 (16)		0.15	要
3	厚狭川	厚狭川	郡	古開作 沖開作	右	2,210	堤防断面	積土のう	200 (65)		1.5	要
4	厚狭川	厚狭川	西高泊	後潟	左	2,250	堤防高	積土のう	760 (200)		0.6	B
5	厚狭川	桜川	山川	久保田	左	500	堤防高・ 堤防断面	積土のう	66 (20)	1	0.4	要
6	厚狭川	桜川	山川	久保田	右	500	堤防高・ 堤防断面	積土のう				要
7	厚狭川	随光川	厚狭	松ヶ瀬	左	500	堤防高	積土のう	10 (3)			要
8	厚狭川	随光川	厚狭	松ヶ瀬	右	500	堤防高	積土のう				要
9	厚狭川	大正川	山川	石丸 浴	左	120	堤防高	積土のう	20 (5)		0.6	要
10	厚狭川	平原川	山野井	柏原	左	300	堤防高	積土のう	20 (5)		0.6	要
11	厚狭川	平原川	山野井	柏原	右	300	堤防高	積土のう	20 (5)		0.6	要
12	有帆川	有帆川	有帆	仁保の上	右	2,000	堤防高	積土のう	200 (50)		0.2	B
13	前場川	前場川	壇生	正寺	左	500	堤防高	積土のう	36 (13)		0.1	要
14	前場川	前場川	壇生	正寺	右	500	堤防高	積土のう				要
15	前場川	前場川	壇生	前場	左	300	堤防高	積土のう	60 (15)		0.3	要
16	前場川	前場川	壇生	前場	右	300	堤防高	積土のう				要
17	糸根川	糸根川	壇生	東糸根	左	300	堤防高	積土のう	154 (122)		0.12	A
18	糸根川	糸根川	壇生	西糸根	右	300	堤防高	積土のう				A

市管理区間 土木課

番号	水系名	河川名	位置		左右岸	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況			重要度
			大字	小字					人口(戸数)	公共施設数	冠水面積	
1	厚狭川	狭間川	郡	下津	右	1,000	溢水	積土のう	60 (24)		0.3	要
2	厚狭川	狭間川	郡	野中	左	1,000	溢水	積土のう				要

[4-(1)-②]重要水防箇所(海岸関係)

国土交通省水管理・国土保全局所管(宇部土木建築事務所)

番号	海岸名	水防管理団体	位置		延長 (m)	予想される 危険	対策 水防工法	保全対象区域の現況		
			大字等	小字				人口 (戸数)	公共 施設数	冠水 面積
1	埴生	山陽小野田市	埴生	中市～串	1,890	高潮	積土のう	378 (169)	3	0.3
2	焼野	山陽小野田市	焼野		650	高潮	積土のう	243 (79)	2	0.09

国土交通省港湾局所管(宇部港湾管理事務所)

番号	海岸名	水防管理団体	位置		延長 (m)	予想される 危険	対策 水防工法	保全対象区域の現況		
			大字等	小字				人口 (戸数)	公共 施設数	冠水 面積
1	郡	山陽小野田市	郡	沖開作	1,100	高潮	積土のう	1,300 (390)		1.44

農林水産省農村振興局所管(美祢農林水産事務所)

番号	海岸名	水防管理団体	位置		延長 (m)	予想される 危険	対策 水防工法	保全対象区域の現況		
			大字等	小字				人口 (戸数)	公共 施設数	冠水 面積
1	松屋埴生	下関市 山陽小野田市	工領開作 埴生		3,499	高潮	積土のう	125 (33)	1	1
2	厚狭中	山陽小野田市	西高泊		2,350	高潮	積土のう	235 (45)		1.3

水産庁所管(市管理)

番号	海岸名	水防管理団体	位置		延長 (m)	予想される 危険	対策 水防工法	保全対象区域の現況		
			大字等	小字				人口 (戸数)	公共 施設数	冠水 面積
1	刈屋	山陽小野田市	小野田	刈屋中村	300	高潮	積土のう	90 (30)	1	0.017
2	埴生	山陽小野田市	埴生	西浜崎	168	高潮	積土のう	215 (82)	1	0.01

[4-(2)]危険ため池一覧

番号	ため池名	管 理 者		ため池規模			受益面積 (ha)	予想される 危険	対策 水防工法	保全対策区域の現況		
		区分	代 表 者 名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)				人口 (戸数)	公共 施設数	冠水 面積 (ha)
1	沖 部 下	共同	大久保圭朗	5.9	63.0	21,000	6.0	堤体決壊	土俵積又は 余水吐切開	21 (7)	1	8.0
2	井手ヶ迫	共同	山下 清美	8.7	40.0	19,600	15.2	堤体決壊	土俵積又は 余水吐切開	27 (9)	1	2.3
3	後 迫 堤	共同	山陽小野田市	3.5	44.0	2,100	0.0	堤体決壊	土俵積又は 余水吐切開	21 (7)	0	1.7
4	角 石	共同	山陽小野田市	4.8	20.0	7,200	0.0	堤体決壊	土俵積又は 余水吐切開	45 (15)	0	0.1
5	神 田 原	共同	山陽小野田市	2.6	85.0	2,200	0.0	堤体決壊	土俵積又は 余水吐切開	22 (6)	0	0.8

[4-(3)-①]山地災害危険地区一覽(山腹崩壊危険地区)

番号	位 置		公 共 施 設 等			危険度
	大 字	小 字	人 家	公 共 施 設	道 路	
1	西 高 泊	郷	24		市	B
2	西 高 泊	龍 王 田	12		市	B
3	西 高 泊	高 浜	24		市	A
4	西 高 泊	後 瀉 上	3			B
5	西 高 泊	烏 帽 子 岩	4			A
6	千 崎	西 ノ 前	4		県	C
7	千 崎	千 崎 東			高	C
8	東 高 泊	広 芝	11		市	A
9	有 帆	下 河 原 瀬 戸	12			A
10	東 高 泊	角 石	36		市	B
11	有 帆	仁 保 ノ 上	57		市	B
12	有 帆	菩 提 寺 山			市	A
13	小 野 田	目 出	17		市	A
14	有 帆	大 龍	22		市	A
15	小 野 田	北 ノ 上	42		市	A
16	小 野 田	片 山	16		市	A
17	焼 野	三 の 山	4	1		B
18	西 高 泊	黒 葉 山	5		市	C
19	千 崎	岡	4			C
20	千 崎	シ ョ ウ ガ サ コ	12		市	C
21	西 高 泊	ヒ ラ ハ ラ	2		市	B
22	東 高 泊	上 藤 ケ 浴	24		県	B
23	小 野 田	目 出 2	2			C
24	郡	一 の 宮 崎	7			A
25	郡	大 河	14		市	C
26	津 布 田	大 河	4			C
27	郡	沖 部	41		市	A
28	津 布 田	永 安 台			市	C
29	津 布 田	東 郷	8		国	A
30	埴 生	東 側	7		国	C
31	埴 生	江 尻	2		市	B
32	埴 生	糸 根	37		市	A

番号	位 置		公 共 施 設 等			危険度
	大 字	小 字	人 家	公 共 施 設	道 路	
33	埴 生	角 野	17		県	A
34	埴 生	大 持	2		市	C
35	福 田	下 福 田	5		林	A
36	郡	鳥 越	44		市	B
37	郡	石 鞆	17		県	A
38	厚 狭	西 下 津	15		市	A
39	福 田	上 福 田	8			C
40	山 野 井	片 尾 畑	26		市	B
41	山 野 井	保 戸	8		市	C
42	山 野 井	三 反 田	7			B
43	山 野 井	平 原	2			C
44	厚 狭	鴨 の 庄	7			C
45	厚 狭	上 隋 光	7		市	B
46	厚 狭	隋 光			市	C
47	厚 狭	宗 末	1		市	B
48	厚 狭	新 入 道	4			C
49	厚 狭	松 ケ 瀬	4	1		A
50	厚 狭	竹 の 下	13		市	C
51	厚 狭	赤 川	4			A
52	郡	杣 尻	2		国	B
53	郡	迫 山	3			A
54	郡	物 刈	1		市	A
55	山 川	観 音	5			A
56	厚 狭	中 開 ケ 迫	3		市	C
57	郡	鳥 越 一	13		市	A
58	山 野 井	金 堀	1		県	B
59	厚 狭	田 代	8			C
60	厚 狭	シモカイガ	5			C
61	埴 生	角 野	35		市	B
62	津 布 田	塚 ノ 台	1		市	C
63	津 布 田	原 の 前	12		市	C
64	山 川	東 畑	9		市	C
65	埴 生	大 迫	4			C
66	厚 狭	榎 の 木	16		県	C
67	く し 山	く し 山	3			A

[4-(3)-②]山地災害危険地区一覽(崩壊土砂流出危険地区)

番号	位 置		公 共 施 設 等			危険度
	大 字	小 字	人 家	公 共 施 設	道 路	
1	小野田	追落			市	A
2	小野田	西深山	12		市	A
3	小野田	刈屋	61		県	A
4	小野田	瀧ヶ浴	143	1	県	A
5	有帆	菩提寺山			市	A
6	有帆	茅原	2		市	A
7	津布田	旧沖部	52		市	A
8	埴生	吉田地	11		県	A
9	山野井	三反田	12		県	B
10	厚狭	平原	35		県	A
11	山川	松岳畑	17		市	B
12	厚狭	福正寺	15		市	A
13	厚狭	湯ノ峠	22		市	A
14	厚狭	随光	4		国	B
15	厚狭	奥の浴	3		市	C
16	厚狭	宗末	12			C
17	厚狭	宗末	15			C
18	厚狭	杉長			県	A
19	厚狭	古道	11		県	A
20	厚狭	庵ノ台	2		県	A
21	厚狭	森広	7		県	B
22	厚狭	赤川	12		国	A
23	厚狭	三条	84		国	A
24	厚狭	マガリダ	14		市	C
25	厚狭	オオトウゲ			県	C
26	埴生	オオクボ	2		県	C

[4-(4)-①]土砂災害警戒区域数一覧

地 区	急 傾 斜	土 石 流	地 す べ り	合 計
山 陽 小 野 田 市	311	89	4	404

[4-(4)-②]土砂災害特別警戒区域数一覧

地 区	急 傾 斜	土 石 流	地 す べ り	合 計
山 陽 小 野 田 市	291	81	0	372

[4-(4)-③ア]種類別指定箇所一覧
 (土砂災害警戒区域・急傾斜地の崩壊)

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
1	厚 狭	K-216-QB971-001	厚狭(一)(1)	急傾斜地の崩壊
2	厚 狭	K-216-QB973-001	厚狭(一)(2)	急傾斜地の崩壊
3	厚 狭	K-216-QB973-003	厚狭(一)(3)	急傾斜地の崩壊
4	厚 狭	K-216-QB973-004	厚狭(一)(4)	急傾斜地の崩壊
5	厚 狭	K-216-QB973-006	厚狭(一)(5)	急傾斜地の崩壊
6	厚 狭	K-216-QB973-011	厚狭(一)(6)	急傾斜地の崩壊
7	厚 狭	K-216-QB974-001	厚狭(一)(7)	急傾斜地の崩壊
8	厚 狭	K-216-QB974-003	厚狭(一)(8)	急傾斜地の崩壊
9	厚 狭	K-216-QB974-004	厚狭(一)(9)	急傾斜地の崩壊
10	厚 狭	K-216-QB974-005	厚狭(一)(10)	急傾斜地の崩壊
11	厚 狭	K-216-RB071-003	厚狭(一)(11)	急傾斜地の崩壊
12	厚 狭	K-216-RB071-005	厚狭(一)(12)	急傾斜地の崩壊
13	厚 狭	K-216-RB071-006	厚狭(一)(13)	急傾斜地の崩壊
14	厚 狭	K-216-RB071-007	厚狭(一)(14)	急傾斜地の崩壊
15	厚 狭	K-216-RB072-001	厚狭(一)(15)	急傾斜地の崩壊
16	厚 狭	K-216-RB072-003	厚狭(一)(16)	急傾斜地の崩壊
17	厚 狭	K-216-RB072-007	厚狭(一)(17)	急傾斜地の崩壊
18	厚 狭	K-216-RB072-014	厚狭(一)(18)	急傾斜地の崩壊
19	厚 狭	K-216-RB073-001	厚狭(一)(19)	急傾斜地の崩壊
20	厚 狭	K-216-RB073-003	厚狭(一)(20)	急傾斜地の崩壊
21	厚 狭	K-216-RB073-005	厚狭(一)(21)	急傾斜地の崩壊
22	厚 狭	K-216-RB073-007	厚狭(一)(22)	急傾斜地の崩壊
23	厚 狭	K-216-RB074-001	厚狭(一)(23)	急傾斜地の崩壊
24	厚 狭	K-216-RB074-002	厚狭(一)(24)	急傾斜地の崩壊
25	厚 狭	K-216-RB074-009	厚狭(一)(25)	急傾斜地の崩壊
26	厚 狭	K-216-RB074-015	厚狭(一)(26)	急傾斜地の崩壊
27	厚 狭	K-216-RB171-001	厚狭(一)(27)	急傾斜地の崩壊
28	厚 狭	K-216-RB171-003	厚狭(一)(28)	急傾斜地の崩壊
29	厚 狭	K-216-RB171-005	厚狭(一)(29)	急傾斜地の崩壊
30	厚 狭	K-216-RB171-007	厚狭(一)(30)	急傾斜地の崩壊
31	厚 狭	K-216-RB171-009	厚狭(一)(31)	急傾斜地の崩壊
32	厚 狭	K-216-RB171-015	厚狭(一)(32)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
33	厚 狭	K-216-RB172-002	厚狭(一)(33)	急傾斜地の崩壊
34	厚 狭	K-216-RB173-001	厚狭(一)(34)	急傾斜地の崩壊
35	厚 狭	K-216-QB973-027	厚狭(一)(35)	急傾斜地の崩壊
36	厚 狭	K-216-RB072-018	厚狭(一)(36)	急傾斜地の崩壊
37	厚 狭	K-216-RB073-011	厚狭(一)(37)	急傾斜地の崩壊
38	厚 狭	K-216-RB074-029	厚狭(一)(38)	急傾斜地の崩壊
39	厚 狭	K-216-RB172-005	厚狭(一)(39)	急傾斜地の崩壊
40	厚 狭	K-216-RB172-006	厚狭(一)(40)	急傾斜地の崩壊
41	有 帆	K-216-RB272-001	有帆(一)(1)	急傾斜地の崩壊
42	有 帆	K-216-RB274-005	有帆(一)(2)	急傾斜地の崩壊
43	有 帆	K-216-RB274-006	有帆(一)(3)	急傾斜地の崩壊
44	有 帆	K-216-RB274-007	有帆(一)(4)	急傾斜地の崩壊
45	有 帆	K-216-RB274-009	有帆(一)(5)	急傾斜地の崩壊
46	有 帆	K-216-RB274-013	有帆(一)(7)	急傾斜地の崩壊
47	有 帆	K-216-RB274-015	有帆(一)(8)	急傾斜地の崩壊
48	有 帆	K-216-RB274-025	有帆(一)(9)	急傾斜地の崩壊
49	有 帆	K-216-RB283-001	有帆(一)(10)	急傾斜地の崩壊
50	有 帆	K-216-RB283-008	有帆(一)(11)	急傾斜地の崩壊
51	有 帆	K-216-RB372-001	有帆(一)(12)	急傾斜地の崩壊
52	有 帆	K-216-RB372-002	有帆(一)(13)	急傾斜地の崩壊
53	有 帆	K-216-RB372-006	有帆(一)(14)	急傾斜地の崩壊
54	有 帆	K-216-RB372-007	有帆(一)(15)	急傾斜地の崩壊
55	有 帆	K-216-RB372-008	有帆(一)(16)	急傾斜地の崩壊
56	有 帆	K-216-RB372-010	有帆(一)(17)	急傾斜地の崩壊
57	有 帆	K-216-RB372-013	有帆(一)(18)	急傾斜地の崩壊
58	有 帆	K-216-RB372-016	有帆(一)(19)	急傾斜地の崩壊
59	有 帆	K-216-RB374-002	有帆(一)(20)	急傾斜地の崩壊
60	有 帆	K-216-RB381-001	有帆(一)(21)	急傾斜地の崩壊
61	有 帆	K-216-RB381-004	有帆(一)(22)	急傾斜地の崩壊
62	有 帆	K-216-RB381-005	有帆(一)(23)	急傾斜地の崩壊
63	有 帆	K-216-RB381-007	有帆(一)(24)	急傾斜地の崩壊
64	有 帆	K-216-RB283-009	有帆(一)(25)	急傾斜地の崩壊
65	有 帆	K-216-RB372-020	有帆(一)(26)	急傾斜地の崩壊
66	有 帆	K-216-RB372-023	有帆(一)(27)	急傾斜地の崩壊
67	有 帆	K-216-RB372-024	有帆(一)(28)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
68	石井手	K-216-RB371-017	石井手(一)(1)	急傾斜地の崩壊
69	稲荷町	K-216-RB471-023	稲荷町(一)(1)	急傾斜地の崩壊
70	小野田	K-216-RB471-001	小野田(一)(1)	急傾斜地の崩壊
71	小野田	K-216-RB473-007	小野田(一)(2)	急傾斜地の崩壊
72	小野田	K-216-RB373-001	小野田(一)(3)	急傾斜地の崩壊
73	小野田	K-216-RB373-002	小野田(一)(4)	急傾斜地の崩壊
74	小野田	K-216-RB373-005	小野田(一)(5)	急傾斜地の崩壊
75	小野田	K-216-RB373-006	小野田(一)(6)	急傾斜地の崩壊
76	小野田	K-216-RB373-008	小野田(一)(7)	急傾斜地の崩壊
77	小野田	K-216-RB373-009	小野田(一)(8)	急傾斜地の崩壊
78	小野田	K-216-RB373-010	小野田(一)(9)	急傾斜地の崩壊
79	小野田	K-216-RB373-011	小野田(一)(10)	急傾斜地の崩壊
80	小野田	K-216-RB373-012	小野田(一)(11)	急傾斜地の崩壊
81	小野田	K-216-RB373-013	小野田(一)(12)	急傾斜地の崩壊
82	小野田	K-216-RB471-001-2	小野田(一)(13)	急傾斜地の崩壊
83	小野田	K-216-RB471-003	小野田(一)(14)	急傾斜地の崩壊
84	小野田	K-216-RB471-004	小野田(一)(15)	急傾斜地の崩壊
85	小野田	K-216-RB471-005	小野田(一)(16)	急傾斜地の崩壊
86	小野田	K-216-RB471-011	小野田(一)(17)	急傾斜地の崩壊
87	小野田	K-216-RB471-014	小野田(一)(18)	急傾斜地の崩壊
88	小野田	K-216-RB471-015	小野田(一)(19)	急傾斜地の崩壊
89	小野田	K-216-RB473-009	小野田(一)(20)	急傾斜地の崩壊
90	小野田	K-216-RB473-011	小野田(一)(21)	急傾斜地の崩壊
91	小野田	K-216-RB473-012	小野田(一)(22)	急傾斜地の崩壊
92	小野田	K-216-RB562-001	小野田(一)(23)	急傾斜地の崩壊
93	小野田	K-216-RB562-004	小野田(一)(24)	急傾斜地の崩壊
94	小野田	K-216-RB562-005	小野田(一)(25)	急傾斜地の崩壊
95	小野田	K-216-RB562-006	小野田(一)(26)	急傾斜地の崩壊
96	小野田	K-216-RB562-009	小野田(一)(27)	急傾斜地の崩壊
97	小野田	K-216-RB562-010	小野田(一)(28)	急傾斜地の崩壊
98	小野田	K-216-RB562-011	小野田(一)(29)	急傾斜地の崩壊
99	小野田	K-216-RB562-012	小野田(一)(30)	急傾斜地の崩壊
100	小野田	K-216-RB564-002	小野田(一)(31)	急傾斜地の崩壊
101	小野田	K-216-RB564-003	小野田(一)(32)	急傾斜地の崩壊
102	小野田	K-216-RB571-001	小野田(一)(33)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
103	小野田	K-216-RB571-003	小野田(一)(34)	急傾斜地の崩壊
104	小野田	K-216-RB571-005	小野田(一)(35)	急傾斜地の崩壊
105	小野田	K-216-RB571-007	小野田(一)(36)	急傾斜地の崩壊
106	小野田	K-216-RB571-010	小野田(一)(37)	急傾斜地の崩壊
107	小野田	K-216-RB573-003	小野田(一)(38)	急傾斜地の崩壊
108	小野田	K-216-RB573-006	小野田(一)(39)	急傾斜地の崩壊
109	小野田	K-216-RB671-001	小野田(一)(40)	急傾斜地の崩壊
110	小野田	K-216-RB471-022	小野田(一)(41)	急傾斜地の崩壊
111	小野田	K-216-RB473-018	小野田(一)(42)	急傾斜地の崩壊
112	小野田	K-216-RB473-019	小野田(一)(43)	急傾斜地の崩壊
113	小野田	K-216-RB473-021	小野田(一)(44)	急傾斜地の崩壊
114	小野田	K-216-RB562-016	小野田(一)(45)	急傾斜地の崩壊
115	小野田	K-216-RB564-006	小野田(一)(46)	急傾斜地の崩壊
116	小野田	K-216-RB573-009	小野田(一)(47)	急傾斜地の崩壊
117	小野田	K-216-RB573-010	小野田(一)(48)	急傾斜地の崩壊
118	小野田	K-216-RB671-003	小野田(一)(49)	急傾斜地の崩壊
119	柿の木坂	K-216-RB371-003	柿の木坂(一)(1)	急傾斜地の崩壊
120	柿の木坂	K-216-RB371-005	柿の木坂(一)(2)	急傾斜地の崩壊
121	叶松	K-216-RB473-013	叶松(一)(1)	急傾斜地の崩壊
122	鴨庄	K-216-RB073-002	鴨庄(一)(1)	急傾斜地の崩壊
123	鴨庄	K-216-RB064-006	鴨庄(一)(2)	急傾斜地の崩壊
124	鴨庄	K-216-RB162-011	鴨庄(一)(3)	急傾斜地の崩壊
125	鴨庄	K-216-RB162-014	鴨庄(一)(4)	急傾斜地の崩壊
126	鴨庄	K-216-RB162-018	鴨庄(一)(5)	急傾斜地の崩壊
127	鴨庄	K-216-RB073-010	鴨庄(一)(6)	急傾斜地の崩壊
128	共和台	K-216-RB372-011	共和台(一)(1)	急傾斜地の崩壊
129	共和台	K-216-RB372-012	共和台(一)(2)	急傾斜地の崩壊
130	くし山	K-216-RB371-009	くし山(一)(1)	急傾斜地の崩壊
131	くし山	K-216-RB371-010	くし山(一)(2)	急傾斜地の崩壊
132	くし山	K-216-RB371-014	くし山(一)(3)	急傾斜地の崩壊
133	くし山	K-216-RB371-015	くし山(一)(4)	急傾斜地の崩壊
134	くし山	K-216-RB371-026	くし山(一)(5)	急傾斜地の崩壊
135	郡	K-216-RB262-001	郡(一)(1)	急傾斜地の崩壊
136	郡	K-216-RB262-003	郡(一)(2)	急傾斜地の崩壊
137	郡	K-216-RB262-004	郡(一)(3)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
138	郡	K-216-RB262-005	郡(一)(4)	急傾斜地の崩壊
139	郡	K-216-RB262-006	郡(一)(5)	急傾斜地の崩壊
140	郡	K-216-RB262-009	郡(一)(6)	急傾斜地の崩壊
141	郡	K-216-RB262-010	郡(一)(7)	急傾斜地の崩壊
142	郡	K-216-RB262-012	郡(一)(8)	急傾斜地の崩壊
143	郡	K-216-RB262-016	郡(一)(9)	急傾斜地の崩壊
144	郡	K-216-RB262-019	郡(一)(10)	急傾斜地の崩壊
145	郡	K-216-RB263-005	郡(一)(11)	急傾斜地の崩壊
146	郡	K-216-RB263-006	郡(一)(12)	急傾斜地の崩壊
147	郡	K-216-RB263-007	郡(一)(13)	急傾斜地の崩壊
148	郡	K-216-RB263-008	郡(一)(14)	急傾斜地の崩壊
149	郡	K-216-RB263-010	郡(一)(15)	急傾斜地の崩壊
150	郡	K-216-RB263-011	郡(一)(16)	急傾斜地の崩壊
151	郡	K-216-RB263-012	郡(一)(17)	急傾斜地の崩壊
152	郡	K-216-RB264-003	郡(一)(18)	急傾斜地の崩壊
153	郡	K-216-RB264-004	郡(一)(19)	急傾斜地の崩壊
154	郡	K-216-RB264-005	郡(一)(20)	急傾斜地の崩壊
155	郡	K-216-RB264-006	郡(一)(21)	急傾斜地の崩壊
156	郡	K-216-RB361-003	郡(一)(22)	急傾斜地の崩壊
157	郡	K-216-RB361-005	郡(一)(23)	急傾斜地の崩壊
158	郡	K-216-RB361-007	郡(一)(24)	急傾斜地の崩壊
159	郡	K-216-RB363-002	郡(一)(25)	急傾斜地の崩壊
160	郡	K-216-RB363-003	郡(一)(26)	急傾斜地の崩壊
161	郡	K-216-RB363-004	郡(一)(27)	急傾斜地の崩壊
162	郡	K-216-RB363-005	郡(一)(28)	急傾斜地の崩壊
163	郡	K-216-RB261-006	郡(一)(29)	急傾斜地の崩壊
164	郡	K-216-RB262-024	郡(一)(30)	急傾斜地の崩壊
165	郡	K-216-RB262-025	郡(一)(31)	急傾斜地の崩壊
166	郡	K-216-RB263-018	郡(一)(32)	急傾斜地の崩壊
167	郡	K-216-RB263-019	郡(一)(33)	急傾斜地の崩壊
168	郡	K-216-RB263-020	郡(一)(34)	急傾斜地の崩壊
169	郡	K-216-RB361-012	郡(一)(35)	急傾斜地の崩壊
170	郡	K-216-RB363-008	郡(一)(36)	急傾斜地の崩壊
171	郡	K-216-RB363-009	郡(一)(37)	急傾斜地の崩壊
172	自由ヶ丘	K-216-RB471-013	自由ヶ丘(一)(1)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
173	高千帆	K-216-RB371-006	高千帆(一)(1)	急傾斜地の崩壊
174	高千帆	K-216-RB371-021	高千帆(一)(2)	急傾斜地の崩壊
175	高千帆	K-216-RB371-023	高千帆(一)(3)	急傾斜地の崩壊
176	高千帆	K-216-RB371-024	高千帆(一)(4)	急傾斜地の崩壊
177	高畑	K-216-RB273-004	高畑(一)(1)	急傾斜地の崩壊
178	高畑	K-216-RB274-003	高畑(一)(2)	急傾斜地の崩壊
179	高畑	K-216-RB274-020	高畑(一)(3)	急傾斜地の崩壊
180	高畑	K-216-RB273-014	高畑(一)(4)	急傾斜地の崩壊
181	千崎	K-216-RB273-001	千崎(一)(1)	急傾斜地の崩壊
182	千代町	K-216-RB471-024	千代町(一)(1)	急傾斜地の崩壊
183	千代町	K-216-RB471-025	千代町(一)(2)	急傾斜地の崩壊
184	津布田	K-216-RB254-001	津布田(一)(1)	急傾斜地の崩壊
185	津布田	K-216-RB254-002	津布田(一)(2)	急傾斜地の崩壊
186	津布田	K-216-RB254-004	津布田(一)(3)	急傾斜地の崩壊
187	津布田	K-216-RB254-005	津布田(一)(4)	急傾斜地の崩壊
188	津布田	K-216-RB254-008	津布田(一)(5)	急傾斜地の崩壊
189	津布田	K-216-RB254-012	津布田(一)(6)	急傾斜地の崩壊
190	津布田	K-216-RB254-014	津布田(一)(7)	急傾斜地の崩壊
191	津布田	K-216-RB254-016	津布田(一)(8)	急傾斜地の崩壊
192	津布田	K-216-RB254-023	津布田(一)(9)	急傾斜地の崩壊
193	津布田	K-216-RB263-003	津布田(一)(10)	急傾斜地の崩壊
194	津布田	K-216-RB352-001	津布田(一)(11)	急傾斜地の崩壊
195	津布田	K-216-RB361-008	津布田(一)(12)	急傾斜地の崩壊
196	津布田	K-216-RB254-026	津布田(一)(13)	急傾斜地の崩壊
197	津布田	K-216-RB254-027	津布田(一)(14)	急傾斜地の崩壊
198	津布田	K-216-RB254-028	津布田(一)(15)	急傾斜地の崩壊
199	津布田	K-216-RB263-021	津布田(一)(16)	急傾斜地の崩壊
200	津布田	K-216-RB352-003	津布田(一)(17)	急傾斜地の崩壊
201	中川	K-216-RB471-008	中川(一)(1)	急傾斜地の崩壊
202	西沖	K-216-RB573-011	西沖(一)(1)	急傾斜地の崩壊
203	西高泊	K-216-RB362-003	西高泊(一)(1)	急傾斜地の崩壊
204	西高泊	K-216-RB362-004	西高泊(一)(2)	急傾斜地の崩壊
205	西高泊	K-216-RB362-005	西高泊(一)(3)	急傾斜地の崩壊
206	西高泊	K-216-RB362-006	西高泊(一)(4)	急傾斜地の崩壊
207	西高泊	K-216-RB362-007	西高泊(一)(5)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
208	西高泊	K-216-RB362-008	西高泊(一)(6)	急傾斜地の崩壊
209	西高泊	K-216-RB362-011	西高泊(一)(7)	急傾斜地の崩壊
210	西高泊	K-216-RB364-001	西高泊(一)(8)	急傾斜地の崩壊
211	西高泊	K-216-RB364-002	西高泊(一)(9)	急傾斜地の崩壊
212	西高泊	K-216-RB364-003	西高泊(一)(10)	急傾斜地の崩壊
213	西高泊	K-216-RB364-007	西高泊(一)(11)	急傾斜地の崩壊
214	西高泊	K-216-RB364-010	西高泊(一)(12)	急傾斜地の崩壊
215	西高泊	K-216-RB364-011	西高泊(一)(13)	急傾斜地の崩壊
216	西高泊	K-216-RB364-014	西高泊(一)(14)	急傾斜地の崩壊
217	西高泊	K-216-RB371-001	西高泊(一)(15)	急傾斜地の崩壊
218	西高泊	K-216-RB371-002	西高泊(一)(16)	急傾斜地の崩壊
219	西高泊	K-216-RB362-015	西高泊(一)(17)	急傾斜地の崩壊
220	西高泊	K-216-RB362-016	西高泊(一)(18)	急傾斜地の崩壊
221	西高泊	K-216-RB364-019	西高泊(一)(19)	急傾斜地の崩壊
222	西高泊	K-216-RB364-020	西高泊(一)(20)	急傾斜地の崩壊
223	西高泊	K-216-RB364-022	西高泊(一)(21)	急傾斜地の崩壊
224	波瀬	K-216-RB571-004	波瀬(一)(1)	急傾斜地の崩壊
225	埴生	K-216-RB142-004	埴生(一)(1)	急傾斜地の崩壊
226	埴生	K-216-RB144-003	埴生(一)(2)	急傾斜地の崩壊
227	埴生	K-216-RB144-006	埴生(一)(3)	急傾斜地の崩壊
228	埴生	K-216-RB151-001	埴生(一)(4)	急傾斜地の崩壊
229	埴生	K-216-RB153-001	埴生(一)(5)	急傾斜地の崩壊
230	埴生	K-216-RB153-003	埴生(一)(6)	急傾斜地の崩壊
231	埴生	K-216-RB153-005	埴生(一)(7)	急傾斜地の崩壊
232	埴生	K-216-RB153-006	埴生(一)(8)	急傾斜地の崩壊
233	埴生	K-216-RB153-007	埴生(一)(9)	急傾斜地の崩壊
234	埴生	K-216-RB153-010	埴生(一)(10)	急傾斜地の崩壊
235	埴生	K-216-RB242-002	埴生(一)(11)	急傾斜地の崩壊
236	埴生	K-216-RB251-001	埴生(一)(12)	急傾斜地の崩壊
237	埴生	K-216-RB251-005	埴生(一)(13)	急傾斜地の崩壊
238	埴生	K-216-RB251-006	埴生(一)(14)	急傾斜地の崩壊
239	埴生	K-216-RB251-007	埴生(一)(15)	急傾斜地の崩壊
240	埴生	K-216-RB251-010	埴生(一)(16)	急傾斜地の崩壊
241	埴生	K-216-RB252-001	埴生(一)(17)	急傾斜地の崩壊
242	埴生	K-216-RB144-010	埴生(一)(18)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
243	埴生	K-216-RB153-014	埴生(一)(19)	急傾斜地の崩壊
244	埴生	K-216-RB251-013	埴生(一)(20)	急傾斜地の崩壊
245	埴生	K-216-RB251-014	埴生(一)(21)	急傾斜地の崩壊
246	埴生	K-216-RB252-007	埴生(一)(22)	急傾斜地の崩壊
247	埴生	K-216-RB251-015	埴生(一)(23)	急傾斜地の崩壊
248	東高泊	K-216-RB372-019	東高泊(一)(1)	急傾斜地の崩壊
249	福田	K-216-RB151-002	福田(一)(1)	急傾斜地の崩壊
250	福田	K-216-RB151-005	福田(一)(2)	急傾斜地の崩壊
251	福田	K-216-RB152-001	福田(一)(3)	急傾斜地の崩壊
252	福田	K-216-RB152-002	福田(一)(4)	急傾斜地の崩壊
253	福田	K-216-RB152-003	福田(一)(5)	急傾斜地の崩壊
254	福田	K-216-RB152-004	福田(一)(6)	急傾斜地の崩壊
255	福田	K-216-RB152-006	福田(一)(7)	急傾斜地の崩壊
256	福田	K-216-RB153-011	福田(一)(8)	急傾斜地の崩壊
257	福田	K-216-RB151-009	福田(一)(9)	急傾斜地の崩壊
258	福田	K-216-RB151-010	福田(一)(10)	急傾斜地の崩壊
259	丸河内	K-216-RB473-004	丸河内(一)(1)	急傾斜地の崩壊
260	丸河内	K-216-RB473-006	丸河内(一)(2)	急傾斜地の崩壊
261	丸河内	K-216-RB471-026	丸河内(一)(3)	急傾斜地の崩壊
262	丸河内	K-216-RB473-016	丸河内(一)(4)	急傾斜地の崩壊
263	山川	K-216-RB063-009	山川(一)(1)	急傾斜地の崩壊
264	山川	K-216-RB064-001	山川(一)(2)	急傾斜地の崩壊
265	山川	K-216-RB064-002	山川(一)(3)	急傾斜地の崩壊
266	山川	K-216-RB064-005	山川(一)(4)	急傾斜地の崩壊
267	山川	K-216-RB161-019	山川(一)(5)	急傾斜地の崩壊
268	山川	K-216-RB162-001	山川(一)(6)	急傾斜地の崩壊
269	山川	K-216-RB162-006	山川(一)(7)	急傾斜地の崩壊
270	山川	K-216-RB162-009	山川(一)(8)	急傾斜地の崩壊
271	山川	K-216-RB162-019	山川(一)(9)	急傾斜地の崩壊
272	山川	K-216-RB163-008	山川(一)(10)	急傾斜地の崩壊
273	山川	K-216-RB163-009	山川(一)(11)	急傾斜地の崩壊
274	山川	K-216-RB163-012	山川(一)(12)	急傾斜地の崩壊
275	山川	K-216-RB164-003	山川(一)(13)	急傾斜地の崩壊
276	山川	K-216-RB064-012	山川(一)(14)	急傾斜地の崩壊
277	山川	K-216-RB162-022	山川(一)(15)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
278	山野井	K-216-RB054-002	山野井(一)(1)	急傾斜地の崩壊
279	山野井	K-216-RB054-003	山野井(一)(2)	急傾斜地の崩壊
280	山野井	K-216-RB063-001	山野井(一)(3)	急傾斜地の崩壊
281	山野井	K-216-RB063-002	山野井(一)(4)	急傾斜地の崩壊
282	山野井	K-216-RB063-004	山野井(一)(5)	急傾斜地の崩壊
283	山野井	K-216-RB063-006	山野井(一)(6)	急傾斜地の崩壊
284	山野井	K-216-RB152-011	山野井(一)(7)	急傾斜地の崩壊
285	山野井	K-216-RB152-014	山野井(一)(8)	急傾斜地の崩壊
286	山野井	K-216-RB152-017	山野井(一)(9)	急傾斜地の崩壊
287	山野井	K-216-RB154-001	山野井(一)(10)	急傾斜地の崩壊
288	山野井	K-216-RB154-002	山野井(一)(11)	急傾斜地の崩壊
289	山野井	K-216-RB154-005	山野井(一)(13)	急傾斜地の崩壊
290	山野井	K-216-RB154-006	山野井(一)(14)	急傾斜地の崩壊
291	山野井	K-216-RB161-002	山野井(一)(15)	急傾斜地の崩壊
292	山野井	K-216-RB161-003	山野井(一)(16)	急傾斜地の崩壊
293	山野井	K-216-RB161-005	山野井(一)(17)	急傾斜地の崩壊
294	山野井	K-216-RB161-009	山野井(一)(18)	急傾斜地の崩壊
295	山野井	K-216-RB161-011	山野井(一)(19)	急傾斜地の崩壊
296	山野井	K-216-RB163-001	山野井(一)(20)	急傾斜地の崩壊
297	山野井	K-216-RB163-002	山野井(一)(21)	急傾斜地の崩壊
298	山野井	K-216-RB163-005	山野井(一)(22)	急傾斜地の崩壊
299	山野井	K-216-RB163-013	山野井(一)(23)	急傾斜地の崩壊
300	山野井	K-216-RB163-014	山野井(一)(24)	急傾斜地の崩壊
301	山野井	K-216-RB261-001	山野井(一)(25)	急傾斜地の崩壊
302	山野井	K-216-RB261-002	山野井(一)(26)	急傾斜地の崩壊
303	山野井	K-216-RB063-018	山野井(一)(27)	急傾斜地の崩壊
304	山野井	K-216-RB152-021	山野井(一)(28)	急傾斜地の崩壊
305	山野井	K-216-RB154-010	山野井(一)(29)	急傾斜地の崩壊
306	山野井	K-216-RB163-015	山野井(一)(30)	急傾斜地の崩壊
307	山野井	K-216-RB163-016	山野井(一)(31)	急傾斜地の崩壊
308	山野井	K-216-RB163-018	山野井(一)(32)	急傾斜地の崩壊
309	東須恵	K-216-RB473-020	東須恵(一)(19)	急傾斜地の崩壊
310	松屋	K-201-RB142-002	松屋(一)(1)	急傾斜地の崩壊
311	際波	K-202-RB372-002	際波(一)(2)	急傾斜地の崩壊

[4-(4)-③イ]種類別指定箇所一覽
(土砂災害警戒区域・土石流)

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
1	赤崎	D-216-RB562-001	赤崎(二)(1)	土石流
2	厚狭	D-216-QB971-001	厚狭(二)(1)	土石流
3	厚狭	D-216-QB973-001	厚狭(二)(2)	土石流
4	厚狭	D-216-QB973-002	厚狭(二)(3)	土石流
5	厚狭	D-216-QB973-004	厚狭(二)(4)	土石流
6	厚狭	D-216-QB973-005	厚狭(二)(5)	土石流
7	厚狭	D-216-QB974-001	厚狭(二)(6)	土石流
8	厚狭	D-216-QB974-002	厚狭(二)(7)	土石流
9	厚狭	D-216-QB974-003	厚狭(二)(8)	土石流
10	厚狭	D-216-QB974-004	厚狭(二)(9)	土石流
11	厚狭	D-216-QB974-005	厚狭(二)(10)	土石流
12	厚狭	D-216-QB974-006	厚狭(二)(11)	土石流
13	厚狭	D-216-QB974-007	厚狭(二)(12)	土石流
14	厚狭	D-216-RB071-001	厚狭(二)(13)	土石流
15	厚狭	D-216-RB071-002	厚狭(二)(14)	土石流
16	厚狭	D-216-RB071-004	厚狭(二)(15)	土石流
17	厚狭	D-216-RB072-004	厚狭(二)(16)	土石流
18	厚狭	D-216-RB073-001	厚狭(二)(17)	土石流
19	厚狭	D-216-RB073-004	厚狭(二)(18)	土石流
20	厚狭	D-216-RB074-001	厚狭(二)(19)	土石流
21	厚狭	D-216-RB074-003	厚狭(二)(20)	土石流
22	厚狭	D-216-RB171-001	厚狭(二)(21)	土石流
23	厚狭	D-216-RB171-002	厚狭(二)(22)	土石流
24	厚狭	D-216-RB172-001	厚狭(二)(23)	土石流
25	厚狭	D-216-RB172-002	厚狭(二)(24)	土石流
26	有帆	D-216-RB272-001	有帆(二)(1)	土石流
27	有帆	D-216-RB274-001	有帆(二)(2)	土石流
28	有帆	D-216-RB274-002	有帆(二)(3)	土石流
29	有帆	D-216-RB274-003	有帆(二)(4)	土石流
30	有帆	D-216-RB274-004	有帆(二)(5)	土石流
31	有帆	D-216-RB274-005	有帆(二)(6)	土石流
32	有帆	D-216-RB372-001	有帆(二)(7)	土石流

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
33	小野田	D-216-RB562-002	小野田(二)(1)	土石流
34	小野田	D-216-RB562-003	小野田(二)(2)	土石流
35	小野田	D-216-RB562-004	小野田(二)(3)	土石流
36	小野田	D-216-RB562-005	小野田(二)(4)	土石流
37	小野田	D-216-RB562-006b	小野田(二)(5)	土石流
38	小野田	D-216-RB562-007	小野田(二)(6)	土石流
39	小野田	D-216-RB571-001	小野田(二)(7)	土石流
40	小野田	D-216-RB571-002	小野田(二)(8)	土石流
41	小野田	D-216-RB573-001	小野田(二)(9)	土石流
42	鴨庄	D-216-RB073-002	鴨庄(二)(1)	土石流
43	鴨庄	D-216-RB073-003	鴨庄(二)(2)	土石流
44	鴨庄	D-216-RB064-005	鴨庄(二)(3)	土石流
45	鴨庄	D-216-RB064-006	鴨庄(二)(4)	土石流
46	鴨庄	D-216-RB162-006	鴨庄(二)(5)	土石流
47	鴨庄	D-216-RB162-008	鴨庄(二)(6)	土石流
48	鴨庄	D-216-RB162-009	鴨庄(二)(7)	土石流
49	郡	D-216-RB261-003	郡(二)(1)	土石流
50	郡	D-216-RB261-004	郡(二)(2)	土石流
51	郡	D-216-RB262-002	郡(二)(3)	土石流
52	郡	D-216-RB262-003	郡(二)(4)	土石流
53	郡	D-216-RB263-003	郡(二)(5)	土石流
54	郡	D-216-RB263-004	郡(二)(6)	土石流
55	郡	D-216-RB263-005	郡(二)(7)	土石流
56	郡	D-216-RB264-001	郡(二)(8)	土石流
57	郡	D-216-RB361-002	郡(二)(9)	土石流
58	郡	D-216-RB361-003	郡(二)(10)	土石流
59	郡	D-216-RB363-001	郡(二)(11)	土石流
60	大休団地	D-216-RB272-002	大休団地(二)(1)	土石流
61	津布田	D-216-RB254-003	津布田(二)(1)	土石流
62	津布田	D-216-RB352-001	津布田(二)(2)	土石流
63	津布田	D-216-RB352-002	津布田(二)(3)	土石流
64	埴生	D-216-RB144-001	埴生(二)(1)	土石流
65	埴生	D-216-RB151-001	埴生(二)(2)	土石流
66	埴生	D-216-RB151-002	埴生(二)(3)	土石流
67	埴生	D-216-RB153-003	埴生(二)(4)	土石流

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
68	埴生	D-216-RB251-001	埴生(二)(5)	土石流
69	福田	D-216-RB151-003	福田(二)(1)	土石流
70	山川	D-216-RB064-001	山川(二)(1)	土石流
71	山川	D-216-RB064-003	山川(二)(2)	土石流
72	山川	D-216-RB064-007	山川(二)(3)	土石流
73	山川	D-216-RB162-002	山川(二)(4)	土石流
74	山川	D-216-RB162-004	山川(二)(5)	土石流
75	山川	D-216-RB162-005	山川(二)(6)	土石流
76	山野井	D-216-RB054-001	山野井(二)(1)	土石流
77	山野井	D-216-RB054-003	山野井(二)(2)	土石流
78	山野井	D-216-RB063-001	山野井(二)(3)	土石流
79	山野井	D-216-RB063-002	山野井(二)(4)	土石流
80	山野井	D-216-RB063-003	山野井(二)(5)	土石流
81	山野井	D-216-RB063-004	山野井(二)(6)	土石流
82	山野井	D-216-RB063-005a	山野井(二)(7)	土石流
83	山野井	D-216-RB063-006	山野井(二)(8)	土石流
84	山野井	D-216-RB063-007	山野井(二)(9)	土石流
85	山野井	D-216-RB152-002	山野井(二)(10)	土石流
86	山野井	D-216-RB161-001	山野井(二)(11)	土石流
87	山野井	D-216-RB161-002	山野井(二)(12)	土石流
88	山野井	D-216-RB161-003	山野井(二)(13)	土石流
89	山野井	D-216-RB261-001	山野井(二)(14)	土石流

[4-(4)-③ウ]種類別指定箇所一覧
 (土砂災害警戒区域・地すべり)

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
1	小野田	J-216-RB562-001	小野田(三)(1)	地すべり
2	郡	J-216-RB263-001	郡(三)(1)	地すべり
3	郡	J-216-RB361-001	郡(三)(2)	地すべり
4	郡	J-216-RB363-001	郡(三)(3)	地すべり

[4-(4)-④ア]種類別指定箇所一覧
 (土砂災害特別警戒区域・急傾斜地の崩壊)

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
1	厚 狭	K-216-QB971-001	厚狭(一)(1)	急傾斜地の崩壊
2	厚 狭	K-216-QB973-001	厚狭(一)(2)	急傾斜地の崩壊
3	厚 狭	K-216-QB973-003	厚狭(一)(3)	急傾斜地の崩壊
4	厚 狭	K-216-QB973-004	厚狭(一)(4)	急傾斜地の崩壊
5	厚 狭	K-216-QB973-006	厚狭(一)(5)	急傾斜地の崩壊
6	厚 狭	K-216-QB973-011	厚狭(一)(6)	急傾斜地の崩壊
7	厚 狭	K-216-QB974-001	厚狭(一)(7)	急傾斜地の崩壊
8	厚 狭	K-216-QB974-003	厚狭(一)(8)	急傾斜地の崩壊
9	厚 狭	K-216-QB974-004	厚狭(一)(9)	急傾斜地の崩壊
10	厚 狭	K-216-QB974-005	厚狭(一)(10)	急傾斜地の崩壊
11	厚 狭	K-216-RB071-003	厚狭(一)(11)	急傾斜地の崩壊
12	厚 狭	K-216-RB071-005	厚狭(一)(12)	急傾斜地の崩壊
13	厚 狭	K-216-RB071-006	厚狭(一)(13)	急傾斜地の崩壊
14	厚 狭	K-216-RB071-007	厚狭(一)(14)	急傾斜地の崩壊
15	厚 狭	K-216-RB072-001	厚狭(一)(15)	急傾斜地の崩壊
16	厚 狭	K-216-RB072-003	厚狭(一)(16)	急傾斜地の崩壊
17	厚 狭	K-216-RB072-007	厚狭(一)(17)	急傾斜地の崩壊
18	厚 狭	K-216-RB072-014	厚狭(一)(18)	急傾斜地の崩壊
19	厚 狭	K-216-RB073-001	厚狭(一)(19)	急傾斜地の崩壊
20	厚 狭	K-216-RB073-003	厚狭(一)(20)	急傾斜地の崩壊
21	厚 狭	K-216-RB073-005	厚狭(一)(21)	急傾斜地の崩壊
22	厚 狭	K-216-RB073-007	厚狭(一)(22)	急傾斜地の崩壊
23	厚 狭	K-216-RB074-001	厚狭(一)(23)	急傾斜地の崩壊
24	厚 狭	K-216-RB074-002	厚狭(一)(24)	急傾斜地の崩壊
25	厚 狭	K-216-RB074-009	厚狭(一)(25)	急傾斜地の崩壊
26	厚 狭	K-216-RB074-015	厚狭(一)(26)	急傾斜地の崩壊
27	厚 狭	K-216-RB171-001	厚狭(一)(27)	急傾斜地の崩壊
28	厚 狭	K-216-RB171-003	厚狭(一)(28)	急傾斜地の崩壊
29	厚 狭	K-216-RB171-005	厚狭(一)(29)	急傾斜地の崩壊
30	厚 狭	K-216-RB171-007	厚狭(一)(30)	急傾斜地の崩壊
31	厚 狭	K-216-RB171-009	厚狭(一)(31)	急傾斜地の崩壊
32	厚 狭	K-216-RB171-015	厚狭(一)(32)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
33	厚 狭	K-216-RB172-002	厚狭(一)(33)	急傾斜地の崩壊
34	厚 狭	K-216-RB173-001	厚狭(一)(34)	急傾斜地の崩壊
35	厚 狭	K-216-QB973-027	厚狭(一)(35)	急傾斜地の崩壊
36	厚 狭	K-216-RB072-018	厚狭(一)(36)	急傾斜地の崩壊
37	厚 狭	K-216-RB073-011	厚狭(一)(37)	急傾斜地の崩壊
38	厚 狭	K-216-RB074-029	厚狭(一)(38)	急傾斜地の崩壊
39	厚 狭	K-216-RB172-005	厚狭(一)(39)	急傾斜地の崩壊
40	厚 狭	K-216-RB172-006	厚狭(一)(40)	急傾斜地の崩壊
41	有 帆	K-216-RB272-001	有帆(一)(1)	急傾斜地の崩壊
42	有 帆	K-216-RB274-005	有帆(一)(2)	急傾斜地の崩壊
43	有 帆	K-216-RB274-006	有帆(一)(3)	急傾斜地の崩壊
44	有 帆	K-216-RB274-007	有帆(一)(4)	急傾斜地の崩壊
45	有 帆	K-216-RB274-009	有帆(一)(5)	急傾斜地の崩壊
46	有 帆	K-216-RB274-013	有帆(一)(7)	急傾斜地の崩壊
47	有 帆	K-216-RB274-015	有帆(一)(8)	急傾斜地の崩壊
48	有 帆	K-216-RB274-025	有帆(一)(9)	急傾斜地の崩壊
49	有 帆	K-216-RB283-001	有帆(一)(10)	急傾斜地の崩壊
50	有 帆	K-216-RB283-008	有帆(一)(11)	急傾斜地の崩壊
51	有 帆	K-216-RB372-001	有帆(一)(12)	急傾斜地の崩壊
52	有 帆	K-216-RB372-002	有帆(一)(13)	急傾斜地の崩壊
53	有 帆	K-216-RB372-006	有帆(一)(14)	急傾斜地の崩壊
54	有 帆	K-216-RB372-007	有帆(一)(15)	急傾斜地の崩壊
55	有 帆	K-216-RB372-008	有帆(一)(16)	急傾斜地の崩壊
56	有 帆	K-216-RB372-010	有帆(一)(17)	急傾斜地の崩壊
57	有 帆	K-216-RB372-013	有帆(一)(18)	急傾斜地の崩壊
58	有 帆	K-216-RB372-016	有帆(一)(19)	急傾斜地の崩壊
59	有 帆	K-216-RB374-002	有帆(一)(20)	急傾斜地の崩壊
60	有 帆	K-216-RB381-001	有帆(一)(21)	急傾斜地の崩壊
61	有 帆	K-216-RB381-004	有帆(一)(22)	急傾斜地の崩壊
62	有 帆	K-216-RB381-005	有帆(一)(23)	急傾斜地の崩壊
63	有 帆	K-216-RB381-007	有帆(一)(24)	急傾斜地の崩壊
64	有 帆	K-216-RB283-009	有帆(一)(25)	急傾斜地の崩壊
65	石 井 手	K-216-RB371-017	石井手(一)(1)	急傾斜地の崩壊
66	小 野 田	K-216-RB471-001	小野田(一)(1)	急傾斜地の崩壊
67	小 野 田	K-216-RB473-007	小野田(一)(2)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
68	小野田	K-216-RB373-001	小野田(一)(3)	急傾斜地の崩壊
69	小野田	K-216-RB373-002	小野田(一)(4)	急傾斜地の崩壊
70	小野田	K-216-RB373-005	小野田(一)(5)	急傾斜地の崩壊
71	小野田	K-216-RB373-006	小野田(一)(6)	急傾斜地の崩壊
72	小野田	K-216-RB373-008	小野田(一)(7)	急傾斜地の崩壊
73	小野田	K-216-RB373-009	小野田(一)(8)	急傾斜地の崩壊
74	小野田	K-216-RB373-010	小野田(一)(9)	急傾斜地の崩壊
75	小野田	K-216-RB373-011	小野田(一)(10)	急傾斜地の崩壊
76	小野田	K-216-RB373-012	小野田(一)(11)	急傾斜地の崩壊
77	小野田	K-216-RB373-013	小野田(一)(12)	急傾斜地の崩壊
78	小野田	K-216-RB471-003	小野田(一)(14)	急傾斜地の崩壊
79	小野田	K-216-RB471-004	小野田(一)(15)	急傾斜地の崩壊
80	小野田	K-216-RB471-005	小野田(一)(16)	急傾斜地の崩壊
81	小野田	K-216-RB471-011	小野田(一)(17)	急傾斜地の崩壊
82	小野田	K-216-RB471-014	小野田(一)(18)	急傾斜地の崩壊
83	小野田	K-216-RB471-015	小野田(一)(19)	急傾斜地の崩壊
84	小野田	K-216-RB473-009	小野田(一)(20)	急傾斜地の崩壊
85	小野田	K-216-RB473-011	小野田(一)(21)	急傾斜地の崩壊
86	小野田	K-216-RB473-012	小野田(一)(22)	急傾斜地の崩壊
87	小野田	K-216-RB562-001	小野田(一)(23)	急傾斜地の崩壊
88	小野田	K-216-RB562-004	小野田(一)(24)	急傾斜地の崩壊
89	小野田	K-216-RB562-006	小野田(一)(26)	急傾斜地の崩壊
90	小野田	K-216-RB562-009	小野田(一)(27)	急傾斜地の崩壊
91	小野田	K-216-RB562-010	小野田(一)(28)	急傾斜地の崩壊
92	小野田	K-216-RB562-011	小野田(一)(29)	急傾斜地の崩壊
93	小野田	K-216-RB562-012	小野田(一)(30)	急傾斜地の崩壊
94	小野田	K-216-RB564-002	小野田(一)(31)	急傾斜地の崩壊
95	小野田	K-216-RB564-003	小野田(一)(32)	急傾斜地の崩壊
96	小野田	K-216-RB571-001	小野田(一)(33)	急傾斜地の崩壊
97	小野田	K-216-RB571-003	小野田(一)(34)	急傾斜地の崩壊
98	小野田	K-216-RB571-005	小野田(一)(35)	急傾斜地の崩壊
99	小野田	K-216-RB571-007	小野田(一)(36)	急傾斜地の崩壊
100	小野田	K-216-RB571-010	小野田(一)(37)	急傾斜地の崩壊
101	小野田	K-216-RB573-003	小野田(一)(38)	急傾斜地の崩壊
102	小野田	K-216-RB573-006	小野田(一)(39)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
103	小野田	K-216-RB671-001	小野田(一)(40)	急傾斜地の崩壊
104	小野田	K-216-RB471-022	小野田(一)(41)	急傾斜地の崩壊
105	小野田	K-216-RB473-019	小野田(一)(43)	急傾斜地の崩壊
106	小野田	K-216-RB473-021	小野田(一)(44)	急傾斜地の崩壊
107	小野田	K-216-RB562-016	小野田(一)(45)	急傾斜地の崩壊
108	小野田	K-216-RB564-006	小野田(一)(46)	急傾斜地の崩壊
109	小野田	K-216-RB573-009	小野田(一)(47)	急傾斜地の崩壊
110	小野田	K-216-RB573-010	小野田(一)(48)	急傾斜地の崩壊
111	小野田	K-216-RB671-003	小野田(一)(49)	急傾斜地の崩壊
112	柿の木坂	K-216-RB371-003	柿の木坂(一)(1)	急傾斜地の崩壊
113	柿の木坂	K-216-RB371-005	柿の木坂(一)(2)	急傾斜地の崩壊
114	叶松	K-216-RB473-013	叶松(一)(1)	急傾斜地の崩壊
115	鴨庄	K-216-RB073-002	鴨庄(一)(1)	急傾斜地の崩壊
116	鴨庄	K-216-RB064-006	鴨庄(一)(2)	急傾斜地の崩壊
117	鴨庄	K-216-RB162-011	鴨庄(一)(3)	急傾斜地の崩壊
118	鴨庄	K-216-RB162-014	鴨庄(一)(4)	急傾斜地の崩壊
119	鴨庄	K-216-RB162-018	鴨庄(一)(5)	急傾斜地の崩壊
120	鴨庄	K-216-RB073-010	鴨庄(一)(6)	急傾斜地の崩壊
121	共和台	K-216-RB372-011	共和台(一)(1)	急傾斜地の崩壊
122	共和台	K-216-RB372-012	共和台(一)(2)	急傾斜地の崩壊
123	くし山	K-216-RB371-015	くし山(一)(4)	急傾斜地の崩壊
124	くし山	K-216-RB371-026	くし山(一)(5)	急傾斜地の崩壊
125	郡	K-216-RB262-001	郡(一)(1)	急傾斜地の崩壊
126	郡	K-216-RB262-004	郡(一)(3)	急傾斜地の崩壊
127	郡	K-216-RB262-005	郡(一)(4)	急傾斜地の崩壊
128	郡	K-216-RB262-006	郡(一)(5)	急傾斜地の崩壊
129	郡	K-216-RB262-009	郡(一)(6)	急傾斜地の崩壊
130	郡	K-216-RB262-010	郡(一)(7)	急傾斜地の崩壊
131	郡	K-216-RB262-012	郡(一)(8)	急傾斜地の崩壊
132	郡	K-216-RB262-016	郡(一)(9)	急傾斜地の崩壊
133	郡	K-216-RB262-019	郡(一)(10)	急傾斜地の崩壊
134	郡	K-216-RB263-005	郡(一)(11)	急傾斜地の崩壊
135	郡	K-216-RB263-006	郡(一)(12)	急傾斜地の崩壊
136	郡	K-216-RB263-007	郡(一)(13)	急傾斜地の崩壊
137	郡	K-216-RB263-008	郡(一)(14)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
138	郡	K-216-RB263-010	郡(一)(15)	急傾斜地の崩壊
139	郡	K-216-RB263-011	郡(一)(16)	急傾斜地の崩壊
140	郡	K-216-RB263-012	郡(一)(17)	急傾斜地の崩壊
141	郡	K-216-RB264-003	郡(一)(18)	急傾斜地の崩壊
142	郡	K-216-RB264-004	郡(一)(19)	急傾斜地の崩壊
143	郡	K-216-RB264-005	郡(一)(20)	急傾斜地の崩壊
144	郡	K-216-RB264-006	郡(一)(21)	急傾斜地の崩壊
145	郡	K-216-RB361-003	郡(一)(22)	急傾斜地の崩壊
146	郡	K-216-RB361-007	郡(一)(24)	急傾斜地の崩壊
147	郡	K-216-RB363-002	郡(一)(25)	急傾斜地の崩壊
148	郡	K-216-RB363-004	郡(一)(27)	急傾斜地の崩壊
149	郡	K-216-RB363-005	郡(一)(28)	急傾斜地の崩壊
150	郡	K-216-RB261-006	郡(一)(29)	急傾斜地の崩壊
151	郡	K-216-RB262-024	郡(一)(30)	急傾斜地の崩壊
152	郡	K-216-RB262-025	郡(一)(31)	急傾斜地の崩壊
153	郡	K-216-RB263-018	郡(一)(32)	急傾斜地の崩壊
154	郡	K-216-RB263-019	郡(一)(33)	急傾斜地の崩壊
155	郡	K-216-RB263-020	郡(一)(34)	急傾斜地の崩壊
156	郡	K-216-RB361-012	郡(一)(35)	急傾斜地の崩壊
157	郡	K-216-RB363-008	郡(一)(36)	急傾斜地の崩壊
158	郡	K-216-RB363-009	郡(一)(37)	急傾斜地の崩壊
159	自由ヶ丘	K-216-RB471-013	自由ヶ丘(一)(1)	急傾斜地の崩壊
160	高千帆	K-216-RB371-006	高千帆(一)(1)	急傾斜地の崩壊
161	高千帆	K-216-RB371-024	高千帆(一)(4)	急傾斜地の崩壊
162	高畑	K-216-RB273-004	高畑(一)(1)	急傾斜地の崩壊
163	高畑	K-216-RB274-003	高畑(一)(2)	急傾斜地の崩壊
164	高畑	K-216-RB274-020	高畑(一)(3)	急傾斜地の崩壊
165	高畑	K-216-RB273-014	高畑(一)(4)	急傾斜地の崩壊
166	千代町	K-216-RB471-024	千代町(一)(1)	急傾斜地の崩壊
167	千代町	K-216-RB471-025	千代町(一)(2)	急傾斜地の崩壊
168	津布田	K-216-RB254-001	津布田(一)(1)	急傾斜地の崩壊
169	津布田	K-216-RB254-002	津布田(一)(2)	急傾斜地の崩壊
170	津布田	K-216-RB254-004	津布田(一)(3)	急傾斜地の崩壊
171	津布田	K-216-RB254-005	津布田(一)(4)	急傾斜地の崩壊
172	津布田	K-216-RB254-008	津布田(一)(5)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
173	津布田	K-216-RB254-012	津布田(一)(6)	急傾斜地の崩壊
174	津布田	K-216-RB254-014	津布田(一)(7)	急傾斜地の崩壊
175	津布田	K-216-RB254-016	津布田(一)(8)	急傾斜地の崩壊
176	津布田	K-216-RB254-023	津布田(一)(9)	急傾斜地の崩壊
177	津布田	K-216-RB263-003	津布田(一)(10)	急傾斜地の崩壊
178	津布田	K-216-RB361-008	津布田(一)(12)	急傾斜地の崩壊
179	津布田	K-216-RB254-026	津布田(一)(13)	急傾斜地の崩壊
180	津布田	K-216-RB254-027	津布田(一)(14)	急傾斜地の崩壊
181	津布田	K-216-RB254-028	津布田(一)(15)	急傾斜地の崩壊
182	津布田	K-216-RB263-021	津布田(一)(16)	急傾斜地の崩壊
183	津布田	K-216-RB352-003	津布田(一)(17)	急傾斜地の崩壊
184	中川	K-216-RB471-008	中川(一)(1)	急傾斜地の崩壊
185	西沖	K-216-RB573-011	西沖(一)(1)	急傾斜地の崩壊
186	西高泊	K-216-RB362-003	西高泊(一)(1)	急傾斜地の崩壊
187	西高泊	K-216-RB362-004	西高泊(一)(2)	急傾斜地の崩壊
188	西高泊	K-216-RB362-005	西高泊(一)(3)	急傾斜地の崩壊
189	西高泊	K-216-RB362-006	西高泊(一)(4)	急傾斜地の崩壊
190	西高泊	K-216-RB362-007	西高泊(一)(5)	急傾斜地の崩壊
191	西高泊	K-216-RB362-008	西高泊(一)(6)	急傾斜地の崩壊
192	西高泊	K-216-RB362-011	西高泊(一)(7)	急傾斜地の崩壊
193	西高泊	K-216-RB364-001	西高泊(一)(8)	急傾斜地の崩壊
194	西高泊	K-216-RB364-002	西高泊(一)(9)	急傾斜地の崩壊
195	西高泊	K-216-RB364-003	西高泊(一)(10)	急傾斜地の崩壊
196	西高泊	K-216-RB364-007	西高泊(一)(11)	急傾斜地の崩壊
197	西高泊	K-216-RB364-010	西高泊(一)(12)	急傾斜地の崩壊
198	西高泊	K-216-RB364-011	西高泊(一)(13)	急傾斜地の崩壊
199	西高泊	K-216-RB364-014	西高泊(一)(14)	急傾斜地の崩壊
200	西高泊	K-216-RB371-001	西高泊(一)(15)	急傾斜地の崩壊
201	西高泊	K-216-RB371-002	西高泊(一)(16)	急傾斜地の崩壊
202	西高泊	K-216-RB362-015	西高泊(一)(17)	急傾斜地の崩壊
203	西高泊	K-216-RB362-016	西高泊(一)(18)	急傾斜地の崩壊
204	西高泊	K-216-RB364-019	西高泊(一)(19)	急傾斜地の崩壊
205	西高泊	K-216-RB364-020	西高泊(一)(20)	急傾斜地の崩壊
206	西高泊	K-216-RB364-022	西高泊(一)(21)	急傾斜地の崩壊
207	波瀬	K-216-RB571-004	波瀬(一)(1)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
208	埴生	K-216-RB142-004	埴生(一)(1)	急傾斜地の崩壊
209	埴生	K-216-RB144-003	埴生(一)(2)	急傾斜地の崩壊
210	埴生	K-216-RB144-006	埴生(一)(3)	急傾斜地の崩壊
211	埴生	K-216-RB151-001	埴生(一)(4)	急傾斜地の崩壊
212	埴生	K-216-RB153-001	埴生(一)(5)	急傾斜地の崩壊
213	埴生	K-216-RB153-003	埴生(一)(6)	急傾斜地の崩壊
214	埴生	K-216-RB153-005	埴生(一)(7)	急傾斜地の崩壊
215	埴生	K-216-RB153-006	埴生(一)(8)	急傾斜地の崩壊
216	埴生	K-216-RB153-007	埴生(一)(9)	急傾斜地の崩壊
217	埴生	K-216-RB153-010	埴生(一)(10)	急傾斜地の崩壊
218	埴生	K-216-RB242-002	埴生(一)(11)	急傾斜地の崩壊
219	埴生	K-216-RB251-001	埴生(一)(12)	急傾斜地の崩壊
220	埴生	K-216-RB251-005	埴生(一)(13)	急傾斜地の崩壊
221	埴生	K-216-RB251-006	埴生(一)(14)	急傾斜地の崩壊
222	埴生	K-216-RB251-007	埴生(一)(15)	急傾斜地の崩壊
223	埴生	K-216-RB251-010	埴生(一)(16)	急傾斜地の崩壊
224	埴生	K-216-RB252-001	埴生(一)(17)	急傾斜地の崩壊
225	埴生	K-216-RB144-010	埴生(一)(18)	急傾斜地の崩壊
226	埴生	K-216-RB153-014	埴生(一)(19)	急傾斜地の崩壊
227	埴生	K-216-RB251-013	埴生(一)(20)	急傾斜地の崩壊
228	埴生	K-216-RB252-007	埴生(一)(22)	急傾斜地の崩壊
229	埴生	K-216-RB251-015	埴生(一)(23)	急傾斜地の崩壊
230	東高泊	K-216-RB372-019	東高泊(一)(1)	急傾斜地の崩壊
231	福田	K-216-RB151-002	福田(一)(1)	急傾斜地の崩壊
232	福田	K-216-RB151-005	福田(一)(2)	急傾斜地の崩壊
233	福田	K-216-RB152-001	福田(一)(3)	急傾斜地の崩壊
234	福田	K-216-RB152-002	福田(一)(4)	急傾斜地の崩壊
235	福田	K-216-RB152-003	福田(一)(5)	急傾斜地の崩壊
236	福田	K-216-RB152-004	福田(一)(6)	急傾斜地の崩壊
237	福田	K-216-RB152-006	福田(一)(7)	急傾斜地の崩壊
238	福田	K-216-RB153-011	福田(一)(8)	急傾斜地の崩壊
239	福田	K-216-RB151-009	福田(一)(9)	急傾斜地の崩壊
240	福田	K-216-RB151-010	福田(一)(10)	急傾斜地の崩壊
241	丸河内	K-216-RB473-004	丸河内(一)(1)	急傾斜地の崩壊
242	丸河内	K-216-RB473-006	丸河内(一)(2)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
243	丸河内	K-216-RB473-016	丸河内(一)(4)	急傾斜地の崩壊
244	山川	K-216-RB063-009	山川(一)(1)	急傾斜地の崩壊
245	山川	K-216-RB064-001	山川(一)(2)	急傾斜地の崩壊
246	山川	K-216-RB064-002	山川(一)(3)	急傾斜地の崩壊
247	山川	K-216-RB064-005	山川(一)(4)	急傾斜地の崩壊
248	山川	K-216-RB161-019	山川(一)(5)	急傾斜地の崩壊
249	山川	K-216-RB162-001	山川(一)(6)	急傾斜地の崩壊
250	山川	K-216-RB162-006	山川(一)(7)	急傾斜地の崩壊
251	山川	K-216-RB162-009	山川(一)(8)	急傾斜地の崩壊
252	山川	K-216-RB162-019	山川(一)(9)	急傾斜地の崩壊
253	山川	K-216-RB163-008	山川(一)(10)	急傾斜地の崩壊
254	山川	K-216-RB163-009	山川(一)(11)	急傾斜地の崩壊
255	山川	K-216-RB163-012	山川(一)(12)	急傾斜地の崩壊
256	山川	K-216-RB164-003	山川(一)(13)	急傾斜地の崩壊
257	山川	K-216-RB064-012	山川(一)(14)	急傾斜地の崩壊
258	山川	K-216-RB162-022	山川(一)(15)	急傾斜地の崩壊
259	山野井	K-216-RB054-002	山野井(一)(1)	急傾斜地の崩壊
260	山野井	K-216-RB054-003	山野井(一)(2)	急傾斜地の崩壊
261	山野井	K-216-RB063-001	山野井(一)(3)	急傾斜地の崩壊
262	山野井	K-216-RB063-002	山野井(一)(4)	急傾斜地の崩壊
263	山野井	K-216-RB063-004	山野井(一)(5)	急傾斜地の崩壊
264	山野井	K-216-RB063-006	山野井(一)(6)	急傾斜地の崩壊
265	山野井	K-216-RB152-011	山野井(一)(7)	急傾斜地の崩壊
266	山野井	K-216-RB152-014	山野井(一)(8)	急傾斜地の崩壊
267	山野井	K-216-RB152-017	山野井(一)(9)	急傾斜地の崩壊
268	山野井	K-216-RB154-001	山野井(一)(10)	急傾斜地の崩壊
269	山野井	K-216-RB154-002	山野井(一)(11)	急傾斜地の崩壊
270	山野井	K-216-RB154-005	山野井(一)(13)	急傾斜地の崩壊
271	山野井	K-216-RB154-006	山野井(一)(14)	急傾斜地の崩壊
272	山野井	K-216-RB161-002	山野井(一)(15)	急傾斜地の崩壊
273	山野井	K-216-RB161-003	山野井(一)(16)	急傾斜地の崩壊
274	山野井	K-216-RB161-005	山野井(一)(17)	急傾斜地の崩壊
275	山野井	K-216-RB161-009	山野井(一)(18)	急傾斜地の崩壊
276	山野井	K-216-RB161-011	山野井(一)(19)	急傾斜地の崩壊
277	山野井	K-216-RB163-001	山野井(一)(20)	急傾斜地の崩壊

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
278	山野井	K-216-RB163-002	山野井(一)(21)	急傾斜地の崩壊
279	山野井	K-216-RB163-005	山野井(一)(22)	急傾斜地の崩壊
280	山野井	K-216-RB163-013	山野井(一)(23)	急傾斜地の崩壊
281	山野井	K-216-RB163-014	山野井(一)(24)	急傾斜地の崩壊
282	山野井	K-216-RB261-001	山野井(一)(25)	急傾斜地の崩壊
283	山野井	K-216-RB261-002	山野井(一)(26)	急傾斜地の崩壊
284	山野井	K-216-RB063-018	山野井(一)(27)	急傾斜地の崩壊
285	山野井	K-216-RB152-021	山野井(一)(28)	急傾斜地の崩壊
286	山野井	K-216-RB154-010	山野井(一)(29)	急傾斜地の崩壊
287	山野井	K-216-RB163-015	山野井(一)(30)	急傾斜地の崩壊
288	山野井	K-216-RB163-018	山野井(一)(32)	急傾斜地の崩壊
289	東須恵	K-216-RB473-020	東須恵(一)(19)	急傾斜地の崩壊
290	松屋	K-201-RB142-002	松屋(一)(1)	急傾斜地の崩壊
291	際波	K-202-RB372-002	際波(一)(2)	急傾斜地の崩壊

[4-(4)-④イ]種類別指定箇所一覽
(土砂災害特別警戒区域・土石流)

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
1	赤崎	D-216-RB562-001	赤崎(二)(1)	土石流
2	厚狭	D-216-QB971-001	厚狭(二)(1)	土石流
3	厚狭	D-216-QB973-001	厚狭(二)(2)	土石流
4	厚狭	D-216-QB973-002	厚狭(二)(3)	土石流
5	厚狭	D-216-QB973-004	厚狭(二)(4)	土石流
6	厚狭	D-216-QB973-005	厚狭(二)(5)	土石流
7	厚狭	D-216-QB974-001	厚狭(二)(6)	土石流
8	厚狭	D-216-QB974-002	厚狭(二)(7)	土石流
9	厚狭	D-216-QB974-003	厚狭(二)(8)	土石流
10	厚狭	D-216-QB974-004	厚狭(二)(9)	土石流
11	厚狭	D-216-QB974-006	厚狭(二)(11)	土石流
12	厚狭	D-216-QB974-007	厚狭(二)(12)	土石流
13	厚狭	D-216-RB071-001	厚狭(二)(13)	土石流
14	厚狭	D-216-RB071-002	厚狭(二)(14)	土石流
15	厚狭	D-216-RB071-004	厚狭(二)(15)	土石流
16	厚狭	D-216-RB072-004	厚狭(二)(16)	土石流
17	厚狭	D-216-RB073-001	厚狭(二)(17)	土石流
18	厚狭	D-216-RB073-004	厚狭(二)(18)	土石流
19	厚狭	D-216-RB074-001	厚狭(二)(19)	土石流
20	厚狭	D-216-RB074-003	厚狭(二)(20)	土石流
21	厚狭	D-216-RB171-001	厚狭(二)(21)	土石流
22	厚狭	D-216-RB171-002	厚狭(二)(22)	土石流
23	厚狭	D-216-RB172-001	厚狭(二)(23)	土石流
24	厚狭	D-216-RB172-002	厚狭(二)(24)	土石流
25	有帆	D-216-RB272-001	有帆(二)(1)	土石流
26	有帆	D-216-RB274-001	有帆(二)(2)	土石流
27	有帆	D-216-RB274-002	有帆(二)(3)	土石流
28	有帆	D-216-RB274-003	有帆(二)(4)	土石流
29	有帆	D-216-RB274-005	有帆(二)(6)	土石流
30	有帆	D-216-RB372-001	有帆(二)(7)	土石流
31	小野田	D-216-RB562-002	小野田(二)(1)	土石流
32	小野田	D-216-RB562-003	小野田(二)(2)	土石流

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
33	小野田	D-216-RB562-004	小野田(二)(3)	土石流
34	小野田	D-216-RB562-005	小野田(二)(4)	土石流
35	小野田	D-216-RB562-006b	小野田(二)(5)	土石流
36	小野田	D-216-RB562-007	小野田(二)(6)	土石流
37	小野田	D-216-RB571-001	小野田(二)(7)	土石流
38	小野田	D-216-RB571-002	小野田(二)(8)	土石流
39	小野田	D-216-RB573-001	小野田(二)(9)	土石流
40	鴨庄	D-216-RB073-002	鴨庄(二)(1)	土石流
41	鴨庄	D-216-RB073-003	鴨庄(二)(2)	土石流
42	鴨庄	D-216-RB064-005	鴨庄(二)(3)	土石流
43	鴨庄	D-216-RB064-006	鴨庄(二)(4)	土石流
44	鴨庄	D-216-RB162-006	鴨庄(二)(5)	土石流
45	鴨庄	D-216-RB162-008	鴨庄(二)(6)	土石流
46	鴨庄	D-216-RB162-009	鴨庄(二)(7)	土石流
47	郡	D-216-RB261-003	郡(二)(1)	土石流
48	郡	D-216-RB261-004	郡(二)(2)	土石流
49	郡	D-216-RB262-003	郡(二)(4)	土石流
50	郡	D-216-RB263-003	郡(二)(5)	土石流
51	郡	D-216-RB263-004	郡(二)(6)	土石流
52	郡	D-216-RB263-005	郡(二)(7)	土石流
53	郡	D-216-RB361-002	郡(二)(9)	土石流
54	郡	D-216-RB361-003	郡(二)(10)	土石流
55	郡	D-216-RB363-001	郡(二)(11)	土石流
56	大休団地	D-216-RB272-002	大休団地(二)(1)	土石流
57	津布田	D-216-RB254-003	津布田(二)(1)	土石流
58	津布田	D-216-RB352-001	津布田(二)(2)	土石流
59	津布田	D-216-RB352-002	津布田(二)(3)	土石流
60	埴生	D-216-RB144-001	埴生(二)(1)	土石流
61	埴生	D-216-RB151-001	埴生(二)(2)	土石流
62	埴生	D-216-RB151-002	埴生(二)(3)	土石流
63	埴生	D-216-RB153-003	埴生(二)(4)	土石流
64	福田	D-216-RB151-003	福田(二)(1)	土石流
65	山川	D-216-RB064-003	山川(二)(2)	土石流
66	山川	D-216-RB064-007	山川(二)(3)	土石流
67	山川	D-216-RB162-002	山川(二)(4)	土石流

番号	大字等	区域番号	区域名	自然現象の種類
68	山川	D-216-RB162-004	山川(二)(5)	土石流
69	山川	D-216-RB162-005	山川(二)(6)	土石流
70	山野井	D-216-RB054-001	山野井(二)(1)	土石流
71	山野井	D-216-RB054-003	山野井(二)(2)	土石流
72	山野井	D-216-RB063-001	山野井(二)(3)	土石流
73	山野井	D-216-RB063-002	山野井(二)(4)	土石流
74	山野井	D-216-RB063-003	山野井(二)(5)	土石流
75	山野井	D-216-RB063-004	山野井(二)(6)	土石流
76	山野井	D-216-RB063-006	山野井(二)(8)	土石流
77	山野井	D-216-RB063-007	山野井(二)(9)	土石流
78	山野井	D-216-RB161-001	山野井(二)(11)	土石流
79	山野井	D-216-RB161-002	山野井(二)(12)	土石流
80	山野井	D-216-RB161-003	山野井(二)(13)	土石流
81	山野井	D-216-RB261-001	山野井(二)(14)	土石流

[4-(5)-①]土砂災害警戒区域等(土石流危険溪流等一覽)

番号	溪流名				所在地 大字	流域概要					保全対象区域の現況		
	溪流区分	水系名	河川名	溪流名		溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	平均溪床勾配(度)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
1	I	厚狭川	厚狭川	鳥越南川	鳥越	0.11	0.02	0.01	0.5	16	10		
2	I	厚狭川	厚狭川	湯の峠川	湯の峠	0.55	0.11	0.05	1.2	13	0		
3	I	厚狭川	厚狭川	吉部田川	吉部田川	0.37	0.05	0.01	0.8	8	8		
4	I	厚狭川	桜川	松岳畑川	松岳畑	0.87	0.22	0.06	2	15	7		
5	I	厚狭川	大正川	大道畑川	大道畑	1.23	0.79	0.01	0.5	9	5		
6	I	厚東川	厚東川	波瀬の崎川	波瀬の崎	0.34	0.04	0.02	1.3	13	6		
7	I	厚東川	刈屋北川	刈屋北川	刈屋	0.27	0.04	0.01	0.8	12	12		
8	I	厚東川	刈屋南川	刈屋南川	刈屋	0.16	0.06	0.01	0.8	9	13		
9	I	厚東川	木戸川	木戸川	木戸	0.42	0.1	0.01	1.2	10	32		
10	I	厚東川	木戸川	波瀬の崎	波瀬の崎	0.52	0.13	0.01	1	9	9		
11	I	厚東川	田の尻川	田の尻川	田の尻	0.28	0.15	0.02	1.1	15	5		
12	I	有帆川	有帆川	仁保の上川	仁保の上	0.17	0.03	0.01	0.7	9	5		
13	I	有帆川	有帆川	仁保の上川北	仁保の上	0.12	0.02	0.02	0.5	17	2		
14	I	糸根川	糸根川	大持北川	大持	0.45	0.05	0.02	0.5	15	10		
15	I	糸根川	糸根川	殿畑川	埴生	0.33	0.05	0.02	0.5	10	8		
16	I	糸根川	梶下川	梶下川	梶下	0.32	0.08	0.01	0.7	10	9		
17	I	糸根川	東郷川	東郷川	東郷	0.35	0.11	0.01	0.6	9	17		
18	I	糸根川	大和川	大迫川	埴生	0.29	0.09	0.01	0.9	8	5		
19	I	前場川	前場川	石山川	吉田地	0.41	0.23	0.01	1.2	9	6		
20	I	前場川	前場川	姥ヶ迫川	吉田地	0.36	0.1	0.01	1.5	9	8		
21	I	前場川	前場川	吉田地川	吉田地	0.27	0.03	0.01	1.2	10	8		
22	II	厚狭川	厚狭川	鋳物師屋川	鋳物師屋	1.2	0.47	0.05	1.2	10	1		
23	II	厚狭川	厚狭川	沖部川	沖部	0.12	0.04	0.01	0.3	9	1		
24	II	厚狭川	厚狭川	鴨左上川	鴨庄上	0.19	0.03	0.01	0.4	9	3		
25	II	厚狭川	厚狭川	小向川	松ヶ瀬	0.15	0.02	0.02	0.8	20	1		
26	II	厚狭川	厚狭川	平原下川	平原	0.48	0.06	0.01	1	10	1		
27	II	厚狭川	厚狭川	福正寺北川	福正寺	0.19	0.03	0.01	0.6	12	2		
28	II	厚狭川	厚狭川	福正寺西川	福正寺	0.1	0.02	0.01	0.7	12	3		
29	II	厚狭川	厚狭川	松の瀬川	松の瀬	0.2	0.02	0.01	1	13	4		
30	II	厚狭川	随光川	奥の浴川	奥の浴	0.17	0.02	0.02	0.3	20	3		

番号	溪流名				所在地 大字	流域概要					保全対象区域の 現況		
	溪流区分	水系名	河川名	溪流名		溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	平均溪床勾配(度)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
31	Ⅱ	厚狭川	随光川	開ヶ迫上川	開ヶ迫	0.9	0.37	0.02	2	10	3		
32	Ⅱ	厚狭川	随光川	開ヶ迫下川	開ヶ迫	0.54	0.13	0.06	1.5	12	2		
33	Ⅱ	厚狭川	随光川	新入道川	新入道	0.43	0.12	0.01	1.1	10	1		
34	Ⅱ	厚狭川	随光川	曾津谷川	宗末	0.14	0.02	0.01	0.4	15	1		
35	Ⅱ	厚狭川	随光川	竹の山川	奥の谷	0.57	0.12	0.02	1.2	14	3		
36	Ⅱ	厚狭川	随光川	太郎万川	新入道	0.59	0.16	0.02	0.5	14	1		
37	Ⅱ	厚狭川	随光川	宗末川	宗末	0.25	0.06	0.03	0.5	13	3		
38	Ⅱ	厚狭川	平原川	平原上川	平原	0.12	0.02	0.01	0.6	14	2		
39	Ⅱ	厚狭川	平原川	平原中川	平原	0.75	0.24	0.02	1.2	10	2		
40	Ⅱ	有帆川	有帆川	中村川	有帆	0.16	0.03	0.02	0.4	16	2		
41	Ⅱ	糸根川	糸根川	四反田川	埴生	0.48	0.18	0.01	2.5	10	1		
42	Ⅱ	前場川	前場川	下福田川	下福田	0.42	0.14	0.06	1.1	15	2		
43	Ⅱ	前場川	前場川	福田川	福田	0.12	0.01	0.01	0.3	12	2		
44	Ⅱ	前場川	前場川	保戸下川	保戸	0.17	0.01	0.01	0.5	10	2		
45	Ⅱ	有帆川	大浜川	大浜川	大浜	0.17	0.03	0.01	0.6	12	3		
46	Ⅱ	有帆川	田の尻川	田の尻川北	田の尻	0.32	0.08	0.01	1.5	9	1		
47	Ⅲ	厚狭川	厚狭川	弥ヶ迫川	西下津	0	0.08	0.01	0	8	0		
48	Ⅲ	前場川	前場川	井出ヶ迫川	吉田地	0	0.08	0.01	0	9	0		

[4-(5)-②]土砂災害警戒区域等(地すべり危険箇所一覽)

番号	箇所名	所在地	危険箇所の面積 (ha)	被害想定 区域の 面積(ha)	保全対象区域の現況			地すべり 履歴	河川への 影響
		大字			人家 戸数	公共的 建物	公共的 施設		
1	大鼻	木戸大鼻	8.4	9.8	97		県道 240	H5	無
2	梶	梶	20.5	31.2	47		県道 851		無
3	郡	郡	15.6	15.6	34		県道 600	S28	無
4	古開作	古開作	16.1	21.3	21		市道 1,009		無

[4-(5)-③]土砂災害警戒区域等(急傾斜地崩壊危険箇所等一覧)

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
1	I	赤川(1)	厚狭	赤川	40	30	15		公会堂	
2	I	有帆新町(1)	有帆	有帆新町	33	60	10	6		
3	I	石鞆(1)	郡	石鞆	45	240	20	15		
4	I	石丸	山川	石丸	40	265	10	9		市道 65
5	I	後潟上	西高泊	台の田	34	215	10	6		
6	I	後潟下(1)	西高泊	李	30	195	13	5	会館	
7	I	後潟下(2)	西高泊	後潟下	32	210	14	8		高速・国道 110
8	I	後潟下(3)	西高泊	後潟下	33	150	22	10		高速・国道 10
9	I	梅田(1)	有帆	梅田	38	110	12	5		
10	I	浴一	山川	浴一	65	25	7		公会堂	
11	I	江の内団地	東高泊	大浴	30	150	17	11		
12	I	江の尻	小野田	江の尻	30	295	15	16		
13	I	大河(1)	津布田	大河	40	25	6		公会堂	市道 10
14	I	大鼻(1)	小野田	大鼻	35	80	25	12		市道 20
15	I	大鼻(2)	小野田	大鼻	40	90	10	10		
16	I	岡石丸	山川	岡石丸	45	160	18	8		市道 120
17	I	奥若山	小野田	若山	36	60	8	5		
18	I	小埴生(1)	埴生	小埴生	40	195	10	7		
19	I	梶上(1)	郡	ケンギョウ	45	420	8	16		県道 170 市道 130
20	I	梶上(2)	郡	長通	65	130	10	6		市道 100
21	I	梶下(1)	郡	一の宮崎	65	90	10	5		市道 95
22	I	梶下(2)	郡	宮崎	50	130	14	7		県道 150 市道 90
23	I	梶下(3)	郡	梶下	65	315	10	13		県道 100
24	I	梶下(4)	郡	梶下	35	35	8			
25	I	片尾畑(1)	山野井	片尾畑	60	165	8	5		市道 85
26	I	片尾畑(2)	山野井	片尾畑	55	125	6	5		市道 90
27	I	角石(1)	有帆	角石	33	325	42	16		
28	I	角石(2)	有帆	瀬戸	35	310	26	11		
29	I	上市	埴生	上市 1	40	115	20	5		河川 30

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
30	I	上福田(1)	福田	上福田	60	25	16		公会堂	
31	I	火薬町	郡	火薬町	40	325	15	17		県道 230 市道 130
32	I	刈屋	小野田	上条	45	130	5	18		
33	I	北若山	小野田	北若山	38	165	14	8		
34	I	木戸	小野田	木戸の上	35	65	8	5		
35	I	旧沖部(1)	津布野	塚の台	40	100	12	11		市道 35
36	I	串(1)	津布野	串	40	185	16	4	公会堂	
37	I	掃山木落	東高泊	二の木落	31	115	28	14		
38	I	掃山木落西	東高泊	二の木落	32	200	14	9		
39	I	掃山中	東高泊	掃山中	30	125	12	5		
40	I	栗ヶ浴	郡	栗ヶ浴	45	70	5	5		
41	I	栗田	山野井	栗田	60	75	12	8	学校	市道40
42	I	郷(1)	西高泊	郷	30	50	6	1	保育所	
43	I	五反口(1)	津布田	五反口	35	155	14	8		市道 155
44	I	桜ヶ丘	小野田	桜ヶ丘	33	95	6	8		
45	I	迫山(1)	郡	迫山	70	200	12	6	公会堂	市道 125
46	I	正寺(1)	埴生	正寺	50	95	10			
47	I	大休	有帆	大休	33	120	10	5		市道 30
48	I	大休団地(1)	有帆	下露	30	130	14	6		
49	I	高千帆1丁目	高千帆	1丁目	30	160	10	9		
50	I	高千帆台西	東高泊	物見山	30	155	7	32		
51	I	高千帆台南	東高泊	上掃山ヶ浴	32	90	17	6		市道 90
52	I	高浜	西高泊	黒崎	33	355	20	9		
53	I	田の尻	小野田	田の尻	30	100	5	5	幼稚園	
54	I	旦西(1)	小野田	旦西	35	195	5	9		
55	I	旦西(2)	小野田	旦西	40	45	5	7		
56	I	旦東(1)	小野田	旦東	40	75	10	5		
57	I	鳥越一(1)	郡	鳥越一	55	115	20	5		市道 100
58	I	南平台	有帆	歳の後	30	115	14	12		
59	I	西側(1)	埴生	西側	45	495	10			

番号	急傾斜地区区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
60	I	西側(2)	埴生	西側	35	330	14	1		市道 200
61	I	西側(3)	埴生	西側	45	120	18	6		市道 100 河川 85
62	I	西側(4)	埴生	西側	35	160	12	3		市道 130
63	I	西下津(1)	郡	迫	65	100	20	6		市道 20
64	I	仁保の上(1)	有帆	上仁保の上	35	170	30	6		
65	I	仁保の上(2)	有帆	深田	37	245	30	6		
66	I	仁保の上(3)	有帆	仁保の上	34	145	48	4	宿泊施設	
67	I	野来見(1)-1	小野田	野来見	34	125	5	8		
68	I	野来見(1)-2	小野田	野来見	30	95	10	6		
69	I	波瀬の崎(1)	小野田	波瀬	36	95	12	22		
70	I	浜(1)	西高泊	浜	40	170	5	7		県道 85
71	I	ひばりが丘	千崎	池ヶ浜	45	100	10	5		
72	I	平原(1)	西高泊	上平原	34	225	10	8		
73	I	平原(2)	西高泊	芽場	30	60	12	5		
74	I	平原(1)	山野井	平原	34	105	10	4	公会堂	市道 40
75	I	藤ヶ浴(1)	小野田	藤ヶ浴	55	315	20	33		
76	I	藤ヶ浴(2)	小野田	藤ヶ浴	32	225	5	20		
77	I	船越西(1)	西高泊	木戸ヶ迫	33	80	8	3	会館	
78	I	船越東	西高泊	二の河原田	30	80	8	6		
79	I	菩提寺山	有帆	菩提寺山	30	145	24		ポンプ場	
80	I	松ヶ瀬	厚狭	松ヶ瀬	41	450	15	3	会館	市道 55
81	I	松ヶ瀬西	厚狭	貞任	40	105	10	5		市道 55
82	I	丸河内第三(1)	丸河内	丸河内第三	36	75	9	1	病院	
83	I	緑ヶ原団地	厚狭	緑ヶ原団地	38	160	15	8		
84	I	南中川町(1)	小野田	南中川町	30	65	14	9		
85	I	南真土郷(1)	有帆	南真土郷	30	35	10		保育所	
86	I	目出(1)	小野田	須入道	40	145	14	16		
87	I	目出(2)	小野田	目出一	55	350	12	36		
88	I	目出(3)	小野田	目出	35	115	11	6		
89	I	目出(4)	小野田	目出	30	170	10	8		JR 20

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
90	I	目出東	小野田	須入道	55	230	14	17	会館	
91	I	目出緑町(1)	小野田	目出	34	180	12	5		
92	I	目出緑町(2)	小野田	羽広田	40	405	12	25		
93	I	森広(1)-①	厚狭	森広	40	65	15	1	会館	河川 150
94	I	森広(2)-②	厚狭	森広	38	95	5	1	会館	
95	I	森本	津布野	森本	40	140	20	6		市道 155
96	I	山開作(1)	郡	山開作	40	85	5	5		市道 95
97	I	湯の峠(1)	厚狭	堅木原	40	125	10	5		市道 55
98	I	湯の峠(2)	鴨庄	湯の峠	32	70	10	3	宿(1)	
99	I	吉田地(1)	埴生	吉田地	55	135	20	12		市道 200
100	I	若草町	千崎	上河内	30	130	5	4	污水处理場	
101	II	赤川(2)	厚狭	赤川	38		25	2		
102	II	赤川(3)	厚狭	赤川	44		30	2		市道 75
103	II	有帆新町(2)	有帆	有帆新町	30		7	4		
104	II	有帆新町(3)	有帆	有帆新町	35		10	1		
105	II	石鞆(2)	郡	石鞆	55		24	1		
106	II	石炭(1)	山野井	石炭	50		18	1		
107	II	石炭(2)	山野井	石炭	65		6	1		
108	II	石炭(3)	山野井	石炭	30		5	1		市道 15
109	II	石炭(4)	山野井	石炭	45		16	1		
110	II	石束(1)	厚狭	石束	49		15	1		
111	II	石束(2)	厚狭	石束	34		15	1		
112	II	石束(3)	厚狭	石束	49		10	2		
113	II	石束(4)	厚狭	石束	38		15	2		県道 80、 河川 40、橋 1
114	II	石束(5)	厚狭	石束	30		20	1		
115	II	稲倉(1)	厚狭	稲倉	46		20	1		県道 30
116	II	稲倉(2)	厚狭	稲倉	48		20	1		県道 40
117	II	鋳物師屋(1)-①	山川	鋳物師屋	30		15	2		市道 40
118	II	鋳物師屋(2)-②	山川	鋳物師屋	38		20	1		市道 25
119	II	後潟下(4)	西高泊	後潟下	36		20	3		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
120	Ⅱ	後潟下(5)	西高泊	後潟下	30		15	3		高速・国道 140
121	Ⅱ	梅田(2)	有帆	梅田	37		7	3		
122	Ⅱ	江尻	埴生	江尻	50		30	4		市道 55
123	Ⅱ	烏帽子岩(1)	西高泊	烏帽子岩	30		10	2		
124	Ⅱ	烏帽子岩(2)	西高泊	烏帽子岩	32		6	1		
125	Ⅱ	烏帽子岩(3)	西高泊	烏帽子岩	40		6	1		
126	Ⅱ	烏帽子岩(4)	西高泊	烏帽子岩	33		10	1		
127	Ⅱ	烏帽子岩(5)	西高泊	烏帽子岩	50		9	1		
128	Ⅱ	大河(2)	津布田	大河	55		10	2		市道 45
129	Ⅱ	大河(3)	津布田	大河	50		10	4		
130	Ⅱ	大河(4)	津布田	大河	45		15	1		市道 35
131	Ⅱ	大木(1)	埴生	大木	50		14	2		市道 45
132	Ⅱ	大木(2)	埴生	大木	40		14	3		
133	Ⅱ	大須恵	小野田	大須恵	30		6	1		
134	Ⅱ	大浜(1)	小野田	大浜	30		12	1		
135	Ⅱ	大浜(2)	小野田	大浜	30		12	1		
136	Ⅱ	大持(1)－①	埴生	大持	50		30	2		市道 25
137	Ⅱ	大持(2)－②	埴生	大持	60		6	1		
138	Ⅱ	大持(3)－③	埴生	大持	50		12	1		市道 15
139	Ⅱ	沖部(1)	郡	沖部	30		28	3		高速・国道 105 市道 80
140	Ⅱ	沖部(2)	郡	沖部	45		10	1		
141	Ⅱ	沖部(3)	郡	沖部	50		12	4		市道 30
142	Ⅱ	沖部(4)	郡	沖部	55		6	1		
143	Ⅱ	奥の浴(1)	厚狭	奥の浴	42		10	1		市道 30
144	Ⅱ	奥の浴(2)	厚狭	奥の浴	40		15	1		市道 15
145	Ⅱ	小埴生(2)	埴生	小埴生	50		10	1		
146	Ⅱ	柿木坂1丁目(1)	柿木坂	1丁目	45		5	1		
147	Ⅱ	柿木坂1丁目(2)	柿木坂	1丁目	37		14	4		
148	Ⅱ	角野(1)	埴生	角野	40		8	2		
149	Ⅱ	角野(2)	埴生	角野	35		10	3		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
150	Ⅱ	角野(3)	埴生	角野	50		8	2		
151	Ⅱ	角野(4)	埴生	角野	55		6	1		
152	Ⅱ	柏原	山野井	柏原	38		20	1		
153	Ⅱ	片尾畑上(1)	山野井	片尾畑上	50		15	1		市道 30
154	Ⅱ	片尾畑上(2)	山野井	片尾畑上	40		10	1		
155	Ⅱ	片尾畑上(3)-①	山野井	片尾畑上	40		20	1		市道 25
156	Ⅱ	片尾畑上(4)-②	山野井	片尾畑上	30		10	1		市道 30
157	Ⅱ	片尾畑上(5)	山野井	片尾畑上	40		8	1		
158	Ⅱ	片尾畑上(6)	山野井	片尾畑上	40		6	1		
159	Ⅱ	片尾畑上(7)	山野井	片尾畑上	60		10	1		
160	Ⅱ	片尾畑上(8)	山野井	片尾畑上	55		5	1		
161	Ⅱ	片尾畑下	山野井	片尾畑下	55		10	2		
162	Ⅱ	片山(1)	有帆	片山	30		6	3		市道 20
163	Ⅱ	片山(2)	有帆	片山	30		10	1		
164	Ⅱ	角石(3)	有帆	角石	45		7	4		市道 140 河川 40
165	Ⅱ	角石(4)-1	有帆	角石	36		10	1		
166	Ⅱ	角石(4)-2	有帆	角石	34		22	2		市道 70
167	Ⅱ	角石(4)-3-①	有帆	角石	30		12	1		
168	Ⅱ	角石(4)-4-②	有帆	角石	30		40	2		市道 70
169	Ⅱ	叶松2丁目(1)	小野田	叶松	32		8	4		
170	Ⅱ	叶松2丁目(2)	小野田	叶松	30		5	2		
171	Ⅱ	上高の巣(1)	厚狭	上高の巣	30		16	1		
172	Ⅱ	上高の巣(2)	厚狭	上高の巣	60		14	1		市道 20
173	Ⅱ	上福田(2)	福田	上福田	40		18	1		
174	Ⅱ	上福田(3)	福田	上福田	50		6	1		
175	Ⅱ	上福田(4)	福田	上福田	40		6	1		
176	Ⅱ	上福田(5)	福田	上福田	60		5	1		市道 15
177	Ⅱ	上福田(6)	福田	上福田	55		8	1		
178	Ⅱ	上福田(7)	福田	上福田	45		14	1		
179	Ⅱ	鴨庄上(1)	鴨庄	鴨庄上	34		10	2		市道 40

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
180	Ⅱ	鴨庄上(2)	鴨庄	鴨庄上	34		10	2		市道 35
181	Ⅱ	鴨庄上(3)	鴨庄	鴨庄上	50		20	2		市道 40 河川 60
182	Ⅱ	杵築町(1)	有帆	杵築町	30		6	2		
183	Ⅱ	杵築町(2)	有帆	杵築町	30		10	1		
184	Ⅱ	北真土郷	有帆	北真土郷	30		5	1		
185	Ⅱ	旧沖部(2)	津布田	旧沖部	50		8	1		
186	Ⅱ	旧沖部(3)	津布田	旧沖部	55		10	1		
187	Ⅱ	共和台	有帆	共和台	30		9	3		
188	Ⅱ	共和町(1)－①	有帆	共和町	30		6	1		
189	Ⅱ	共和町(2)－②	有帆	共和町	30		6	1		
190	Ⅱ	共和町(3)	有帆	共和町	30		9	2		
191	Ⅱ	串(2)	津布田	串	45		6	1		市道 35
192	Ⅱ	掃山東(1)	東高泊	掃山東	30		8	4		
193	Ⅱ	掃山東(2)	東高泊	掃山東	30		7	2		市道 20
194	Ⅱ	沓山田(1)	厚狭	沓山田	30		15	1		
195	Ⅱ	沓山田(2)	厚狭	沓山田	42		10	1		
196	Ⅱ	郷(2)	西高泊	郷	32		16	4		市道 130
197	Ⅱ	郷(3)	西高泊	郷	32		10	3		
198	Ⅱ	郷(4)	西高泊	郷	35		6	2		
199	Ⅱ	郷(5)	西高泊	郷	35		7	1		
200	Ⅱ	郷(6)	西高泊	郷	35		10	3		市道 50
201	Ⅱ	郷(7)	西高泊	郷	43		6	1		
202	Ⅱ	五反口(2)	津布田	五反口	45		16	3		
203	Ⅱ	五反口(3)	津布田	五反口	35		10	3		
204	Ⅱ	五反口(4)	津布田	五反口	45		10	2		
205	Ⅱ	五反口(5)－①	津布田	五反口	50		10	2		
206	Ⅱ	五反口(6)－②	津布田	五反口	45		10	1		
207	Ⅱ	栄町	栄町		32		5	4		市道 75
208	Ⅱ	迫山(2)	郡	迫山	45		10	1		
209	Ⅱ	迫山(3)	郡	迫山	60		8	1		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
210	Ⅱ	迫山(4)	郡	迫山	30		10	1		市道 25
211	Ⅱ	迫山(5)	郡	迫山	35		18	1		市道 20
212	Ⅱ	迫山(6)	郡	迫山	70		14	1		
213	Ⅱ	下福田	福田	下福田	45		12	1		
214	Ⅱ	下村東	山川	下村東	45		8	1		
215	Ⅱ	正寺(2)	埴生	正寺	50		12	2		
216	Ⅱ	新沖部	津布田	新沖部	50		8	1		市道 25
217	Ⅱ	随光(1)	厚狭	随光	35		20	2		
218	Ⅱ	随光(2)	厚狭	随光	46		60	2		市道 100 河川 110
219	Ⅱ	随光(3)－①	厚狭	随光	46		30	1		高速・国道 55
220	Ⅱ	随光(4)－②	厚狭	随光	40		40	1		高速・国道 20
221	Ⅱ	随光(5)	厚狭	随光	48		15	2		
222	Ⅱ	杣尻(1)	郡	杣尻	40		10	1		
223	Ⅱ	杣尻(2)	郡	杣尻	40		12	3		市道 25
224	Ⅱ	大喜園(1)	埴生	大喜園	40		20	4		市道 40
225	Ⅱ	大喜園(2)	埴生	大喜園	45		8	1		
226	Ⅱ	大休(1)	有帆	大休	33		12	1		
227	Ⅱ	大休(2)	有帆	大休	30		10	3		市道 40
228	Ⅱ	大休(3)	有帆	大休	32		10	1		
229	Ⅱ	大休(4)	有帆	大休	40		10	1		
230	Ⅱ	大休団地(2)	有帆	大休団地	30		18	1		県道 10
231	Ⅱ	大道畑	山野井	大道畑	40		8	1		
232	Ⅱ	高の巣(1)	厚狭	高の巣	36		20	1		河川 35
233	Ⅱ	高の巣(2)	厚狭	高の巣	38		10	4		河川 185
234	Ⅱ	高畑(1)	高畑	高畑	30		6	1		
235	Ⅱ	高畑(2)	高畑	高畑	32		12	1		
236	Ⅱ	高畑(3)	高畑	高畑	30		10	1		
237	Ⅱ	高畑(4)	高畑	高畑	34		12	4		
238	Ⅱ	高畑(5)	高畑	高畑	43		8	1		
239	Ⅱ	旦西(3)	小野田	旦西	32		6	1		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
240	Ⅱ	且東(2)	小野田	且東	40		8	4		
241	Ⅱ	千崎西(1)	千崎	千崎西	30		6	1		
242	Ⅱ	千崎西(2)	千崎	千崎西	30		6	2		
243	Ⅱ	千崎東(1)	千崎	千崎東	30		10	2		市道 20
244	Ⅱ	千崎東(2)	千崎	千崎東	30		5	1		
245	Ⅱ	千崎東(3)	千崎	千崎東	30		12	1		県道 20
246	Ⅱ	千崎東(4)	千崎	千崎東	35		6	1		
247	Ⅱ	千崎東(5)	千崎	千崎東	40		17	2		市道 70
248	Ⅱ	千代町	小野田	千代町	32		6	4		
249	Ⅱ	東郷(1)	津布田	東郷	45		10	1		
250	Ⅱ	東郷(2)	津布田	東郷	35		8	2		
251	Ⅱ	東郷(3)	津布田	東郷	40		20	1		河川 45
252	Ⅱ	鳥越一(2)	郡	鳥越一	35		6	1		
253	Ⅱ	鳥越一(3)	郡	鳥越一	45		8	1		
254	Ⅱ	鳥越一(4)	郡	鳥越一	30		18	1		市道 30
255	Ⅱ	鳥越一(5)	郡	鳥越一	50		12	4		市道 90
256	Ⅱ	鳥越一(6)	郡	鳥越一	40		10	1		
257	Ⅱ	鳥越一(7)	郡	鳥越一	40		12	1		
258	Ⅱ	鳥越一(8)	郡	鳥越一	65		8	1		
259	Ⅱ	鳥越一(9)	郡	鳥越一	50		10	1		
260	Ⅱ	鳥越二(1)	郡	鳥越二	45		10	3		市道 35
261	Ⅱ	鳥越二(2)	郡	鳥越二	35		8	3		市道 30
262	Ⅱ	中塚(1)	津布田	中塚	40		5	1		
263	Ⅱ	中塚(2)	津布田	中塚	40		6	1		
264	Ⅱ	中村	有帆	中村	35		20	1		
265	Ⅱ	七日町(1)	山野井	七日町	35		10	1		
266	Ⅱ	七日町(2)	山野井	七日町	60		18	1		
267	Ⅱ	七日町(3)	山野井	七日町	40		8	1		市道 30
268	Ⅱ	西ヶ迫(1)	小野田	西ヶ迫	40		66	2		
269	Ⅱ	西ヶ迫(2)	小野田	西ヶ迫	35		10	1		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
270	II	西ヶ迫(3)	小野田	西ヶ迫	32		8	1		
271	II	西側(5)	埴生	西側	40		10	1		河川 10
272	II	西下津(2)	郡	西下津	40		16	2		
273	II	西下津(3)	郡	西下津	55		12	1		
274	II	西下津(4)	郡	西下津	60		14	2		市道 15
275	II	西下津(5)	郡	西下津	50		10	1		
276	II	西下津(6)	郡	西下津	35		6	1		
277	II	西山(1)	山川	西山	50		10	1		市道 20
278	II	西山(2)	山川	西山	32		10	1		市道 20
279	II	日産第一	小野田	日産第一	30		5	1		
280	II	仁保の上(4)	有帆	仁保の上	30		26	1		
281	II	仁保の上(5)－①	有帆	仁保の上	30		13	1		
282	II	仁保の上(6)－②	有帆	仁保の上	33		14	1		
283	II	仁保の上(7)	有帆	仁保の上	38		30	3		
284	II	仁保の上(8)	有帆	仁保の上	30		8	1		
285	II	野来見(2)	小野田	野来見	40		10	4		
286	II	野来見(3)－①	小野田	野来見	30		10	3		
287	II	野来見(4)－②	小野田	野来見	30		6	1		
288	II	野来見(5)	小野田	野来見	37		5	3		
289	II	野来見(6)	小野田	野来見	30		8	3		
290	II	野田	山川	野田	38		10	1		
291	II	野中(1)	郡	野中	50		6	1		
292	II	野中(2)	郡	野中	40		10	1		
293	II	波瀬1丁目	小野田	波瀬	33		8	1		
294	II	波瀬の崎(2)	小野田	波瀬の崎	36		31	1		
295	II	波瀬の崎(3)	小野田	波瀬の崎	35		44	3		
296	II	浜(2)	西高泊	浜	30		10	1		
297	II	浜(3)	西高泊	浜	30		7	1		
298	II	東下津	郡	東下津	60		10	4		
299	II	東萩原(1)－①	山野井	東萩原	40		8	1		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
300	Ⅱ	東萩原(2)－②	山野井	東萩原	55		8	3		
301	Ⅱ	東萩原(3)	山野井	東萩原	45		6	2		市道 20
302	Ⅱ	東萩原(4)	山野井	東萩原	45		6	3		
303	Ⅱ	平原(2)－①	山野井	平原	40		10	1		
304	Ⅱ	平原(3)－②	山野井	平原	40		10	1		
305	Ⅱ	平原(4)	山野井	平原	38		40	1		
306	Ⅱ	平原(5)	山野井	平原	38		20	1		
307	Ⅱ	平原(6)	山野井	平原	36		8	2		
308	Ⅱ	平原(7)	山野井	平原	38		10	1		
309	Ⅱ	平原(8)	山野井	平原	36		5	1		
310	Ⅱ	平原(9)	山野井	平原	44		20	1		河川 20 橋 1
311	Ⅱ	平原(10)	山野井	平原	45		15	2		市道 75
312	Ⅱ	平原(3)	西高泊	平原	40		8	3		
313	Ⅱ	平原(4)	西高泊	平原	33		6	2		
314	Ⅱ	平原(5)	西高泊	平原	36		10	3		
315	Ⅱ	平沼田(1)	厚狭	平沼田	32		20	1		
316	Ⅱ	平沼田(2)	厚狭	平沼田	32		10	1		
317	Ⅱ	平沼田(3)	厚狭	平沼田	52		20	2		
318	Ⅱ	平沼田(4)	厚狭	平沼田	30		10	1		
319	Ⅱ	平沼田(5)	厚狭	平沼田	48		20	2		市道 35
320	Ⅱ	平沼田(6)	厚狭	平沼田	35		15	2		市道 75
321	Ⅱ	平沼田(7)	厚狭	平沼田	46		6	1		県道 25
322	Ⅱ	福正寺(1)	鴨庄	福正寺	40		20	2		市道 55
323	Ⅱ	福正寺(2)	鴨庄	福正寺	38		15	1		河川 35 橋 1
324	Ⅱ	福正寺(3)	鴨庄	福正寺	36		10	1		
325	Ⅱ	福正寺(4)	鴨庄	福正寺	36		20	1		河川 40
326	Ⅱ	福正寺(5)	鴨庄	福正寺	38		10	1		
327	Ⅱ	福正寺(6)	鴨庄	福正寺	38		15	4		市道 40
328	Ⅱ	不動寺原西	厚狭	不動寺原西	32		20	1		市道 80
329	Ⅱ	船越	西高泊	船越	40		6	1		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
330	Ⅱ	船越西(2)	西高泊	船越西	32		8	4		市道 40
331	Ⅱ	船越西(3)	西高泊	船越西	30		8	3		
332	Ⅱ	平和町	西高泊	平和町	35		10	1		
333	Ⅱ	別府	山川	別府	34		10	3		
334	Ⅱ	保戸(1)	山野井	保戸	45		20	1		
335	Ⅱ	保戸(2)	山野井	保戸	48		15	1		市道 100 河川 30
336	Ⅱ	松角	小野田	松角	32		6	2		
337	Ⅱ	松ヶ瀬(2)	厚狭	松ヶ瀬	38		30	1		
338	Ⅱ	松ヶ瀬(3)	厚狭	松ヶ瀬	42		20	2		市道 70 河川 90
339	Ⅱ	松ヶ瀬(4)	厚狭	松ヶ瀬	53		10	2		
340	Ⅱ	松ヶ瀬(5)	厚狭	松ヶ瀬	48		5	1		市道 15
341	Ⅱ	松ヶ瀬(6)	厚狭	松ヶ瀬	30		10	1		
342	Ⅱ	松岳畑(1)	山川	松岳畑	50		10	2		
343	Ⅱ	松岳畑(2)	山川	松岳畑	30		10	1		
344	Ⅱ	松岳畑(3)－①	山川	松岳畑	32		6	1		
345	Ⅱ	松岳畑(4)－②	山川	松岳畑	30		6	1		
346	Ⅱ	南真土郷(2)	有帆	南真土郷	45		10	1		市道 20
347	Ⅱ	丸河内第三(2)	丸河内	丸河内第三	38		5	1		
348	Ⅱ	南中川町(2)	小野田	南中川町	35		6	3		
349	Ⅱ	南中川町(3)	小野田	南中川町	32		8	2		
350	Ⅱ	南真土郷(3)	有帆	南真土郷	40		7	1		
351	Ⅱ	南真土郷(4)	有帆	南真土郷	30		10	1		
352	Ⅱ	南真土郷(5)	有帆	南真土郷	45		8	2		
353	Ⅱ	南真土郷(6)	有帆	南真土郷	30		8	1		
354	Ⅱ	南松浜	小野田	南松浜	30		6	2		市道 15
355	Ⅱ	南若山	小野田	南若山	30		6	3		
356	Ⅱ	宗末(1)	厚狭	宗末	53		30	1		市道 50
357	Ⅱ	宗末(2)－1－①	厚狭	宗末	60		25	1		市道 50 河川 55
358	Ⅱ	宗末(2)－2－②	厚狭	宗末	45		25	1		市道 45
359	Ⅱ	宗末(2)－3－①	厚狭	宗末	40		20	3		市道 45 河川 20

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
360	Ⅱ	宗末(2)-4-②	厚狭	宗末	44		20	4		市道 90
361	Ⅱ	宗末(2)-5-③	厚狭	宗末	48		30	2		市道 60 河川 50
362	Ⅱ	宗末(3)	厚狭	宗末	45		20	1		
363	Ⅱ	宗末(4)	厚狭	宗末	40		10	1		
364	Ⅱ	宗末(5)	厚狭	宗末	38		20	2		市道 100 河川 75
365	Ⅱ	宗末(6)	厚狭	宗末	48		15	1		
366	Ⅱ	宗末(7)	厚狭	宗末	38		20	1		
367	Ⅱ	宗末(8)	厚狭	宗末	50		15	1		
368	Ⅱ	目出(5)	小野田	目出	40		14	1		
369	Ⅱ	目出(6)	小野田	目出	40		10	2		
370	Ⅱ	目出(7)	小野田	目出	31		8	1		
371	Ⅱ	目出湖畔町(1)-1-①	小野田	目出湖畔町	35		8	3		
372	Ⅱ	目出湖畔町(1)-2-②	小野田	目出湖畔町	40		6	2		
373	Ⅱ	目出湖畔町(2)	小野田	目出湖畔町	32		6	1		
374	Ⅱ	目出新町(1)-①	小野田	目出新町	34		6	1		
375	Ⅱ	目出新町(2)-②	小野田	目出新町	34		8	2		
376	Ⅱ	目出文化町	小野田	目出文化町	34		6	2		
377	Ⅱ	目出緑町(3)	小野田	目出緑町	38		6	1		
378	Ⅱ	本山町	小野田	本山町	35		6	1		
379	Ⅱ	靱の木(1)	厚狭	靱の木	40		20	1		河川 35
380	Ⅱ	靱の木(2)	厚狭	靱の木	40		10	2		
381	Ⅱ	靱の木(3)	厚狭	靱の木	44		10	2		
382	Ⅱ	靱の木(4)	厚狭	靱の木	40		8	1		
383	Ⅱ	森広(3)	厚狭	森広	38		20	1		県道 30
384	Ⅱ	森広(4)	厚狭	森広	34		20	2		
385	Ⅱ	森広(5)	厚狭	森広	40		10	1		河川 30
386	Ⅱ	森広(6)	厚狭	森広	38		20	1		河川 50
387	Ⅱ	焼野(1)-①	小野田	焼野	40		36	1		
388	Ⅱ	焼野(2)-②	小野田	焼野	40		42	1		
389	Ⅱ	焼野(3)	小野田	焼野	33		5	1		

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
390	Ⅱ	焼野(4)	小野田	焼野	30		6	1		
391	Ⅱ	山開作(2)	郡	山開作	55		6	1		
392	Ⅱ	山川	山川	山川	34		10	4		
393	Ⅱ	山野井北	山野井	山野井北	40		12	1		市道 10
394	Ⅱ	吉田地(2)	埴生	吉田地	50		20	1		市道 20
395	Ⅱ	吉田地(3)	埴生	吉田地	35		10	1		
396	Ⅲ	石束(1)	厚狭	石束	51		10	6		市道 205 河川 60
397	Ⅲ	石束(2)	厚狭	石束	40		52	6		県道 560、 河川 310、橋 1
398	Ⅲ	石束(3)	厚狭	石束	39		56	6		河川 120
399	Ⅲ	大持(1)	埴生	大持	30		22	6		県道 195
400	Ⅲ	大持(2)	埴生	大持	30		12	6		
401	Ⅲ	大持(3)	埴生	大持	38		18	6		河川 160
402	Ⅲ	大持(4)	埴生	大持	59		22	6		河川 40
403	Ⅲ	大持(5)	埴生	大持	33		30	6		県道 135
404	Ⅲ	大持(6)	埴生	大持	33		32	6		市道 20
405	Ⅲ	角野	埴生	角野	43		30	6		県道 120
406	Ⅲ	柏原(1)	山野井	柏原	35		30	6		県道 165 河川 45
407	Ⅲ	柏原(2)	山野井	柏原	30		28	6		県道 210、 河川 130、橋 1
408	Ⅲ	柏原(3)	山野井	柏原	33		62	6		県道 350、 河川 240、橋 1
409	Ⅲ	柏原(4)	山野井	柏原	36		64	6		県道 525、 河川 275、橋 1
410	Ⅲ	柏原(5)	山野井	柏原	43		22	6		県道 130
411	Ⅲ	柏原(6)	山野井	柏原	38		20	6		
412	Ⅲ	柏原(7)	山野井	柏原	35		12	6		県道 30 河川 50
413	Ⅲ	片尾畑上(1)	山野井	片尾畑上	48		20	6		河川 105 橋 1
414	Ⅲ	片尾畑上(2)	山野井	片尾畑上	33		26	6		市道 140 河川 140
415	Ⅲ	片尾畑上(3)	山野井	上尾畑上	37		58	6		河川 273
416	Ⅲ	片尾畑上(4)	山野井	上尾畑上	49		20	6		市道 110
417	Ⅲ	上福田(1)	福田	上福田	38		24	6		市道 80 河川 175
418	Ⅲ	上福田(2)	福田	上福田	35		30	6		市道 125
419	Ⅲ	上福田(3)	福田	上福田	36		40	6		県道 260、 市道 30、河川 50

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
420	Ⅲ	上福田(4)	福田	上福田	43		16	6		市道 105
421	Ⅲ	鴨庄上	鴨庄	鴨庄上	52		18	6		市道 130
422	Ⅲ	火薬町	郡	火薬町	43		28	6		県道 115
423	Ⅲ	杓山田	厚狭	杓山田	43		22	6		市道 230
424	Ⅲ	郷	西高泊	郷	36		52	5		
425	Ⅲ	下福田	福田	下福田	43		14	6		県道 40 市道 110
426	Ⅲ	正寺(1)	埴生	正寺	36		18	6		市道 80
427	Ⅲ	正寺(2)	埴生	正寺	45		22	6		市道 80 河川 65
428	Ⅲ	正寺(3)	埴生	正寺	36		20	6		市道 212
429	Ⅲ	正寺(4)	埴生	正寺	38		12	6		
430	Ⅲ	新沖部	津布田	新沖部	34		14	6		高速・国道 80 市道 75
431	Ⅲ	随光(1)	厚狭	随光	36		80	6		高速・国道 150 市道 225
432	Ⅲ	随光(2)	厚狭	随光	38		32	6		河川 80
433	Ⅲ	随光(3)	厚狭	随光	42		32	6		河川 160
434	Ⅲ	随光(4)	厚狭	随光	30		32	6		河川 115
435	Ⅲ	大道畑(1)	山野井	大道畑	34		18	6		市道 145
436	Ⅲ	大道畑(2)	山野井	大道畑	34		16	6		高速・国道 155
437	Ⅲ	大道畑(3)	山野井	大道畑	38		22	6		高速・国道 105
438	Ⅲ	高の巣(1)	厚狭	高の巣	34		56	6		河川 150
439	Ⅲ	高の巣(2)	厚狭	高の巣	32		22	6		県道 170
440	Ⅲ	高の巣(3)	厚狭	高の巣	35		42	6		河川 100
441	Ⅲ	高の巣(4)	厚狭	高の巣	40		42	6		河川 125
442	Ⅲ	高の巣(5)	厚狭	高の巣	43		20	6		県道 135
443	Ⅲ	高の巣(6)	厚狭	高の巣	41		44	6		県道 215 市道 50
444	Ⅲ	高の巣(7)	厚狭	高の巣	36		36	6		県道 60 市道 90
445	Ⅲ	高畑(1)	高畑	高畑	33		10	5		
446	Ⅲ	高畑(2)	高畑	高畑	30		8	5		
447	Ⅲ	高畑(3)	高畑	高畑	30		8	5		
448	Ⅲ	千崎西(1)	千崎	千崎西	38		12	5		
449	Ⅲ	千崎西(2)	千崎	千崎西	35		18	5		市道 120

番号	急傾斜地区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
450	Ⅲ	千崎東(1)	千崎	千崎東	33		10	5		市道 140
451	Ⅲ	千崎東(2)	千崎	千崎東	38		12	5		
452	Ⅲ	中里	有帆	中里	30		6	5		
453	Ⅲ	中塚(1)	津布田	中塚	46		16	6		高速・国道 105
454	Ⅲ	中塚(2)	津布田	中塚	34		28	6		高速・国道 170
455	Ⅲ	中村	有帆	中村	34		48	5		
456	Ⅲ	七日町(1)	山野井	七日町	36		22	6		市道 100
457	Ⅲ	七日町(2)	山野井	七日町	33		8	6		市道 150
458	Ⅲ	平原(1)	山野井	平原	45		20	6		県道 110 河川 375
459	Ⅲ	平原(2)	山野井	平原	38		48	6		県道 65
460	Ⅲ	平原(3)	山野井	平原	43		28	6		県道 155
461	Ⅲ	平原(4)	山野井	平原	36		38	6		県道 125
462	Ⅲ	平原(5)	山野井	平原	41		22	6		県道 70
463	Ⅲ	平原(6)	山野井	平原	38		28	6		県道 225
464	Ⅲ	平沼田(1)	厚狭	平沼田	38		38	6		県道 170
465	Ⅲ	平沼田(2)	厚狭	平沼田	40		40	6		県道 150
466	Ⅲ	平沼田(3)	厚狭	平沼田	38		38	6		県道 45
467	Ⅲ	平沼田(4)	厚狭	平沼田	35		30	6		市道 30 河川 85
468	Ⅲ	平沼田(5)	厚狭	平沼田	41		34	6		市道 190
469	Ⅲ	平沼田(6)	厚狭	平沼田	45		12	6		
470	Ⅲ	平沼田(7)	厚狭	平沼田	78		24	6		
471	Ⅲ	松ヶ瀬(1)	厚狭	松ヶ瀬	43		43	6		高速・国道 60 市道 250
472	Ⅲ	松ヶ瀬(2)	厚狭	松ヶ瀬	38		38	6		高速・国道 575 河川 330
473	Ⅲ	松ヶ瀬(3)	厚狭	松ヶ瀬	40		40	6		河川 45
474	Ⅲ	松ヶ瀬(4)	厚狭	松ヶ瀬	38		38	6		河川 90
475	Ⅲ	松ヶ瀬(5)	厚狭	松ヶ瀬	38		38	6		市道 115 河川 110
476	Ⅲ	松ヶ瀬(6)	厚狭	松ヶ瀬	41		41	6		市道 175
477	Ⅲ	松ヶ瀬(7)	厚狭	松ヶ瀬	45		45	6		河川 160
478	Ⅲ	松岳畑(1)	山川	松岳畑	41		18	6		市道 150 河川 150
479	Ⅲ	松岳畑(2)	山川	松岳畑	39		14	6		市道 105 河川 105

番号	急傾斜地区区分	箇所名	所在地		地形			保全対象区域の現況		
			大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共的施設
480	Ⅲ	松岳畑(3)	山川	松岳畑	30		38	6		
481	Ⅲ	宗末(1)	厚狭	宗末	41		41	6		市道 50 河川 190
482	Ⅲ	宗末(2)	厚狭	宗末	37		37	6		河川 100
483	Ⅲ	宗末(3)	厚狭	宗末	39		39	6		河川 275 橋 1
484	Ⅲ	宗末(4)	厚狭	宗末	34		34	6		市道 140 橋 1
485	Ⅲ	宗末(5)	厚狭	宗末	48		48	6		市道 80
486	Ⅲ	宗末(6)	厚狭	宗末	48		16	6		市道 240
487	Ⅲ	宗末(7)	厚狭	宗末	41		16	6		河川 40
488	Ⅲ	宗末(8)	厚狭	宗末	48		24	6		市道 200
489	Ⅲ	靱ノ木(1)	厚狭	靱の木	36		36	6		河川 95
490	Ⅲ	靱ノ木(2)	厚狭	靱の木	34		34	6		県道 130 河川 145
491	Ⅲ	森広(1)	厚狭	森広	36		20	6		県道 60
492	Ⅲ	森広(2)	厚狭	森広	40		22	6		県道 220、 河川 150、橋 1
493	Ⅲ	森広(3)	厚狭	森広	35		22	6		
494	Ⅲ	森広(4)	厚狭	森広	39		48	6		県道 85
495	Ⅲ	森広(5)	厚狭	森広	37		42	6		県道 225
496	Ⅲ	森広(6)	厚狭	森広	43		52	6		県道 195 河川 200
497	Ⅲ	森広(7)	厚狭	森広	40		52	6		県道 235、 河川 240、橋 1
498	Ⅲ	森広(8)	厚狭	森広	34		40	6		県道 260
499	Ⅲ	山川(1)	山川	山川	38		30	6		市道 105 河川 115
500	Ⅲ	山川(2)	山川	山川	41		14	6		市道 35 河川 140

[4-(6)]砂防指定地一覧

番号	溪流名		所在地 大字	保全対象区域の現況			面積 (ha)	告示年月日	備考
	水系名	溪流名		戸 家 数	公 共 的 建 物	公 共 的 施 設			
1	赤崎川	赤崎川	西須恵				0.26	S34.12.25	新規
2	厚狭川	洗川	鴨庄				1.15	S40.12.20	新規
3	厚狭川	稲倉川	厚狭				2.48	S42.12.28	新規
4	厚狭川	鑄物師屋川	山川				2.18	S47.3.3	新規
5	厚狭川	開ヶ迫川	厚狭				0.42	S53.1.30	新規
6	厚狭川	河上川	山野井				3.69	S44.3.18	新規
7	厚狭川	河上川	山野井				1.62	S54.4.17	追加
8	厚狭川	大正川	山川				0.92	S41.3.22	新規
9	厚狭川	中迫川	山野井				1.78	S51.1.17	新規
10	厚狭川	長谷川	厚狭				2.23	S42.12.28	新規
11	厚狭川	長谷川	厚狭				0.15	H5.8.3	追加
12	厚狭川	別府川	山川				1.19	S31.7.27	新規
13	厚狭川	松岳畑川	山川				0.87	S63.12.15	新規
14	厚狭川	松岳畑川	山川				0.05	H5.8.3	追加
15	厚狭川	宗未川	厚狭				0.42	S29.4.3	新規
16	糸根川	糸根川	埴生				0.31	S32.9.7	新規
17	糸根川	奥ヶ畑川	埴生				4.94	S55.5.9	新規
18	糸根川	大持川	埴生	4			1.31	S53.1.30	新規
19	糸根川	大持川	埴生	20		県道 500	0.08	H20.1.30	追加
20	糸根川	大持川	埴生				-0.1	H20.1.30	一部解除
21	前場川	前場川	福田				1.71	S41.3.22	新規
22	森本川	森本川	津布田				1.77	S44.3.18	新規
23	厚狭川	松ヶ瀬川	厚狭	4	1	0	0.87	R1.7.17	新規

[4-(7)]地すべり防止区域一覧

番号	区 域 名	所 在 地	危険区域の 面積 (ha)	指定年月日
		大 字		
1	大 鼻	木 戸 大 鼻	11.76	H8.10.7、H14.3.25
2	郡	郡	15.13	S36.5.18、S62.3.16、H7.7.24

[4-(8)]急傾斜地崩壊危険区域一覧

番号	区 域 名	所 在 地		危険区域の面積 (ha)	指定年月日	備 考
		大 字	小 字			
1	石鞘	郡	二ノ四ノ瀬、掛ノ下	157.8	S49.3.26	
2	上条	小野田	寺山、上条	68.0	S50.8.26	
3	梶下	郡	宮崎、鹿集崎、一の宮崎	27.8	S51.6.8	
4	江の尻	小野田	江の尻、鷺の巣	31.5	S55.10.21	
5	大鼻(2)	小野田	西ノ上	30.4	S55.10.21	
6	大鼻(1)	小野田	西の上	10.5	S56.3.31	
7	梶上	郡	長通、堂の川、ケンギョウ、太夫、二ノ串ヶ迫	348.9	S56.3.31	
8	梶下	郡	一の宮崎	44.0	S56.6.30	S51とは別区域
9	藤ヶ浴(2)	小野田	八ノ割、藤ヶ谷、七ノ割	41.5	S57.4.30	
10	目出(1)	小野田	須入道、大瀧打越	40.3	S57.11.30	
11	岡石丸	山 川	岡石丸	61.5	S57.11.30	
12	梶上(2)	郡	長通、一ノ呉石	32.9	S58.10.18	
13	火薬町	郡	櫻ヶ浴、地藏堂、迫、上山、深田	132.7	S59.1.20	
14	山開作	郡	山開作、三輪開作	15.4	S60.10.29	
15	江の内団地	東高泊	大浴、大場山	73.2	S61.3.11	
16	掃山木落	東高泊	式ノ木落、木落、下西山	65.2	S61.3.11	
17	串	津布田	串、二ノ西ヶ浴	56.3	S61.3.11	
18	栗ヶ浴	郡	栗ヶ浴	26.0	S61.3.11	
19	平原	山野井	平原、上ヶ原、大迫	60.1	S61.3.11	
20	西下津	郡	迫、上山、南下津	45.3	S62.6.5	
21	目出(2)	小野田	須入道、棚田、次入道	73.4	H1.11.24	
22	角石	有 帆	志多貫、岡、下河原、式下河原、瀬戸、角石、岩崎、三下河原	406.7	H1.11.24	当初年 S62
23	松ヶ瀬西	厚 狭	貞任	57.7	H3.8.9	
24	目出緑町(2)	小野田	羽廣田	146.8	H7.3.30	当初年 S60
25	片尾畑(1)	山野井	三反田、片尾畑	43.1	H7.3.30	
26	片尾畑(2)	山野井	片尾畑、柿ノ木田	33.2	H7.3.30	
27	目出東	小野田	大瀧打越、須入道	109.8	H9.2.25	当初年 H5
28	森本	津布田	平田、一ノ森本	51.1	H14.11.15	
29	角石(4)の②	有 帆	河堂、岩崎、下仁保ノ上、堀	173.7	H17.3.15	
30	藤ヶ浴	小野田	大滝打越、大滝、藤ヶ浴	64.7	R1.5.14	

[4-(9)]災害による孤立危険区域一覽

孤 立 危 險 区 域	孤 立 原 因	市役所(総合事務所)から危険区域に至る路線(名称幅員)状況	孤立危険区域内の世帯数、人口	避難予定場所の状況	通信施設(非常連絡の方法)
仁 保 の 上	有帆川右岸氾濫	県道小野田美東線 W=6.0m	58世帯 141人	江 汐 公 園 管 理 棟	防砂メール 防災ラジオ 一般電話
浴 一	厚狭川、桜川、大正川の氾濫による道路冠水	県道船木津布田線 市道下村西下津線 W=7.0m	19世帯 38人	石丸総合館	防砂メール 防災ラジオ 一般電話
一 丁 田	厚狭川、桜川、大正川の氾濫による道路冠水	県道船木津布田線 市道下村西下津線 W=7.0m	38世帯 76人	石丸総合館	防砂メール 防災ラジオ 一般電話
末 益	厚狭川、桜川、大正川の氾濫による道路冠水	県道船木津布田線 市道下村西下津線 市道広瀬桜川線 W=7.0m	74世帯 213人	厚 狭 地 区 複 合 施 設 不 二 輸 送 機 ホ ー ル	防砂メール 防災ラジオ 一般電話
寝 太 郎 2・3 区	厚狭川、桜川、大正川の氾濫による道路冠水	県道船木津布田線 市道大沖田下野田線 W=4.0m	313世帯 767人	厚 狭 地 区 複 合 施 設 不 二 輸 送 機 ホ ー ル	防砂メール 防災ラジオ 一般電話

[4-(10)-①]水防警報区域(河川関係)

水系名	河川名	水 防 警 報 担 当 者	水 防 管 理 団 体 名	延長(m)	区 域
有帆川	有帆川	宇部土木建築事務所長	宇 部 市 山 陽 小 野 田 市	16,000	伊佐地橋 上流400m～河口まで
厚狭川	厚狭川	宇部土木建築事務所長	山 陽 小 野 田 市	11,900	随光川合流点 ～河口まで

[4-(10)-②]水防警報区域(海岸関係)

海 岸 名	水 防 警 報 担 当 者	水 防 管 理 団 体 名	延長(m)
山口南沿岸山陽小野田市地先海岸	宇部土木建築事務所長 宇部港湾管理事務所長	山 陽 小 野 田 市	48,396

[4-(11)]用途地域、防火地域、準防火地域指定一覽

区 分		面積 (ha)
用途	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	321
	第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	—
	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	685
	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	39
	第 1 種 住 居 地 域	543
	第 2 種 住 居 地 域	24
	準 住 居 地 域	48
	田 園 住 居 地 域	—
	近 隣 商 業 地 域	51
	商 業 地 域	132
	準 工 業 地 域	277
	工 業 地 域	181
	工 業 専 用 地 域	628
	計	2,929
	特 別 工 業 地 域	6
	特 別 業 務 地 域	—
防火	防 火 地 域	5
	準 防 火 地 域	177
形態	空 地 地 域	—
	高 度 地 域	—
美 観	美 観 地 区	—
	風 致 地 区	240.25
その他	臨 港 地 区	12.9

[4-(12)]消防関係防火対象物一覧

項	区	分	防火対象物 (棟数)	防火管理者を 必要とするもの
1	イ	劇場・映画館	6	4
	ロ	公会堂・集会場	23	17
2	イ	キャバレー、カフェー	0	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	4	3
	ハ	性風俗施設等	0	0
	ニ	カラオケボックス等	0	0
3	イ	待合、料理店	5	3
	ロ	飲食店	40	32
4		百貨店、マーケット	87	68
5	イ	旅館、ホテル	14	11
	ロ	寄宿舎、共同住宅	562	40
6	イ	病院、診療所等	51	17
	ロ	老人短期入所施設等	40	35
	ハ	老人デイサービスセンター等	53	26
	ニ	幼稚園・特別支援学校	8	7
7		小中高大学及び各種学校	93	24
8		図書館・博物館	2	2
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場	0	0
	ロ	公衆浴場	1	1
10		駅舎・空港	4	0
11		神社・寺院・教会	47	25
12	イ	工場・作業場	436	32
	ロ	映画スタジオ	0	0
13	イ	自動車車庫	34	0
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0
14		倉庫	337	0
15		前各項に該当しない事業所	335	43
16	イ	特定用途を含む複合対象物	74	46
	ロ	特定用途を含まない複合対象物	50	18
16の2		地下街	0	0
16の3		準地下街	0	0
17		文化財保護法にいう建物	1	1
18		延長50メートル以上のアーケード	0	0
19		市町村長の指定する山林	0	0
20		総務省令で定める舟車	0	0
合計			2,307	455

[4-(13)]洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No	河川種別	分類	施設名	住所(山陽小野田市)	電話番号
1	有帆	保育所	石井手保育園	大字東高泊333	83-8375
2	有帆	保育所	日の出保育園	日の出二丁目5-28	83-2712
3	有帆	病児保育	すながわ病児保育所あしすと	日の出一丁目7-3	38-8777
4	有帆	児童クラブ	有帆児童クラブ	新有帆町1-14	83-7473
5	有帆	生活介護事業所	社会福祉法人神原苑 小野田障害デイサービスセンター	大字東高泊1915-15	84-7800
6	有帆	生活介護事業所	生活介護事業所 いこい	大字有帆1494-5	39-7352
7	有帆	生活介護事業所	障害福祉サービス事業所 のぞみ園	高栄三丁目6-15	83-1203
8	有帆	就労移行支援事業所	障害福祉サービス事業所 まつば園	高栄三丁目6-16	83-2059
9	有帆	就労継続支援事業所A型	ワークプレイス小野田	日の出二丁目11-1	0948-21-7577
10	有帆	就労継続支援事業所A型	ワークプレイス有帆	大字有帆55-1	43-6457
11	有帆	就労継続支援事業所A型	ワークプレイス中川	中川二丁目2-10	52-7733
12	有帆	就労継続支援事業所A型	サードチャレンジteam小野田(休止中)	日の出三丁目12-7	52-8122
13	有帆	就労継続支援事業所B型	スマイルサポート	大字西高泊656-3	43-6520
14	有帆	就労継続支援事業所B型	就労継続支援B型事業所 いちご	日の出三丁目7-15伊藤仙ビル2F	39-8217
15	有帆	就労継続支援事業所B型	就労支援事業所プラスワンワークス(プラスワンコンセル含む)	セメント町6-2太陽ビル2F-2	39-0510
16	有帆	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	多機能型児童通所支援ミックスベリーONODA	大字東高泊1232-1	070-2353-7370
17	有帆	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	なるみ園	日の出三丁目14-5	83-7821
18	有帆	障がい児通所施設(放課後等デイサービス事業所)	放課後等デイサービスぐっちゃん	大字有帆933-2	52-8390
19	有帆	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	地域密着型介護事業所 そらり	大字西高泊1334-1	39-9101
20	有帆	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	響	大字西高泊1468	39-5280
21	有帆	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	わけん	新生二丁目8-10	39-7773
22	有帆	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	翔陽	新生二丁目8-8	39-7169
23	有帆	高齢者向けアパート	中島ハイツ	日の出三丁目15-12	83-3910
24	有帆	通所介護(デイサービス)	デイサービス ゆう	大字西高泊758-1	43-7882
25	有帆	通所介護(デイサービス)	デイサービスライフ	旭町一丁目5-1	52-7960
26	有帆	通所介護(デイサービス)	リハビリデイサービス プラスワン	セメント町6-2 太陽ビル1階テナント3	39-7887
27	有帆	通所介護(デイサービス)	プラスワンサンク 小野田店	大字東高泊784	52-8803
28	有帆	特定施設入所者生活介護	ココフレ紫苑	新生三丁目3-27	39-1100
29	有帆	介護老人保健施設	サテライト型介護老人保健施設 しおん高泊	大字西高泊1198-12	81-5012
30	有帆	小学校	有帆小学校	新有帆町4-1	83-2822
31	有帆	小学校	小野田小学校	中川三丁目2-1	83-2066
32	有帆	医療提供施設	山陽小野田市民病院(有床)	大字東高泊1863-1	83-2355
33	厚狭	保育所	貞源寺保育園	大字郡1391	72-0885
34	厚狭	保育所	貞源寺第二保育園	大字鴨庄132-1	72-0606
35	厚狭	保育所	ねたろう保育園	桜二丁目3-21	71-0220
36	厚狭	児童クラブ	厚狭児童クラブ	大字厚狭897	72-1999
37	厚狭	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	こども発達支援センター とことこ	桜二丁目8-17	39-5507
38	厚狭	障がい児通所施設(放課後等デイサービス事業所)	放課後デイサービス事業所 サン・プレイス	大字鴨庄4-2	43-7667
39	厚狭	生活介護事業所	多機能型事業所 ジョブ・プレイス	大字郡3005-2	78-1400
40	厚狭	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	康友	大字郡415-3	39-1711
41	厚狭	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	のんびり村厚狭	大字鴨庄4-4	71-2030
42	厚狭	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	心遊館	桜一丁目3-2	71-2007
43	厚狭	通所介護(デイサービス)	デイサービスセンター であい	大字山川1338-8	39-5262
44	厚狭	通所介護(デイサービス)	デイサービス あすか	大字鴨庄76-3	72-1061
45	厚狭	地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームなごみの里ななせ	大字郡1773-2	39-8100
46	厚狭	介護老人保健施設	ケアタウン あさ紫苑	桜一丁目3-1	71-1700
47	厚狭	小学校	厚狭小学校	大字厚狭897-2	72-0049
48	前場	保育所	あおい保育園	大字埴生782	76-1550

[4-(14)]土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No	分類	施設名	住所(山陽小野田市)	電話番号
1	保育所	さくら保育園	赤崎二丁目1-28	88-0388
2	幼稚園	小野田小百合幼稚園	大字小野田1280-2	83-2101
3	保育所	こぐま保育園	大字有帆10509-15	83-5127
4	児童クラブ	赤崎児童クラブ	大字小野田4402	88-2491
5	児童クラブ	高泊児童クラブ	大字西高泊923	83-6591
6	共同生活援助事業所(グループホーム)	目出ホーム	大字小野田7003-2	84-1384
7	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホーム ねたろう	大字福田949-1	79-0575
8	小学校	赤崎小学校	大字小野田4402	88-0139
9	小学校	出合小学校	大字山野井2816	72-0169
10	特別支援学校	竜王中学校松原分校	大字小野田4402	88-1075
11	中学校	高千帆中学校	くし山二丁目8-1	84-5611
12	中学校	小野田中学校	大字丸河内1018-2	83-2576
13	高校	サビエル高等学校	くし山三丁目5-1	83-3587
14	高校	小野田高等学校	くし山一丁目26-1	83-2373
15	医療提供施設	小野田心和園(有床)	大字丸河内959-2	83-3701

[4-(15)]津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No	分類	施設名	住所(山陽小野田市)	電話番号
1	保育所	日の出保育園	日の出二丁目5-28	83-2712
2	病児保育	すながわ病児保育所あしすと	日の出二丁目7-3	38-8777
3	生活介護事業所	多機能型事業所 ジョブ・プレイス	大字郡3005-2	78-1400
4	生活介護事業所	社会福祉法人神原苑 小野田障害ダイサービスセンター	大字東高泊1915-15	84-7800
5	就労継続支援事業所A型	ワークプレイス小野田	日の出二丁目11-1	0948-21-7577
6	就労継続支援事業所A型	サードチャレンジteam小野田(休止中)	日の出二丁目12-7	52-8122
7	就労継続支援事業所B型	スマイルサポート	大字西高泊656-3	43-6520
8	就労継続支援事業所B型	就労継続支援B型事業所 いちご	日の出三丁目7-15伊藤仙ビル2F	39-8217
9	就労継続支援事業所B型	就労支援事業所プラスワンワークス	セメント町6-2太陽ビル2F-2	39-0510
10	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	こどもいろはぶ	大字植生3228-8	080-3401-8141
11	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	なるみ園	日の出三丁目14-5	83-7821
12	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	地域密着型介護事業所 そらり	大字西高泊1334-1	39-9101
13	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	響	大字西高泊1468	39-5280
14	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	わけん	新生二丁目8-10	39-7773
15	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	翔陽	新生二丁目8-8	39-7169
16	介護老人保健施設	サテライト型老人保健施設しおん高泊	大字西高泊1198-2	81-5012
17	特定施設入所者生活介護	ココフレ紫苑	新生三丁目3-27	39-1100
18	高齢者向けアパート	中島ハイツ	日の出三丁目15-12	83-3910
19	通所介護(デイサービス)	デイサービスライフ	旭町一丁目5-1	52-7960
20	通所介護(デイサービス)	リハビリデイサービス プラスワン	セメント町6-2 太陽ビル1階テナント3	39-7887
21	医療提供施設	山陽小野田市民病院(有床)	大字東高泊1863-1	83-2355

[4-(16)]高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No	分類	施設名	住所(山陽小野田市)	電話番号
1	保育所	須恵保育園	大字小野田3385-6	88-0250
2	保育所	さくら保育園	赤崎二丁目1-28	88-0388
3	保育所	伸宏保育園	港町7-43	83-3139
4	保育所	石井手保育園	大字東高泊333	83-8375
5	保育所	西高泊保育園	大字西高泊1867-1	81-2400
6	保育所	日の出保育園	日の出二丁目5-28	83-2712
7	保育所	貞源寺保育園	大字郡1391	72-0885
8	保育所	貞源寺第二保育園	大字鴨庄132-1	72-0606
9	保育所	厚陽保育園	大字郡3510	74-8411
10	保育所	あおい保育園	大字埴生782	76-1550
11	保育所	ねたろう保育園	桜二丁目3-21	71-0220
12	認定こども園	認定こども園小野田めぐみ幼稚園	稲荷町3-25	83-3236
13	幼稚園	埴生幼稚園	大字埴生971-2	76-0330
14	幼稚園	るんびに幼稚園	千代町一丁目6-10	83-2360
15	事業所内保育事業所	ヤクルト保育園ブティック小野田	大字千崎495-4	84-4727
16	病児保育	小野田病児ケアハウス	住吉本町一丁目3-24	81-0434
17	病児保育	すながわ病児保育所あしすと	日の出一丁目7-3	38-8777
18	児童クラブ	赤崎児童クラブ	大字小野田4402	88-2491
19	児童クラブ	須恵児童クラブ	大字小野田5228	83-0960
20	児童クラブ	高泊児童クラブ	大字西高泊923	83-6591
21	児童クラブ	有帆児童クラブ	新有帆町1-14	83-7473
22	生活介護事業所	多機能型事業所 ジョブ・プレイス	大字郡3005-2	78-1400
23	生活介護事業所	社会福祉法人神原苑 小野田障害デイスサービスセンター	大字東高泊1915-15	84-7800
24	生活介護事業所	障害福祉サービス事業所 のぞみ園	高栄三丁目6-15	83-1203
25	就労移行支援事業所	障害福祉サービス事業所 まつば園	高栄三丁目6-16	83-2059
26	就労継続支援事業所A型	ワークプレイス小野田	日の出二丁目11-1	0948-21-7577
27	就労継続支援事業所A型	ワークプレイス有帆	大字有帆55-1	43-6457
28	就労継続支援事業所A型	ワークプレイス中川	中川二丁目2-10	52-7733
29	就労継続支援事業所A型	サードチャレンジteam小野田(休止中)	日の出三丁目12-7	52-8122
30	就労継続支援事業所B型	就労継続支援事業所 いちえ	住吉本町一丁目5-1	81-4120
31	就労継続支援事業所B型	スマイルサポート	大字西高泊656-3	43-6520
32	就労継続支援事業所B型	就労継続支援B型事業所 いちご	日の出三丁目7-15伊藤仙ビル2F	39-8217
33	就労継続支援事業所B型	就労支援事業所プラスワンワークス	セメント町6-2太陽ビル2F-2	39-0510
34	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	こども発達支援センター とことこ	桜二丁目8-17	39-5507
35	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	こどもいろはぶ	大字埴生3228-8	080-3401-8141
36	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	多機能型児童通所支援ミックスベリーONODA	大字東高泊1232-1	070-2353-7370
37	障がい児通所施設(児童発達支援事業所)	なるみ園	日の出三丁目14-5	83-7821
38	障がい児通所施設(放課後等デイスサービス事業所)	放課後デイスサービス事業所 サン・プレイス	大字鴨庄4-2	43-7667
39	障がい児通所施設(放課後等デイスサービス事業所)	放課後デイスサービス事業所 ユア・プレイス	大字郡3001-2	78-0016
40	障がい児通所施設(放課後等デイスサービス事業所)	放課後デイスサービス事業所 アイ・プレイス	大字郡3001-16	78-1400
41	障がい児通所施設(放課後等デイスサービス事業所)	放課後等デイスサービスぐっちゃん	大字有帆933-2	52-8390
42	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	地域密着型介護事業所 そらり	大字西高泊1334-1	39-9101
43	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	響	大字西高泊1468	39-5280
44	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	わけん	新生二丁目8-10	39-7773
45	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	翔陽	新生二丁目8-8	39-7169
46	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	むべの里有料老人ホーム住吉	住吉本町二丁目5-12	81-1015
47	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	こんふおーとらいふむべの里	住吉本町二丁目5-12	81-1015
48	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	健幸ホーム	大字小野田4839-1	43-9556
49	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	ほほえみ西の浜	南竜王町12-16	88-2324
50	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	輪(りん)	須恵三丁目4-5	39-8785
51	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	ケアタウン こうよう紫苑	大字郡3233-7	78-1810
52	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	のんびり村厚狭	大字鴨庄4-4	71-2030
53	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	心遊館	桜一丁目3-2	71-2007
54	有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等	ひろき苑高齢者住宅小野田	赤崎二丁目9-1	52-8172
55	地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームなごみの里ななせ	大字郡1773-2	39-8100
56	養護老人ホーム	養護老人ホーム 長生園	大字埴生2156-2	76-2136
57	介護老人保健施設	ケアタウン あさ紫苑	桜一丁目3-1	71-1700
58	介護老人保健施設	サテライト型老人保健施設しおん高泊	大字西高泊1198-12	81-5012

No	分類	施設名	住所(山陽小野田市)	電話番号
59	特定施設入所者生活介護	ココフレ紫苑	新生三丁目3-27	39-1100
60	高齢者向けアパート	中島ハイツ	日の出三丁目15-12	83-3910
61	認知症対応型共同生活介護等	地域密着型介護事業所 いつは	住吉本町2-7-20	81-2828
62	認知症対応型共同生活介護等	地域密着型介護事業所 なみおと	大字小野田1147-13	88-3080
63	共同生活援助事業所(グループホーム)	グループホーム いちえ	北竜王町17-29	81-4120
64	通所リハビリテーション(デイケア)	松岡整形外科リハビリセンター	北竜王町16-17	81-3818
65	通所介護(デイサービス)	あさひデイサービスセンター	大字小野田1135-46	89-0187
66	通所介護(デイサービス)	こころデイサービスセンター	大字小野田1135-63	39-6845
67	通所介護(デイサービス)	デイサービス ゆう	大字西高泊758-1	43-7882
68	通所介護(デイサービス)	リハビリデイサービス たんぽぽ	くし山一丁目17-20	38-5775
69	通所介護(デイサービス)	デイサービスライフ	旭町一丁目5-1	52-7960
70	通所介護(デイサービス)	よりあい処焼野デイサービスセンター	大字小野田3208-1	39-8280
71	通所介護(デイサービス)	よりあい処本山デイサービスセンター	大字小野田726-1	39-5606
72	通所介護(デイサービス)	デイサービス いこい	中央二丁目5-9	81-3722
73	通所介護(デイサービス)	フクシア須恵デイサービスセンター	港町1-1	81-1800
74	通所介護(デイサービス)	リハビリデイサービス プラスワン	セメント町6-2 太陽ビル1階テナント3	39-7887
75	通所介護(デイサービス)	デイサービス あすか	大字鴨庄76-3	72-1061
76	通所介護(デイサービス)	プラスワンサンク 小野田店	大字東高泊784	52-8803
77	通所リハビリテーション(デイケア)	デイケア あおぞら	須恵一丁目12-10	83-3738
78	認知症対応型通所介護	デイサービス ひなたぼっこ	須恵一丁目12-21	39-6762
79	小学校	有帆小学校	新有帆町4-1	83-2822
80	小学校	小野田小学校	中川三丁目2-1	83-2066
81	小学校	須恵小学校	大字小野田5258	84-5208
82	小学校	赤崎小学校	大字小野田4402	88-0139
83	特別支援学校	竜王中学校松原分校	大字小野田4402	88-1075
84	中学校	厚陽小・中学校	大字郡3491-2	74-8318
85	高校	小野田工業高等学校	中央二丁目6-1	83-2153
86	介護医療院	小野田赤十字介護医療院	大字小野田3700	88-0222
87	医療提供施設	森田病院(有床)	赤崎二丁目10-1	88-0137
88	医療提供施設	長沢病院(有床)	中央一丁目5-26	83-3000
89	医療提供施設	山陽小野田市民病院(有床)	大字東高泊1863-1	83-2355
90	医療提供施設	小野田赤十字病院(有床)	大字小野田3700	88-0222
91	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームサンライフ山陽	大字埴生2156	76-3443

5 危険物の所在

[5-(1)]危険物製造所、貯蔵所、取扱所等所在数（消防法関係）

製造所	貯 蔵 所							取 扱 所			
	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	移 送 取 扱	販 売	一 般
30	92	273	1	32	0	85	17	37	2	0	92

[5-(2)]危険物等の主要事業所（消防法関係）

事業所（工場） 名	所在地	主要製品名	取 扱 危 険 物 等 名
太平洋マテリアル 株式会社 小野田工場	山陽小野田市大字小野田6276	セメント関連製品	第4類 第2・3・4石油類
小野田化学工業 株式会社 小野田工場	山陽小野田市大字小野田6276	化学肥料	第4類 第2・3・4石油類
中国電力株式会社 新小野田発電所	山陽小野田市新沖二丁目1-1	発電所	第4類 第2・3・4石油類
戸田工業株式会社 小野田事業所	山陽小野田市新沖一丁目1-1	酸化鉄	第4類 第1・2・3・4石油類
共英製鋼株式会社 山口事業所	山陽小野田市大字小野田6289-18	製鋼	第4類 第2・3・4石油類
日産化学株式会社 小野田工場	山陽小野田市大字小野田6903-1	化学肥料 医薬品 農業化学品	第2類 硫化リン、引火性固体、マグネシウム、硫黄、赤リン、金属粉 第3類 金属の水素化物、有機化合物 第4類 第1・2・3・4石油類、アルコール類、特殊引火物 第5類 有機過酸化物、ニトロ化合物、アゾ化合物
田辺ファーマ ファクトリー株式会社 小野田工場	山陽小野田市大字小野田7473-2	医薬品	第4類 第1・2・3・4石油類、アルコール類 第5類 ニトロ化合物、ヒドラジンの誘導体
日本化学株式会社 厚狭工場	山陽小野田市大字郡2300	化学樹脂 機能化学品	第1類 硝酸塩類、過塩素酸塩類、無機化酸化物、臭素酸塩類 第2類 金属粉 第4類 特殊引火物、第1・2・3・4石油類、アルコール類 第5類 ニトロ化合物、ニトロソ化合物、硝酸エステル類、有機過酸化物
化薬ヌーリオン株式会社 厚狭工場	山陽小野田市大字郡2935	有機過酸化物	第2類 引火性固体 第4類 特殊引火物、第1・2・3・4石油類、アルコール類 第5類 有機化酸化物 第6類 過酸化水素
カヤク・ジャパン 株式会社 厚狭工場	山陽小野田市大字郡2300	火薬類 産業用火薬爆薬類	第1類 硝酸塩類、過塩素酸塩類 第2類 硫黄 第4類 第1・2・3・4石油類、アルコール類、動植物油類 第5類 硝酸エステル類、ニトロ化合物 第6類 硝酸

[5-(3)] 液化石油ガス製造事業所の所在状況

事業所名	所在地
防 長 興 運 (有)	山陽小野田市大字小野田10869-88
共 英 製 綱 (株) 山 口 事 業 所	山陽小野田市大字小野田6289-18
小 野 田 液 化 石 油 ガ ス 協 同 組 合	山陽小野田市大字東高泊1561
富 士 運 輸 (株)	山陽小野田市新沖三丁目1-13

[5-(4)] 高圧ガス製造所、貯蔵所数一覧

区 分 市 名	第一種製造所					第二種製造所			第一種製造所	第二種製造所	特定高圧ガス消費者
	一般	コンビ	LPガス	一般・LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍			
山陽小野田市	10	1	3	1	16	25	0	65	7	20	10

[5-(5)]毒物劇物製造所

名 称	所在地	製 造 品 目
日産化学(株)小野田工場	山陽小野田市大字小野田6903-1	農薬
西部石油(株)山陽小野田事業所	山陽小野田市西沖5	キシレン
大阪新薬(株)	山陽小野田市東高泊横土手2367-22	硫酸ヒドロキシルアミン、 亜硝酸ジシクロヘキシルアンモニウム、 アンチモン化合物、硫酸、 塩酸ヒドロキシルアミン、 4メチルベンゼンスルホン酸
戸田工業(株)小野田事業所	山陽小野田市新沖一丁目1-1	チタン酸バリウム
日本化薬(株)厚狭工場	山陽小野田市郡2300	砒素化合物、 五酸化バナジウム
日本化薬(株)厚狭工場(機能製品製造部)	山陽小野田市郡2917-1	アンチモン化合物
小野田通運(株) 日産化学構内営業所	山陽小野田市大字小野田6903-1	農薬
BASF戸田バッテリーマテリアルズ合同会社 小野田事業所	山陽小野田市新沖一丁目1-1	水酸化リチウム、 水酸化リチウム一水和物

[5-(6)]放射性物質の所在状況

名 称	所 在 地	区 分			分 類	番 号	年
		蜜	非	発			
西部石油(株)山陽小野田事業所	山陽小野田市西沖5	○			民	使第2230号	72
(株)太平洋コンサルタント 西日本事業所	山陽小野田市大字小野田6276	○			民	届第8-677号	05
中国電力(株)新小野田発電所	山陽小野田市新沖二丁目1-1	○			民	届第8-2915号	09

【出典：原子力規制委員会HP（放射線障害防止法による安全規制）】

「区分」・・・使用区分の分類

蜜：密封された放射線同位元素

非：密封されていない放射線同位元素

発：放射線発生装置

「分類」・・・使用事業所の分類

医：（医療機関）医療法に基づくすべての病院及び診療所

研：（医療機関）国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び

民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設

教：（教育機関）学校教育法に基づく国立、公立、私立のすべての学校

民：（民間機関）民間の工場及び作業所

他：（その他機関）前記の分類に属さない機関

[5-(7)]火薬類製造所

製造所名	所在地	製造する火薬類の種類
カヤク・ジャパン(株)厚狭工場	山陽小野田市大字郡 2300	硝酸油剤爆薬 黒色火薬 含水爆薬 等

[5-(8)]火薬庫所在状況

1級	2級	3級	4級	実包	煙火	設置者数
18	0	0	0	0	0	2

6 指定緊急避難場所及び指定避難所

[6-(1)]指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

地区	順位	緊急避難場所	所在地	電話番号	災害ごとの利用の可否						避難所	海拔(m)	収容人数
					高潮	洪水	土砂	地震	津波	大規模な火事			
本山	①	本山地域交流センター	大字小野田275-2	88-2001	○	○	○	○	○	×	○	10.8	140
		本山小学校	大字小野田482	88-0169	○	○	○	○	○	○	○	21.1	253
		本山コミュニティ体育館	大字小野田275-3	88-2001	○	○	○	○	○	×	○	9.4	261
		安養寺	大字大須恵1011	88-0278	○	○	○	△	○	×		19.5	58
		光安寺	大字大須恵226-3	88-0292	○	○	○	○	○	×		16.4	95
	広域		竜王山	竜王山(約50ha)	-	-	-	○	○	○		-	-
赤崎	①	赤崎地域交流センター	赤崎一丁目1-1	88-0162	×	○	○	○	×	×	○	2.1	288
	①	竜王中学校	大字小野田3923	88-0198	○	○	○	○	○	○	○	12.5	810
		赤崎小学校	大字小野田4402	88-0139	×	○	○	○	○	○	○	3.7	274
		山口東京理科大学	大学通一丁目1-1	88-3500	×	○	○	○	×	×		2.9	508
須恵	①	須恵小学校	大字小野田5258	84-5208	×	○	○	○	○	○	○	4.1	367
	①	小野田中学校	大字丸河内1018	83-2576	○	○	○	○	○	○	○	16.3	794
		須恵地域交流センター	中央四丁目4-1	83-3360	×	○	○	○	×	×	○	1.1	130
		須恵コミュニティ体育館	須恵一丁目1-1	84-5156	×	○	○	○	×	×	○	2.2	283
		小野田工業高等学校	中央二丁目6-1	83-2153	×	○	○	○	×	×		1.2	441
	広域		須恵健康公園	須恵(約3.8ha)	-	-	-	○	×	○		1.8	-
小野田	①	小野田中学校	大字丸河内1018	83-2576	○	○	○	○	○	○	○	16.3	794
		市民館	柴町9-25	83-5700	×	△	○	○	×	×	○	1.0	229
		市民体育館	中央五丁目2-1	84-2430	×	△	○	○	×	×	○	1.0	828
		小野田小学校	中央三丁目2-1	83-2066	×	△	○	○	×	○	○	1.1	301
		武道館	中央五丁目2-1	84-2430	×	△	○	○	×	×	○	1.0	392
高泊	①	高泊小学校	大字西高泊923	83-2118	○	○	○	○	○	○	○	15.6	255
		高泊地域交流センター	大字西高泊2274-1	84-1500	×	×	○	○	×	×	○	2.2	87
		高泊コミュニティ体育館	大字西高泊2274-1	84-1500	×	×	○	○	×	×	○	2.2	261
		後潟上自治会館	大字西高泊3024-5		×	△	○	○	×	×		2.0	49
高千帆	①	高千帆地域交流センター分館	日の出三丁目14-1	84-6200	×	×	○	○	×	×	○	1.3	115
	①	高千帆小学校	掃山一丁目25-1	83-2642	○	○	○	○	○	○	○	11.2	248
		高千帆地域交流センター	日の出三丁目11-11	83-3113	×	×	○	×	×	×		1.3	282
		高千帆中学校	掃山二丁目8-1	84-5611	○	○	△	○	○	○	○	15.8	793
		小野田高等学校	掃山一丁目26-1	83-2373	○	○	△	○	○	×		13.8	641
		サビエル高等学校	掃山三丁目5-1	83-3587	○	○	△	○	○	×		17.8	330
		山陽小野田市役所	日の出一丁目1-1	82-1111	×	×	○	○	×	×		0.9	130
	①	有帆緑地管理棟	有帆359-7	82-1162	○	○	○	○	○	×		27.2	46
		有帆地域交流センター	新有帆町1-1	84-4090	×	×	○	○	○	×	○	4.5	88
		有帆小学校	新有帆町4-1	83-2822	×	×	○	○	○	○	○	5.0	265

地区	順位	緊急避難場所	所在地	電話番号	災害ごとの利用の可否						避難所	海拔(m)	収容人数
					高潮	洪水	土砂	地震	津波	大規模な火事			
有帆		有帆コミュニティ体育館	新有帆町1-1	84-4090	×	×	○	○	○	×	○	4.5	261
		江汐公園管理棟	高畑	83-5378	○	○	○	○	○	×		26.0	150
		有帆児童クラブ	新有帆町1-14	83-7473	×	×	○	○	○	×		5.0	63
		別府八幡宮	有帆1377-2	84-0459	○	○	○	○	○	×		26.9	31
		覚天寺	有帆1867	84-0920	○	○	△	○	○	×		22.0	66
	広域		江汐公園	高畑(約146ha)	-	-	-	○	○	○		-	-
厚狭	①	厚狭地区複合施設	大字鴨庄94	72-1111	△	×	○	○	○	×	○	5.8	471
		厚狭小学校	大字厚狭897	72-0049	○	△	○	○	○	○	○	9.6	397
		不二輸送機ホール	大字郡1754	71-1000	△	×	○	○	○	×		5.0	131
	①	厚狭高等学校北校舎	大字厚狭1660	72-0204	○	○	○	○	○	○		22.4	702
		森広会館	森広	-	○	○	×	×	○	×		86.0	40
		川上会館	松ヶ瀬	73-2752	○	○	×	×	○	×		34.0	40
		福正寺自治会館	福正寺	-	○	○	×	×	○	×		26.8	25
		清安寺	大字厚狭1501	72-0538	○	○	○	△	○	×		18.2	96
		妙徳寺	野中	72-0237	○	○	×	×	○	×		14.1	110
		朝陽カントリークラブ	大字郡16-3	72-0659	○	○	○	○	○	○		44.3	430
出合	①	厚狭中学校	大字山川841	72-0660	○	○	○	○	○	○	○	22.0	387
		出合地域交流センター	大字山野井11601-20	73-2069	○	○	×	×	○	×	○	17.9	116
		石丸総合館	大字山川345-2	72-0335	○	○	○	×	○	×		23.1	139
		プレジデントカントリー倶楽部山陽	大字山野井字東2039-19	72-1611	○	○	○	○	○	○		73.7	180
厚陽	①	旧厚陽中学校体育館	大字郡3250	74-8318	○	○	○	○	○	○	○	10.5	256
		厚陽小・中学校	大字郡3491-2	74-8101	×	○	○	○	×	○	○	4.2	252
		鳥越福社会館	鳥越	-	×	×	○	○	×	×		3.8	36
		西福寺	梶上	74-8770	×	○	×	×	○	×		6.0	80
		山陽グリーンゴルフコース	大字郡877-43	73-1551	○	○	○	○	○	○		98.2	619
植生	①	植生地域交流センター	大字植生275	76-0066	○	○	○	○	○	○	○	9.8	171
	①	旧津布田小学校	大字津布田1028-1	-	○	○	○	○	○	○	○	9.7	248
		植生小・中学校	大字植生283	76-0033	○	○	○	○	○	○	○	10.9	372
		厚狭ゴルフ倶楽部	大字津布田201	73-1881	○	○	○	○	○	○		97.0	469
		森本公会堂	森本	-	○	○	○	×	○	×		15.4	18
		福田公会堂	下福田	-	○	○	×	×	○	×		40.9	32
		長生園	大字植生2156-2	76-2136	×	○	○	×	○	×		8.9	40
		サンライフ山陽	大字植生2156	76-3443	○	○	○	○	○	×		9.8	115

※ 避難所・避難場所の災害ごとの適否の表示は、次のとおりとする。

○:適、

△:風水害時には浸水想定区域等に立地しているが、2階以上に避難すれば安全を確保できる施設
地震時には災害規模に応じて利用する施設

×:不適

※ 順位欄の「①」は、事前避難時に優先して開設する施設

※ 順位欄の「広域」は、避難が長期化した場合、仮設テント等を設置する場所

※ 表内の海拔値は、施設の「立地地点」におけるおおよその数値となる。

7 防災物資・施設・資機材

[7-(1)]市所有車両一覧

※出先機関で使用する車両も含む。

部	課	普通・小型乗用車	普通乗合	軽乗用車	バイク	普通貨物	小型貨物	軽貨物	特殊・大型特殊車両	計
総務部	総務課								1	1
企画部	財政課	3	1	12			6	12		34
	公営競技事務所	1								1
協創部	文化スポーツ推進課			1				2		3
	市民活動推進課							1		1
市民部	環境課						1			1
	生活安全課							1		1
	環境衛生センター					21		3	5	29
	南支所			1						1
	厚陽出張所							1		1
福祉部	社会福祉課	1								1
	子育て支援課			1						1
	健康増進課	1		4						5
	高齢福祉課			4				1		5
	障害福祉課	8		4			1	2	2	17
	ねたろう保育園							2		2
	厚陽保育園						1			1
	日の出保育園							1		1
経済部	農林水産課			1			2			3
建設部	土木課						2	2		4
	建築住宅課							2		2
	都市計画課			1			1			2
	下水道課							4		4
山陽総合事務所	地域活性化室						1		1	
農業委員会	-	1							1	

部	課	普通・小型乗用車	普通乗合	軽乗用車	バイク	普通貨物	小型貨物	軽貨物	特殊・大型特殊車両	計
議会事務局	議会事務局	1								1
教育委員会	教育総務課			1				3		4
	社会教育課						1			1
	学校給食センター		10				1			11
	厚狭図書館						1			1
	心の支援室						1	1		2
	中央図書館						1			1
水道局	総務課	1			1					2
	業務課	1						5		6
	工事管理課						2	4		6
	施設維持課					1	3	3	1	8
	浄水課	1		1				4		6
計		19	11	31	1	22	24	55	9	172

[7-(2)]火葬場現況一覧

名 称	所 在 地	火葬能力	設 置 主 体	電 話 番 号	備 考
山陽小野田市斎場	山陽小野田市大字厚狭10026-5	10体/日	市	72-0575	R1.7.1より

[7-(3)]下水処理場一覧表

施 設 名 称	所 在 地	処理区域	排除方式	処 理 方 式	水処理能力 (m ³ /日)
小野田水処理センター	山陽小野田市大字 小野田字末広7527-1	小 野 田 処 理 区	分流式 (一部合流)	標準活性 汚泥法	14,280
山陽水処理センター	山陽小野田市大字 郡2869-1	山 陽 処 理 区	分流式	ステップ流入式 多段硝化脱窒法	3,100

[7-(4)]排水機場一覽

所管課	排水機場名	所在地	処理区域面積(ha)	排水機場能力(m ³ /sec)	ポンプ能力		施設管理者	維持管理
					ポンプ能力	台数		
土木課	北竜王排水機場	大字小野田字小野田港		15.00	立軸斜流 口径 1,500mm 5.00m ³ /sec	3	県	委託 (県→市→業者)
土木課	有帆川排水機場	大字有帆共和町		4.00	横軸斜流 口径 1,000mm 2.00m ³ /sec	2	県	委託 (県→市→個人)
土木課	梅田排水機場	大字有帆字小場950-8		2.00	コラム型着脱式立軸 ポンプ口径 700mm 1.00m ³ /sec	2	県	委託 (県→市→個人)
土木課	下木屋排水機場	大字東高泊字五ノ下木屋2078-1		3.00	コラム型着脱式立軸 水中ポンプ口径 700mm 1.00m ³ /sec	3	県・市	委託 (県→市→業者)
土木課	大正川排水機場	大字郡字新川田		39.00	横軸ポンプ 口径 2,200mm 13.00m ³ /sec	3	県	委託 (県→市→業者)
土木課	東下津排水機場	大字郡字大手原1087-1		5.00	コラム型着脱式立軸 水中ポンプ口径 700mm 1.00m ³ /sec	5	県・市	委託 (県→市→業者)
土木課	且東排水機場	大字小野田且東		0.34	ノンロック水中ポンプ ポンプ口径 300mm 0.17m ³ /sec	2	市	委託 (市→個人)
農林水産課	西の浜排水機場	大字小野田木戸地内	100.5	6.00	立軸斜流ポンプ ディーゼル2台・電動機1台 ポンプ口径 1000mm 2.00m ³ /sec	3	市	委託 (市→業者)
農林水産課	高千帆排水機場	大字西高泊1376-1	1,500	13.50	横軸軸流ポンプ ディーゼル1台・電動機2台 ポンプ口径 1500mm 4.5m ³ /sec	3	高千帆土地改良区	
農林水産課	西高泊排水機場	大字西高泊1376-1		0.40	立軸軸流ポンプ ポンプ口径 450mm 0.4m ³ /sec	1	高千帆土地改良区	
農林水産課	厚狭中排水機場	大字西高泊3583-3	138	2.15	横軸斜流ポンプ 電動機 ポンプ口径 900mm 1台・500mm 1台 1.67m ³ /sec(900mm) 0.48m ³ /sec(500mm)	2	小野田南高泊干拓 農業協同組合	
農林水産課	後潟排水機場	大字西高泊2514-1地先	72.8	2.25	立軸軸流ポンプ 電動機 ポンプ口径 1000mm 1.125m ³ /sec	2	後潟土地改良区	
農林水産課	後潟排水機場	大字西高泊2514-1地先		0.58	立軸軸流ポンプ 電動機 ポンプ口径 350mm 0.58m ³ /sec	1	後潟土地改良区	
農林水産課	沖開作排水機場	大字郡5087-2、5455		2.20	横軸斜流/軸流ポンプ 電動機 ポンプ口径 900mm 1台・600mm 1台 1.50m ³ /sec(900mm斜流) 0.70m ³ /sec(600mm軸流)	2	山陽土地改良区	
農林水産課	古開作排水機場	大字郡4090-11	119	0.58	水中軸流ポンプ 電動機 ポンプ口径 600mm 0.58m ³ /sec	1	山陽町古開作土地改良区	
下水道課	若沖雨水排水ポンプ場	大字小野田字末広7525-1	245.1	6.67	立軸斜流ポンプ 口径: φ1200mm ディーゼルエンジン駆動	2	市	委託 (市→業者)
下水道課	小野田水処理センター内雨水ポンプ場	大字小野田字末広7527-1	49.4	7.88	口径: φ1100mm×3台 ディーゼルエンジン駆動 口径: φ250mm×1台 電動機駆動	4	市	委託 (市→業者)

[7-(5)]樋門・水門・堰一覧

施設名	位置	施設管理者	構造	数(門)	点検回数
北竜王排水機場樋門	大字小野田字小野田港	宇部港湾管理事務所	ローラーゲート(2.7m×2.5m) フラップゲート(2.5m×2.5m)	2 1	8
西沖樋門	西沖	宇部港湾管理事務所	ローラーゲート フラップゲート	4 4	8
旦樋門	大字東高泊旦	宇部土木建築事務所	1.5m×1.5m	1	8
柳川樋門	大字東高泊二桶箱	宇部土木建築事務所	2.0m×2.0m	1	8
中村第一樋門	大字有帆中村	宇部土木建築事務所	1.5m×1.5m	1	8
目出防潮水門	大字小野田目出	宇部土木建築事務所	スルースゲート(0.45m×0.4m)	1	8
有帆川防潮樋門	大字有帆共和町	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(4.4m×2.6m)	1	8
焼野水門	大字小野田字本山沖	宇部土木建築事務所	スライドゲート(1.75m×1.75m) フラップゲート(1.75m×1.75m)	11	8
渡場樋門	大字渡場	宇部土木建築事務所	スルースゲート(1.59m×1.56m)	1	8
鳥越樋門	大字郡字一の開作	宇部土木建築事務所	スルースゲート(0.50m×1.40m)	1	8
鳥越第二樋門	大字郡2720-6地先	宇部土木建築事務所	スライドゲート(2.00m×2.00m)	1	8
狭間水門	大字郡字大手原	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(5.75m×2.5m)	1	8
大正川水門	大字郡字新川田	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(14.35m×3.3m)	2	8
串沖水門	大字津布田字串沖	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(1.8m×1.5m) フラップゲート(1.8m×1.5m)	11	8
串川水門	大字津布田字串	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(2.6m×1.4m) フラップゲート(2.6m×1.4m)	11	8
中塚川水門	大字津布田字京坪	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(3.0m×1.6m) フラップゲート(3.0m×1.6m)	11	8
森本川水門	大字津布田字三ノ平田	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(3.6m×2.4m) フラップゲート(3.6m×2.4m)	11	8
境川水門	大字津布田字五ノ上田	宇部土木建築事務所	ローラーゲート(3.2m×2.0m) フラップゲート(3.2m×2.0m)	11	8
I - 6水門	大字植生字作り道地先	宇部土木建築事務所	スライドゲート(1.8m×1.5m) フラップゲート(1.8m×1.5m)	11	8
高千帆排水機場樋門	大字西高泊1376-1	高千帆土地改良区	スルースゲート	2	
後瀧排水機場樋門	大字西高泊2514-1	後瀧土地改良区	開閉式	1	
厚狭中排水機場樋門	大字西高泊3585-3地先	美祿農林水産事務所	スルースゲート	1	
沖開作排水機場樋門	大字郡5087-2、5455	山陽土地改良区	開閉式	1	
古開作排水機場樋門	大字郡4090-11	山陽町古開作土地改良区	スルースゲート	1	
石井手堰	有帆川	高千帆土地改良区	転倒堰	1	
田尻堰	有帆川	杵築農事組合	転倒堰	1	
鳴瀬井堰	有帆川	仁保の上農事組合	転倒堰	1	
寝太郎堰	厚狭川	厚狭寝太郎堰土地改良区	固定堰	1	
赤崎川樋門	大字小野田木戸地内	農林水産課	スルース(電動)	1	1
木戸樋門	大字小野田木戸地内	農林水産課	スルース(電動)	1	1
若沖雨水排水ポンプ場樋門	大字小野田字末広地内	下水道課	スルースゲート(2.4m×1.6m) フラップゲート(2.4m×1.6m)	各2	

[7-(6)]海岸保全施設(陸閘)一覽

施設名	地区名	施設管理者	数(門)
有帆川陸閘	上木屋	宇部土木建築事務所	6
	下木屋		2
	旭町		1
	旦		2
	目出		2
厚狭川陸閘	火薬町		1
	迫山		2
	石鞆		4
	鳥越		3
	渡場		4
	古開作		4
	沖開作		2
	東下津		1
	後潟		6
	高浜		4
前場川陸閘	東側		8
	西側		2
	浜崎		3
郡津布田海岸陸閘			19
焼野海岸陸閘		2	
小野田本港陸閘	小野田港内	宇部港湾管理事務所	10
有帆川陸閘	横土手		6
	日産化学内		3
沖開作陸閘	沖開作	4	
陸閘	大字小野田刈屋・木戸地内	農林水産課	19
陸閘	大字西高泊浜地内	農林水産課	9
陸閘	大字郡梶地内	農林水産課	13
陸閘	大字埴生下市・浜崎地内	農林水産課	14

[7-(7)]ごみ収集車保有状況

パッカー車				ダンプ車			搭載型トラッククレーン車	パワーゲート車
2t	3t	3.5t	4t	2t	3t	4t	3t	2t
1台	0台	9台	3台	4台	1台	1台	1台	1台

[7-(8)]一般廃棄物処理施設の状況

施設名称	所在地	処 理 式	処理能力 (t/日)	付 帯 設 備		自家用 発電設備 の有無	停電時 稼働 の可否
山陽小野田市 環境衛生センター	山陽小野田市 大字小野田 7525-2	ストーカ式 焼却炉	90	可燃性粗大ごみ破碎設備	—	有	否
				カン選別・圧縮・梱包設備	8t/日		
				ペットボトル圧縮・梱包設備	0.4t/日		
				トレイ・発泡スチロール 溶融固形化設備	0.06t/時間		

[7-(9)]一般廃棄物最終処分場の状況

施設名称	所在地	埋立場所	埋立開始		埋立終了予定		総面積 (㎡)	埋立地 面積 (㎡)	全体 容量 (m³)	残存 容量 (m³)	備考
			年	月	年	月					
山陽小野田市 環境衛生センター (最終埋立処分場)	山陽小野田市大字 小野田7525-5	平地	S61	3	H16	3	13,000	13,000	54,400	2,317	
山陽小野田市 小野田処分場	山陽小野田市大字 小野田7525-39	平地	H13	7	H36	3	15,000	15,000	60,000	8,762	
山陽小野田市 山陽処分場	山陽小野田市大字 植生11186-1	山間	H2	4	H28	3	12,200	7,200	38,000	9,454	

[7-(10)]し尿処理施設の状況

施設名称	所在地	処理方式	処理能力(kL/日)		自家用発電設備の有無	停電時稼働の可否
			生し尿	浄化槽汚泥		
小野田 浄化センター	山陽小野田市大字 小野田7525-41	高負荷脱窒素	60	30	無	否

[7-(11)]水道事業者防災関係備蓄資機材一覧

車 両		給 水 容 器				機 材					
給水車 (1m ³)	給水車 (2m ³)	給水 タンク	給水 タンク	ポリ容器	ポリ袋	応急 給水装置	発電機	投光機	鉄管 切断機	電動 ネジ切機	水中 ポンプ
		1,000L~ 1,499L	~999L	5L~30L	~20L						
1	2	2	0	20	2,000	6	3	3	1	1	3

[7-(12)]消防車両等一覧

所 属 / 機 庫		救急車	救助 工作車	大型化学 高所 放水車	はしご車	消防 ポンプ 自動車	小型 動力 ポンプ	その他の 車両	備 考	
小 野 田 消 防 署		2	1	1	1	3	2	7	小指・水槽・原液・ 小資 小1・小2・小4	
山 陽 消 防 署		1				3	1	2	山指・山資	
埴 生 出 張 所		1				2	1	1	埴1	
山陽小野田市消防団	団 本 部						1	1 (団広報車)		
	第1方面隊	厚狭北分団					1	1		
		厚狭分団					1	1		
		出合分団					1	1		
		埴生分団					1	1		
	第2方面隊	津布田分団					1	1		
		厚陽分団					1	1		
		高泊分団					1	1		
		高千帆分団					1	1		
		有帆分団					1	1		
	第3方面隊	小野田分団					1	1		
		須恵分団					1	1		
		赤崎分団					1	1		
		本山分団					1	1		

[7-(13)]消防水利の現況

水利種別 管内別	消 火 栓			防 火 水 槽				そ の 他					
	公設	私設	小計	公 設		私 設		小計	河川	堤・池・沼	プール	その他	小計
				60m ³ 以上	60m ³ 未満	60m ³ 以上	60m ³ 未満						
小野田消防署	823	48	871	9	96	2	11	118			14	6	20
山陽消防署	404	4	408	2	46		12	60	53	1	5	4	63
山陽消防署 植生出張所	127		127		18		5	23		0	1	4	5
合 計	1,354	52	1,406	11	160	2	28	201	53	1	20	14	88

[7-(14)]化学消火剤の備蓄状況(消防)

化学消火剤の種類		消防局	宇部・山陽小野田 防災協会	合 計
泡 消 火 剤	水成膜3%型	600	5,600	6,200
	たん白系3%型	0	400	400
	フッ化たん白系	19,840	15,800	35,640
	合成界面活性系	1,440	17,840	19,280
	合 計	21,880	39,640	61,520

[7-(15)]化学消火剤等の備蓄状況(事業所)

所 有 者 名	化学消火剤		油処理剤 (L)	オイル フェンス (m)	吸着剤 (kg)
	液体(L)	粉末(kg)			
太平洋マテリアル(株)小野田工場	0		360	310	170
小野田化学工業(株)小野田工場	126		126	0	51
中国電力(株)新小野田発電所	6,000	0	360	460	360
戸田工業(株)小野田事業所	0		66	200	70
共英製鋼(株)山口事業所	3,800		192	100	90
富士商(株)	200				
日産化学(株)小野田工場	7,220		20	0	270
西部マリン・サービス(株)	500	359	13,568	2,980	3,412
田辺ファーマファクトリー(株)小野田工場	7,900			0	49
日本化薬(株)厚狭工場	1,840			0	20
化薬ヌーリオン(株)厚狭工場	386				6

[7-(16)]防災倉庫・水防倉庫現況

区分	倉庫の位置	市役所	山陽総合事務所	埴生支所	計
備蓄器具	カセットガス発電機	9台	2台	6台	20台
	ガソリン発電機	6台			6台
	並列運転コード	4本	3本	3本	10本
	チェーンソー(400mm)	2台			2台
	大型炊き出し器	1台			1台
	灯油バーナーセット	1台			1台
	ガソリン携行缶	2個			2個
	蛍光灯サークルライト	2個	3台		5個
	スタンダード三脚	2本	3本		5本
	ハロゲン投光器	2個			2個
	投光器用三脚	2本			2本
	蛍光灯照明	3本	10本	3本	16本
	折畳式リヤカー	3台			3台
	担架収納庫(2本収納可)	1台			1台
	二つ折伸縮担架 アルミ	2本			2本
	簡易担架	2個			2個
	防滴型メガホン	5個			5個
	コードリール(全天候型)	2個			2個
	油圧ジャッキ(爪型)	2台			2台
	パンタグラフジャッキ	2個			2個
	クリッパー	2本			2本
	平バール(900mm)	3本			3本
	バラシ平バール(1,200mm)	3本			3本
	シャベル(丸)	12本			12本
	シャベル(角)	10本			10本
	スコップ		10本	5本	15本
	ツルハシ		2本	1本	3本
	ハンマー	3本	1本		4本
	掛矢	3本		2本	5本
	ペンチ	5本	1本	1本	7本
斧	5本	1本	1本	7本	
ナタ	3本			3本	

区分	倉庫の位置				計
	市役所	山陽総合事務所	殖生支所		
備蓄器具	鎌	3本	3本	3本	9本
	鍬	10本			10本
	鋸		2本	1本	3本
	簡易トイレ	2台			2台
	ダンボールトイレ	40個			40個
	トイレ用テント	2台			2台
	給水用ホールドキャリア(10ℓ)	10個			10個
	給水タンク(20ℓ)	3個		3個	6個
備蓄資材	ブルーシート	33枚	121枚	60枚	214枚
	土のう袋	1,200袋	1,000袋	2,000袋	4,200枚
	ロープ(トラロープ)	4巻	10巻	5巻	19巻
	ロープ(荒縄)			5巻	5巻
	杭(木)				0本
	杭(鉄)		100本		100本
	番線(4号)		800本		800本

[7-(17)]応急仮設住宅候補地

名 称	所 在 地	所 管 部 署
柿の木坂南公園	山陽小野田市柿の木坂一丁目	都市計画課
浜田公園	山陽小野田市大字有帆字六ノ浜田113-1 他	都市計画課
叶松公園	山陽小野田市叶松二丁目	都市計画課
殿町公園	山陽小野田市大字郡字上郷	都市計画課
小野田・楠企業団地内公園	山陽小野田市大字高畑	商工労働課
新山野井団地内公園	山陽小野田市大字山野井	商工労働課
(旧)厚陽中学校グラウンド	山陽小野田市大字郡3250	教育委員会 教育総務課
岡石丸運動広場	山陽小野田市大字山川844-31	文化スポーツ推進課
高千帆運動広場	山陽小野田市大字東高泊615-1	文化スポーツ推進課
小野田運動広場	山陽小野田市中川五丁目6767-3	文化スポーツ推進課
赤崎運動広場	山陽小野田市赤崎二丁目4455-1	文化スポーツ推進課
山陽オートレース場・駐車場	山陽小野田市大字埴生字沖代1457他	公営競技事務所

8 輸 送

[8-(1)]緊急輸送道路路線一覧

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
高速自動車国道	山陽自動車道 宇部下関線	西日本 高速道路(株)	1次	宇部JCT(山口宇部線/山口宇部道路)－宇部IC(R490)－小野田IC(小野田山陽線)－埴生IC(R2/厚狭埴生バイパス)－下関JCT(中国縦貫自動車道)
一般国道 (指定区間)	2号	国土交通省	1次	宇部市境－山陽小野田市厚狭(R316、小野田山陽線)－山陽小野田市山野井(船木津布田線)－山陽小野田市埴生(山陽自動車道埴生IC)－下関市境
一般国道 (指定区間)	190号	国土交通省	1次	宇部市境－山陽小野田市丸河内(公園通り丸河内線)－山陽小野田市日の出一丁目(小野田美東線、小野田山陽線、くし山西旭町線)－下関市境
一般国道 (指定区間外)	316号	山口県	1次	美祢市境－山陽小野田市厚狭(船木津布田線)－山陽小野田市厚狭(R2)
主要地方道	小野田美東線 30号	山口県	2次	山陽小野田市日の出一丁目(R190)－山陽小野田市日の出一丁目(山陽小野田市役所)
主要地方道	小野田山陽線 71号	山口県	1次	山陽小野田市日の出二丁目(R190)－山陽小野田市郡(R2、R316)
一般県道	小野田港線 223号	山口県	2次	山陽小野田市新生町(R190)－山陽小野田市旭町(旭町後潟線)
一般県道	船木津布田線 225号	山口県	2次	山陽小野田市厚狭(R316)－山陽小野田市津布田(R2)
一般県道	妻崎開作小野田線 354号	山口県	1次	山陽小野田市長田屋橋(R190)－山陽小野田市東沖(六十番堤塘線)
			2次	山陽小野田市東沖(六十番堤塘線)－山陽小野田市高栄一丁目(小野田六ノ割線)
			2次	山陽小野田市小野田(山口東京理科大学)－山陽小野田市浜河内(西部石油山口製油所)
臨港道路	臨港道路 東沖埠頭1号線	山口県	1次	山陽小野田市小野田(六十番堤塘線)－山陽小野田市小野田(小野田港本港)
1級市道	六十番堤塘線	市	1次	山陽小野田市東沖(妻崎開作小野田線)－山陽小野田市(臨港道路東沖埠頭1号線)
1級市道	旭町後潟線	市	2次	山陽小野田市旭町(小野田港線)－山陽小野田市旭町(くし山西旭町線)
2級市道	くし山西旭町線	市	2次	山陽小野田市旭町(旭町後潟線)－山陽小野田市東高泊(山陽小野田市民病院)
その他市道	くし山西旭町線	市	2次	山陽小野田市日の出一丁目(R190)－山陽小野田市日の出一丁目(山陽小野田警察署)
その他市道	小野田六ノ割線	市	2次	山陽小野田市高栄一丁目(妻崎開作小野田線)－山陽小野田市高栄一丁目(小野田消防署)
その他市道	望見ヶ丘団地線	市	2次	山陽小野田市(R190)－山陽小野田市(山口労災病院)

1次緊急輸送道路：庁所在地、広域生活圏中心都市の市役所及び重要港湾、空港等を連絡する道路

2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と市役所及び町役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

[8-(2)] 港湾施設一覽

港湾の種類	港名	所在地	管理者	泊地	
				大型 (4.5m以上) m ²	小型 (4.5m未満) m ²
重要港湾	小野田港	山陽小野田市	山口県	253,000	113,484
地方港湾	厚狭港	山陽小野田市	山口県	—	—
港湾	埴生港	山陽小野田市	山口県	—	—

[8-(3)] 避難港および避泊地としての適正、収容能力

	港名	荒天時避泊の適否 (立地条件からみて)	避泊(可能船舶の限度) (隻数)			最寄の避 泊港それ までの距離
			汽船		漁船	
			500トン 以上	500トン 以下		
第七管区	小野田港	適	—	—	50	関門港 11哩 宇部港 8哩

[8-(4)] 緊急通行車両標章



第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 [㊟] 公安委員会 [㊟]		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

9 応援協定

[9-(1)]応援協定一覧(市)

番号	協定の名称	協定の締結先	協定の締結年月日
1	集団発生傷病者救急医療対策に関する協定・覚書	小野田市医師会、小野田市歯科医師会、小野田市薬剤師会	昭和 47 年 9 月 6 日
2	災害時等における緊急放送に関する協定	株式会社エフエムきらら	平成 15 年 8 月 11 日
3	避難所の開設に係る覚書	山口県立厚狭高等学校	平成 18 年 6 月 28 日
4	避難所の開設に係る覚書	山口県立小野田工業高等学校	平成 18 年 6 月 28 日
5	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	小野田建設倶楽部協同組合	令和 6 年 4 月 1 日
6	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	山陽小野田市建設業協会	平成 21 年 7 月 17 日
7	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	あさ建設協同組合	平成 22 年 8 月 10 日
8	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟市町	平成 23 年 7 月 12 日
9	山口県及び市町相互間の災害時相互応援協定書	山口県及び県内市町	平成 24 年 1 月 12 日
10	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局	平成 24 年 2 月 1 日
11	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク共助会員	平成 24 年 3 月 29 日
12	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	山陽小野田電気工事協会	平成 25 年 8 月 5 日
13	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会	平成 26 年 2 月 24 日
14	災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち	平成 26 年 11 月 7 日
15	災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書	合資会社山陽清掃社 株式会社小野田公衛社	平成 26 年 11 月 26 日
16	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	合資会社山陽清掃社	平成 26 年 11 月 26 日
17	災害時における物資の供給に関する協定書	山口県LPガス協会宇部・小野田支部	平成 27 年 3 月 26 日
18	災害時における物資の供給に関する協定書	山口県LPガス協会厚狭支部	平成 27 年 3 月 26 日

19	特設公衆電話の設置、利用及び管理に関する協定書	NTT西日本株式会社	平成 28 年 8 月 22 日
20	災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会	平成 29 年 4 月 19 日
21	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	セツカートン株式会社	平成 29 年 9 月 1 日
22	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	平成 29 年 9 月 1 日
23	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成 29 年 11 月 7 日
24	大規模災害時における支援活動に関する協定書	山口県建設労働組合小野田支部	平成 29 年 11 月 20 日
25	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	平成 30 年 1 月 22 日
26	災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書	株式会社丸久	平成 30 年 2 月 1 日
27	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	富士商株式会社	平成 30 年 2 月 7 日
28	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン山口営業所	平成 30 年 3 月 14 日
29	災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定書	有限会社アクア	平成 30 年 8 月 7 日
30	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	菊乃関工業株式会社	平成 30 年 12 月 5 日
31	災害時における支援及び協力に関する協定	三成建設株式会社	平成 31 年 3 月 4 日
32	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ジュンテンドー	令和元年 5 月 1 日
33	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人純心聖母会 小野田老人ホーム	令和元年 6 月 4 日
34	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人山陽小野田市 社会福祉事業団 みつば園	令和元年 6 月 4 日
35	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団心和会 小野田心和園	令和元年 6 月 4 日
36	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人さわやか会 養護老人ホーム長生園	令和元年 6 月 4 日

37	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人健仁会 ケアタウン フクシア紫苑	令和元年 6 月 4 日
38	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人健仁会 ケアタウン あさ紫苑	令和元年 6 月 4 日
39	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人長寿会 特別養護老人ホーム長寿園	令和元年 6 月 4 日
40	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人健寿会 特別養護老人ホーム高千帆苑	令和元年 6 月 4 日
41	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人山陽福社会 特別養護老人ホームサンライフ山陽	令和元年 6 月 4 日
42	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	小野田赤十字病院 老人保健施設 あんじゅ	令和元年 6 月 4 日
43	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社グッディ	令和元年 9 月 12 日
44	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会	令和元年 9 月 25 日
45	包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社山陽小野田市 内郵便局	令和元年 12 月 24 日
46	災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書	中国電力ネットワーク株式会社	令和 2 年 4 月 1 日
47	災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	日産化学株式会社小野田工場	令和 2 年 7 月 1 日
48	災害時等における緊急放送に関する協定書	株式会社FM山陽小野田	令和 3 年 4 月 1 日
49	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設に係る覚書	公立大学法人山陽小野田市立 山口東京理科大学	令和 3 年 4 月 14 日
50	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ中国支店	令和 3 年 5 月 10 日
51	災害時等での施設利用の協力に関する協定書	株式会社ダイナム山口小野田店	令和 4 年 1 月 5 日
52	指定緊急避難場所の開設に係る覚書	山口県立厚狭高等学校	令和 4 年 4 月 1 日
53	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	嶋田工業株式会社	令和 4 年 6 月 27 日
54	災害時における施設利用の協力に関する協定書	株式会社ユニマツプレシヤス 山陽グリーンゴルフコース	令和 4 年 9 月 8 日
55	災害時における施設利用の協力に関する協定書	株式会社ユニマツプレシヤス 厚狭ゴルフ倶楽部	令和 4 年 9 月 8 日
56	災害時における施設利用の協力に関する協定書	日本ゴルフ場企画株式会社プレ ジデントカントリー倶楽部山陽	令和 4 年 9 月 8 日
57	災害時における施設利用の協力に関する協定書	朝陽観光開発株式会社朝陽カ ントリークラブ	令和 4 年 9 月 8 日

58	災害時における物資輸送等に関する協定書	福山通運株式会社 宇部支店	令和 5 年 8 月 4 日
59	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書	光東株式会社	令和 5 年 9 月 4 日
60	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社キロク 宇部営業所	令和 6 年 12 月 11 日
61	津波時の避難場所としての使用に関する協定書	共英製鋼株式会社	令和 6 年 12 月 20 日

(1)-1 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定・覚書

○ 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

小野田市長は小野田市医師会長、小野田市歯科医師会長および小野田市薬剤師会長と協議の結果次のとおり協定する。

昭和47年9月6日

小野田市長	川村政一
小野田市医師会長	森田輝雄
小野田市歯科医師会長	寺崎利夫
小野田市薬剤師会長	浅上政雄

災害に際して集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策を実施するため、民間医療関係者の活動を必要と認める場合は、小野田市地域防災計画第3編、第9章第2節の集団発生傷病者救助の医療対策計画に定めるところにより措置するものとする。

○ 覚書

昭和47年9月6日に協定した集団発生傷病者救急医療対策に関する協定に係る覚書を次のとおり交換する。

昭和47年9月6日

小野田市長	川村政一
小野田市医師会長	森田輝雄
小野田市歯科医師会長	寺崎利夫
小野田市薬剤師会長	浅上政雄

- 1 小野田市医師会長は、協定書に係る措置実施のため救護班3個（他に小野田市立病院、山口労災病院、小野田赤十字病院に各1個）を編成し、緊急出動態勢の完備を図るものとする。
- 2 小野田市長は、前救護班の業務実施に必要な装備（医扱）を逐次整備し、医師会に保管させるものとする。
- 3 小野田市医師会長および小野田市薬剤師会長は、小野田市医師会長の編成する救護班3個の要員として、それぞれ各1名を派遣し、救護活動を実施させるものとし、必要に応じ、更に増員の要請に応ずるものとする。
- 4 協定書に係る措置の実施時において、市民の要請があれば小野田市医師会長、小野田市歯科医師会長、小野田市薬剤師会長は、直ちに本部要員として出動し、救急医療に関する

指導ならびに助言をし、本部長を補佐するものとする。

- 5 協定書ならびに覚書について疑義の生じた場合、又、本覚書に新たに載せる事項が生じたときは合議し決定するものとする。

(1)-2 災害時等における緊急放送に関する協定(株式会社エフエムきらら)

小野田市(以下、「甲」という。)と株式会社エフエムきらら(以下、「乙」という。)は、災害時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、小野田市内に災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがある場合に、甲が乙の放送設備を使用して災害の情報に関する放送を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「災害」とは、小野田市内において発生した災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。
- 2 「緊急放送」とは、第1条の目的を達成するために、甲が乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

(運用)

第3条 乙の放送時間のときは、次の手順により実施する。

- (1) 甲は、ファクシミリまたは電話連絡により、乙が運用する演奏所(スタジオ)に緊急放送である旨を明示して概要を連絡する。
 - (2) 乙は、緊急放送の概要を受信したときは、直ちに他の放送に優先して放送を行う。
- 2 乙の放送時間外のときは、次の手順により実施する。
- (1) 甲は、乙の責任者に連絡し、別に定める手順に従い、緊急放送を行う。
 - (2) 甲は、緊急放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

(費用負担)

第4条 甲の要請に基づく災害情報等の放送に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告が放送できなかったときの損害は、乙の負担とする。
- 3 乙の所有する緊急電話放送装置の費用は、乙の負担とする。また、その装置の点検、更新等に要する経費の負担についても同様とする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、緊急放送が円滑にできるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとし、異動があった場合も同様とする。

(秘匿義務)

第6条 緊急電話放送装置の電話番号及び暗証番号は、甲乙共にこれを秘匿しなければならない。

(期間)

第7条 この協定の有効期限は、平成15年8月11日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙から申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保管する。

平成15年8月11日

甲 小野田市
小野田市長 杉原記美

乙 宇部市新天町一丁目2番地36号
株式会社エフエムきらら
代表取締役 内山悟

(1)-3 避難所の開設に係る覚書(山口県立小野田高等学校)

山口県立小野田高等学校(以下「甲」という。)と山陽小野田市(以下「乙」という。)は次のとおり避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、山陽小野田市市内において災害発生又は災害の発生する恐れのある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(対象施設)

第3条 対象施設については、山口県立小野田高等学校とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、災害時において甲の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請する。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(実施責任者)

第8条 この覚書に関する責任者は、甲においては校長、乙においては山陽小野田市災害対策本部長(市長)とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年6月28日

甲 山陽小野田市掃山1丁目26-1
山口県立小野田高等学校
校 長 岡 崎 俊 治

乙 山陽小野田市
山陽小野田市長 白 井 博 文

(1)-4 避難所の開設に係る覚書(山口県立小野田工業高等学校)

山口県立小野田工業高等学校(以下「甲」という。)と山陽小野田市(以下「乙」という。)は次のとおり避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、山陽小野田市市内において災害発生又は災害の発生する恐れのある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(対象施設)

第3条 対象施設については、山口県立小野田工業高等学校とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

(避難所の開設)

第4条 乙は、災害時において甲の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請する。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに、施設を原状に復するものとする。

(実施責任者)

第8条 この覚書に関する責任者は、甲においては校長、乙においては山陽小野田市災害対策本部長(市長)とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年6月28日

甲 山陽小野田市中央2丁目6番1号
山口県立小野田工業高等学校
校 長 梅 森 雅 広

乙 山陽小野田市
山陽小野田市長 白 井 博 文

(1)-5 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
(小野田建設倶楽部協同組合)

大規模災害時における支援活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山口県建設労働組合小野田支部（以下「乙」という。）は、山陽小野田市で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労働力、知識及び建設資材（以下「労働力等」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑にかつ的確に行うことを目的とする。

(大規模な災害の定義)

第2条 この協定において「大規模な災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めたもの

(支援の要請)

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力等の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

- 2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

(支援活動の内容)

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援活動を実施する。

- (1) 避難所等の設営に係る工作物の設置及び避難所、市営住宅等の軽微な補修、復旧等、甲の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- (2) 市民に対する住宅修理相談等の実施
- (3) 乙が覚知した被害情報の提供
- (4) その他甲が必要と認める応急・復旧作業

(支援活動の報告)

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するも

のとする。

(活動に伴う費用)

第6条 この協定に基づく支援活動に要した費用のうち、人件費、交通費、燃料費等の諸経費については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。ただし、建設資材の供給に要した経費については、災害発生直前の小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(支援活動を実施する組合員の証明)

第7条 支援活動を実施する組合員は、組合員と識別できる標章等を携帯して、支援活動に従事するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 山陽小野田市日の出三丁目11番22号
山口県建設労働組合小野田支部
支部長 竹本 登

(1)-6 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
(山陽小野田市建設業協会)

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山陽小野田市建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合において、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命及び財産を災害から守るため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（対策業務の要請及び実施）

第2条 甲は、対策業務を行なうに当たり、乙の支援が必要である場合は、乙に対して支援の要請ができるものとする。

（対策業務の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定により対策業務の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員に指示し、建設資機材及び労力を甲に提供することにより、対策業務の支援を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（情報の提供）

第5条 乙は、諸活動中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

（雑則）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成21年7月17日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年7月17日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白 井 博 文

乙 山陽小野田市建設業協会
会 長 神 田 眞 一

(1)-7 大規模災害時における応急対策業務に関する協定(あさ建設協同組合)

山陽小野田市(以下「甲」という。)とあさ建設協同組合(以下「乙」という。)は、大規模災害が発生した場合において、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市民の生命及び財産を災害から守るため、乙の協力を得て、災害応急対策業務(以下「対策業務」という。)を円滑に実施することを目的とする。

(対策業務の要請及び実施)

第2条 甲は、対策業務を行なうに当たり、乙の支援が必要である場合は、乙に対して支援の要請ができるものとする。

(対策業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定により対策業務の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員に指示し、建設資機材及び労力を甲に提供することにより、対策業務の支援を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 対策業務に要する費用は、甲が負担する。

(情報の提供)

第5条 乙は、諸活動中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成22年8月10日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年8月10日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 あさ建設協同組合

理 事 長 草 田 和 枝

(1)-8 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
 - (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
 - (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
 - (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
 - 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
 - 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
 - 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、

代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3) ブロック幹事が行う活動の支援

(4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5) 新たに加わる団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表（第3条

関係）

ブロック	都道府県	市 町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長	青山 剛
釧路市長	蝦名 大也
苫小牧市長	岩倉 博文
伊達市長	菊谷 秀吉

石狩市長	田岡 克介
北斗市長	高谷 寿峰
青森市長	鹿内 博
八戸市長	小林 眞
秋田市長	穂積 志
男鹿市長	渡部 幸男
久慈市長	山内 隆文
酒田市長	阿部 寿一
仙台市長	奥山 恵美子
塩竈市長	佐藤 昭
多賀城市長	菊地 健次郎
北茨城市長	豊田 稔
千葉市長	熊谷 俊人
市川市長	大久保 博
船橋市長	藤代 孝七
市原市長	佐久間 隆義
袖ヶ浦市長	出口 清
横浜市長	林 文子
横須賀市長	吉田 雄人
新潟市長	篠田 昭
富山市長	森 雅志
金沢市長	山野 之義
半田市長	榊原 純夫
碧南市長	禰冨田 政信
東海市長	鈴木 淳雄
知多市長	加藤 功
四日市市長	田中 俊行
堺市長	竹山 修身
泉大津市長	神谷 昇
松原市長	澤井 宏文
高石市長	阪口 伸六
海南市長	神出 政巳
有田市長	望月 良男
倉敷市長	伊東 香織
玉野市長	黒田 晋
坂出市長	綾 宏
松山市長	野志 克仁
大竹市長	入山 欣郎

下関市長	中尾 友昭
宇部市長	久保田 后子
周南市長	木村 健一郎
防府市長	松浦 正人
岩国市長	福田 良彦
山陽小野田市長	白井 博文
和木町長	古木 哲夫
北九州市長	北橋 健治
中間市長	松下 俊男
唐津市長	坂井 俊之
大分市長	釘宮 磐
八代市長	福島 和敏
鹿児島市長	森 博幸
うるま市長	島袋 俊夫

(1)-9 山口県及び市町相互間の災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び

人員

- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、

数量等

- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に
応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。

なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。

(2) 県及び他の市町が主催の防災訓練に相互に参加する。

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

山口県	山口県知事	二井 関成
下関市	下関市長	中尾 友昭
宇部市	宇部市長	久保田后子
山口市	山口市長	渡辺 純忠
萩市	萩市長	野村 興兒
防府市	防府市長	松浦 正人
下松市	下松市長	井川 成正
岩国市	岩国市長	福田 良彦
光市	光市長	市川 熙
長門市	長門市長	大西 倉雄
柳井市	柳井市長	井原 健太郎
美祢市	美祢市長	村田 弘司
周南市	周南市長	木村 健一郎
山陽小野田市	山陽小野田市長	白井 博文
周防大島町	周防大島町長	椎木 巧
和木町	和木町長	古木 哲夫
上関町	上関町長	柏原 重海
田布施町	田布施町長	長信 正治
平生町	平生町長	山田 健一
阿武町	阿武町長	中村 秀明

(1)-10 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と山陽小野田市長（以下「乙」という。）は、山陽小野田市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、山陽小野田市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、山陽小野田市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月1日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 山陽小野田市 山陽小野田市長 白井 博文

(1)-11 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応援対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、岡山県玉野市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やか

に文書を提出

するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。
（応援の実施）

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
 - (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定
- (海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

大阪府	貝塚市市長	藤原 龍男
大阪府	高石市長	阪口 伸六
大阪府	忠岡町長	和田 吉衛
大阪府	岬町長	田代 堯
兵庫県	姫路市長	石見 利勝
兵庫県	南あわじ市長	中田 勝久
兵庫県	播磨町長	清水 ひろ子
和歌山県	海南市長	神出 政巳
和歌山県	湯浅町長	上山 章善
岡山県	玉野市長	黒田 晋
岡山県	浅口市長	栗山 康彦

広島県	竹原市長	小坂	政司
広島県	三原市長	五藤	康之
広島県	尾道市長	平谷	祐宏
広島県	大竹市長	入山	欣郎
広島県	廿日市市長	眞野	勝弘
広島県	江田島市長	田中	達美
広島県	坂町長	吉田	隆行
山口県	下関市長	中尾	友昭
山口県	宇部市長	久保田	后子
山口県	山口市市長	渡辺	純忠
山口県	防府市長	松浦	正人
山口県	岩国市長	福田	良彦
山口県	光市長	市川	熙
山口県	柳井市長	井原	健太郎
山口県	山陽小野田市長	白井	博文
山口県	周南市長	木村	健一郎
山口県	周防大島町長	椎木	巧
徳島県	小松島市長	稲田	米昭
徳島県	松茂町長	広瀬	憲発
香川県	高松市長	大西	秀人
香川県	丸亀市長	新井	哲二
香川県	坂出市長	綾	宏
香川県	土庄町長	岡田	好平
香川県	小豆島町	塩田	幸雄
香川県	直島町長	濱田	孝夫
愛媛県	松山市市長	野志	克仁
愛媛県	八幡浜市長	大城	一郎
愛媛県	新居浜市長	佐々木	龍
愛媛県	西条市長	伊藤	宏太郎
愛媛県	大洲市長	清水	裕
愛媛県	上島町長	上村	俊之
大分県	中津市長	新貝	正勝
大分県	姫島村長	藤本	昭夫

(1)-12 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山陽小野田電気工事協会（以下「乙」という。）は、大規模災害における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、市民の生命及び財産を災害から守るため、甲から乙に対して行う支援協力の要請により、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施できることを目的とする。

（対策業務の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） その他、災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（対策業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から支援要請を受けた場合は、直ちに乙の会員に指示し、電気機材及び電工人（電気工事士）を甲に提供することにより、対策業務を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が、甲の要請により対策業務に要した費用については、甲乙協議のうえ決定し、甲が実費相当分を負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第5条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日30日前までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

（協 議）

第6条 この協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適 用）

第7条 この協定は、平成25年8月5日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年8月5日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白 井 博 文

乙 山陽小野田市大字有帆945番地10
山陽小野田電気工事協会
会 長 杉 山 晶 等

(1)-13 災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）は、山口県内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生したとき（以下「災害時」という。）における、山陽小野田市民への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士の業務）

第2条 甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（被災者支援の要請）

第3条 甲は、災害時に被災者支援として行政書士業務を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により、支援を要請するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条による支援の要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実施するための措置を行い、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（要請による連絡調整）

第5条 甲及び乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定に基づき第4条の行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。
2 行政書士の業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第7条 この協定に基づく行政書士業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定の日から平成26年3月31日までとする。
ただし、この協定に甲乙双方から意思表示がないときは、1年間延長するものとする。以後も同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月24日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井 博文

乙 山口市駅通り二丁目4番17号
山口県行政書士会
会 長 杉山 久美子

別記（第3条関係）

第 年 月 日 号

災 害 時 支 援 要 請 書

山口県行政書士会会長 殿

山陽小野田市長

災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、
下記のとおり要請する。

記

要 請 担 当 者 氏 名 ・ 電 話	職名 氏名 電話番号
電 話 ・ F A X 等 要 請 日	
要 請 内 容	年 月 日 (曜 日) 時 分
場 所	
期 間	年 月 日 (曜 日) から 年 月 日 (曜 日) まで
備 考	

(1)-14

災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223）

第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料・生活必需品等（以下「食料等」という。）の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し食料等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる要請は、緊急物資調達要請書（様式）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合を要するとき又は文書によることが困難なとき、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（食料等）

第4条 甲が乙に対して供給を要請する食料等の範囲は、次に掲げる物資のうち、甲が前条の要請を行った時点において、乙が調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる食料等
- (2) その他甲が指定する食料等

（供給の協力）

第5条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、食料等の優先供給に努めるものとする。

（引き渡し等）

第6条 食料等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該指定地に乙から納品があったときは、乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 本協定に基づき乙が供給した食料等の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙は、第6条の引き渡し完了した後、甲に適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から可能な限り情報交換、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び食料等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては社会福祉課長、乙においては管理部チーフマネージャーとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月7日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井 博文

乙 山口県山口市小郡上郷901-21
生活協同組合コープやまぐち
理事長 岡崎 悟

別表（第4条関係）

災害時の食料・生活必需品

種類	物資名
食料	米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰
	レトルト食品、菓子類、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、調味料
	ジュース、牛乳、お茶、水、農産物加工品、海産物加工品等
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服、作業衣、子供服
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食器	茶わん、皿、箸、フォーク、スプーン、紙皿、紙コップ
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、上敷ゴザ等の類
	紙オムツ、生理用品、ウエットティッシュ、マスク
	洗剤、軍手、ガムテープ等
光熱材料	マッチ、プロパンガス、電池、ローソク等の類、使い捨てライター

※ 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

様式（第3条関係）

緊急物資調達要請書

年 月 日

生活協同組合コープやまぐち 様

山陽小野田市長

災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定第3条に基づき、次のとおり食料等の調達を要請します。

物資名	数量	引取場所	運搬方法	備考

(1)-15 災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と合資会社山陽清掃社（以下「乙」という。）及び株式会社小野田公衛社（以下「丙」という。）とは、大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時においてし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿」とは、災害時において処理する必要が生じた便槽内のし尿等（浄化槽汚泥を除く。）であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

（し尿の収集運搬の緊急要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙及び丙に対してし尿の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）の緊急要請を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲の乙及び丙に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から要請を受けたときは、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき、優先的に協定業務に当たるものとする。

2 乙及び丙は、必要があるときは、甲と協議の上相互に協力するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請を受けた協定業務を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) し尿のくみ取りを行った世帯の住所及び世帯主の氏名
ただし、被害甚大で記録が困難な場合は地区名（自治会名）及び件数
- (3) 作業年月日
- (4) くみ取り量及び料金
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 前条の規定により乙及び丙が実施した協定業務にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙及び丙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における協定業務にかかる適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲、乙及び丙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙及び丙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙及び丙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲は、第4条に規定する緊急要請を行うときは、乙及び丙に対して速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、第4条に規定する緊急要請を受けたときは、前項の情報に基づき、協定業務の実施体制について、甲に報告するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部員会議に参画するものとする。

4 乙及び丙は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日30日前までに、甲、乙及び丙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月26日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 山陽小野田市大字鴨庄85番地の1
合資会社山陽清掃社
代表社員 華山文必

丙 山陽小野田市大字小野田字末広7525番地の2

株式会社小野田公衛社

代表取締役 横 田 信 夫

(1)-16 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と合資会社山陽清掃社（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、家庭系一般廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において家庭系一般廃棄物の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「家庭系一般廃棄物」（以下「災害ごみ」という。）とは、災害時において一般世帯から排出されたし尿等を除く一般廃棄物であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

（災害ごみの収集運搬の緊急要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙に対して災害ごみの収集運搬（以下「協定業務」という。）の緊急要請を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき協定業務に当たるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた協定業務を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 作業年月日
- (3) 前項期間内に従事した人員、車両及び時間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 前条の規定により乙が実施した協定業務にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における協定業務にかかる適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲は、第4条に規定する緊急要請を行うときは、乙に対して速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第4条に規定する緊急要請を受けたときは、前項の情報に基づき、協定業務の実施体制について、甲に報告するものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部員会議に参画するものとする。

4 乙は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。

ただし、終了日30日前までに、甲及び乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月26日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 山陽小野田市大字鴨庄85番地の1
合資会社山陽清掃社
代表社員 華山文必

(1)-17 災害時における物資の供給に関する協定書 (山口県LPガス協会宇部・小野田支部)

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会宇部・小野田支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が山陽小野田市地域防災計画に基づき開設する避難所等（以下「避難所等」という。）における炊き出し用等物資の供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、山陽小野田市地域防災計画に基づき、避難所等における避難住民に対する炊き出し等を行うため、物資を供給する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 前項に掲げる要請は、原則として物資調達要請書（様式、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合を要するとき又は要請書によることが困難なときは、口頭により要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

3 乙は前項の規定により甲から供給の要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（避難所等）

第3条 避難所等とは、甲が指定する避難所及び臨時に開設する避難施設・避難場所とする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

(1) LPガス

(2) その他甲が必要とする物資

（引き渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該指定地に乙から納品があったときは、乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、第5条第2項の引き渡し完了した後、甲に適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井 博文

乙 宇部市大字西岐波4164番地2
山口県LPガス協会宇部・小野田支部
支 部 長 床西 悟

(1)-18 災害時における物資の供給に関する協定書(山口県LPガス協会厚狭支部)

山陽小野田市(以下「甲」という。)と山口県LPガス協会厚狭支部(以下「乙」という。)
とは、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山陽小野田市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)、甲が山陽小野田市地域防災計画に基づき開設する避難所等(以下「避難所等」という。)における炊き出し用等物資の供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(供給の要請)

第2条 甲は、山陽小野田市地域防災計画に基づき、避難所等における避難住民に対する炊き出し等を行うため、物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 前項に掲げる要請は、原則として物資調達要請書(様式、以下「要請書」という。)によるものとする。ただし、緊急の場合を要するとき又は要請書によることが困難なときは、口頭により要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

3 乙は前項の規定により甲から供給の要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

(避難所等)

第3条 避難所等とは、甲が指定する避難所及び臨時に開設する避難施設・避難場所とする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

(1) LPガス

(2) その他甲が必要とする物資

(引き渡し等)

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該指定地に乙から納品があったときは、乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、

速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、第5条第2項の引き渡し完了した後、甲に適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井 博文

乙 山陽小野田市大字厚狭12番地26
山口県LPガス協会厚狭支部
支 部 長 伊藤 實

(1)-19 特設公衆電話の設置、利用及び管理に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用及び管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信手段の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定に規定する「災害の発生」とは、大規模災害等の発生により、山口県内において災害救助法を適用する地域が広域停電又は同様の事象により、社会の混乱が発生していることをいう。

2 この協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することにより被災者等に通信手段を提供するものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、この協定に基づき、災害の発生時に即座に利用可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ管理するものとする。

（設備の設置及び管理）

第4条 特設公衆電話の設置に必要な設備として、甲は、端子盤、屋内配管及び電話機等を設置し、乙は、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）、保安器及び屋外配線等を設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう前項に掲げる設備の維持及び管理に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 端子盤、屋内配管及び電話機等の設置に要する費用は甲の負担とし、屋内配線、保安器及び屋外配線等の設置に要する費用は乙の負担とする。

2 乙が設置する前項に掲げる設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第6条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

(特設公衆電話の移転、廃止)

第7条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の廃止、移転等が生じた場合には、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、第2条第2項及び前条により設置するものとする。

(定期試験の実施)

第8条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害の発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるように接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の対応)

第9条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、復旧に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第10条 特設公衆電話の開設については、災害の発生による甲の要請に基づき、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者等の通信手段の確保に努めるものとする。ただし、設置場所における地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合には、甲の判断により開設することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第11条 甲は、特設公衆電話を開設した場合には、被災者等が適切に利用できるような可能な限り誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の閉鎖)

第12条 特設公衆電話の閉鎖については、甲乙協議のうえ、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を撤去するものとする。ただし、乙が閉鎖を通知する前に、甲の判断により避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し閉鎖した設置場所を報告するものとする。

(設置場所の公開)

第13条 乙は、災害時の通信手段の確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲が合意した場合は、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 甲は、第8条に規定する定期試験及び第10条に規定する開設を除き、特設公衆電話を利用することはできない。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、前項の検査により、乙より目的外使用の実績の報告があった場合には、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。なお、甲の当該利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にもかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議のうえ、抜本的な措置を講ずるものとする。なお、この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に要する工事費等は、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第16条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年8月22日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 山口県山口市熊野町4-5
西日本電信電話株式会社
山口支店長 潮崎浩則

(1)-20 山陽小野田市災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山陽小野田市地域防災計画に基づきセンターの設置、運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

(1) 災害の被害状況をふまえセンターの設置の必要があると自ら判断したとき。

(2) 甲からセンターの設置の要請があったとき。

2 前項第2号の要請は、口頭で行うことができるものとする。ただし、その後、速やかに文書をもって要請するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、被災状況等をふまえ、センターを中央福祉センター内若しくは山陽総合福祉センター内又は甲と協議のうえ被災地に近接する公共施設内に設置するものとする。

（センターの活動方針）

第4条 センターの活動方針は、センター自らの決定によるものとする。

（センターの業務）

第5条 センターが行う業務は次のとおりとする。

(1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。

(2) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

2 甲は、前項に定める業務の実施のために必要な資機材等の調達に努めるものとする。

（連携・協力）

第6条 甲並びに乙は、平常時からセンターの体制強化に努めるとともに、災害発生時には、迅速かつ円滑にセンターの設置及び運営が行えるよう相互に連携し、協力するものとする。

（センターの活動支援）

第7条 甲は、次のとおりセンターの活動支援を行うものとする。

(1) センターへの職員の派遣

(2) 山口県及び山陽小野田市災害対策本部の各対策部との連絡調整

(3) 被災地ニーズの把握

(4) 報道機関等への情報提供

(5) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

(6) センター運営に係る一部の経費の財政的支援

（災害ボランティアの普及啓発）

第8条 甲並びに乙は、関係団体、関係機関、及び地域住民との良好な関係を維持し、相互

に連携して、災害ボランティア活動の普及啓発に努めるとともに、災害ボランティアの育成を行うものとする。

(センター運営マニュアル等の整備)

第9条 乙は、センターの開設及び運営が円滑かつ迅速に行えるようセンターの運営マニュアル等を整備し、職員の研修を実施するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙のいずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月19日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純一

(1)-21 災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用および物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲および乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない

い。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲および乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年 9月 1日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地

セツカートン株式会社

代表取締役社長 丹羽 俊雄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

社名 セツカートン株式会社
代表者 様

山陽小野田市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（山陽小野田市連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

社 名 セツカートン株式会社
代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(セツカートン株式会社連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

(1)-22 災害に係る情報発信等に関する協定

山陽小野田市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、山陽小野田市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、山陽小野田市が山陽小野田市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ山陽小野田市の行政機能の低下を軽減させるため、山陽小野田市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、山陽小野田市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、山陽小野田市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、山陽小野田市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 山陽小野田市が、山陽小野田市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 山陽小野田市が、山陽小野田市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 山陽小野田市が、災害発生時の山陽小野田市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 山陽小野田市が、山陽小野田市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて山陽小野田市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 山陽小野田市が、山陽小野田市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 山陽小野田市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、山陽小野田市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく山陽小野田市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、山陽小野田市から提供を受ける情報について、山陽小野田市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、山陽小野田市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、山陽小野田市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、山陽小野田市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2017 年 9 月 1 日

山陽小野田市：山口県山陽小野田市日の出一丁目 1 - 1
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

(1)-23 災害時における物資供給に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 11月 7日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

(1)-24 大規模災害時における支援活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山口県建設労働組合小野田支部（以下「乙」という。）は、山陽小野田市で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労働力、知識及び建設資材（以下「労働力等」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑にかつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 この協定において「大規模な災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めたもの

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力等の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

- 2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援活動を実施する。

- (1) 避難所等の設営に係る工作物の設置及び避難所、市営住宅等の軽微な補修、復旧等、甲の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- (2) 市民に対する住宅修理相談等の実施
- (3) 乙が覚知した被害情報の提供
- (4) その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援活動に要した費用のうち、人件費、交通費、燃料費等の諸経費については無償を基本とする。ただし、建設資材の供給に要した経費については、災害発生直前の小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(支援活動を実施する組合員の証明)

第7条 支援活動を実施する組合員は、組合員と識別できる標章等を携帯して、支援活動に従事するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月20日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛 二

乙 山陽小野田市日の出三丁目11番21号
山口県建設労働組合小野田支部
支部長 青木 保

(1)-25 災害時における物資供給に関する協定

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）山陽小野田市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山陽小野田市以外の災害救助のため、国、関係都道府県等から物資の調達のあつせんを要請されたとき、又は特にあつせんを行う必要があると認められるとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）供給要請対象物資一覧（別紙1）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の規定による要請は、救援物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認の上、次条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の規定による職員の派遣を山陽小野田市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、運搬終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に、物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課とし、乙においては総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙2）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、双方が記名、押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 1月 22日

- 甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二
- 乙 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番1号
株式会社ナフコ
代表取締役 石 田 卓 巳

(1)-26 災害時における食料・生活必需品等の供給及び
平常時における防災活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社丸久（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料・生活必需品等（以下「食料等」という。）の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において、食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し食料等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、緊急物資調達要請書（様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急の場合を要するとき、又は文書によることが困難なときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（食料等）

第4条 甲が乙に対して供給を要請する食料等の範囲は、次に掲げる物資のうち、甲が前条の要請を行った時点において、乙が調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる食料等
- (2) その他甲が指定する食料等

（供給の協力）

第5条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、食料等の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、当該指定地に乙から食料品等の納品があったときは、乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 本協定に基づき乙が供給した食料等の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の代金及び費用は、食料等の引渡し時の販売価格をもとにし、乙が提示した見積書により決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 乙は、第6条の引渡しが完了した後、甲に適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の活動)

第9条 乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、食料等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては総務課長、乙においては総務部マネージャーとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 2月 1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 山口県防府市大字江泊1936番地
株式会社 丸久
代表取締役社長 田中 康男

別表（第4条関係）

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 料	米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰
	レトルト食品、菓子類、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、調味料
	ジュース、牛乳、お茶、水、農産物加工品、海産物加工品等
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外 衣	洋服、作業衣、子供服
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
身 回 品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等の類
炊 事 道 具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食 器	茶わん、皿、箸、フォーク、スプーン、紙皿、紙コップ
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、上敷ゴザ等の類
	紙オムツ、生理用品、ウエットティッシュ、マスク
	洗剤、軍手、ガムテープ等
光 熱 材 料	マッチ、プロパンガス、電池、ローソク等の類、使い捨てライター

※ 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする

(1)-27 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と富士商株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害対策活動に係る燃料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に燃料の調達が必要となったときは、燃料供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、燃料の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

（燃料の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) その他乙の取扱商品

（燃料の引渡し等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に燃料を運搬し、又は乙の指定する給油所（小野田稲荷町給油所）にて燃料を引き渡すものとする。その際に、甲は、職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、引渡し終了後、速やかに燃料等供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された燃料の費用および物資の運搬に要する費用（以下「経費」という。）について負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は、請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。
また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 2月 7日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市稲荷町10番23号

富士商株式会社

代表取締役社長 藤田 敏彦

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

富士商株式会社
代表取締役社長

様

山陽小野田市長

燃 料 供 給 要 請 書

災害時における石油類燃料の供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

燃料の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

富士商株式会社
代表取締役社長

燃 料 供 給 完 了 報 告 書

災害時における石油類燃料の供給に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

燃料の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

（富士商株式会社 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

(1)-28 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、山陽小野田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、山陽小野田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給に係る代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与に係る対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興に係る資料として、第3条又は前条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成30年 3月 14日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山口県山口市平井129番地4
株式会社ゼンリン 山口営業所
所長 松 村 民 夫

(1)-29 災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と有限会社アクア（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が被災者等に対して行う仮設トイレ等の物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に仮設トイレ等の物資の調達が必要となったときは、仮設トイレ等供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、仮設トイレ等の物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の仮設トイレ等の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 仮設トイレ
- (2) 災害対策用簡易組立ブース
- (3) 簡易トイレ及びケアバッグ
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に仮設トイレ等を運搬し、引き渡すものとする。その際に、甲は、職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、引渡し終了後、速やかに仮設トイレ等供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条の規定により供給された仮設トイレ等の賃貸料及び物資の費用、設置・運搬に要する費用（以下「経費」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が供給実績に基づき甲に請求するものとし、甲は、請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。

また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 8月 7日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 宇部市大字妻崎開作1319番地の1

有限会社アクア

代表取締役社長 藤本 茂光

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

有限会社アクア
代表取締役社長

様

山陽小野田市長

仮設トイレ等供給要請書

災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

有限会社アクア
代表取締役社長

仮設トイレ等供給完了報告書

災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

(有限会社アクア 連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

(1)-30 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と菊乃関工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難場所としての施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市において大規模な地震、津波、高潮、大雨による土砂災害等の災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として避難者を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難場所の指定及び住民への周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力緊急一時避難場所として位置付け、住民に周知する。

（使用施設及び範囲）

第3条 民間協力緊急一時避難場所は、乙の指定する施設中の別紙に示す範囲とする。

（施設変更等の報告）

第4条 乙は、前条の施設に変更が生じたとき、又は施設の使用が不可能となるときは、速やかに甲に報告するものとする。

（一時避難場所の開設）

第5条 甲は、次の場合に乙に対して民間協力緊急一時避難場所を開設するよう要請することができる。

(1) 大規模な地震等により、津波が発生すると想定される場合や、高潮等により浸水する地域が発生する場合、大雨等により土砂災害が発生する場合等、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 前項の要請があった場合に、乙は第3条の範囲を一時避難場所として開設し、住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

3 第一項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第1号）を提出する方法により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 前項までの規定によらず、乙が自主的に民間協力緊急一時避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 当該施設の使用料は無料とする。ただし、当該施設を一時避難場所として使用したことにより乙に損害が発生した場合は、甲が負担するものとする。

（使用の禁止）

第7条 山陽小野田市において震度6強以上の地震が観測された場合は、当該施設の使用

用を禁止するものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難場所の使用期間は、第5条の開設から津波、高潮、大雨等に係る気象警報が解除され、浸水被害等のおそれなくなるまでの間とする。

(一時避難場所の閉鎖)

第9条 第5条に基づき一時避難場所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて文書(様式第2号)にて通知する。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年12月 5日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 宇部市大字東万倉103番地の10

菊乃関工業株式会社

代表取締役社長 草田 和枝

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

菊乃関工業株式会社
代表取締役社長 草田 和枝 様

山陽小野田市長

一時避難場所開設要請書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

日時	平成 年 月 日 時 分
場所	名称： 住所：
内容	一時避難場所の開設
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

菊乃関工業株式会社
代表取締役社長 草田 和枝 様

山陽小野田市長

一時避難場所使用終了連絡書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第9条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	名称： 住所：
内 容	一時避難場所の閉鎖
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

(1)-31 災害時における支援及び協力に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と三成建設株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援及び協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において大規模な地震、津波、高潮、大雨による土砂災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に基づき、乙が社会貢献活動の一環として支援及び協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

（支援及び協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に支援及び協力を必要とするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援及び協力の内容）

第3条 乙は、前条の要請に基づき、次に掲げる事項について、協力を行うものとする。

- (1) 救援物資の仕分け及び避難所等への物資の輸送
- (2) 専門的な技能を活用した総合的な救援活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

（支援活動の報告）

第4条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく協力支援活動に要した費用のうち、人件費、交通費、燃料費等の諸経費については無償を基本とする。ただし、資材等の供給に要した経費については、災害発生直前の小売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定する額を甲が負担するものとする。

（支援活動を実施する者の証明）

第6条 支援活動を実施する者は、支援活動協力者と識別できる標章等を携帯して、支援活動に従事するものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その

都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年 3月 4日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 宇部市大字妻崎開作1050番地

三成建設株式会社

代表取締役 石原 寛

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

三成建設株式会社
代表取締役 石原 寛 様

山陽小野田市長

支援・協力活動要請書

災害時における支援及び協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	
内 容	
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

三成建設株式会社
代表取締役 石原 寛

支援・協力活動終了連絡書

災害時における支援及び協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	
内 容	
その他	

（三成建設株式会社 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

(1)-32 災害時における物資供給に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 山陽小野田市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山陽小野田市以外の災害救助のため、国、都道府県等から物資の調達のあつせんを要請されたとき、又は特にあつせんを行う必要があると認められるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器、電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに救援物資供給要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格（引渡しまでの運賃を含む。）とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、事務担当者に変更があった場合について準用する。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1か月前までに甲又は乙が相手方に対し協定を終了する意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 5月 1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 島根県益田市下本郷町206番地
5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正

様式第1号（第3条関係）

株式会社ジュンテンドー 様

山陽小野田市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 災害の状況

2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

様式第2号（第5条関係）

山陽小野田市長 様

株式会社ジュンテンドー

救援物資供給完了報告書

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

(1)-33 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人純心聖母会小野田老人ホーム（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市大字小野田325番地2
社会福祉法人 純心聖母会
理事長 松崎 ヒロ子

別記様式（第3条関係）

福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む） ・日勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・宿直 _____円/回	
(2) 要配慮者等に要する食費 ・朝食 _____円/食 ・昼食 _____円/食 ・夕食 _____円/食 （計） _____円/日	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 ・実費相当額	

宛先
山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(1)-34 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団みつば園（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市大字小野田11337番地1
社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉事業団

理事長 藤田 剛二

別記様式（第3条関係）

**福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出**

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・宿直	_____円/回
(2) 要配慮者等に要する食費	
・朝食	_____円/食
・昼食	_____円/食
・夕食	_____円/食
（計）	_____円/日
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用	
・実費相当額	

宛先
山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(1)-35 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と医療法人社団心和会 小野田心和園（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡
しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下
「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族につ
いて、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可
可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業
務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、
又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の
日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場
合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、そ
の都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その
1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市大字丸河内959-2
医療法人社団 心和会
理事長・病院長 御馬舎 宏道

別記様式（第3条関係）

福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費

及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・宿直	_____円/回
(2) 要配慮者等に要する食費	
・朝食	_____円/食
・昼食	_____円/食
・夕食	_____円/食
（計）	_____円/日
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用	
・実費相当額	

宛先

山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

(1)-36 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人さわやか会養護老人ホーム長生園（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

(乙) 山陽小野田市埴生2156-2
社会福祉法人 さわやか会
理 事 長 村 瀬 伸 二

別記様式（第3条関係）

福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む） ・日勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・宿直 _____円/回	
(2) 要配慮者等に要する食費 ・朝食 _____円/食 ・昼食 _____円/食 ・夕食 _____円/食 （計） _____円/日	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 ・実費相当額	

宛先
山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(1)-37 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人健仁会ケアタウンフクシア紫苑（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

(乙) 山陽小野田市大字厚狭字埴生田503-1
社会福祉法人 健仁会
理 事 長 村 上 紘 一

別記様式（第3条関係）

福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む） ・日勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・宿直 _____円/回	
(2) 要配慮者等に要する食費 ・朝食 _____円/食 ・昼食 _____円/食 ・夕食 _____円/食 （計） _____円/日	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 ・実費相当額	

宛先
山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(1)-38 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と医療法人健仁会ケアタウンあさ紫苑（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

(乙) 山陽小野田市桜一丁目3-1
医療法人 健仁会
理 事 長 村 上 紘 一

別記様式（第3条関係）

福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む） ・日勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・宿直 _____円/回	
(2) 要配慮者等に要する食費 ・朝食 _____円/食 ・昼食 _____円/食 ・夕食 _____円/食 （計） _____円/日	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 ・実費相当額	

宛先
山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(1)-39 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人長寿会特別養護老人ホーム長寿園（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

(乙) 山陽小野田市大字小野田1 1 3 2 4番地1 0
社会福祉法人 長寿会
理 事 長 長 澤 孝 明

別記様式（第3条関係）

福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む） ・日勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____円/（日・時間） ・宿直 _____円/回	
(2) 要配慮者等に要する食費 ・朝食 _____円/食 ・昼食 _____円/食 ・夕食 _____円/食 （計） _____円/日	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 ・実費相当額	

宛先
山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(1)-40 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人健寿会特別養護老人ホーム高千帆苑（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

(乙) 山陽小野田市大字有帆字仏石662番地8
社会福祉法人 健寿会
理 事 長 石 松 剛

別記様式（第3条関係）

**福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出**

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・宿直	_____円/回
(2) 要配慮者等に要する食費	
・朝食	_____円/食
・昼食	_____円/食
・夕食	_____円/食
（計）	_____円/日
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用	
・実費相当額	

宛先

山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

(1)-41 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽福祉会特別養護老人ホームサンライフ山陽（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡
しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下
「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族につ
いて、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可
可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業
務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、
又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の
日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場
合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、そ
の都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その
1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市大字埴生2156番地
社会福祉法人 山陽福社会
理事長 石島 智

別記様式（第3条関係）

**福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出**

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・宿直	_____円/回
(2) 要配慮者等に要する食費	
・朝食	_____円/食
・昼食	_____円/食
・夕食	_____円/食
（計）	_____円/日
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用	
・実費相当額	

宛先
山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(1)-42 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市(以下「甲」という。)と小野田赤十字病院老人保健施設あんじゅ(以下「乙」という。)とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

(設置運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(設置運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費(災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による)
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等(ポータブルトイレ、ベッド等)の借りに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の

購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの
(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 4日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市大字小野田3700番地
小野田赤十字病院（兼老人保健施設あんじゅ所長）
院長 清水 良一

別記様式（第3条関係）

**福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出**

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・宿直	_____円/回
(2) 要配慮者等に要する食費	
・朝食	_____円/食
・昼食	_____円/食
・夕食	_____円/食
（計）	_____円/日
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用	
・実費相当額	

宛先

山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

(1)-43 災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するもの

とする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての

情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲

乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が

文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 9月12日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 福岡県福岡市博多区中洲中島町2番3号
株式会社グッデイ
代表取締役社長 柳瀬 隆志

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

株式会社グッデイ 御中

山陽小野田市長 藤田剛二

災害時における物資の供給に関する要請書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第 5 条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物 資 名	数 量	規 格	納入場所	備 考

(1)-44 災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山口県産業ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第

223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災現場等での支援活動及び平常時における防災啓発事業等への協力（以下「支援活動等」という。）に関し、乙の会員がドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を使用して実施する支援活動について、必要な事項を定める。

（支援活動等の要請）

第2条 甲は、乙による支援活動等が必要となったときは、支援活動等要請書（様式第1号）により、協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

（支援活動等の内容）

第3条 前条の支援活動等の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害発生現場等の被災状況の把握

(2) 被災者の捜索

(3) 物資の運搬

(4) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練並びにドローン活用のための人材育成

への協力

(5) その他甲が乙と協議の上、決定した事項

(支援活動等の実施)

第4条 乙は、第2条第1項及び第2項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に会員を派遣する。

2 乙の会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。

3 乙の会員は、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を順守の上、二次災害の防止に努める。

4 乙は、支援活動等が完了した場合、支援活動等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙の会員が支援活動等の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(事故の報告)

第6条 乙は、支援活動等に当たり事故があった時は、文書により速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 支援活動等の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、支援活動等の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(損害補償)

第8条 この協定に基づき、乙の会員が実施する支援活動等に従事した者（以下「従事者」という。）が支援活動において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した会員の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担

当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(会員等の編成の報告)

第10条 乙は、協定の締結後、支援活動等に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 9月25日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 岩国市室の木町四丁目84-1

山口県産業ドローン協会

会 長 藤井 光秀

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

山口県産業ドローン協会 様

山陽小野田市長

支 援 活 動 等 要 請 書

災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請内容	
協力を要する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場責任者	(部署) (氏名) (電話番号) (FAX番号)
その他必要な事項	

(山陽小野田市 連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

山口県産業ドローン協会

○ ○ ○ ○

支援活動等完了報告書

災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

従事内容		
現場責任者		
従事期間	年 月 日 ~	年 月 日
従事人数等	従事延日数	従事延人数
	日	人
その他必要な事項		

(連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

(1)-45 山陽小野田市と日本郵便株式会社山陽小野田市内郵便局
との包括的連携に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社山陽小野田市内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、市民が安心して暮らせる地域社会をつくることを目的とする。

（連携事項の実施）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、甲と連携して別表に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 連携事項に要する費用は甲乙協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も理由のいかんを問わず、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日の1か月前までに、甲又は乙が書面により協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

（雑則）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定

めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、令和元年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月24日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 日本郵便株式会社

小野田郵便局長 河 内 徹

(1)-46 災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書

山陽小野田市（以下「甲」という。）及び中国電力ネットワーク株式会社宇部ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認書を交換する。

（連絡）

第1条 乙は、次に掲げる事項について、甲に対し、適時、情報提供するものとする。

- （1） 停電発生時刻
- （2） 停電発生地域
- （3） 停電発生戸数
- （4） 停電復旧見込み
- （5） 停電原因
- （6） 停電復旧時刻

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜、協力するものとする。

- （1） 住民への周知
- （2） 避難所に避難している住民への周知
- （3） 住民からの問い合わせへの対応
- （4） 道路等の被災・復旧状況の情報提供
- （5） 停電復旧に必要な甲が所有する土地使用への協力

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

(1) 災害復旧活動に必要な乙が所有する土地使用への協力

(要員派遣)

第4条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合又は乙が必要と判断した場合は、乙は甲に災害対応要員を派遣するものとする。

2 派遣要員の職務は、停電状況及び復旧状況等の甲への情報提供並びに第3条に定める甲からの情報収集とする。

(津波対策)

第5条 甲が市民、観光客等に対して津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）に基づき設置する津波対策用海拔表示板等について、乙の所有する電柱等に取り付けを希望する場合においては、乙は支障のない限りこれを認めるものとする。

なお、取付けに当たっては、公共的物件として取り扱うこととし、次に掲げる事項について事前に確認を行うものとする。

(1) 表示板の仕様（津波対策への表示に特化し、広告的要素を含まない。）

(2) 維持管理責任

(3) 乙が定める広告物等電柱取付要則における公共物件の取付け条件

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時の対応を円滑に行うため、相手方から、相手方が実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙が本確認書に定めた事項を履行するにあたり発生する費用については、双方とも負担を求めないものとする。ただし、第3条第1項第5号及び同条第2項第1号に規定する土地使用に係る費用については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に関わらず、第3条第1項第5号及び同条第2項第1号に規定する土地の使用（第3条第1項第5号に規定する土地の使用にあつては当該土地が行政財産の場合に限る。）に係る費用の負担については、事例が発生したときに別途協議するものとする。

（取扱いの変更）

第8条 本確認書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを変更するものとする。

（運用）

第9条 本確認書に定める取扱いの実施細目は、別紙のとおりとする。

（その他）

第10条 本確認書に定めた事項について疑義が生じたとき、又は本確認書に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ解決するものとする。

令和2年4月1日

甲 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 宇部市相生町7番36号
中国電力ネットワーク株式会社
宇部ネットワークセンター所長 前田 耕作

別紙

災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの実施細目

(連絡体制の確立)

- 1 乙は社内の警戒体制若しくは非常体制に入った時点で甲へ連絡し、甲及び乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡体制の解除)

- 2 乙は社内の警戒体制若しくは非常体制が解除された時点で甲へ連絡し、甲及び乙は、相互連絡体制を解除する。

(連絡方法)

- 3 甲及び乙の相互連絡は、専用の直通電話及びファクシミリによるものとする。

なお、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとりあうものとする。

(連絡時期及び連絡内容)

- 4 乙は、停電発生時には、本確認書第1条に定める事項を、別途定める停電情報連絡票により原則として毎正時、甲に連絡するものとする。

(土地の使用)

- 5 本確認書第3条第1項第5号及び同条第2項第1号の規定により土地を使用した場合、使用者は、当該土地の使用について所有者の指示に従うものとする。

(協力及び連携)

- 6 本確認書に定めた協力及び連携の実施については、甲又は乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行うものとする。

(1)-47 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と日産化学株式会社小野田工場（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難場所としての施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において津波、高潮等の災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難場所の指定及び住民への周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力緊急一時避難場所として位置付け、住民に周知する。

（使用施設及び範囲）

第3条 民間協力緊急一時避難場所は、乙の指定する施設中の別紙に示す範囲とする。

（施設変更等の報告）

第4条 乙は、前条の施設に変更が生じたとき、又は施設の使用が不可能となるときは、速やかに甲に報告するものとする。

（一時避難場所の開設）

第5条 甲は、次の場合に乙に対して民間協力緊急一時避難場所を開設するよう要請することができる。

(1) 災害時等、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請があった場合に、乙は第3条の範囲を一時避難場所として開設し、住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 第1項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第1号）を提出する方

法により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 前3項の規定によらず、乙が自主的に民間協力緊急一時避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 当該施設の使用料は無料とする。ただし、当該施設を一時避難場所として使用したことにより乙に損害が発生した場合は、甲が負担するものとする。

(使用の禁止)

第7条 山陽小野田市内において震度6強以上の地震が観測された場合、又は小野田地区に土砂災害警戒情報が発表された場合など、土砂災害の発生する危険性があるときは、当該施設の使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難場所の使用期間は、第5条の規定による開設から津波、高潮等に係る気象警報が解除され、浸水被害のおそれなくなるまでの間とする。

(一時避難場所の閉鎖)

第9条 第5条の規定により開設した一時避難場所を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて文書(様式第2号)にて通知する。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年7月1日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市大字小野田6903-1

日産化学株式会社小野田工場

専務理事小野田工場長 松本 直樹

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日産化学株式会社小野田工場

〇〇〇〇小野田工場長 △△ ▲▲様

山陽小野田市長

一時避難場所開設要請書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

日 時	年 月 日 時 分
場 所	名称： 住所：
内 容	一時避難場所の開設
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

日産化学株式会社小野田工場

〇〇〇〇小野田工場長 △△ ▲▲様

山陽小野田市長

一時避難場所使用終了連絡書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第9条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

日 時	年 月 日 時 分
場 所	名称： 住所：
内 容	一時避難場所の閉鎖
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

(1)-48 災害時等における緊急放送に関する協定書

災害時等における緊急放送について、山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社FM山陽小野田（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、山陽小野田市内に災害が発生したとき、災害が発生するおそれがある場合又は武力攻撃事態に、これら事項に関する情報（以下「緊急情報」という。）を迅速に周知することにより被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市内において発生した災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 武力攻撃事態 市内が対象となる武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に定める事態をいう。
- (3) 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害情報を放送することをいう。

（緊急放送の方式及び実施）

第3条 緊急放送の方式及び緊急放送の実施者は次のとおりとする。

緊急放送の方式		緊急放送の実施者
緊急告知放送	甲は、ファクシミリ又は電話連絡により乙が運営する演奏所（スタジオ）に緊急放送を依頼し、乙が放送	株式会社FM山陽小野田

	を行う。	
防災ラジオ起動 放送	甲は、ファクシミリ又は電話連絡により乙が運営する演奏所（スタジオ）に緊急放送及び防災ラジオの自動起動を依頼し、乙が防災ラジオを自動起動させて放送を行う。	株式会社 F M 山陽 小野田
緊急割込放送	甲は、あらかじめ定められた乙の連絡責任者に緊急放送の実施を伝え、甲が防災ラジオを自動起動させて放送を行う。ただし、急を要しあらかじめ通知するいとまがないときは、緊急割込放送実施後、速やかに乙の連絡責任者に報告するものとする。	山陽小野田市
Jアラート（全国瞬時警報システム）放送	甲の所有するJアラート（全国瞬時警報システム）受信機に別に定める情報が入った際に、乙の放送に自動的に割り込んで放送するものとする。	山陽小野田市

2 乙は、甲から緊急放送の依頼を受けたときは、直ちにほかの放送に優先して放送を行う。

3 乙の放送時間外の場合は、あらかじめ定められた乙の連絡責任者に連絡し、別に定める手順により緊急放送を行う。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が迅速かつ確実に緊急放送を行う体制を維持するた

めに要する費用を負担するものとする。

2 前項以外の緊急放送を行うために要する費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、緊急放送が円滑に実施できるようそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとし、異動があったときは、速やかに報告するものとする。

(秘匿義務)

第6条 緊急放送を行うための放送設備に係る情報は、甲乙ともにこれを秘匿しなければならない。

(期間)

第7条 この協定の効力は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から申立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の廃止)

第9条 甲と乙が、平成26年4月1日付けで締結した「災害時等における緊急放送に関する協定書」は、令和3年3月31日をもって廃止する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 山陽小野田市大字小野田 7 5 2 3 番地 3
株式会社 F M 山陽小野田
代表取締役 田中 剛男

(1)-49 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設に係る覚書

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「甲」という。）と山陽小野田市（以下「乙」という。）は次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、山陽小野田市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲の所有する施設を乙が指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「緊急指定避難場所等」という。）として使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。
- 2 「指定緊急避難場所」とは、災害対策基本法第49条の4第1項に定める場所をいう。
- 3 「指定避難所」とは、災害対策基本法第49条の7第1項に定める場所をいう。

（対象施設）

第3条 乙が緊急指定避難場所等として使用する甲が所有する施設は、山口東京理科大学屋内運動場（以下「対象施設」という。）とする。

- 2 乙は、対象施設を緊急指定避難場所等として運営する場合において必要と

される附帯施設を使用しようとするときは、甲の同意を得なければならない。

(緊急指定避難場所等の開設)

第4条 乙は、対象施設を緊急指定避難場所等として使用する必要が生じたときは、口頭により、甲に対象施設の解錠を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに対象施設を解錠するものとする。

(緊急指定避難場所等の管理)

第5条 対象施設を緊急指定避難場所等として使用する場合の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は、これに協力するものとする。

(原状回復の義務)

第6条 乙は、対象施設を緊急指定避難場所等として使用する必要がなくなったときは、これを閉鎖し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により対象施設を閉鎖したときは、対象施設を原状に回復し、甲に返却するものとする。

(実施責任者)

第7条 この覚書に関する責任者は、甲においては理事長とし、乙においては市長とする。

(協議)

第8条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月14日

甲 山陽小野田市大学通一丁目1番1号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

理 事 長 池 北 雅 彦

乙 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

(1)-50 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

災害時におけるレンタル 機材の提供に関する協定書

山陽小野田市

株式会社アクティオ中国支店

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ中国支店（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、山陽小野田市内において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合又は発生のある場合（以下「災害時等」という。）における、応急対策及び復旧業務の実施に必要なレンタル資機材の確保及び優先的な提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において資機材を必要とするときは、乙に対し、その保有する 機材について優先的な提供を要請することができる。

（ 機材の種類）

第3条 甲が乙に協力を要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる資機材

（2）その他乙の 達できる範囲内で甲が要請する資機材

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、資機材提供要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては山陽小野田市総務部総務課危機管理室とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）により甲乙互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派 して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を資機材レンタル業務報告書(別記様式第3号)により、甲に報告するものとする。

(用の負担)

第7条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(用の請求及び支払)

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(損害への対応)

第9条 この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年〇月〇〇日までとする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本 2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 5月 10日

甲

代表者 山陽小野田市 市長 藤田 剛二

乙 広島県広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島 前ビル6階
株式会社アクティオ 中国支店
支店長 小 勝 彦

(1)-51 災害時等での施設利用の協力に関する協定書

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

山陽小野田市

株式会社ダイナム

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム山口小野田店（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、山陽小野田市内において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する者（以下「車中泊者」という。）の安全の確保のため、乙が甲の要請に応じ次条に定める乙の施設の提供に関して、必要な事項を定めるものとする。なお、本協定は、災害時等に乙が自主的に実施する市民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社ダイナム山口小野田店
所 在 地	山口県山陽小野田市大字西高泊字烏帽子岩前 808 番地 1
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出す
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。
- (2) 避難してきた車中泊者に対し、乙の施設の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を

要する場合は口頭により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、この協定の内容に従って可能な範囲で協力に努めるものとする。また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力するときは、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じたとき、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難した市民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合は、甲乙協議の上、原状回復するものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設の利用を終了するときは、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 本協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等に関わる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲の職員その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料その他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報、秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年(令和4年)1月5日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛二

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役 保坂明

様式第1号（第3条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 様

施設利用等要請書

災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	・一時避難場所としての施設利用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

山陽小野田市 担当：

電話：

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 様

施設利用等終了連絡書

災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書第10条の規定により、下記のとおり、施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・一時避難場所の閉鎖 ・その他（ ）
そ の 他	

※ 連絡先

山陽小野田市 担当：

電話：

様式第3号（第11条関係）

連絡担当者名簿

名 称			
所在地			
代表者氏名			
ダイナム担当部署		電話番号	
		F A X	
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
<p>第1順位者 _____</p> <p style="text-align: right;">自宅・携帯</p> <p style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）_____</p>			
<p>第2順位者 _____</p> <p style="text-align: right;">自宅・携帯</p> <p style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）_____</p>			
<p>第3順位者 _____</p> <p style="text-align: right;">自宅・携帯</p> <p style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）_____</p>			

名 称			
所在地			
代表者氏名			
担当部署名		電話番号	
		F A X	
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
<p>第1順位者 _____</p> <p style="text-align: right;">自宅・携帯</p> <p style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）_____</p>			
<p>第2順位者 _____</p> <p style="text-align: right;">自宅・携帯</p> <p style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）_____</p>			
<p>第3順位者 _____</p> <p style="text-align: right;">自宅・携帯</p> <p style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）_____</p>			

(1)-52 指定緊急避難場所の開設に係る覚書

指定緊急避難場所の開設に係る覚書

令和4年4月

山 陽 小 野 田 市

山口県立厚狭高等学校

指定緊急避難場所の開設に係る覚書

山口県立厚狭高等学校（以下「甲」という。）と山陽小野田市（以下「乙」という。）は次のとおり指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）としての施設利用に関する覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、山陽小野田市内において災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合における避難場所開設のため、甲乙双方の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。

（対象施設）

第3条 乙が避難場所として使用する甲が所有する施設は、山口県立厚狭高等学校北校舎の屋内運動場（以下「対象施設」という。）とする。

2 その他必要とする附帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（避難場所の開設）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合は、対象施設を避難場所として開設する。

2 乙は、前項の規定により避難場所を開設する場合は、あらかじめ甲に連絡し、甲から貸与を受けている鍵を使用して対象施設を解錠するものとする。

（避難場所の管理）

第5条 避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(利用期間)

第7条 乙が対象施設を利用する期間は、おおむね3日程度とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙は甲の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(原状回復の義務)

第8条 乙は、第4条第1項の規定により開設した避難場所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(覚書の有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日の30日前までに、甲乙いずれからも本覚書を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、本覚書は、終了の日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 山陽小野田市大字厚狭字東ノ原 1660
山口県立厚狭高等学校
校 長 大 下 康一郎
乙 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

(1)-53 指定緊急避難場所の開設に係る覚書

災害時における応急対策業務及び一時避難場所と
しての施設の使用に関する協定書

山陽小野田市

嶋田工業株式会社

災害時における応急対策業務及び一時避難場所としての施設の使用に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と鳴田工業株式会社（以下「乙」という。）とは、令和元年9月1日に締結した災害時における一時避難場所としての使用に関する協定について、更に内容を充実したものとするためこれを更新することとし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市民の生命及び財産を災害から守るため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施すること、及び乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として避難者を受け入れることについて必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、山陽小野田市内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、甲が対策業務を行う必要があると認めるときを対象とする。

（対策業務の要請及び実施）

第3条 乙は、甲から前条に規定する場合において対策業務の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の指定する災害対策地域において対策業務に対し支援を行うものとする。

2 前項の支援は、建設資機材及び労力を甲に提供することにより行うものとする。

（経費の負担）

第4条 対策業務に要する費用については、甲が負担するものとする。ただし、資材等の供給に要した経費については、災害発生直前の小売価格を基準とし甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報の提供）

第5条 乙は、支援活動中の被害情報について、正確かつ迅速に甲に提供するものとする。

（一時避難場所の指定及び住民への周知）

第6条 甲は、この協定による施設を民間協力緊急一時避難場所として位置付け、住民に周知する。

（使用施設及び範囲）

第7条 民間協力緊急一時避難場所は、乙の指定する施設中の別紙に示す範囲とする。

(施設変更等の報告)

第8条 乙は、前条の施設に変更が生じたとき、又は施設の使用が不可能となるときは、速やかに甲に報告するものとする。

(一時避難場所の開設)

第9条 甲は、次の場合に乙に対して民間協力緊急一時避難場所を開設するよう要請することができる。

(1) 大規模な地震等により被害が発生した場合、洪水等により浸水する地域が発生する場合、大雨等により土砂災害が発生する場合等緊急に周辺住民の避難が必要となった場合

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 前項の要請があった場合に、乙は第7条の範囲を一時避難場所として開設し、住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

3 第1項の要請は、甲が乙に対し、一時避難場所開設要請書(様式第1号)を提出する方法により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 前3項の規定によらず、乙が自主的に民間協力緊急一時避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を一時避難場所として使用したことにより生じた費用及び損害については、甲が負担するものとする。

(使用の禁止)

第11条 山陽小野田市内において大規模な台風等による高潮又は津波による災害が発生するおそれがある場合は、当該施設の使用を禁止する。また、震度6強以上の地震が観測された場合は、当該施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第12条 一時避難場所の使用期間は、第9条第2項の規定による開設から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して一時避難場

所使用延長申請書（様式第2号）により、期間の延長を申請するものとする。

（一時避難場所の閉鎖）

第13条 第9条第2項の規定により開設した一時避難場所を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて一時避難場所使用終了連絡書（様式第3号）により通知するものとする。

（連絡窓口）

第14条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも同様とする。

（協定の効力）

第15条 この協定は、終結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延期しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

（定めのない事項の処理）

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）6月22日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市大字西高泊631番地の11
嶋田工業株式会社
代表取締役 嶋 田 栄 作

(1)-54 災害時における施設利用の協力に関する協定書

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山 陽 小 野 田 市

株式会社ユニマツトプレシヤス

山陽グリーンゴルフコース

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社ユニマツプレシヤス 山陽グリーンゴルフコース（以下「乙」という。）は、災害時における避難場所として乙の所有する施設の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、山陽小野田市において災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本協定は、災害時に乙が自主的に実施する市民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（対象施設）

第3条 甲が避難場所として借用する施設は、乙が所有する駐車場及びクラブハウス（以下「対象施設」という。）とする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合は、乙に対して対象施設の全部又は一部を避難場所として開設するよう要請することができる。

2 甲は、前項の規定により避難場所を開設する場合は、あらかじめ乙に連絡して了承を得るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が自主的に避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の

上負担すべき額を決定するものとする。

(利用期間)

第6条 甲が対象施設を利用する期間は、災害が終息するまでとする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(原状回復の義務)

第7条 甲は、第4条第1項の規定により開設した避難場所を閉鎖するときは、乙に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日の30日前までに、甲乙いずれからも本協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、本協定は、終了の日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)9月8日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛二

乙 山陽小野田市大字郡877番地43
株式会社ユニマツプレシヤス
山陽グリーンゴルフコース
支配人 森正明

(1)-55 災害時における施設利用の協力に関する協定書

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山 陽 小 野 田 市

株式会社ユニマツトプレシヤス

厚狭ゴルフ倶楽部

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社ユニマツプレシヤス 厚狭ゴルフ倶楽部（以下「乙」という。）は、災害時における避難場所として乙の所有する施設の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、山陽小野田市内において災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本協定は、災害時に乙が自主的に実施する市民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（対象施設）

第3条 甲が避難場所として借用する施設は、乙が所有する駐車場及びクラブハウス（以下「対象施設」という。）とする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合は、乙に対して対象施設の全部又は一部を避難場所として開設するよう要請することができる。

2 甲は、前項の規定により避難場所を開設する場合は、あらかじめ乙に連絡して了承を得るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が自主的に避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の

上負担すべき額を決定するものとする。

(利用期間)

第6条 甲が対象施設を利用する期間は、災害が終息するまでとする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(原状回復の義務)

第7条 甲は、第4条第1項の規定により開設した避難場所を閉鎖するときは、乙に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日の30日前までに、甲乙いずれからも本協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、本協定は、終了の日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)9月8日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛二

乙 山陽小野田市大字津布田201番地
株式会社ユニマツプレシヤス
厚狭ゴルフ倶楽部
支配人 森正明

(1)-56 災害時における施設利用の協力に関する協定書

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山 陽 小 野 田 市

日本ゴルフ場企画株式会社

プレジデントカントリー倶楽部山陽

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と日本ゴルフ場企画株式会社 プレジデントカントリー倶楽部 山陽（以下「乙」という。）は、災害時における避難場所として乙の所有する施設の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、山陽小野田市内において災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本協定は、災害時に乙が自主的に実施する市民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（対象施設）

第3条 甲が避難場所として借用する施設は、乙が所有する駐車場及びクラブハウス（以下「対象施設」という。）とする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合は、乙に対して対象施設の全部又は一部を避難場所として開設するよう要請することができる。

2 甲は、前項の規定により避難場所を開設する場合は、あらかじめ乙に連絡して了承を得るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が自主的に避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の

上負担すべき額を決定するものとする。

(利用期間)

第6条 甲が対象施設を利用する期間は、災害が終息するまでとする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(原状回復の義務)

第7条 甲は、第4条第1項の規定により開設した避難場所を閉鎖するときは、乙に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日の30日前までに、甲乙いずれからも本協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、本協定は、終了の日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)9月8日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛二

乙 山陽小野田市大字山野井字東2039-19
日本ゴルフ場企画株式会社
プレジデントカントリー倶楽部山陽
支配人 古川幸久

(1)-57 災害時における施設利用の協力に関する協定書

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山 陽 小 野 田 市

朝陽観光開発株式会社

朝陽カントリークラブ

災害時における施設利用の協力に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社 朝陽観光開発株式会社 朝陽カントリークラブ（以下「乙」という。）は、災害時における避難場所として乙の所有する施設の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、山陽小野田市内において災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本協定は、災害時に乙が自主的に実施する市民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（対象施設）

第3条 甲が避難場所として借用する施設は、乙が所有する駐車場及びクラブハウス等（以下「対象施設」という。）とする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合は、乙に対して対象施設の全部又は一部を避難場所として開設するよう要請することができる。

2 甲は、前項の規定により避難場所を開設する場合は、あらかじめ乙に連絡して了承を得るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が自主的に避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（利用期間）

第6条 甲が対象施設を利用する期間は、災害が終息するまでとする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（原状回復の義務）

第7条 甲は、第4条第1項の規定により開設した避難場所を閉鎖するときは、乙に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日の30日前までに、甲乙いずれからも本協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、本協定は、終了の日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)9月8日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市大字郡16番3
朝陽観光開発株式会社
朝陽カントリークラブ
取締役総支配人 荒 木 良 一

(1)-58 災害時における物資輸送等に関する協定書

災害時における物資輸送等に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙の車両への燃料の優先供給
- (2) 罹災状況に係る情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配の上、その輸送を継続するよう努めるものとする。この場合において、乙が貨物自動車の手配ができない場合においては、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告するものとする。

(費用等の負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議の上都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議の上都度決定するものとし、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月4日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 宇部市大字妻崎開作656番地4
福山通運株式会社 宇部支店
支店長 古 川 貴 之

(1)-59 害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

山 陽 小 野 田 市

光 東 株 式 会 社

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と光東株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市民の生命及び財産を災害から守るため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、山陽小野田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が対策業務を行う必要があると認めるときを対象とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、市内での災害時において、乙が所有するレンタル応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第4条 前条の規定による要請は、原則として別紙様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から第3条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第6条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- （1）別表に掲げる資機材
- （2）その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第7条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、防災担当者連絡先(様式1)により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定は、令和5年9月4日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年9月4日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山口県下松市東海岸通1番7号
光東株式会社
代表取締役会長 東 日出夫

別紙様式（第3条関係）

年 月 日

光東株式会社 様

山陽小野田市長

災害発生等に伴う資機材の供給等の要請について

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書第3条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び理由

年 月 日の（ ）に関連する災害により
被災したため。

2 要請事項

資機材の供給

品名	数量	引渡場所	備考

担当 山陽小野田市総務課危機管理室

担当者

別表（第6条関係）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
土木機械	バックホー、鉄骨カッター、ブルドーザー、タイヤショベル
荷役機械	キャリアカー、フォークリフト
運搬機械	ベルトコンベア
発電機	発電機
高所作業	高所作業車、高所作業台
ポンプ	水中ポンプ、ハイプレッシャーポンプ
車両	ダンプ、トラック、クレーン付トラック
保安用品	電光・LED表示板、コードリール、信号機、敷鉄板
照明機器	投光器、バルーンライト、タワーライト
ハウス・トイレ	コンテナハウス、トイレハウス、車載トイレ、簡易トイレ
季節商品	スポットクーラー、ジェットヒーター

- (1) おおむね上記の物資を基準とし、災害や緊急度の状況に応じて指定する。
- (2) 上記の物資のほか、甲、乙協議の上、その都度物資を追加できるものとする。

(1)-60 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

山 陽 小 野 田 市

株式会社キロク 宇部営業所

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社キロク宇部営業所（以下「乙」という。）は、山陽小野田市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が所有するレンタル資機材（以下「資機材」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対応及び復旧業務等を実施するに当たり、乙が資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とする場合は、乙に対し、乙の資機材及び調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 要請を行う場合は、要請文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請できるものとし、この場合、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性及び必要性により、可能な範囲において優先的に甲に提供するものとする。

（資機材の引渡し）

第3条 資機材の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとするが、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める搬送手段により搬送するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が資機材の提供を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

（1）資機材の提供に係るレンタル料

（2）資機材の提供に要した運搬及び設置、撤去費用

（3）前号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

2 前項に規定する費用は、乙が提供する報告書に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙から費用について請求を受けたときは、その内容を確認し速やかに乙に支払うものとする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制等)

第6条 甲と乙は、平常時からレンタル可能な資機材についての情報交換を行うとともに、伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月11日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 株式会社 キロク 宇部営業所
所 長 河村 省悟

別紙（様式第1号）

年 月 日

（宛先） 様

山陽小野田市長

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材の調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入（設置）場所	備考

市担当者
連絡先

(1)-61 津波時の避難場所としての使用に関する協定書

津波時の避難場所 としての使用に関する協定書

共英製鋼株式会社
山陽小野田市

津波時の避難場所としての使用に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と共英製鋼株式会社（以下「乙」という。）は、山陽小野田市に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、乙が所有する施設を地域住民などの津波時の避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波時の避難場所とは、津波から一時的に避難することのできる高さのある施設であり、避難生活をする避難所ではない。

（使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から津波時の避難場所として地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	共英製鋼(株)山口事業所 事務所棟	構造等	鉄筋コンクリート造4階建
所在地	山陽小野田市大字小野 田 6289 番 45	建築年	令和6年築
所有者	共英製鋼株式会社 代表取締役社長 廣富靖以	使用場所	社屋屋上及び階段 (ただし、乙が認めた場合は この限りではない。)

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下に行うものとする。

3 乙は、対象施設の保守管理等（増改築を含む。）により、対象施設の形状に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波時の避難場所として使用ができない場合は、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 津波が発生し、又は津波による災害が発生するおそれがある場合に限り、対象施設を津波時の避難場所として地域住民等が使用に供するものとし、その期間は津波警報等が発表されたときから乙が津波時の避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（避難対象者）

第3条 この協定に基づく避難の対象者は、地域住民等とする。

（目的外使用の禁止）

第4条 対象施設を津波時の避難場所として利用することは、乙の善意によるものであり、甲及び地域住民等は、対象施設を津波時の避難場所以外の目的に使用しないものとする。

2 甲は、乙が目的外使用を行っている地域住民等に対して退去命令を行うことを妨げない。

（対象施設の使用料）

第5条 対象施設の使用料は、無償とする。

(原状回復義務)

第6条 甲は、第2条に規定する使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない(地震、津波等の災害等避難行動に起因しない事由により損傷したものを除く。)。この場合において、地域住民等が対象施設の一部を破壊しなければ避難が困難であり、地域住民等がやむを得ず破壊した箇所の回復に要する費用負担については、甲乙で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第7条 甲及び乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等について、当該地域住民等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲及び乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(避難場所の公表)

第8条 甲は、対象施設の状況等を確認した後に、原則対象施設である旨を表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。なお、看板等を設置する場合の費用は甲の負担とする。

(疑義が生じた場合の協議)

第9条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和6年12月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年12月20日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市大字小野田 6289 番 45
共英製鋼株式会社
取締役常務執行役員山口事業所長 国 丸 洋

[9-(2)]応援協定一覧(消防)

番号	協定の名称	協定の締結先	協定の締結年月日
1	中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書	山口県内の関係市及び消防組合	平成 24 年 4 月 1 日
2	山口県内広域消防相互応援協定書	山口県内の市町及び消防組合	平成 24 年 4 月 1 日
3	山口県消防防災ヘリコプター応援協定	山口県、山口県内の市町及び消防組合	平成 24 年 4 月 1 日
4	宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との船舶消火に関する業務協定	宇部海上保安署	平成 24 年 4 月 1 日
5	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	医療法人社団 宇部中央病院	平成 26 年 10 月 1 日
6	救急車医師同乗システムに関する協定書	国立大学法人山口大学	平成 24 年 4 月 1 日
7	石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書	山口県内の関係市町及び消防組合	平成 24 年 4 月 1 日
8	「母体・新生児救急搬送マニュアル」に係る救急業務相互応援協定書	山口県内の関係市及び消防組合	平成 24 年 4 月 1 日
9	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ	山口県LPガス協会宇部小野田支部	平成 24 年 4 月 1 日
10	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ	山口県LPガス協会厚狭支部	平成 24 年 4 月 1 日
11	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ	山口合同ガス株式会社宇部支店	平成 26 年 4 月 1 日
12	エボラ出血熱患者の移送に関する協定書	山口県宇部環境保健所	平成 27 年 6 月 5 日
13	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	山陽小野田市民病院	平成 30 年 2 月 9 日
14	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	山口労災病院	平成 24 年 4 月 1 日
15	宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定	山口大学医学部附属病院	平成 24 年 4 月 1 日

(2)-1 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、中国自動車道及び山陽自動車道における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、中国自動車道（付属施設を含む。）の下関インターチェンジから鹿野インターチェンジまでの間並びに山陽自動車道（付属施設を含む。）の山口ジャンクションから岩国インターチェンジまでの間及び下関ジャンクションから宇部ジャンクションまでの間（以下「協定区域」という。）において、次に掲げる災害等が発生した場合、協定市町等の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

- (1) 火災
- (2) 救急事故
- (3) 救助事故
- (4) その他の災害

2 本協定の対象施設は、協定区域における次に掲げる施設とする。

- (1) 車両通行路（本線）及びその築堤部
- (2) インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップ
（出動区分）

第2条 協定市町等の消防機関が担当する協定区域の路線を別表のとおりとし、当該協定区域内の災害等を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し消防活動を行うものとする。

- 2 前項の規定により第1出動する場合において、災害の発生場所が管轄行政区域外であるときは、当該行政区域を管轄する協定市町等の長から応援要請があったものとみなして出動するものとする。
- 3 第1項の規定により第2出動を必要とする場合においては、災害発生場所を管轄する協定市町等の長の要請により出動するものとする。
- 4 第2項の規定により出動した消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、すみやかに災害の発生について通報するものとする。

（指揮）

第3条 協定市町等が前条第3項の規定により第2出動した場合の消防活動の指揮は、災害発生場所を管轄する消防機関の長があたるものとする。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援を行った協定市町等（以下「応援市町等」という。）の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合等により食料、燃料等の補給を要する場合の諸経費は、応援を受けた協定市町等（以下「受援市町等」という。）の負担とする。
- (2) 応援市町等の消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）が、応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市町等がその災害を補償する。
- (3) 応援市町等の消防職員等が現場において活動中、第三者に損害を与えた場合は、受援市町等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、応援市町等の消防職員等の重大な過失による場合又は災害現場への出動途中、若しくは帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害を賠償する。

(災害の調査報告書等)

第5条 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。

2 前項の場合において、災害発生場所が管轄行政区域外である場合は、調査にあたった消防機関は、調査の内容を管轄消防機関に提供するものとする。

3 「火災報告取扱要領」又は「救急事故等報告要領」に基づく報告については、それぞれの報告義務協定市町等において行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、協定市町等間で協議の上決定するものとする。

(協定書の保管)

第7条 この協定の証として、13通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を発する。

2 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書(平成23年4月1日締結)は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下 関 市
下 関 市 長 中 尾 友 昭

美 祢 市
美 祢 市 長 村 田 弘 司

山陽小野田市
山陽小野田市市長 白 井 博 文

宇 部 市
宇 部 市 長 久 保 田 后 子

宇部・山陽小野田消防組合
管 理 者 久 保 田 后 子

山 口 市
山 口 市 長 渡 辺 純 忠

防 府 市
防 府 市 長 松 浦 正 人

周 南 市
周 南 市 長 木 村 健 一 郎

下 松 市
下 松 市 長 井 川 成 正

光 市 市 長
光 市 市 長 市 川 熙

光地区消防組合
管 理 者 市 川 熙

岩 国 市
岩 国 市 市 長 福 田 良 彦

岩国地区消防組合
管 理 者 福 田 良 彦

出 動 区 分

	出 動 区 域	出 動 市 町 等	
		第一出動	第二出動
中 国 自 動 車 道	下関 I C から 美祢西 I C までの上り線 小月 I C から 下関 I C までの下り線	下関市	下 関 市 美 祢 市
	美祢西 I C から 小郡 I C からまでの上り線 美祢東 J C T から 小月 I C までの下り線	美祢市	山陽小野田市 宇 部 市 宇部・山陽小野田消防組合
	小郡 I C から 鹿野 I C までの上り線 徳地 I C から 美祢東 J C T までの下り線	山口市	山 口 市 防 府 市 周 南 市
	鹿野 I C から 徳地 I C までの下り線	周南市	下 松 市 光 市
山 陽 自 動 車 道	山口 J C T から 防府東 I C までの上り線 山口南 I C から 山口 J C T までの下り線	山口市	光地区消防組合 岩 国 市 岩国地区消防組合
	防府東 I C から 徳山西 I C までの上り線 防府西 I C から 山口南 I C までの下り線	防府市	
	徳山西 I C から 熊毛 I C までの上り線 徳山東 I C から 防府西 I C までの下り線	周南市	
	熊毛 I C から 玖珂 I C までの上り線 熊毛 I C から 徳山東 I C までの下り線	光地区消防組合	
	玖珂 I C から 岩国 I C までの上り線 岩国 I C から 熊毛 I C までの下り線	岩国地区消防組合	
	下関 J C T のうち中国自動車 道上り線から 埴生 I C までの上り線	下関市	
	埴生 I C から 宇部 J C T までの上り線 宇部 J C T のうち県道山口宇 部線上り線から 下関 J C T までの下り線	宇部・山陽小野田 消防組合	
	宇部 J C T のうち県道山口宇 部線下り線から 山陽自動車道下り線口まで	山口市	
	下関 J C T のうち中国自動車 道下り線から 山陽自動車道上り線口まで	美祢市	

備考：美祢東 J C T と美祢東料金所との間の路線（小郡萩道路）については、中国道下り線から美祢東料金所までの区域を山口市消防本部が管轄し、その他の区域については、美祢市消防本部が管轄する。

(2)-2 山口県内広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援協定について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号のいずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等（以下「受援市町等」という。）の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由。
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- (3) 応援隊の活動内容。
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- (5) その他必要な事項。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長（消防業務を委託している町にあっては、当該町

を管轄する消防本部の消防長)が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員(以下「応援隊員」という。)が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

2 山口県内広域消防相互応援協定書(平成22年4月14日締結)は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成22年4月14日

下 関 市
下 関 市 長

中 尾 友 昭

宇 部 市
宇 部 市 長

久 保 田 后 子

山 口 市
山 口 市 長

渡 辺 純 忠

萩市市長	野村興兒
防府市市長	松浦正人
下松市市長	井川成正
岩国市市長	福田良彦
光市市長	市川熙
長門市市長	大西倉雄
柳井市市長	井原健太郎
美祿市市長	村田弘司
周南市市長	木村健一郎
山陽小野田市市長	白井博文
周防大島町町長	椎木巧
和木町町長	古木哲夫
上関町町長	柏原重海
田布施町町長	長信正治
平生町	

平生町長 山田健一

阿武町
阿武町長 中村秀明

柳井地区広域消防組合
管理者 井原健太郎

光地区消防組合
管理者 市川 熙

岩国地区消防組合
管理者 福田良彦

宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田 后子

(2)-3 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等（以下「協定市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防衛が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定（平成24年4月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下 関 市
下 関 市 長 中 尾 友 昭

宇 部 市
宇 部 市 長 久 保 田 后 子

山 口 市
山 口 市 長 渡 辺 純 忠

萩 市
萩 市 長 野 村 興 兒

防 府 市
防 府 市 長 松 浦 正 人

下 松 市
下 松 市 長 井 川 成 正

岩 国 市
岩 国 市 長 福 田 良 彦

光 市
光 市 長 市 川 熙

長 門 市
長 門 市 長 大 西 倉 雄

柳 井 市
柳 井 市 長 井 原 健 太 郎

美 祢 市
美 祢 市 長 村 田 弘 司

周 南 市
周 南 市 長 木 村 健一郎

山陽小野田市
山陽小野田市長 白 井 博 文

周 防 大 島 町
周 防 大 島 町 長 椎 木 巧

和 木 町
和 木 町 長 古 木 哲 夫

上 関 町
上 関 町 長 柏 原 重 海

田 布 施 町
田 布 施 町 長 長 信 正 治

平 生 町
平 生 町 長 山 田 健 一

阿 武 町
阿 武 町 長 中 村 秀 明

柳井地区広域消防組合
管 理 者 井 原 健太郎

光地区消防組合
管 理 者 市 川 熙

岩国地区消防組合
管 理 者 福 田 良 彦

宇部・山陽小野田消防組合
管 理 者 久保田 后 子

山 口 県
山 口 県 知 事 二 井 関 成

(2)-4 宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との船舶消火に関する業務協定

この協定は領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ）の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との間に業務協定を締結して円滑な消防活動を行うことを目的とする。

（協定の区域）

第1条 本協定は宇部・山陽小野田消防組合の管轄区域とその地先海面とする。

（消防活動の担任区分）

第2条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として宇部・山陽小野田消防組合（以下「乙」という）が担任し、宇部海上保安署（以下「甲」という）はこれに協力するものとする。

(1) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川、湖沼における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として甲が担当し、乙はこれに協力するものとする。

（甲の協力事項）

第3条 乙の担任にかかる船舶の消火活動のため、乙から要請があった場合において、甲が協力する事項は次のとおりとする。

(1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒

(2) 船舶火災のため船舶又は陸上施設へ延焼のおそれがある場合において、火災船舶又は延焼危険のある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航

(3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された甲の職員は、火災現場の上席消防職員と協議の上有効な消火活動を行うものとする。

（乙の協力事項）

第4条 甲の担任にかかる船舶の消火活動のため、甲から要請があった場合において、乙が協力する事項は次のとおりとする。

(1) 消火活動に必要な場合における甲の指定する場所への消防車等の出動

(2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認められた場合における消防車等の出動

(3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された乙の職員は、甲の上席議員と協議のうえ有効な消火活動を実施するものとする。

（火災原因調査等の協力）

第5条 船舶の火災原因ならびに火災及び消火により受けた損害の調査は甲と乙とが協議して行うものとする。

（情報等の交換）

第6条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

（火災の相互通報）

第7条 甲又は乙が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

（単独消火）

第8条 甲又は乙が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第9条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は、地域防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な機材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(協定の改定)

第11条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協論の上改定するものとする。

第12条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙において各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成24年4月1日から施行する。

昭和45年3月15日締結の宇部海上保安署と宇部市消防本部との船舶消火に関する業務協定は、この協定の効力発生の日をもって廃止とする。

平成24年4月1日

甲 宇部海上保安署
署長 是石憲明

乙 宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田 后子

(2)-5 宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定

宇部・山陽小野田消防局（以下「甲」という。）と、医療法人社団 宇部興産株式会社中央病院（以下「乙」という。）は、甲の管轄する地域における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宇部・山陽小野田消防局管轄地域において災害や事故等による救急事案が発生した場合、甲が乙の協力を得て、救命に資するための必要事項を定めることを目的とする。

（派遣要請）

第2条 甲の管轄する地域において救急事案が発生した場合において、傷病者を搬送することが生命に危険を生じさせるおそれのあるとき、又は甲の救急隊が傷病者の搬送可否を判断することが困難であるときは、甲は乙に対して医師の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合において、要請に応じることができない特段の事情がある場合を除き、医師を派遣するものとする。

（医療と消防の連携）

第3条 この協定に基づく医療・救急活動において、甲・乙の両者は常に密接な連携を図るものとする。

（事故等の処置）

第4条 この協定に基づく活動中に発生した事故等の処置については、甲・乙それぞれにおいて処理することを原則とする。

（細目）

第5条 この協定書に定める事項のほか必要な事項は、別に定める。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

以下のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1部ずつ保管することとする。

平成24年4月1日

甲 宇部・山陽小野田消防局
消防長 杉野嘉裕

乙 医療法人社団 宇部興産株式会社中央病院
院長 福本陽平

(2)-6 救急車医師同乗システムに関する協定書

宇部・山陽小野田消防組合（以下「甲」という。）と国立大学法人山口大学（以下「乙」という。）は、救急患者に係る救命率の向上を図るための救急高度化事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施方法）

第1条 甲は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者が発生した旨の救急要請があったときは、乙の医師（以下「担当医師」という。）とともに甲の高規格救急自動車（以下「救急車」という。）を救急出動させるものとする。

2 乙は、甲の出動要請があったときは、業務に支障の無い範囲で協力するものとする。

3 第1項の場合において、担当医師は、救急車の迅速な出動に協力し、及び救急現場（搬送中の場合を含む）において救急患者に対する医療行為を行うとともに、甲の救急隊員に対する必要な指示を行うものとする。

（実施時間）

第2条 前条に規定する事業（以下「救急車医師同乗システム」という。）の実施時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）に定める休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。

（経費の負担等）

第3条 車両、資器材等の経費の負担及び管理の方法については、次のとおりとする。

(1) 担当医師が使用する医薬品等は、乙の負担により維持管理を行う。

(2) 前号に掲げるもの以外の資器材及び車両は、甲の負担により維持管理を行う。

（事故の処理）

第4条 救急車医師同乗システムの実施に関し発生した事項については、甲乙それぞれが、処理するものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 協定期間が満了する日の1ヵ月前までに、甲または乙から何らかの意思表示が無い時は、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（履行の決定）

第7条 前各条に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 宇部市港町二丁目3番30号
宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田 后子

乙 山口市吉田 1 6 7 7 - 1
国立大学法人 山口大学
学長 丸 本 卓 哉

(2)-7 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、消防の相互応援について、岩国地区消防組合、下松市、周南市、宇部・山陽小野田消防組合及び下関市(以下「協定市等」という。)とは、次の条項により協定する。

(目的)

第1条 協定市等は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域において、同法第2条第3号に掲げる災害が大規模に発生した場合は、応援要請に基づき応援隊を派遣し、その防御にあたるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、協定市等のうち災害が発生した市又は組合(以下「受援市等」という。)の長が、次のいずれかに該当すると認める場合に他の協定市等(以下「応援市等」という。)の長に行うものとする。

- (1) 受援市等のみの消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合
- (2) その災害を防除するため、協定市等が保有する防災資機材等を必要と認める場合
- (3) その災害が、他の市町に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 要請する防災資機材等の品名、数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(通報)

第3条 応援市等の長は、応援隊を派遣したときは、直ちに出発時刻、出動人員、防災資機材等の品名及び数量並びに到着予定時刻を受援市等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援市等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(経費の負担)

第5条 応援隊に要した経費については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として受援市等の負担とする。
- (2) 応援隊員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市等がその災害補償をする。
- (3) 応援隊員が第三者に損害を与えた場合は、受援市等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、災害現場への出動途中又は帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市等がその損害を賠償する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じたときは、その都度関係の協定市等が協議の上決定するものとする。

(連絡会議)

第7条 この協定の円滑な推進を図るため、臨時連絡会議を開くものとする。

この協定締結の証として協定書5通を作成、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を発生する。
- 2 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書(平成17年5月19日締結)

は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

岩国地区消防組合

管 理 者 福田 良彦

下 松 市

下 松 市 長 井川 成正

周 南 市

周 南 市 長 木村 健一郎

宇部・山陽小野田消防組合

管 理 者 久保田 后子

下 関 市

下 関 市 長 中尾 友昭

(2)-8 「母体・新生児救急搬送マニュアル」に係る救急業務相互応援協定書

「母体・新生児救急搬送マニュアル」に係る救急業務相互応援協定書

「母体・新生児救急搬送マニュアル」に係る救急業務相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、山口県健康福祉部所管の「母体・新生児救急搬送マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に関して、次条に規定する各団体の救急業務実施区域内での第3条に規定する救急業務の相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定団体)

第2条 この協定は、次に掲げる各団体(以下「協定団体」という。)間において行うものとする。

- ・下関市
- ・山口市
- ・萩市
- ・防府市
- ・下松市
- ・長門市
- ・周南市
- ・美祿市
- ・柳井地区広域消防組合
- ・光地区消防組合
- ・岩国地区消防組合
- ・宇部・山陽小野田消防組合

(対象となる救急業務)

第3条 この協定の対象となる救急業務とは、マニュアルの「6(2)B 消防機関の救急車の利用」に示された母体・新生児搬送及びこれに係る医師搬送とする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、母体・新生児を他の医療施設(以下「搬送先施設」という。)に搬送する必要が生じた医療施設(以下「搬送元施設」という。)を管轄する協定団体(以下「要請団体」という。)の消防長が、搬送元施設からの報告があった場合に、搬送先施設を管轄する協定団体(以下「応援団体」という。)の消防長に行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うこととする。

- (1)搬送元施設名及び所在地
- (2)搬送先施設名及び所在地並びに搬送医師の氏名
- (3)患者の氏名及び年齢
- (4)応援要請(搬送)する必要が生じた状況(理由)
- (5)その他必要事項

(救急隊の派遣)

第5条 前条の規定により要請を受けた応援団体の消防長は、当該団体区域内の消防業務に支障がない範囲において応援を行うものとする。

- 2 応援団体の消防長は、当該救急隊を派遣するときは、出発時刻を要請団体の消防長に報告するものとする。
- 3 応援団体の消防長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請団体の消防長に報告するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援団体の消防長は、救急隊が搬送元施設到着後、母体・新生児の収容等に長時間を要する場合や救急隊を復帰させるべき事態が生じた場合は、要請団体の消防長と協議のうえ、応援を中断することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援団体の負担する経費

- ① 出動手当
- ② 燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費
- ③ 救急隊員が応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- ④ 救急隊員が応援活動中、隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の損害

(2) 要請団体の負担する経費

救急隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の損害額に相当する経費

- 2 前項各号に規定する経費及びそれ以外の経費について疑義が生じた場合は、その都度、応援団体と要請団体が協議し定めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関して必要な事項は、協定団体が協議して別に定めるものとする。

(疑義の協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、協定団体で協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定の証として、12通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 「母体・新生児救急搬送マニュアル」に係る救急業務相互応援協定書（平成20年5月20日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下 関 市
下 関 市 長

中 尾 友 昭

山 口 市 市 長

渡 辺 純 忠

萩 市 市 長

野 村 興 兒

防 府 市 市 長

松 浦 正 人

下 松 市 市 長

井 川 成 正

長 門 市 市 長

大 西 倉 雄

美 祢 市 市 長

村 田 弘 司

周 南 市 市 長

木 村 健 一 郎

柳井地区広域消防組合
管 理 者

井 原 健 太 郎

光地区消防組合
管 理 者

市 川 照

岩国地区消防組合
管 理 者

福 田 良 彦

宇部・山陽小野田消防組合
管 理 者

久 保 田 后 子

(2)-9 ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、宇部市及び山陽小野田市におけるLPガス漏えい及び爆発事故等(以下「ガス漏れ事故等」という。)の発生に際し、宇部・山陽小野田消防組合(以下「消防組合」という。)と山口県LPガス協会宇部小野田支部(以下「ガス事業者」という。)との相互連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協議し、現場活動の円滑化を図りもって被害の軽減を図ることを目的とする。

(申し合わせの対象とするガス漏れ事項等)

第2条 この申し合わせの対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報があったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

(任務分担)

第3条 消防組合及びガス業のガス漏れ等の現場(以下「現場」という。)における任務分担は次のとおりとする。

ただし、ガス漏れ事故等の事故で、消防組合がガス業者よりも先に現場に到着し、緊急やむを得ないものと認めたときは、消防組合においてLPガスボンベの排除及び遮断ができるものとする。

2 消防組合の任務

- (1) 火災警戒区域及び消防警戒区域(以下「火災警戒区域等」という。)の設定
- (2) 救助、救出活動
- (3) 住民等に対する火気使用禁止及び火災警戒区域等の区域外への退去、並びに出入の制限等に係る現場広報
- (4) その他消防活動上必要と認められる事項

3 ガス業者の任務

- (1) ガス漏れの検知
- (2) LPガスボンベの排除及び遮断
- (3) 消防組合が行ったLPガスの排除及び遮断に対する事後措置
- (4) その他ガス災害防止上必要と認められる事項

(通報連絡)

第4条 消防組合及びガス業者は、ガス漏れ事故等を覚知したときは、相互に通報連絡するものとする。

ただし、ガス業者が覚知した場合で、当該ガス業者が独自で処理できると判断した軽微なガス漏れ事故等(安全指導上参考になる事故を除く。)については、通報しないことができるものとする。

2 消防組合及びガス業者は、ガス漏れ事故等の覚知の際、通報者に対してガス栓の閉止、火気使用の禁止、換気等二次災害防止のため必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第5条 消防組合及びガス業者は、第2条に定めるガス漏れ事故等を覚知し、又は通報連絡を受けたときは、双方の内部規定に基づいて出動するものとする。

2 消防組合及びガス業者は、この申し合わせに定める任務分担に応じ、現場の活動が有効適切

に遂行できる体制で出動するものとする。

(現場指揮本部の設置)

第6条 消防組合及びガス業者の責任者は、必要に応じ、現場にガス漏れ事故等現場指揮本部(以下「現場本部」という。)を設置するものとする。

2 現場本部は、消防組合の現場指揮本部旗又は標識灯の掲示によりその位置を標示するものとする。

(現場での協議)

第7条 現場本部は、ガス漏れ事故等にかかわる災害防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報の処理に関すること。
- (2) 火災警報区域等の設定及び範囲に関すること。
- (3) 救助、救出活動に関すること。
- (4) 住民等に対する退去及び火気使用制限等の広報に関すること。
- (5) ガス遮断の要否と範囲に関すること。
- (6) 漏洩ガス、滞留ガスの処理に関すること。
- (7) その他必要事項

2 現場本部が設置されていない場合には、消防組合の現場最高指揮者を中心に協議して必要な措置を講ずるものとする。

(事後の措置等)

第8条 消防組合とガス業者との協議により、災害発生のおそれなくなったと認めた場合の事後措置は、次の各号により行うものとする。

- (1) 火災警戒区域等の解除
消防組合は速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) ガス供給再開ガス業者は、ガスの使用者等に対し、必要な事項の周知及び個別点検等二次災害防止の措置を講じた上で、ガスの供給再開を行うものとする。

(資料、器材の提供等)

第9条 ガス業者は、消防組合が行う緊急遮断に必要な資料器材の提供及び教育訓練に協力するものとする。

(連絡会議)

第10条 消防組合及びガス業者は、この申し合わせ事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(実施細目)

第11条 この申し合わせに定めるもののほか必要な事項が生じたときは、消防組合及びガス業者がその都度協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第12条 この申し合わせを締結した証として、申し合わせ書2通を作成し、消防組合及びガス業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成3年9月24日締結のガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせは、この申し合わせの効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田 后 子

山口県LPガス協会 宇部小野田支部
支部長 床 西 悟

(2)-10 ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、山陽小野田市におけるLPガス漏えい及び爆発事故等（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生に際し、宇部・山陽小野田消防組合（以下「消防組合」という。）と山口県LPガス協会厚狭支部（以下「ガス事業者」という。）との相互連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協議し、現場活動の円滑化を図りもって被害の軽減を図ることを目的とする。

(申し合わせの対象とするガス漏れ事項等)

第2条 この申し合わせの対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報があったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

(任務分担)

第3条 消防組合及びガス事業者のガス漏れ等の現場（以下「現場」という。）における任務分担は次のとおりとする。

ただし、ガス漏れ事故等の事故で、消防組合がガス事業者よりも先に現場に到着し、緊急やむを得ないものと認めたときは、消防組合においてLPガスボンベの排除及び遮断ができるものとする。

2 消防組合の任務

- (1) 火災警戒区域及び消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定
- (2) 救助、救出活動
- (3) 住民等に対する火気使用禁止及び火災警戒区域等の区域外への退去、並びに出入の制限等に係る現場広報
- (4) その他消防活動上必要と認められる事項

3 ガス事業者の任務

- (1) ガス漏れの検知
- (2) LPガスボンベの排除及び遮断
- (3) 消防組合が行ったLPガスの排除及び遮断に対する事後措置
- (4) その他ガス災害防止上必要と認められる事項

(通報連絡)

第4条 消防組合及びガス事業者は、ガス漏れ事故等を覚知したときは、相互に通報連絡するものとする。

ただし、ガス事業者が覚知した場合で、当該ガス事業者が独自で処理できると判断した軽微なガス漏れ事故等（安全指導上参考になる事故を除く。）については、通報しないことができるものとする。

2 消防組合及びガス事業者は、ガス漏れ事故等の覚知の際、通報者に対してガス栓の閉止、火気使用の禁止、換気等二次災害防止のため必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第5条 消防組合及びガス事業者は、第2条に定めるガス漏れ事故等を覚知し、又は通報連絡を受けたときは、双方の内部規定に基づいて出動するものとする。

2 消防組合及びガス事業者は、この申し合わせに定める任務分担に応じ、現場の活動が有効適切

に遂行できる体制で出動するものとする。

(現場指揮本部の設置)

第6条 消防組合及びガス業者の責任者は、必要に応じ、現場にガス漏れ事故等現場指揮本部(以下「現場本部」という。)を設置するものとする。

2 現場本部は、消防組合の現場指揮本部旗又は標識灯の掲示によりその位置を標示するものとする。

(現場での協議)

第7条 現場本部は、ガス漏れ事故等にかかわる災害防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報の処理に関すること。
- (2) 火災警報区域等の設定及び範囲に関すること。
- (3) 救助、救出活動に関すること。
- (4) 住民等に対する退去及び火気使用制限等の広報に関すること。
- (5) ガス遮断の要否と範囲に関すること。
- (6) 漏洩ガス、滞留ガスの処理に関すること。
- (7) その他必要事項

2 現場本部が設置されていない場合には、消防組合の現場最高指揮者を中心に協議して必要な措置を講ずるものとする。

(事後の措置等)

第8条 消防組合とガス業者との協議により、災害発生のおそれなくなったと認めた場合の事後措置は、次の各号により行うものとする。

- (1) 火災警戒区域等の解除
消防組合は速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) ガス供給再開
ガス業者は、ガスの使用者等に対し、必要な事項の周知及び個別点検等二次災害防止の措置を講じた上で、ガスの供給再開を行うものとする。

(資料、器材の提供等)

第9条 ガス業者は、消防組合が行う緊急遮断に必要な資料器材の提供及び教育訓練に協力するものとする。

(連絡会議)

第10条 消防組合及びガス業者は、この申し合わせ事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(実施細目)

第11条 この申し合わせに定めるもののほか必要な事項が生じたときは、消防組合及びガス業者がその都度協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第12条 この申し合わせを締結した証として、申し合わせ書2通を作成し、消防組合及びガス業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

1 この申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田 后子

山口県L P ガス協会 厚狭支部
支部長 伊 藤 實

(2)-11 ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、宇部市及び山陽小野田市において供給される都市ガス及び簡易ガスの漏えい及び爆発事故等（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生に際し、宇部・山陽小野田消防組合（以下「消防組合」という。）と山口合同ガス株式会社宇部支店（以下「ガス事業者」という。）との相互連絡、通報、出動体制及び任務分担について協議し、現場活動の円滑化を図り、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

(申し合わせの対象とするガス漏れ事故等)

第2条 この申し合わせの対象とするガス漏れ事故等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

(任務分担)

第3条 消防組合及びガス事業者のガス漏れ等の現場（以下「現場」という。）における任務分担は次のとおりとする。ただし、ガス漏れ事故等で、消防組合がガス事業者よりも先に現場に到着し、緊急やむを得ないものと判断したときは、消防組合においてガスの供給しや断ができるものとする。

2 消防組合の任務

- (1) 火災警戒区域及び消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定
- (2) 救助、救出活動
- (3) 住民等に対する火気使用禁止及び火災警戒区域等の区域外への退去、並びに出入の制限等に係る現場広報
- (4) その他消防活動上必要と認められる事項

3 ガス事業者の任務

- (1) ガス漏れの検知
- (2) ガスの供給しや断
- (3) 消防組合が行ったガスの供給しや断に対する事後措置
- (4) ガス栓の閉止等ガス災害に係る現場広報
- (5) その他ガス災害防止上必要と認められる事項

(通報連絡)

第4条 消防組合及びガス事業者は、ガス漏れ事故等を覚知したときは、相互に通報連絡するものとする。ただし、ガス事業者が覚知した場合で、ガス事業者が独自で処理できると判断した軽微なガス漏れ事故等（安全指導上参考になる事故を除く。）については、この限りでない。

2 消防組合及びガス事業者は、ガス漏れ事故等の覚知の際、通報者に対してガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、換気等二次災害防止のため必要な措置を指示するものとする。

3 消防組合及びガス事業者は、緊急時の通信手段として専用電話を設置するものとする。

(出動体制)

第5条 消防組合及びガス事業者は、第2条に定めるガス漏れ事故等を覚知し又は通報連絡を受けたときは、双方の内部規定に基づいて出動するものとする。

2 消防組合及びガス事業者は、この申し合わせに定める任務分担に応じ、現場の活動が有効適

切に遂行できる体制で出動するものとする。

(現場指揮本部の設置)

第6条 消防組合及びガス事業者の責任者は、必要に応じ、現場にガス漏れ事故等現場指揮本部(以下「現場本部」という。)を設置するものとする。

2 現場本部は、消防組合の現場指揮本部旗又は標識灯の掲示によりその位置を標示するものとする。

(現場での協議)

第7条 現場本部は、ガス漏れ事故等に係る災害防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報の処理に関すること。
- (2) 火災警戒区域等の設定及び範囲に関すること。
- (3) 救助、救出活動に関すること。
- (4) 住民等に対する退去及び火気使用制限等の広報に関すること。
- (5) ガスしゃ断の要否と範囲に関すること。
- (6) 漏えいガス、滞留ガスの処理に関すること。
- (7) その他必要事項

2 現場本部が設置されていない場合には、消防組合の現場最高指揮者を中心に協議して必要な措置を講ずるものとする。

(事後の措置等)

第8条 消防組合とガス事業者との協議により、災害発生のおそれなくなったと認めた場合の事後措置は、次の各号により行うものとする。

(1) 火災警戒区域等の解除

消防組合は速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) ガス供給再開

ガス事業者は、ガスの使用者等に対し、必要な事項の周知及び個別点検等二次災害防止の措置を講じた上で、ガスの供給再開を行うものとする。

(資料、器材の提供等)

第9条 ガス事業者は、消防組合が行うガス供給しゃ断に必要な資料、器材の提供及び教育訓練に協力するものとする。

(連絡会議)

第10条 消防組合及びガス事業者は、この申し合わせ事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(実施細目)

第11条 この申し合わせに定めるもののほか必要な事項が生じたときは、消防組合及びガス事業者がその都度協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第12条 この申し合わせを締結した証として、申し合わせ書2通を作成し、消防組合及びガス事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

1 この申し合わせは、平成26年4月1日から施行する。

2 平成24年4月1日に宇部市ガス水道局ガス事業部と締結したガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせは、この申し合わせの効力発生の日をもって廃止する。また、平成24年4月1日に山口合同ガス株式会社小野田支店と締結したガス漏れ及び爆発事故の防止に関する申し合わせについても、この申し合わせの効力発生の日をもって廃止する。

平成26年4月1日

宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田 后子

山口合同ガス株式会社 宇部支店
取締役支店長 杉原 大作

(2)-12 エボラ出血熱患者の移送に関する協定書

山口県宇部環境保健所（以下「甲」という。）と宇部・山陽小野田消防組合（以下「乙」という。）は、エボラ出血熱患者（疑似症患者を含む。以下「患者」という。）の移送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に要請する移送について必要な事項を定めるものとする。

（移送の要請）

第2条 甲は、同時に複数の患者が発生するなど、甲の移送能力を超える事態が生じた場合において、乙が所有する車両を使用しての移送を、乙に要請するものとする。

2 乙は、その人員体制、救急出動の状況等を踏まえ、可能な限り移送について協力を行うものとする。

（対象患者）

第3条 この協定により、乙が移送する患者は、乙が管轄する区域で発生した患者のうち、甲が移送の協力を要請したものとする。

（協定期間）

第4条 この協定期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 協定期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、協定期間は、更に1年間延長されるものとし、その後もこの例による。

（医療機関の選定）

第5条 乙が移送する医療機関は、第一種感染症指定医療機関である山口県立総合医療センターとする。

2 前項の規定において、満床等により山口県立総合医療センターが受け入れできない場合は、甲が指定する医療機関へ移送するものとする。

（移送の方法）

第6条 乙は移送を行うときは、「感染症の患者の移送の手引きについて」（平成16年3月31日付け健感発第0331001号・厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参考に、移送を行う患者からの感染がまん延しないよう配慮して行わなければならない。

（医師等の同乗）

第7条 甲は、乙が移送を行うときは、甲の職員である医師若しくは感染症に熟知している職員を同乗させるものとする。

（感染の予防）

第8条 乙は、移送に当たっては、その職員に甲が準備した防護服等を着用させるものとする。

2 移送に携わった職員は、移送の終了後、山口県立総合医療センターにおいて甲の職員の指示の下、防護服の脱衣を行うものとする。

（移送車両の消毒及び廃棄物の処理）

第9条 移送に使用した車両の消毒や防護服等の処分は、甲が行うものとする。

（健康観察）

第10条 甲及び乙は、移送に携わった職員に対し次の指導を行うこととする。

（1）移送の終了後21日間（504時間）は、毎日朝夕2回体温を測定（以下「健康観察」という。）し、甲に結果を報告する。ただし、疑似症患者の確定検査で陰性が確定した場合は、その時点で健康観察は終了とする。

（2）健康観察中に38℃以上の発熱又は体熱感等を認めた場合は、速やかに最寄りの保健所へ連絡し、その指示に従う。

(教育訓練)

第11条 乙は、移送を行う職員に、防護服等の着脱に関する訓練を行うよう努めるものとする。

(費用の負担)

第12条 甲は、第8条及び第9条に規定する「感染の予防」、「移送車両の消毒及び廃棄物の処理」に要する費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第13条 この協定の締結後、協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定について疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第15条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月 5日

甲 山口県宇部環境保健所
所長 恵上 博文

乙 宇部・山陽小野田消防組合
管理者 久保田 后子

(2)-13 宇部・山陽小野田消防地域における医療救護活動に関する協定

宇部・山陽小野田消防組合（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）は、甲の管轄する地域における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宇部・山陽小野田消防局管轄地域において災害や事故等による救急事案が発生した場合、甲が乙の協力を得て、救命に資するための必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣要請）

第2条 甲の管轄する地域において救急事案が発生した場合において、傷病者を搬送することが生命に危険を生じさせるおそれのあるとき、又は甲の救急隊が傷病者の搬送の可否を判断することが困難であるときは、甲は乙に対して医師の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合において、要請に応じることができない特段の事情がある場合を除き、医師を派遣するものとする。

（医療と消防の連携）

第3条 この協定に基づく医療・救急活動において、甲・乙の両者は常に密接な連携を図るものとする。

（事項等の処置）

第4条 この協定に基づく活動中に発生した事項等の処置については、甲・乙それぞれにおいて処理することを原則とする。

（細目）

第5条 この協定書に定める事項のほか必要な事項は、別に定める。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1部ずつ保管することとする。

平成30年2月9日

甲 宇部・山陽小野田消防局
消防長 山本 晃

乙 山陽小野田市
山陽小野田市病院事業管理者 河合 伸也

(2)-14 宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定

宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定

宇部・山陽小野田消防局（以下「甲」という。）と、山口労災病院（以下「乙」という。）は、甲の管轄する地域における医療救護活動について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、宇部・山陽小野田消防局管轄地域において災害や事故等による救急事案が発生した場合、甲が乙の協力を得て、救命に資するための必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣要請）

第2条 甲の管轄する地域において救急事案が発生した場合において、傷病者を搬送することが生命に危険を生じさせるおそれがあるとき、又は甲の救急隊が傷病者の搬送の可否を判断することが困難であるときは、甲は乙に対して医師の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合において、要請に応じることができない特段の事情がある場合を除き、医師を派遣するものとする。

（医療と消防の連携）

第3条 この協定に基づく医療・救急活動において、甲・乙の両者は常に密接な連携を図るものとする。

（事故等の処置）

第4条 この協定に基づく活動中に発生した事故等の処置については、甲・乙それぞれにおいて処理することを原則とする。

（細目）

第5条 この協定に定める事項のほか必要な事項は、別に定める。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

以下のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1部ずつ保管することとする。

平成24年4月1日

甲 宇部・山陽小野田消防局
消防長 杉野 嘉裕

乙 山口労災病院
病院長 坂部 武史

(2)-15 宇部・山陽小野田消防局地域における医療救護活動に関する協定

宇部・山陽小野田消防局（以下「甲」という。）と、山口大学医学部附属病院（以下「乙」という。）は、甲の管轄する地域における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宇部・山陽小野田消防局管轄地域において災害や事故等による救急事案が発生した場合、甲が乙の協力を得て、救命に資するための必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣要請）

第2条 甲の管轄する地域において救急事案が発生した場合において、傷病者を搬送することが生命に危険を生じさせるおそれのあるとき、又は甲の救急隊が傷病者の搬送の可否を判断することが困難であるときは、甲は乙に対して医師の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合において、要請に応じることができない特段の事情がある場合を除き、医師を派遣するものとする。

（医療と消防の連携）

第3条 この協定に基づく医療・救急活動において、甲・乙の両者は常に密接な連携を図るものとする。

（事故等の処置）

第4条 この協定に基づく活動中に発生した事故等の処置については、甲・乙それぞれにおいて処理することを原則とする。

（細目）

第5条 この協定書に定める事項のほか必要な事項は、別に定める。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

以下のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1部ずつ保管することとする。

平成24年4月1日

甲 宇部・山陽小野田消防局
消防長 杉野 嘉裕

乙 山口大学医学部附属病院
病院長 岡 正朗

[9-(3)] 応援協定一覧(水道局)

番号	協定の名称	協定の締結先	協定の締結年月日
1	中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	中国地域の各工業用水道事業者	平成 23 年 1 月 31 日
2	相互融通配水管の維持管理等に関する覚書	宇部市水道局	平成 24 年 4 月 1 日
3	公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	公益社団法人日本水道協会 中国四国地方支部	令和 3 年 4 月 1 日
4	公益社団法人日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱	公益社団法人日本水道協会 山口県支部	令和 5 年 8 月 1 日

(3)-1 中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」

(趣旨)

第1条 この協定は、中国地域の各工業用水道事業者(以下「協定事業者」という。)が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者(以下「被災事業者」という。)が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。

圏域	協定事業者
鳥取県	鳥取県企業局
	鳥取市水道局
	米子市経済部
島根県	島根県企業局
岡山県	岡山県企業局
広島県	広島県企業局
	福山市水道局
	呉市水道局
	大竹市上下水道局
山口県	山口県企業局
	岩国市水道局
	山陽小野田市水道局

(代表事業者)

第3条 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者(以下「代表事業者」という。)を下記のとおり定める。

圏域	代表事業者
鳥取県	鳥取県企業局
島根県	島根県企業局
岡山県	岡山県企業局
広島県	広島県企業局
山口県	山口県企業局

(応援体制の整備)

第4条 協定事業者は、中国地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援活動を速やかに実施できる体制を整備するものとする。

(応援の要請等)

第5条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、別に定めるところにより、代表事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者(以下「応援主管事業者」という。)は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者(以下「応援事業者」という。)と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援活動の内容)

第6条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資機材の提供
- (3) その他被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第7条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第8条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。

3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第10条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成

する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

- 2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(連絡会議の開催等)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第13条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期間)

第16条 この協定は、平成23年2月1日から施行する。

また、協定満了期日は、平成23年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、この協定書12通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年1月31日

鳥取県知事

平井 伸治



鳥取市水道事業管理者 水道局長

津村 憲儀



米子市長

野坂 康夫



島根県知事

溝口 善兵衛



岡山県公営企業管理者

小野 隆夫



広島県公営企業管理者

桂木 弘二



福山市水道企業管理者 水道局長

赤澤 收



呉市水道企業管理者

荒井 和雄



大竹市長

入山 欣郎



山口県公営企業管理者

児玉 啓一



岩国市水道事業管理者 水道局長

上村 高志



山陽小野田市水道事業管理者 水道局長

山本 克己



(3)-2 相互融通配水管の維持管理等に関する覚書

相互融通配水管の維持管理等に関する覚書

相互融通配水管の布設に関する細目協定書（平成13年7月2日締結）第5条及び有帆地内における相互融通配水管の布設に関する細目協定書（平成21年11月18日締結）第4条に基づき、宇部市ガス水道事業管理者（以下「甲」という。）と山陽小野田市水道事業管理者（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（維持管理）

第1条 相互融通配水管の維持管理は、相互融通配水管の布設箇所により次のとおりとする。

- (1) 宇部市東須恵地内（日量8,000立方メートル）は、甲が行う。
- (2) 山陽小野田市有帆地内（日量2,000立方メートル）は、甲乙それぞれが施工した部分をそれぞれが行う。

2 前項に規定する維持管理とは、点検及び修理をいう。

（連絡担当部署）

第2条 甲と乙は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部署及び連絡担当責任者並びに連絡担当者（以下「連絡先」という。）を定め、災害が発生したとき又は災害が発生する恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換する。

2 前項に規定する連絡先に関する情報は、「相互融通配水管連絡表」（様式第1号）により毎年4月末までに相互に交換する。

3 相互融通配水管連絡表の内容に変更が生じたときは、速やかに連絡する。

（要請）

第3条 災害等により相互融通配水管を使用して水道水を融通する必要が生じたときは、要請をする者は、前条に規定する連絡担当部署を通じて「相互融通配水管使用要請書」（様式第2号）により要請し、要請を受けた者は、「相互融通配水管使用承諾書」（様式第3号）により承諾する。

2 前項の要請により相互融通配水管の仕切弁等の操作をするときは、甲乙双方の立会いで行う。

（負担割合）

第4条 第1条に規定する維持管理に要した費用（以下「費用」という。）は、相互融通配水管の布設箇所により次のとおりとする。ただし、これに寄り難い事象が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定する。

(1) 宇部市東須恵地内（日量8,000立方メートル）は、甲及び乙がそれぞれ2分の1ずつ負担する。

(2) 山陽小野田市有帆地内（日量2,000立方メートル）は、甲乙がそれぞれ施工した部分についてそれぞれ負担する。

2 要請を受けた者は、「相互融通配水管使用報告書」（様式第4号）により相互融通配水管による融通量を要請した者に報告する。また、水道水の融通に要した経費

(以下「経費」という。)と水道料金は、要請した者が負担する。

(清算)

第5条 前条に規定する費用及び経費並びに水道料金の支払方法等は、その都度甲乙協議の上、決定する。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決する。

附 則

(施行期日)

1 この覚書は、平成23年4月1日から施行する。

(相互融通配水管の維持管理等に関する覚書の廃止)

2 相互融通配水管の維持管理等に関する覚書(平成13年7月2日締結)は、廃止する。

(有帆地内における相互融通配水管の維持管理に関する覚書の廃止)

3 有帆地内における相互融通配水管の維持管理に関する覚書(平成21年11月18日)は、廃止する。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 宇部市

宇部市ガス水道事業管理者

ガス水道局長 吉 村 俊 朗



乙 山陽小野田市

山陽小野田市水道事業管理者

水道局長 山 本 克 己



(3)-3 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会（以下、「日本水道協会」という。）中国四国地方支部（以下、「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。

(2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（事務局の設置）

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 地方支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整
- (2) 県支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 応援派遣についての調整

（応援要員の派遣）

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

- 2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動

- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

- 2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

- (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2)による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施の日から施行する。
- 2 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施日の前日をもって廃止する。

災 害 時 連 絡 表

〇〇〇支部事務局

補 職 名	氏 名	電 話
連絡担当責任者 総務担当課長 ()		勤務先電話 F A X 自宅電話 携帯電話
総務担当係長 ()		勤務先電話 自宅電話 携帯電話
防災担当者 ()		勤務先電話 自宅電話 携帯電話
備 考		

様式2 (第10条関係)

防災関係物資等の備蓄状況調査表

(平成 年度末現在)

〇〇県支部

項目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車 (m ³)	台	台	
	給水車 (m ³)	台	台	
	トラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク(1,500ℓ～)	基	基	
	給水タンク(1,000 ～1,499ℓ)	基	基	
	給水タンク(～999ℓ)	基	基	
	ポリ容器 (5～30ℓ)	個	個	
	ポリ容器 (～20ℓ)	個	個	ポリ袋
	そ の 他			
機 材	応急給水装置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

(3)-4 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

公益社団法人日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会山口県支部（以下「県支部」という。）内における地震、異常湧水等による災害において、速やかに応援を要請する被災都市（以下「応援要請都市」という。）の給水能力を回復できるよう、県支部正会員（以下「各都市」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 前条に規定する災害が発生し応援要請都市から応援要請があった場合は、各都市は、応援要請都市の応急給水、応急復旧等（以下「応援活動」という。）に全面的に協力するものとする。

(事務局の設置等)

第3条 県支部内に、あらかじめ事務局を設置する。

2 事務局は、次条第1項の要請があったときは、次の業務を行うものとする。

- (1) 被災状況の把握に関すること
- (2) 各都市への応援要請に関すること
- (3) 応援要請都市との応援内容の確認・調整に関すること
- (4) その他事務局が応援活動に必要と認める業務に関すること

3 県支部長は、県支部長都市が被災し、前項の業務が適切に行えない場合は、県支部規則第6条に規定する幹事の都市に本要綱における県支部長の事務を代理させることができる。

4 県支部長は、応援要請都市が同時に複数発生した場合で、かつ、複数の応援要請都市に事務局職員を派遣する必要があると判断した場合は、各都市（応援要請都市を除く。以下第4条において同じ。）に事務局業務を行う職員の派遣を依頼することができる。

(応援要請の方法等)

第4条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援要請都市は、県支部長へ応援を要請する。

(2) 県支部長は、各都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、中国四国地方支部長へ応援を要請する。

2 前項第1号の要請は、応援要請都市が次の事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、無線又はインターネット回線等により行うものとする。

(1) 災害の状況及び応援内容

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員（応援要員）の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 県支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項第1号の要請前に各都市に対し、応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

4 応援要請都市は、県支部長又は中国四国地方支部長からの応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第6条 応援都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制等)

第7条 県支部長は、応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援要請都市と協議の上、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合は、応援都市に対し必要な情報を提供するように努めるものとする。

- 2 各都市は、災害時における応援活動が迅速かつ適切に遂行することができるよう、平常時から受入体制を確立しておくものとする。

(費用負担)

第8条 第6条に規定する応援に要した費用は、法令その他別段の定めがあるもの及び応援要員に係る人件費（応援都市が平常時に必要とする費用をいう。）を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 前項の負担において、応援都市の職員の派遣に要する旅費及び諸手当は、応援都市の諸規定に基づき算出される額とする。
- 3 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償は、応援都市が負担するものとする。ただし、応援要請都市において応急的に治療する場合の治療費は、応援要請都市が負担するものとする。
- 4 応援都市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合の補償は、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては応援要請都市が負担し、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が負担するものとする。
- 5 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する費用は、応援都市の算定基準等に基づき応援要請都市が負担するものとする。

(立替支弁)

第9条 前条の応援要請都市が負担すべき費用であっても応援要請都市が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援都市が一時立替支弁するものとする。

2 応援都市は、前項の規定により一時立替支弁をしたときは、関係書類を添付した請求書により、応援要請都市に請求するものとする。

(応急復旧資機材の提供)

第10条 第6条第3号に規定する応急復旧資機材の提供のみの応援活動(以下「資機材支援」という。)については、第4条第1項の規定にかかわらず、県支部長への応援要請を省略し各都市相互間で行うことができる。ただし、応援要請都市は、資機材支援を受けた内容について、県支部長へ報告しなければならない。

2 応急復旧資機材の運搬は、原則として応援要請都市で行うものとする。

3 応急復旧資機材の費用負担については、応援都市の指示に従うものとする。

4 前2項に定めるもののほか資機材支援については、各都市相互間で協議の上、決定するものとする。

(災害時連絡先及び防災関係物資等の情報提供)

第11条 各都市は、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める様式により毎年6月末日までに事務局に報告するものとする。

(1) 災害時に事務局との連絡・調整を担当する部課の責任者及び補助者並びに第3条第4項の規定による派遣職員に関する情報 災害時連絡表(様式第1号)

(2) 防災関係物資等の備蓄状況 防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式第2号)

(3) 応急復旧資機材の管理責任者及び備蓄場所に関する情報 応急復旧資機材連絡表(様式第3号)

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、本支

部役員会で協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会山口県支部規則実施の日から施行する。
- 2 日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱は、日本水道協会山口県支部規則実施日の前日をもって廃止とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

防災関係物資等の備蓄状況調査表

(年度末現在)

項目	内 容	保 有 数 量	会 員 名	
			初期応援可能数量	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	加圧(有・無)
	給 水 車 (m ³)	台	台	加圧(有・無)
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他	台	台	
給 水 容 器	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	給 水 タ ン ク (1,500 ℓ ~)	基	基	
	給 水 タ ン ク (1,000 ℓ ~ 1,499 ℓ)	基	基	
	給 水 タ ン ク (~ 999 ℓ)	基	基	
	ポ リ 容 器 (5 ℓ ~ 30 ℓ)	個	個	
	ポ リ 袋	個	個	
	そ の 他	個	個	
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	跌 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他	台	台	水中ポンプ等
管 類	直 管 (mm)	} 次面調査表に記入		
	直 管 (mm)			
	直 管 (mm)			
	継 手 類			
街 路	水 の 街 路	街	街	
	食 糧	街	街	
その他				

※ポリ容器の5ℓ未満のものは算入しない。また、ポリ容器の30ℓを超えるものは、給水タンク(～999ℓ)として算入すること。

※その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入すること。

項目	内 容	保 有 数 量	初期応援可能数量	備 考
管 類	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	直 管 (-)	m	m	
	継 手 類	()	個	個
()		個	個	
()		個	個	
()		個	個	
()		個	個	
()		個	個	
継手類計		個	個	
補 修 材 料	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	
弁 類	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	
	()	個	個	

※管類については管種(K形、HVP等)及び口径ごとに保有数量を記入すること。

※記入欄が不足する場合には、適宜行数を増やすか別紙として詳細を添付すること。

年度 公益社団法人日本水産協会山口県支部 広島復旧資機材連絡表

(年4月1日現在)

会社名	
-----	--

1. 資機材管理責任者 (防災物資等備蓄品として該当がない場合の選出は不要です。)

区分	材料名	フリガナ 式 名	所属部署 (部)	役職	復旧休日連絡先		備考
					復旧平日区	復旧夜間区	
1	直管、異部署						
2	継手型						
3	補修材料						
4	その他						
5	その他機材等						
復旧の所管がある場合 ※ その他機材については、様式第2号に記載の欄に							

2. 資機材設置場所

区分	名称	住所	連絡先	備品材料
1				
2				
3				
4				

3. 資機材費用負担希望

関係部署負担

材料費請求

※ 負担方法については、広島復旧資機材連絡表の取組方針で協議の上、決定する。

10 その他

〔10-(1)〕自主防災組織の現況

本 山	
結成自治会数(A)	10
校区自治会数(B)	10
自治会結成率(A/B)	100.00%

赤 崎	
結成自治会数(A)	22
校区自治会数(B)	23
自治会結成率(A/B)	95.65%

須 恵	
結成自治会数(A)	31
校区自治会数(B)	35
自治会結成率(A/B)	88.57%

小 野 田	
結成自治会数(A)	25
校区自治会数(B)	32
組織率(A/B)	78.13%

高 泊	
結成自治会数(A)	15
校区自治会数(B)	15
自治会結成率(A/B)	100.00%

高 千 帆	
結成自治会数(A)	32
校区自治会数(B)	34
自治会結成率(A/B)	94.12%

有 帆	
結成自治会数(A)	22
校区自治会数(B)	22
自治会結成率(A/B)	100.00%

厚 狭	
結成自治会数(A)	52
校区自治会数(B)	79
自治会結成率(A/B)	65.82%

出 合	
結成自治会数(A)	31
校区自治会数(B)	31
自治会結成率(A/B)	100.00%

厚 陽	
結成自治会数(A)	18
校区自治会数(B)	18
自治会結成率(A/B)	100.00%

埴 生	
結成自治会数(A)	36
校区自治会数(B)	45
自治会結成率(A/B)	80.00%

山陽小野田市の人口	58,416
山陽小野田市の世帯数	24,983
結成組織世帯数	23,462
組織率	93.91%

全自治会数	344
結成全自治会数	294
結成率	85.47%

[10-(2)]電力施設の現況

○ 汽力発電所(中国電力山口支店)

所名	所在地	認可最大出力(kw)
新小野田	山陽小野田市新沖二丁目1-1	1,000,000

○ 変電所(中国電力山口支店)

所名	所在地	認可最大出力(KVA)
高千帆	山陽小野田市大字有帆字大久保	30,000
小野田	山陽小野田市大字小野田新沖	141,000
厚狭	山陽小野田市大字郡739	35,000
山野井	山陽小野田市大字山野井字今堀2302-1	40,000

[10-(3)]災害時におけるヘリコプター離着陸場の予定地

○山口県消防防災ヘリコプター

名称	所在地	地積(m ²)	長さ×幅	連絡先	電話番号
埴生漁港	大字埴生756-2	6,300	90×70	農林水産課	0836-82-1153
小野田運動広場	中川五丁目6767-3	12,100	110×110	文化スポーツ推進課	0836-82-1116
高千帆運動広場	大字東高泊615-1	9,810	90×109	文化スポーツ推進課	0836-82-1116
厚狭球場	大字厚狭852-1	6,800	85×80	文化スポーツ推進課	0836-82-1116
山陽オート駐車場 (第5駐車場)	大字埴生1448	14,400	160×90	公営競技事務所	0836-76-1115
厚狭中学校グラウンド	大字山川829	8,360	110×76	教育委員会 教育総務課	0836-82-1208
厚陽小・中学校グラウンド	大字郡3491-2	4,505	85×53	教育委員会 教育総務課	0836-82-1208
赤崎運動広場	赤崎二丁目4455-1	9,604	98×98	文化スポーツ推進課	0836-82-1116
山陽小野田市民病院	大字東高泊1863-1	288	18×16	山陽小野田市民病院 総務課	0836-83-2355

[10-(3)]災害時におけるヘリコプター離着陸場の予定地

○自衛隊ヘリコプター

市町	第1予定地		第2予定地		第3予定地	
	設定地点	面積	設定地点	面積	設定地点	面積
山陽小野田市	小野田運動広場	12,100	厚狭球場	12,168	高千帆運動広場	9,844

[10-(4)]指定文化財一覧

区分	名称	数量	所在地	種別	指定年月日
国指定文化財	周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋		山陽小野田市 大字西高泊1558-1ほか	史跡	H8.3.28
	旧小野田セメント製造株式会社竪窯	1基	山陽小野田市 大字小野田6276	建造物	H16.12.10
国登録有形文化財	小野田セメント山手倶楽部	1棟	山陽小野田市 大字小野田字小屋ノ尾6094	建造物	H12.12.4
県指定文化財	銅鐘	1口	山陽小野田市 大字山川1727	工芸品	S41.6.10
	小野田セメント徳利窯		山陽小野田市 大字小野田6276	史跡	S44.2.4
	長光寺山古墳出土品	12品	山陽小野田市大字鴨庄94 厚狭図書館内	考古資料	S51.3.16
	木造千手観音菩薩立像	1軀	山陽小野田市 大字有帆2289-1	彫刻	S58.4.5
	木造釈迦如来坐像	1軀	山陽小野田市 大字有帆2289-1	彫刻	S58.4.5
	木造阿弥陀如来坐像	1軀	山陽小野田市 大字有帆2289-1	彫刻	S58.4.5
	木造大日如来坐像	1軀	山陽小野田市 大字有帆2289-1	彫刻	S58.4.5
	木造阿弥陀如来坐像	1軀	山陽小野田市 大字有帆2289-1	彫刻	S58.4.5
	木造不動明王立像	1軀	山陽小野田市 大字有帆2289-1	彫刻	S58.4.5
	木造聖観音菩薩立像	1軀	山陽小野田市 大字有帆2289-1	彫刻	S58.4.5
	木造十一面観音菩薩立像	1軀	山口市亀山町3-1 山口県立美術館内	彫刻	S60.4.16
	物見山経塚出土品	6品	山陽小野田市大字鴨庄94 厚狭図書館内	考古資料	H1.10.24
	長光寺山古墳	1基	山陽小野田市 大字郡字弥ヶ道10697-1ほか	史跡	H3.4.5
	妙徳寺山1号経塚出土品	18品	山陽小野田市大字鴨庄94 厚狭図書館内	考古資料	H3.12.10
	妙徳寺山古墳出土品	245品	山陽小野田市大字鴨庄94 厚狭図書館内	考古資料	H12.12.15
	竜王山のハマセンダン	1本	山陽小野田市 大字小野田1094	天然記念物	H30.3.2
市指定文化財	長光寺山経塚	1基	山陽小野田市 大字郡698-15	史跡	S50.5.27
	長光寺山経塚出土品	12点	山陽小野田市大字鴨庄94 厚狭図書館内	考古資料	S50.5.27
	松嶽山正法寺古文書	63点	山陽小野田市大字鴨庄94 厚狭図書館内	古文書	S50.5.27
	厚狭毛利家墓所及び墓碑		山陽小野田市大字郡696-1 洞玄寺裏山	史跡	S53.10.26
	薬師如来坐像	1軀	山陽小野田市大字鴨庄431 円応寺薬師堂	彫刻	S55.1.24
	不動明王立像	1軀	山陽小野田市大字鴨庄431 円応寺薬師堂	彫刻	S55.1.24
	毘沙門天立像	1軀	山陽小野田市大字鴨庄431 円応寺薬師堂	彫刻	S55.1.24
	高泊御開作新田記	1巻	山陽小野田市 大字西高泊1759	古文書	S59.3.1
	仁保の上古墳	1基	山陽小野田市大字有帆10180	史跡	S59.3.1

区 分	名 称	数 量	所 在 地	種 別	指定年月日
市 指 定 文 化 財	塚の川古墳	1基	山陽小野田市 大字小野田688、689、4269	史 跡	S59.3.1
	岩崎寺観音堂鰐口	1口	山陽小野田市 大字有帆2289-1	工 芸 品	S59.3.1
	塩浜石炭焚滓堆積地		山陽小野田市 大字小野田4365	史 跡	S59.3.1
	法蓮寺梵鐘	1口	山陽小野田市 大字西高泊886	工 芸 品	S60.3.5
	松山窯跡出土品	111個	山陽小野田市栄町9-21 歴史民俗資料館内	考 古 資 料	S60.3.5
	石字経王塔	1基	山陽小野田市大字郡1896 洞玄寺境内	史 跡	S63.7.27
	糸根の松原	90本	山陽小野田市 大字植生字赤子寝3229-12	天 然 物 記 念	H2.11.29
	平松1号古墳	1基	山陽小野田市 大字津布田字柱ヶ迫	史 跡	H5.4.30
	小野田の皿山用具	103点	山陽小野田市栄町9-21 歴史民俗資料館内	有 形 民 俗 文 化 財	H6.3.24
	小野田の皿山製品	100点	山陽小野田市栄町9-21 歴史民俗資料館内	有 形 民 俗 文 化 財	H6.3.24
	仁保の上道乾屋敷跡		山陽小野田市大字有帆字上田尻 2252-1～5、2255-1～6	史 跡	H6.3.24
	且の登り窯	1基	山陽小野田市大字小野田1501-2	史 跡	H6.12.14
	千林尼の大休・指月石畳道		山陽小野田市大字有帆字大休	史 跡	H6.12.14
	旧本山炭鉱斜坑坑口	1基	山陽小野田市 大字小野田字1の大須恵214-4	建 造 物	H10.3.23
古式行事		山陽小野田市日の出一丁目1-1 山陽小野田市教育委員会社会教育課内	無 形 民 俗 文 化 財	H16.6.29	

[10-(5)]災害救助法による救助の程度、方法及び期間

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内とすること。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を建設型応急住宅として設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の实情に応じた額		

炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から 7日以内	被災者が直ちに食することができる現物によるもの 食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別は夏季(4月～9月)及び冬季(10月～3月)とし、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物支給に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全焼	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		流出	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
半壊	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,300	3,700		
半焼									
床上浸水									
医 療	医療の途を失った者に対し応急的に処置する	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産おい日流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の	1 現に生命、身体	当該地域における通常の実	災害発生の日から	1 期間内に生死が明らか					

救出	が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	費	3日以内	にならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された災害にあたっては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品その他の学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡したものを対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	第害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条1号に規定する都道府県をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143号に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	--	---	---	---------------------------------

[10-(6)]被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷者) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷者) 1か月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ基の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿者、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	全壊 (全焼・全流)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害区分		認定基準	
住家の被害	半壊 (半焼・半流失)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、破損部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラスが2～3枚割れた程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。 なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみ記入し、被害の区別は、住家に対する全壊、半壊の例により判定するものであること。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物。	
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。	
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
	田の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。	
	道路	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
		損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急措置が必要となったものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。	
橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。		

被害区分		認定基準
河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止め、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	堤防決壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
	越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて場内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
その他	港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理に必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。
	崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石等が水と一緒に流れることにより、人命、人家及び公共建物に被害があったものをいう。
	水道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	鉄道不通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	電話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。

被害区分		認定基準
り災者	り災所帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設をいう。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園をいう。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童クラブ、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害をいう。
	林産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば立木、苗木の被害をいう。
	畜産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう。
	水産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等をいう。
被害額		建物被害の概算額千円単位で総額を計上する。

- (注) 1 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- 2 国への報告書中「災害中間年報及び災害年報」の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に係る被害額は「査定済額」を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書とするものとする。
- 3 国への報告書中「公共施設被害市町村」とは、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に被害を受けた市町村とする。

[10-(7)]山口県広域消防応援・受援基本計画

本計画は、山口県が策定した「県内の広域消防応援」及び「緊急援助隊（受援・応援）」に係る計画であり、計画に記載される別表及び様式等については、本資料編では省略する。

(7)-1 第1節 山口県内広域消防応援計画

第1項 基本事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年4月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	[次のいずれかに該当する場合] <ul style="list-style-type: none">・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第3項 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は別表第1のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

- (1) 応援隊と受援市町等との通信は、主運用波を使用するものとする。
ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、統制波の使用も考慮するものとする。
- (2) 応援市町等間の通信は、応援市町等の活動波を使用するものとする。

第4項 応援隊の編成

1 応援隊の編成

- (1) 応援可能隊は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援可能資機材は、県内計画別表第3のとおりとする。

2 指揮体制

- (1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。
- (2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5項 発災段階（受援市町等の対応）

1 応援要請の手続き

- (1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量 ウ 応援隊の活動内容 エ 応援隊の到着希望日及び集結場所 等
------------	--

- (2) 発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

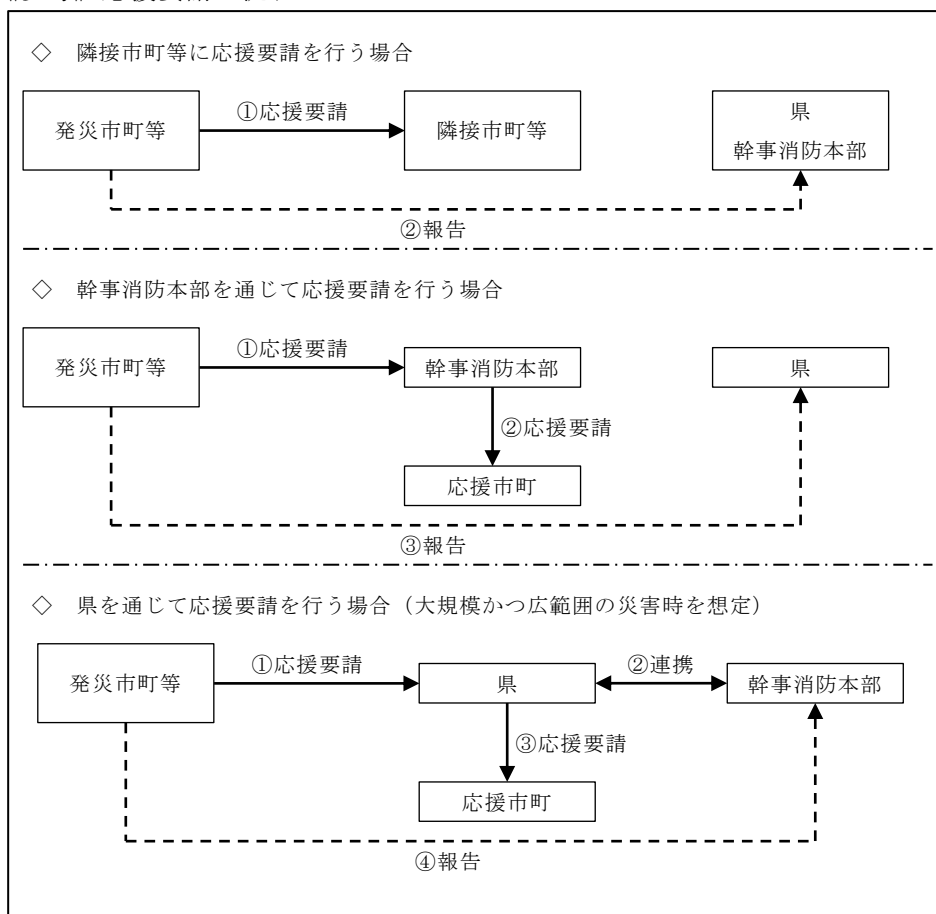
この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4 集合場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

5 応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 知事による応援の指示

知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

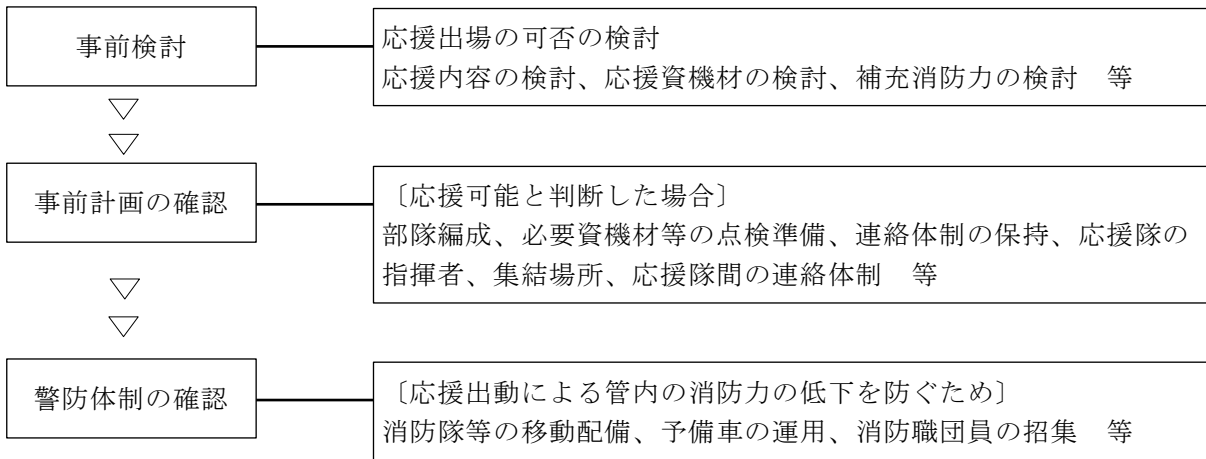
第6項 発災段階（応援市町等の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】



2 応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第7項 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名 イ 応援隊の人員・車両・資機材 ウ 集結場所への到着予定時間 エ 出動経路 等
------------	--

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。

なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時 イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量
------	---

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

確認事項	ア 災害の状況 イ 活動方針 ウ 活動地域及び任務 エ 使用無線系統 オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ その他必要な事項
------	---

5 応援の中断

応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要 イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無 ウ 応援隊の現場引き揚げ日時
------	---

第8項 その他

1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費 ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。

3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

(7)-2 第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、山口県内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、本節に係る用語については、別表第1のとおりとする。

第2項 応援要請

1 山口県への出動部隊

【指揮支援隊】

指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）

広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局

【陸上部隊】

第一次出動県隊（4県）

鳥取県、岡山県、広島県、福岡県

出動準備県隊（近畿1県、中国1県、四国全県、九州6県）

兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県

【航空部隊】

第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）

島根県、愛媛県

岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市

出動準備航空部隊

東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 応援要請の手続き

- (1) 緊急援助隊の応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。
- (2) 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄とする消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、山口県知事（以下「知事」という。）に対して運用要綱別記1-2により応援要請を行うものとする。
なお、県知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県知事に対して報告するものとする。
- (3) 県知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

- (4) 知事は、被災地の市町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。
- (5) 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

3 緊急消防援助隊の応援決定通知

知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

4 被害情報等の報告

- (1) 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。
- ア 被害状況
 - イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
 - ウ 緊急消防援助隊の任務
 - エ その他必要な事項
- (2) 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

5 連絡体制

応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時における関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第3項 受援体制

1 消防応援活動調整本部の設置

- (1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。
- なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。
- (2) 調整本部は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

2 調整本部の組織

- (1) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事をもって充てるものとする。
- (2) 調整本部の副本部長は、県防災危機管理課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- (3) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
- なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
- ア 防災危機管理課の職員
 - イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
 - エ 消防防災航空隊の職員
- (4) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、防災危機管理課長が専決するものとする。

- ア 消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第44条第1項及び第3項関係）
- イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第44条の3第1項関係）

3 調整本部の任務等

- (1) 調整本部は、山口県消防応援活動調整本部と呼称するものとする。
- (2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。
- (3) 調整本部は、消防庁、山口県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - イ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - ウ 各種情報の集約及び整理に関すること。
 - エ 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - オ その他必要な事項に関すること。
- (4) 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- (5) 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- (6) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者に会議出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- (7) 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

4 現地消防本部の対応

現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

第4項 指揮体制及び通信運用体制

1 指揮体制等

- (1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- (3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。
- (4) 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

2 通信運用体制

- (1) 山口県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。
- (2) 各消防本部の使用無線周波は、別表第5のとおりとする。

第5項 消防応援活動の調整等

1 迅速出動時の部隊の受入れ

- (1) 山口県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。
- (2) 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。
- (3) 調整本部は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

2 進出拠点

- (1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。
 - ア 陸上部隊の進出拠点及び担当消防本部、航空部隊の進出拠点は、別表第6のとおりとする。
- (2) 調整本部は、決定した進出拠点を進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- (4) 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

3 任務付与

指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 使用無線系統
- (5) 地水利状況
- (6) その他必要な事項

4 資機材の貸出し

- (1) 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- (2) 各市町のスピンドルドライバーの形状は、計画別表第7のとおりとする。

5 ヘリコプター離着陸場所

ヘリコプター離着陸場所は、緊援隊受援計画別表第8のとおりとする。

6 災害拠点病院等

災害拠点病院等は、計画別表第9のとおりとする。

7 宿営場所

- (1) 調整本部長は、現地消防本部と協議して計画別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。
- (2) 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

8 燃料補給場所

陸上部隊及び航空部隊の燃料補給場所は、計画別表第11のとおりとする。

9 燃料調達要請

- (1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、計画別表第12のとおりとする。

10 重機派遣要請

- (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、県災対本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、計画別表第12のとおりとする。

11 物資等調達要請

- (1) 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、県災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、計画別表第12のとおりとする。

12 部隊移動

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、計画別紙第3のとおり行うものとする。

13 長官の求め又は指示による部隊移動

- (1) 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。
- (2) 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。
- (3) 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するものとする。
- (4) 県知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

14 知事による部隊移動

- (1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行うものとする。
- (4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知するものとする。
- (5) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

15 部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

16 活動報告

- (1) 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6-2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。
- (2) 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

第6項 活動終了

1 活動終了

- (1) 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。
- (2) 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7項 その他

1 情報提供

調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

2 地理情報

県及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

3 災害時の体制整備

県、各市町及び各消防本部は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

4 受援計画の作成

- (1) 各消防本部は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。
- (2) 各消防本部は、当該計画を作成した場合は、県に対して報告するものとする。

(7)-3 第3節 広域航空消防応援の受援実施

1 広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、都道府県や政令指定市消防機関が所有する防災ヘリコプターを活用した広域消防応援体制が整備されている。

ここでは、山口県消防防災ヘリコプターによる消防応援の受援及び緊急消防援助隊によらない場合の広域航空消防の受援について定める。

(1) 基本事項

ア 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

県及び各市町等は、ヘリコプターによる消防応援が必要となった場合に備えて、山口県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「ヘリ応援協定」という。）を締結している。実際に応援を必要とする際は、ヘリ応援協定に基づき、発災市町等から県へ応援要請を行うこととなる。

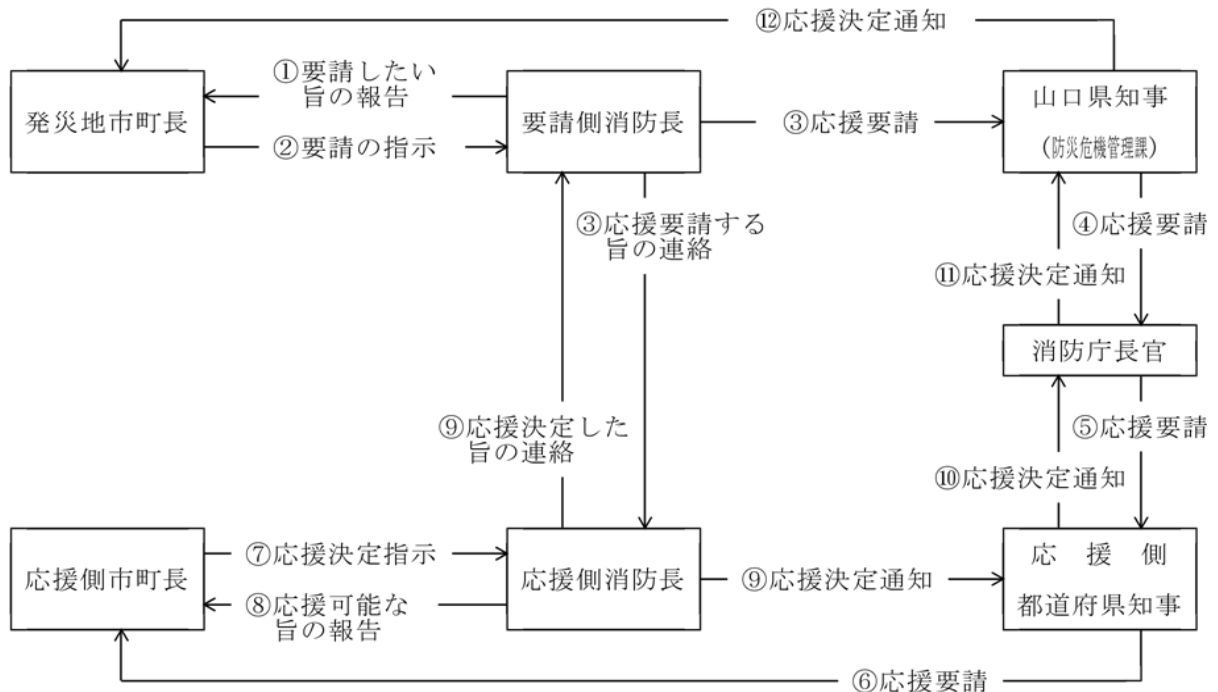
イ 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱

都道府県域を超えた広域航空消防応援を実施できるよう、消防組織法第44条に基づき、消防庁において広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）が定められている。県内での発災において、山口県消防防災ヘリコプターのみでは航空消防力が不足する場合（又は山口県消防防災ヘリコプターが点検等により使用不可の場合）は、航空応援要綱に基づき、消防庁長官を通じて応援要請を行う。

また、詳細な手続きは、航空応援要綱の細目に規定されている。

(2) 応援要請の手順

応援要請の手順は次のとおりである。



(3) 要請の方法

ア 発災地の消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、山口県知事へヘリコプターの応援要請を行う。

イ 要請・連絡事項

知事への要請事項	応援側都道府県（消防本部）への連絡事項
(ア) 要請先市町 (イ) 要請者、要請日時 (ウ) 災害の発生日時、場所、概要 (エ) 必要な応援の概要	(ア) 必要とする応援の具体的内容 (イ) 応援活動に必要な資機材等 (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制 (エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法 (オ) 離発着場における資機材の準備状況 (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (キ) 他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名又は保有する都道府県名 (ク) 気象の状況 (ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防本部の連絡先 (サ) その他必要事項

ウ 消防庁長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は、航空応援要綱の細目に定める様式により行うが、とりあえずは電話・FAXで行い、事後速やかに正式文書で要請する。

(4) 広域消防応援に係る担当窓口

資料編[表1]のとおり。

(7)-4 第4節 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、緊急消防援助隊山口県隊（以下「山口県隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、本節に係る用語については、別表第1のとおりとする。

第2項 山口県隊の編成

1 連絡体制等

応援出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援出動時における関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から山口県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。

なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 山口県隊の編成

- (1) 山口県隊の登録部隊は、別表第3のとおりとする。
- (2) 山口県隊は、緊急消防援助隊に登録された部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成するものとする。
なお、山口県隊を編成する期間は、山口県隊発隊式から山口県隊解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。
- (3) 山口県隊を大隊とし、山口県隊と呼称するものとする。
- (4) 県隊長は、代表消防機関の下関市消防局の警防課長をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の周南市消防本部の警防課長をもって充てるものとする。
なお、両消防本部から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の警防課長は県副隊長として県隊長を補佐するものとする。
- (5) 部隊（中隊）は、消防本部毎又は消火、救助等の任務単位とし、「（例）下関中隊、山口県消火部隊」と呼称するものとする。
なお、消防本部毎の部隊長は、各消防本部の出動職員から県隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の部隊長は、次の消防本部の出動職員から県隊長が上席者を指定するものとする。

部隊名（中隊）	中隊長を充てる消防本部名
消火部隊	柳井地区広域消防本部
救助部隊	周南市消防本部
救急部隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援部隊	下関市消防局
特殊災害部隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備部隊	防府市消防本部

- (6) 隊（小隊）は、各車両又は付加された任務単位とし、「（例）萩消防隊」と呼称するものとする。
 なお、隊長は、当該隊の上席者をもって充てるものとする。
- (7) 後方支援部隊の編成は、別表第4のとおりとし、県単位で後方支援部隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。

3 各隊の保有資機材等

後方支援部隊の保有資機材は、計画別表第4のとおり。

4 指揮体制等

- (1) 山口県隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。
- (2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。
- (3) 県隊長は、山口県隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の管理を受け、山口県隊の活動を管理するものとする。
- (4) 部隊長（中隊長）は、山口県隊長の管理の下に隊（小隊）の活動を管理するものとする。
- (5) 隊長（小隊長）は、部隊長（中隊長）の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

5 出動時における無線通信運用体制

出動時の無線通信運用体制は、別表第5のとおりとする。

第3項 山口県隊の出動

1 出動基準及び集結場所等

- (1) 山口県隊の出動基準、第一次出動県及び出動準備県並びに集結場所は、別表第6のとおりとする。

別表第6（抜粋）

第一次出動の対象となる県（隣県3県） ※アクションプランを除く
島根県、広島県、福岡県

出動準備県（中国2県・四国全県・九州7県） ※アクションプランを除く
鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- (2) 東海地震等の3つの大規模地震における山口県隊の出動基準等は、別表第6下段のとおりであり、山口県隊はいずれも第四次出動隊に規定されている。

別表第6（抜粋）

出動準備県（東海地震が発生した場合） ※東海地震における緊援隊アクションプラン
神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県 ※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定

出動準備県（首都直下地震が発生した場合） ※首都直下地震における緊援隊アクションプラン
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

出動準備県（東南海・南海地震が発生した場合） ※東南海・南海地震における緊援隊アクションプラン
静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県

2 出動準備及び出動可能隊数の報告

- (1) 各消防本部は、山口県隊が第一次出動県隊及び出動準備県隊となる県において震度6弱（政令市は5強）以上の地震災害が発生した場合、津波・大津波警報が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、出動準備を行うものとする。
- (2) 前項の場合において、各消防本部は、山口県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、直ちに、山口県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとする。
また、県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して運用要綱別記様式3-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- (3) 県は、消防庁から運用要綱別記様式3-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。
この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、山口県は、速やかに消防庁に対して運用要綱別記様式3-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- (4) 県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

3 山口県隊の出動

- (1) 県知事は、消防庁長官から運用要綱別記様式2-1又は2-2により出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関との協議の上、出動部隊の調整、集結時間・場所、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）により各市長等に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整するものとする。
- (2) 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに部隊を出動させるものとする。なお、出動部隊には、原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。
- (3) 出動に係る部隊の編成は、別表第7のとおりとする。
- (4) 部隊を出動させた消防本部は、派遣部隊連絡書（様式5）により県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、出動部隊にも、派遣部隊連絡書（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県隊長に提出するものとする。
- (5) 代表消防機関は、前項の派遣部隊連絡書（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。
- (6) 山口県は、消防庁に対して出動隊数を報告するものとする。

4 迅速出動

- (1) 迅速出動に係る部隊の編成は、別表第7のとおりとする。
- (2) 県及び代表消防機関は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、第一次編成陸上部隊及び第二次編成陸上部隊の集結時間・場所等を協議の上決定し、各消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動可能な全隊を出動させるものとする。
- (4) 関係消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱに該当する事案が発生した場合は、速やかに陸上部隊先遣隊を出動させるものとする。
なお、広島県又は島根県で発災したときは、複数の消防本部で陸上部隊先遣隊を編成することとなるため、相互に連絡をとりあって、部隊の編成等を確認するものとする。
- (5) 陸上部隊先遣隊及び第一次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとする。
- (6) 第二次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとする。
- (7) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生し出動する場合は、速やかに出動予定隊数を県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して、運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、各消防本部の報告を

取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。

なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。

- (8) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱ及びⅢに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動準備を行うとともに、情報収集に努めるものとする。

5 集結場所への集結完了

- (1) 出動部隊長は、集結場所に到着した時、派遣部隊連絡書（様式5）の写しを県隊長へ提出するとともに、山口県隊概要（様式7）により県隊の概要を確認するものとする。
- (2) 県隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

6 進出拠点への進出

- (1) 県隊長は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 県隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各部隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- ア 被災地の被害概要
 - イ 山口県隊の活動地域及び任務
 - ウ 山口県隊の進出拠点及び出動ルート
 - エ 山口県隊の隊列
 - オ その他必要な事項
- (4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動に係る部隊編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

7 進出拠点到着

- (1) 県隊長は、進出拠点到着後、速やかに県隊長及び部隊規模について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。
- なお、進出拠点に受援県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- (2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、県隊長のみが先行して前項の任務を行い、無線等により県隊に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

8 現地到着

- (1) 県隊長は、応援先市町村到着後、速やかに県隊長、部隊規模等について指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。
- ア 災害状況
 - イ 活動方針
 - ウ 活動地域及び任務
 - エ 山口県隊本部を設置する場合はその位置
 - オ 使用無線系統
 - カ 地水利状況
 - キ その他活動上必要な事項
- (2) 県隊長は、速やかに山口県隊現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。

9 山口県隊本部の設置

- (1) 県隊長は、必要に応じて県隊長を本部長とする山口県隊本部を設置するものとする。
- (2) 県隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

第4項 後方支援活動

1 後方支援本部の設置

- (1) 山口県隊が出動する場合は、山口県に後方支援本部を設置するものとする。
- (2) 後方支援本部長は、県防災危機管理課長をもって充てるものとする。
- (3) 本部員は、県防災危機管理課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとし、代表消防機関代行は、状況に応じて後方支援本部に参集するものとする。
- (4) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- (5) 後方支援本部は、山口県隊の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県隊長及び関係機関との各種連絡調整
 - イ 山口県隊の出動、集結及び活動に係る調整
 - ウ 山口県隊の活動記録の集約
 - エ 各消防本部に対する山口県隊の活動状況に関する情報提供
 - オ 山口県隊に対する災害に関する情報提供
 - カ 必要な資機材等の手配及び提供に関する調整
 - キ 食糧（3日目以降）の手配及び提供に関する調整
 - ク 増援部隊及び交替部隊の派遣に関する調整
 - ケ その他必要な事項
- (6) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。

2 後方支援部隊の任務等

- (1) 後方支援部隊は、山口県隊長の指揮の下、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 後方支援本部との連絡
 - イ 宿営場所の設置及び維持
 - ウ 物資の調達及び搬送
 - エ 車両及び資機材の保守管理
 - オ 交替要員の搬送
 - カ 活動の記録
 - キ その他必要な事項
- (2) 後方支援部隊の具体的な活動については、別に定める山口県隊後方支援活動要領により行うものとする。

3 相互協力

県及び各消防本部は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第5項 活動終了

1 部隊の引揚げ

- (1) 県隊長は、指揮者から引揚げ指示があった場合は、速やかに調整本部及び指揮支援本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。
- (2) 県隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の指示により被災地から引揚げるものとする。
 - ア 山口県隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
 - イ 活動中の異常の有無
 - ウ 隊員の負傷の有無
 - エ 車両、資機材等の損傷の有無
 - オ その他必要な事項

2 帰署報告

緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊が被災地から帰署した場合は、その旨を県に対して報告するものとし、県は消防庁に対して報告するものとする。

第6項 活動報告等

1 県隊長への報告等

- (1) 県隊長は、必要の都度、山口県隊活動打合事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会を開催し、県隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。
- (2) 各部隊長は、災害現場ごとに部隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県隊長に対して報告するものとする。

2 日報

県隊長は、指揮支援本部に対して運用要綱別記様式6-2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

3 帰署後における報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、全部隊が被災地から帰署した場合は、県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式6-1により活動報告を行うものとする。
- (2) 県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して活動報告を行うものとする。

4 高速自動車国道等の通行に係る報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊帰署後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。なお、活動が長期に及び部隊の交代がある場合は、交代した部隊単位で報告するものとする。
- (2) 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、山口県隊の最終部隊帰署後7日以内に、県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第7項 その他

1 緊急消防援助隊の車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、「緊急消防援助隊山口県隊」と明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

2 高速自動車国道等の通行

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに公務従事車両証明書（別紙第3）に必要事項を記入し提出するものとする。
なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

3 情報共有

- (1) 県又は代表消防機関は、各消防本部に対して、迅速な出動や被災地での的確な活動に必要な情報の提供に努めるものとする。
- (2) 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

4 消防本部等における事前準備

- (1) 各消防本部等は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- (2) 各消防本部等は、応援用資機材・無線機、後方支援資機材、食料・飲料水（原則として72時間活動可能）等の整備に努めるものとする。

5 航空部隊の応援等

航空部隊に係る応援等については、山口県が別に定めるものとする。

[10-(8)]災害の記録

災害発生時期		災害原因	雨量 (降始め ~降終わり)	気象概要	被害状況	特記事項
年	月 日					
S10	6. 3	台風		最大風速 ESE 29.3m/S		旧小野田市
S17	8. 27	台風		最大風速 E 34.2m/S	死者 141名 負傷者 27名 行方不明者 3名 流失 96名 倒壊 195名 半壊 985名 床上浸水 8,218名	旧小野田市
"	"	台風 高潮		"	(旧厚狭町) (旧生田村) 死者 9名 死者 1名 負傷者 9名 流失家屋 72件 り災人員 2,655名 全壊家屋 48件 流失家屋 216件 半壊家屋 88件 全壊家屋 5件 床上浸水 40件 半壊家屋 121件 床下浸水 120件 床上浸水 135件 漁船被害 170件 床下浸水 54件 漁船被害 265件 (山口県昭和17年風水害一件より)	旧山陽町
S24	8. 16	台風		最大風速 E 30.7m/S		旧小野田市
S28	6. 25 ~29	台風	293	梅雨前線	有帆川堤塘4ヶ所決壊 死者 2名 負傷者 5名 全壊 9件 半壊 65件 流失 1件 床上浸水 2,226件	旧小野田市
"	"	豪雨	528	梅雨前線 厚狭川水位 4.3m	(旧厚狭町 推定) (旧植生町 推定) 厚狭川堤防決壊 死者 2名 死者 4名 り災人員 221名 負傷者 5名 流失家屋 8件 孤立り災者救出 62名 全壊家屋 13件 床上浸水 1,500件 半壊家屋 6件 床下浸水 2,100件 床上浸水 3件 床下浸水 33件	旧山陽町
S29	7. 4 ~5	豪雨	212	梅雨前線 厚狭川水位 3.8m	鴨川橋、下津橋通行止	旧山陽町
S29	9. 25 ~26	洞爺 丸台 風	193	最大風速 21m/S 厚狭川水位 3m	厚狭炭鉱避難救助	旧山陽町
S30	4. 14 ~17	豪雨	317	厚狭川水位 3m	厚狭炭鉱坑内ガス中毒 死者 鉱夫 3名 広瀬二 堤防越水	旧山陽町
S30	6. 27 ~30	豪雨	305	厚狭川水位 2.5m	浴、七日町堤防決壊	旧山陽町
S30	9. 29 ~30	台風 22号	57	最大風速 ENE 30.3m/S	全壊 6件 半壊 14件 床上浸水 29件	旧小野田市

災害発生時期		災害原因	雨量 (降始め ～降終わり)	気象概要	被害状況	特記事項
年	月 日					
S31	8.16 ～17	台風 9号	80.7	最大風速 ESE 29.8m/S	負傷者 1名 全壊 3件 床上浸水 3件	旧小野田市
S32	7.1 ～5	豪雨	386	梅雨前線 厚狭川水位 2.5m	大正川増水 石鞘崖くずれ	旧山陽町
S34	7.13 ～14	豪雨	261	梅雨前線 厚狭川水位 4.2m	東下津崖くずれ 南部地区避難命令 被害人員 5,574名 炊出しを受けた延べ人員 2,595名 土木災害 27件 耕地災害 133件 冠水 730町歩	旧山陽町
S36	9.14 ～16	第2室 戸 台風	72.8	最大瞬間風速 N 27.1m/S		旧小野田市
S39	6.24 ～27	豪雨	266	厚狭川水位 4.5m	東下津堤防決壊	旧山陽町
S41	6.30 ～7.1	豪雨	311.2	梅雨前線 厚狭川水位 3.1m	加藤北崩壊 大正川、石丸橋、町道堤防決壊	旧山陽町
S44	6.28 ～7.11	豪雨	441.1	梅雨前線	床上浸水 744件	旧小野田市
"	"	"	392.8	梅雨前線 厚狭川水位 2.8m	土木災害 7件 耕地災害 15件 水道 30件	旧山陽町
S45	8.14 ～15	台風 9号	107.6	最大瞬間風速 ESE 40.4m/S	半壊 1件 床上浸水 5件 床下浸水 289件	旧小野田市
S47	7.9 ～13	大雨	349	梅雨前線	災害救助法適用 全壊 1件 半壊 12件 一部破壊 28件 床上浸水 525件 床下浸水 2,800件	旧小野田市
S47	7.9 ～13	豪雨	427.7	梅雨前線 最大時間雨量 36mm 厚狭川水位 3.1m	避難者延 103件 床上浸水 25件 床下浸水 224件 山崩れ等の家屋の被害 17件 公共土木施設 41件 農地、農業用施設 111件 林業用施設 3件	旧山陽町
S49	7.13 ～18	豪雨	311	梅雨前線 厚狭川水位 2.8m	住家全壊 1件 床下浸水 3件 土木災害 74件 耕地災害 76件 林業災害 1件	旧山陽町
S50	6.23 ～24	豪雨	93.5	梅雨前線 厚狭川水位 1.5m	床下浸水 2件 土木災害 37件 耕地災害 67件	旧山陽町

災害発生時期		災害原因	雨量 (降始め ～降終わり)	気象概要	被害状況	特記事項
年	月 日					
S51	9. 8 ～13	台風 17号	109.5	最大風速 18.4m/S 厚狭川水位 3.2m	床上浸水 2件 床下浸水 17件 土木災害 42件 耕地災害 126件 林業災害 5件 水産災害 2件 衛生災害 3件 文教災害 8件	旧山陽町
S51	9.13	台風 17号	75.1		半壊 2棟 2世帯 一部損壊 7棟 7世帯 床上浸水 1棟 1世帯 床下浸水 45棟 107世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
S53	6.10 ～11	大雨	110		土木関係被害	旧小野田市
S53	9.15	台風 18号	16	最大風速 32m/S	避難勧告発令 全壊 1棟 1世帯 半壊 2棟 2世帯 床下浸水 1棟 1世帯 農作物被害 公共施設被害等	旧小野田市
S54	6.26 ～7.2	大雨	376		水防本部設置 倉庫全壊(本山町) 全壊 1棟 床上浸水 13棟 13世帯 床下浸水 281棟 279世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
"	"	豪雨	345.5	梅雨前線 最大時間雨量 20.5mm 厚狭川水位 3.0m	耕地災害 54件 土木災害 43件 文教災害 1件	旧山陽町
S55	7.1 ～2	大雨	126.5		避難勧告発令 床上浸水 1棟 床下浸水 137棟 137世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
"	"	豪雨	166	梅雨前線 最大時間雨量 27mm 厚狭川水位 2.7m	山林崩壊 1件 水路決壊 1件 耕地災害 43件 土木災害 18件 林業災害 2件	旧山陽町
S55	7.5 ～14	大雨	319.2		避難勧告発令 床上浸水 1棟 1世帯 床下浸水 32棟 32世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
S55	7.28 ～29	大雨	157		避難勧告発令 床下浸水 81棟 81世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
S55	8.26	大雨	48		床下浸水 62棟 62世帯	旧小野田市
S55	8.30	大雨	37		床下浸水 61棟 61世帯 土木関係被害	旧小野田市

災害発生時期		災害原因	雨量 (降始め ～降終わり)	気象概要	被害状況	特記事項
年	月 日					
S55	9.11	台風 13号 高潮	17		床下浸水 6棟 6世帯	旧小野田市
S56	6.25 ～30	大雨	367.5		床下浸水 11棟 11世帯	旧小野田市
S56	6.25 ～7.1	豪雨	431	梅雨前線 最大時間雨量 24mm 厚狭川水位 3.0m	床下浸水 8件 耕地災害 119件 土木災害 36件 林業災害 2件	旧山陽町
S56	7.3 ～8	大雨	167.4		床下浸水 115棟 115世帯	旧小野田市
S57	7.11 ～25	大雨	431		床下浸水 8棟 7世帯	旧小野田市
S59	6.25 ～26	大雨	88		床下浸水 9棟 9世帯	旧小野田市
S60	6.21 ～7.9	大雨	864		避難勧告発令 倉庫全壊(共和町) 全壊 1棟 床上浸水 4棟 6世帯 床下浸水 356棟 360世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
S60	6.21 ～30	豪雨	641	梅雨前線 最大時間雨量 32mm 厚狭川水位 4.5m	家屋一部破損 1件 床上浸水 124件 床下浸水 429件 耕地災害 82件 林業災害 8件 土木災害 70件 衛生災害 4件 文教災害 1件	旧山陽町
S60	7.18	大雨	75.5		浸水区域不明 床下浸水 91棟 115世帯	旧小野田市
S61	7.12 ～15	大雨	278.5		床下浸水 70棟 70世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
S63	4.26	火災		出火原因 不明	(平和町) 災害対策本部設置 (住家) 全焼 11棟 21世帯 半焼 1棟 2世帯 部分焼 2棟 3世帯 (非住家) 全焼 2棟 部分焼 1棟	旧小野田市
H1	6.14 ～16	大雨	150.5		住家擁護壁倒壊 市道北若山東線閉鎖 土木関係被害	旧小野田市
H2	6.15	大雨	209		床上浸水 3棟 3世帯 床下浸水 81棟 92世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
H2	6.30 ～7.3	大雨	133		土木関係被害	旧小野田市
H2	9.19	台風 19号	16		倉庫全壊(浜) 全壊 1棟 倒木被害	旧小野田市
H3	7.1 ～4	大雨	81		農林土木関係等被害	旧小野田市
H3	9.14	台風 17号	29		倒木被害	旧小野田市

災害発生時期		災害原因	雨量 (降始め ～降終わり)	気象概要	被害状況	特記事項
年	月 日					
H3	9.27	台風 19号	24.5	最大瞬間風速 SE51.4m/S(宇部空港) 平均風速 37.4m/S(宇部空港) 最大風速 25m/S(小野田市消防本部)	災害対策本部設置 負傷 7名 全壊 1棟 2世帯 半壊 10棟 10世帯 一部損壊 1,105棟 1,133世帯 床上浸水 1棟 1世帯 床下浸水 23棟 23世帯 農林商工関係等被害	旧小野田市
"	"	"	31.5	最大風速 45.3m/S	家屋全壊 2件 家屋半壊 1件 家屋一部破損 8件 床上浸水 11件 床下浸水 23件 耕地災害 2件 林業災害 1件 水産災害 4件 土木災害 18件 商工災害 29件 衛生災害 3件 文教災害 15件 その他災害 261件	旧山陽町
H5	7.27	大雨	120		床下浸水 20棟 26世帯	旧小野田市
H5	8.2	大雨	125		床上浸水 1棟 1世帯 床下浸水 35棟 46世帯 土木関係被害	旧小野田市
H7	7.2 ～6	大雨	391.5		床下浸水 40棟 40世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
H7	7.2	豪雨	192	梅雨前線 最大時間雨量 38.5mm 厚狭川水位 2.5m	耕地災害 90件 林業災害 5件 土木災害 69件 衛生災害 1件 その他災害 1件	旧山陽町
H7	9.23 ～24	台風 14号	123.9		床下浸水 39棟 39世帯 農水産関係被害	旧小野田市
H8	8.14	台風 12号	116		床下浸水 38棟 38世帯	旧小野田市
H9	5.13 ～14	大雨	149		床下浸水 35棟 35世帯 農林土木関係等被害	
H9	7.6 ～13	大雨	234.5		土木関係被害	旧小野田市
H10	5.11 ～12	大雨	133		土木関係被害	旧小野田市
H10	6.21	大雨	74.5		土木関係被害	旧小野田市
H10	10.17	台風 10号	65.5		土木関係被害	旧小野田市
H11	6.28 ～29	大雨	107		床下浸水 2棟 2世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
H11	9.24	台風 18号 竜巻 高潮	95	最大瞬間風速 E52.0m/S(小野田市消防本部) 竜巻発生	災害対策本部設置 災害救助法適用 重傷者 13名 軽傷者 75名 全壊 17棟 33世帯 半壊 151棟 154世帯 一部損壊 499棟 床上浸水 83棟 110世帯 床下浸水 276棟	旧小野田市

災害発生時期		災害原因	雨量 (降始め ~降終わり)	気象概要	被害状況	特記事項
年	月 日					
H11	9.24	台風 18号 高潮	80	午前9時風速 NNE40.0m/S(山陽地区消防組合)	災害対策本部設置 災害救助法適用 避難勧告発令 軽傷者 5名 全壊 32棟 32世帯 半壊 422棟 422世帯 一部損壊 14棟 14世帯 床下浸水 84棟 84世帯	旧山陽町
H12	6.28	大雨	70		床上浸水 1棟 1世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
H12	7.4	大雨	48	雷雨	床下浸水 5棟 5世帯	旧小野田市
H13	6.19 ~20	大雨	143.5		床下浸水 5棟 2世帯 農林土木関係等被害	旧小野田市
H13	7.12	大雨	70.5		土木関係被害	旧小野田市
H14	9.16	大雨	104		床下浸水 6棟 6世帯	旧小野田市
H15	7.11 ~12	大雨	70.5		土木関係被害	旧小野田市
H15	7.18 ~21	大雨	105		土木関係被害	旧小野田市
H15	7.29	大雨	118.5		土木関係被害	旧小野田市
H15	8.7 ~8	大雨	20.5		土木関係被害	旧小野田市
H15	8.11	大雨	26.5		土木関係被害	旧小野田市
H15	8.28	竜巻			一部損壊 35棟 36世帯	旧小野田市
H15	8.28	竜巻			一部損壊 12棟 12世帯	旧山陽町
H16	8.30	台風 16号	141.5	最大瞬間風速 E29.5m/S(小野田市消防本部)	床下浸水 6棟	旧小野田市
H16	8.30	台風 16号			災害対策本部設置	旧山陽町
H16	9.7	台風 18号	47	最大瞬間風速 E44.6m/S(小野田市消防本部)	軽傷者 9名 全壊 3棟 6世帯 一部損壊 641棟 床下浸水 16棟	旧小野田市
H16	9.7	台風 18号			災害対策本部設置 避難勧告発令 軽傷者 3名 全壊 5棟 5世帯 半壊 1棟 1世帯 一部損壊 191棟 191世帯 床上浸水 9棟 10世帯 床下浸水 92棟 92世帯	旧山陽町
H16	9.29	台風 21号			重傷者 1名	旧小野田市
H16	10.20	台風 23号			一部損壊 2棟	旧小野田市
H16	10.20	台風 23号			一部損壊 13棟 13世帯	旧山陽町
H17	9.6	台風 14号	148	最大風速 E33.9m/S	災害対策本部設置 避難勧告発令 被害なし	
H18	9.17	台風 13号	16	最大風速 E37.1m/S	災害対策本部設置 避難勧告発令 停電 13,911世帯	

災害発生時期		災害原因	雨量 (降始め ～降終わり)	気象概要	被害状況	特記事項																																																						
年	月 日																																																											
H30	7. 3	台風 7号	52		水防本部設置 避難準備・高齢者等避難開始【土砂災害】 (市内全域) 農林土木関係等被害																																																							
H30	7. 5 ～9	大雨		小野田地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日 付</th> <th colspan="2">竜王雨量観測局</th> <th>最大水位</th> </tr> <tr> <th>総雨量(mm)</th> <th>時間最大(mm)</th> <th>有帆新橋(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 5</td> <td>87</td> <td>14</td> <td>0.76</td> </tr> <tr> <td>7. 6</td> <td>124</td> <td>16</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>7. 7</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>7. 8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.44</td> </tr> <tr> <td>7. 9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> 山陽地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日 付</th> <th colspan="2">大正川雨量観測局</th> <th>最大水位</th> </tr> <tr> <th>総雨量(mm)</th> <th>時間最大(mm)</th> <th>厚狭大橋(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 5</td> <td>62</td> <td>14</td> <td>0.59</td> </tr> <tr> <td>7. 6</td> <td>146</td> <td>25</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>7. 7</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>7. 8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.56</td> </tr> <tr> <td>7. 9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.47</td> </tr> </tbody> </table>	日 付	竜王雨量観測局		最大水位	総雨量(mm)	時間最大(mm)	有帆新橋(m)	7. 5	87	14	0.76	7. 6	124	16	1.92	7. 7	6	3	1.09	7. 8	0	0	0.44	7. 9	1	1	1.01	日 付	大正川雨量観測局		最大水位	総雨量(mm)	時間最大(mm)	厚狭大橋(m)	7. 5	62	14	0.59	7. 6	146	25	3.26	7. 7	3	2	1.39	7. 8	0	0	0.56	7. 9	0	0	0.47	災害対策本部設置 避難勧告【土砂災害】 (市内全域) 避難勧告【厚狭川洪水】 (厚狭川洪水浸水想定区域内) 避難指示(緊急)【土砂災害】 (埴生 大持地区) 床下浸水 1件 土砂災害大小あわせて19箇所 桜川越水	平成30年7月豪雨
日 付	竜王雨量観測局		最大水位																																																									
	総雨量(mm)	時間最大(mm)	有帆新橋(m)																																																									
7. 5	87	14	0.76																																																									
7. 6	124	16	1.92																																																									
7. 7	6	3	1.09																																																									
7. 8	0	0	0.44																																																									
7. 9	1	1	1.01																																																									
日 付	大正川雨量観測局		最大水位																																																									
	総雨量(mm)	時間最大(mm)	厚狭大橋(m)																																																									
7. 5	62	14	0.59																																																									
7. 6	146	25	3.26																																																									
7. 7	3	2	1.39																																																									
7. 8	0	0	0.56																																																									
7. 9	0	0	0.47																																																									
R3	8. 11 ～18	大雨	319		水防本部設置 高齢者等避難【土砂災害】 (市内全域) 避難指示【土砂災害】 (市内全域)																																																							
R4	7. 18 ～19	大雨	223	大正川 雨量局 累加雨量 223mm 1時間最大雨量 54mm	水防本部設置 避難指示【土砂災害】(市内全域) 緊急安全確保(厚狭一部地域) 床上浸水 11件 床下浸水 5件	線状降水帯発生																																																						
	9. 18 ～19	台風 14号		最大瞬間風速 E34.0m/S	災害対策本部設置 高齢者等避難【高潮】(市内全域) 避難指示【高潮】(市内沿岸部) 避難指示【洪水】(随光川、桜川周辺)	災害救助法適用																																																						
R5	6. 30～ 7. 2	大雨	267	大正川 雨量局 累加雨量 267mm 1時間最大雨量 54mm	災害対策本部設置 緊急安全確保(随光川・桜川周辺) 避難指示【浸水害】(厚狭北部・厚狭大橋周辺) 避難指示【土砂災害】(埴生・津布田・出合・厚狭・厚陽・高千帆・高泊・有帆校区) 高齢者等避難【浸水害】(桜川・大正川周辺) 床上浸水 17件 床下浸水 54件	線状降水帯発生																																																						
	7. 7～ 7. 12	大雨	348	大正川 雨量局 累加雨量 298mm 1時間最大雨量 36mm	水防本部設置 避難指示【浸水害】 (厚狭地区【大正川・桜川】) 避難指示【土砂】 (市内全域)																																																							

R6	6.30～ 7/1	大雨	201	東川 雨量局 累加雨量 122mm 1時間最大雨量 38mm	水防本部設置 避難指示（松ヶ瀬、赤川、柳瀬、杓山田、湯ノ峠）（桜川、大正川流域） 高齢者等避難（厚狭地区、出合地区、殖生地区）	
	7/10	大雨	216	竜王山 雨量局 累加雨量 216mm 1時間最大雨量 88mm	水防本部設置 避難指示【土砂災害】（市内全域） 避難指示【浸水害】（随光川、桜川、大正川） 床上浸水 3件 床下浸水 2件	

1 1 様式集

[11-(1)] 災対法における事前措置に係る予告通知様式

第 年 (年) 月 日 号

住 所
氏 名 様

市 長 町 (等) 印

事前措置予告通知書

貴所有（管理等）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害を拡大させる恐れがあり、災害対策基本法（等）に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設備物件の名称	数量	措置の方法

[11-(2)]被害発生報告様式(市→県)

被害発生報告書

1 報告機関等

● 災害名 []

〔 第 報 年 月 日 時 分現在 確定報 〕

市 名 :	部 課 名 :
記 入 者 名 :	電 話 :

2 災害発生状況

(1) 人的被害

区 分	人 員	氏名・年齢、被災の概要
死 者	人	
行方不明	人	
重 傷 者	人	
軽 傷 者	人	

(2) 住家・非住家被害

区 分	棟	世 帯	人	被災の概要
住 家	全 壊	棟	人	
	半 壊	棟	人	
	一部損壊	棟	人	
	床上浸水	棟	人	
	床下浸水	棟	人	
非住家	全 壊	棟	人	
	半 壊	棟	人	

(3) その他公共施設

① 道路被害

区 分	路線名	場 所 ・ 区 分	原 因	規 制	規制開始・解除時間
国 道 県 道 市 町		場 所	事前規制 崩 土 そ の 他	全 面 片 側	規制開始 月 日 時 分
		区 間 ~			規制解除 月 日 時 分
国 道 県 道 市 町		場 所	事前規制 崩 土 そ の 他	全 面 片 側	規制開始 月 日 時 分
		区 間 ~			規制解除 月 日 時 分
国 道 県 道 市 町		場 所	事前規制 崩 土 そ の 他	全 面 片 側	規制開始 月 日 時 分
		区 間 ~			規制解除 月 日 時 分

② 河川被害

河川名	発生場所	概要等

③ ため池被害

ため池名	発生場所	概要等

④ 土砂崩れ被害

発生場所	概要等

⑤ ライフライン被害

断 水	地域	世帯	発生	日	時	発生	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	発生	日	時
停 電	地域	世帯	発生	日	時	発生	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	発生	日	時
電話不通	地域	世帯	発生	日	時	発生	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	発生	日	時

3 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部等の設置状況

区 分	設 置 日 時	廃 止 日 時
災 害 対 策 本 部	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ()	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ()	月 日 時 分	月 日 時 分

(2) 避難措置状況

① 避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	
		人		人	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	
		人		人	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	
		人		人	日	時

② 自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	
		人	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	
		人	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	
		人	日	時

(3) 消防機関等の出動状況

区 分	地 域	目 的	日 時		出動人員等(延)	
			出 動	撤 収	人員(人)	車両(台)
消防職員						
消防団員						
市 職 員						

4 その他

被害報告要領

1 報告内容について

災害応急対応について、市町のみでは対応が困難な場合、県、国等の防災関係機関の応援活動が必要となる。速やかな応援活動が実施できるように次の場合はその概要を直ちに県へ報告すること。

(1) 被害が発生したとき

速やかに対応できるよう発生直後すぐに「被害の概要」、「市町等がとった措置」等を報告すること。

(2) 巡回等の結果、被害発生の前兆など異常現象等を発見したとき

(3) 住民等から被害発生の前兆など異常現象等の連絡があったとき

(4) 避難勧告・指示（住民の自主避難を含む）があったとき

2 報告方法について

報告は、電話またはファクシミリにより直ちに連絡すること。

ファクシミリの報告の場合、様式「被害発生報告書」により報告できる場合は、本要領中「3 被害発生報告書による報告」に従い報告すること。

3 被害発生報告書による報告

「被害発生報告書」により報告する場合は、下記に従い必要事項を記入の上報告すること。

(1) 「1 報告機関等」

ア 「●災害名」については、「○月○日～○月○日の大雨」、「台風○号」など、名称で災害が特定できるように記入する。

イ 「第○報○年○月○日○時○分現在」を記入する。確定報であれば、「確定報」を○で囲み「○年○月○日」を記入する。

ウ 「市町名」、「記入者名」、「電話番号」を記入する。

(2) 「2 被害発生状況」

ア 「(1) 人的被害」

「災害による被害報告について（昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官）」により記入する。住所、氏名、年齢、性別、被災の原因等についても記入する。

イ 「(2) 住家・非住家被害」

「災害による被害報告について（昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官）」により記入する。被災した住家・非住家の住所、被災状況等の概要についても記入する。

ウ 「(3) その他公共施設等」

(ア) 「①道路被害」

国道、県道、市町道で通行止めがあった場合、該当の「区分」を○で囲み、「路線名」、崩土等の発生した「場所」、規制された「区間」、被災等の「原因」、「規制の開始・解除時間」を記入する。

(イ) 「②河川被害」

堤防決壊、越水等があった場合、「河川名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(ウ) 「③ため池被害」

堤防の決壊、越水等があった場合、「ため池名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(エ) 「④土砂崩れ被害」

土砂崩れ被害が発生した場合、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(オ) 「⑤ライフライン被害」

断水、停電、電話の不通があったとき、その状況を記入。

(3) 「3 災害に対してとられた措置の概要」

ア 「(1) 災害対策本部等の設置状況」

災害対策本部、第一警戒体制、第二警戒体制等の体制をとった場合には、設置・廃止の日時を記入する。災害対策本部以外の体制は、その他の体制にその体制名を記入する。

イ 「(2) 避難措置状況」

(ア) 「①避難指示」

災害対策基本法第 60 条の避難指示を発令したとき、その内容を記入する。

(イ) 「②自主避難」

災害対策基本法第 60 条に規定される避難指示、避難勧告以外の自主的な避難があった場合に記入する。

ウ 「(3) 消防機関等の出動状況」

消防職員、消防団、市町職員別に活動状況を記入する。

(4) 「4 その他」

上記項目以外の被害の発生、災害の応急対応など、特に報告の必要があるものについて記入する。

※ 被害の概要等について本様式に書き込めない場合は、別紙を作成、添付し送付すること。被害の数値は累計することとし、報告時点の最新数値を記入すること。

4 配備体制解除後の対応について

各市町においてとられた配備体制を解除したときは、必ず「被害発生報告書」の 3 の (1) に「体制を解除したこと」を記入の上、「被害の状況」等も記入しファクシミリで報告すること

[11-(3)]自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第 83 条の規定により、下記のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣要請を依頼する理由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

4. その他参考となるべき事項

集結地、ヘリポートの状況等

[11-(4)]自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急作業も概ね終了しましたから、下記のとおり、自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請します。

記

1. 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2. 撤収作業内容

3. その他

[11-(5)]山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式第1号

山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要請市町 消防本部(局)	市町・本部名 電話	発信者 F a x	
2	発生日時	年 月 日 () 時 分頃		
3	緊急運航種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 災害応急 (5) その他 ()		
4	要請内容	(1) 消火 (2) 救助 (3) 救急 (4) 物資搬送 (5) その他 ()		
5	出 動 状 況	発生場所		
6		事故概要		
7		離着陸場	名称 () GPSコード (Y__ __ __ __) 場所 () 市・町 調整中	
8		通信手段	消防本部名 通信手段(全国波1, 2, 3・県内波・その他) _____ MHz 呼び出し名称 () ・通信手段なし	
9		気象状態	天候	(晴れ) (曇り) (雨) (不明)
			雲の状態	(雲はあるが山にかかっていない) (中腹に雲あり) (山頂に雲あり) (雲なし) (不明)
	風の状況		(無風) (弱い) (強い) (不明)	
10	現場指揮者	所属	職名 氏名	
11	搭乗予定	消防職員 () 名 救命士 () 名 医師 () 名 看護師 () 名 その他 () 名		
12	活動隊	消防隊(現場着・出動中) 救助隊(現場着・出動中) 救急隊(現場着・出動中) その他(現場着・出動中)		
		航空センター受信者		

※地図(目標)を添付してください

次については、航空センターから連絡します。

13	運航指揮者	指揮者名	出動者数	(内隊員 名)
14	通信手段	(全国波1, 2, 3・県内波・その他) コールサイン		
15	要請元到着予定時間	年 月 日 () 時 分		
16	活動予定時間	時間 分		
山口県消防防災航空センター 電話 0836-37-6422 Fax 0836-37-6423				

[11-(6)]災害等状況報告書(ヘリコプター緊急運航)

様式第3号

第 _____ 号
年 月 日

山口県消防防災ヘリコプター運航責任者
山口県総務部防災危機管理課長 様

要請機関の長 印

災 害 等 状 況 報 告 書

山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

発 生 日 時	年 月 日 () 時 分		
発 生 場 所			
災害等の概要			
活 動 内 容			
事 故 種 別	火災 ・ 救急 救助 ・ その他 ()		
	連携活動 (出動隊)	傷病程度及び行方不明	活動内容チェック
消防防災ヘリ	隊 名	死 亡 名	消 火 <input type="checkbox"/>
ドクターヘリ	隊 名	重 篤 名	救 助 <input type="checkbox"/>
ドクターカー	隊 名	重 傷 名	救 急 <input type="checkbox"/>
救 急 隊	隊 名	中等症 名	転院搬送 <input type="checkbox"/>
救 助 隊	隊 名	軽 症 名	人員搬送 <input type="checkbox"/>
消 防 隊	隊 名	その他 名	医師搬送 <input type="checkbox"/>
その他 ()	隊 名	行方不明 名	物資搬送 <input type="checkbox"/>
合 計	隊 名	合 計 名	そ の 他 <input type="checkbox"/>
その他参考 となる事項			

